

令和2年度

高松市包括外部監査報告書

公認会計士 石川 千晶

令和2年度 高松市包括外部監査報告書

目次

監査のテーマ 持続可能な財政運営

第一節 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件(監査テーマ)	1
3 事件(監査のテーマ)を選定した理由	1
4 外部監査の方法	2
(1) 監査の視点	2
(2) 主な監査手続き	2
5 外部監査の実施期間及び対象	2
6 外部監査人・補助者	2
7 利害関係	2
8 指摘事項の記載方法	2
9 その他	3
第二節 監査対象の検討	4
1 高松市の財政	4
(1) 概要	4
(2) 歳出	5
(3) 公債	8
(4) 固定資産台帳	10
2 公営企業及び特別会計への一般会計繰出金	17
(1) 公営企業	17
(2) 特別会計	17
3 資産管理(不動産)	21
(1) 他市比較	21
(2) 公共施設等総合管理計画	22
(3) 未利用資産	31
第三節 個別の検討(公営企業及び特別会計)	37
1 高松市病院事業会計	37
(1) 施設の概要	37
(2) 投資額及び利用状況	39
(3) 現状及び課題	45
2 特別会計直営診療施設勘定(男木・女木診療所)	48

(1) 施設の概要	48
(2) 投資額及び利用状況	49
(3) 現状及び課題	52
3 食肉センター事業特別会計	53
(1) 概要	53
(2) 投資額及び利用状況	53
(3) 現状及び課題	55
4 卸売市場事業特別会計	57
(1) 概要	57
(2) 投資額及び利用状況	57
(3) 現状及び課題	60
5 競輪事業特別会計	62
(1) 概要	62
(2) 投資額及び利用状況	62
(3) 現状及び課題	64
6 駐車場事業特別会計	68
(1) 概要	68
(2) 投資額及び利用状況	68
(3) 現状及び課題	75
第四節 個別の検討（一般会計）	78
1 小中学校	78
(1) 概要	78
(2) 投資額及び利用状況	79
(3) 現状及び課題	82
2 学校給食	84
(1) 概要	84
(2) 投資額及び利用状況	84
(3) 現状及び課題	89
3 幼稚園・保育所・認定こども園	90
(1) 概要	90
(2) 投資額及び利用状況	91
(3) 現状及び課題	98
4 児童館	99
(1) 概要	99
(2) 投資額及び利用状況	100
(3) 現状及び課題	101

5	住宅－公営住宅	102
	(1) 概要	102
	(2) 投資額及び利用状況	106
	(3) 他市比較等	111
	(4) 現状及び課題	112
6	住宅－教員住宅	116
	(1) 概要	116
	(2) 投資額及び分布	116
	(3) 現状及び課題	117
7	高松市屋島ファミリーホーム	118
	(1) 概要	118
	(2) 投資額及び利用状況	118
	(3) 現状及び課題	119
8	スポーツ施設	120
	(1) 概要	120
	(2) 投資額及び利用状況	120
	(3) 現状及び課題	126
9	本庁・総合センター・支所	129
	(1) 概要	129
	(2) 投資額及び利用状況	129
	(3) 現状及び課題	131
10	地域包括支援センター・保健センター・医療	134
	(1) 概要	134
	(2) 投資額及び利用状況	135
	(3) 現状及び課題	136
11	衛生施設	137
	(1) 概要	137
	(2) 投資額及び利用状況	137
	(3) 現状及び課題	138
12	廃棄物処理施設	140
	(1) 概要	140
	(2) 投資額及び利用状況	140
	(3) 現状及び課題	142
13	斎場	144
	(1) 概要	144
	(2) 投資額及び利用状況	144

(3) 現状及び課題	145
14 墓地	147
(1) 概要	147
(2) 投資額及び利用状況	147
(3) 現状及び課題	153
15 消防施設	156
(1) 概要	156
(2) 投資額及び利用状況	157
(3) 現状及び課題	165
16 産業施設（農林水産関係）	167
(1) 概要	167
(2) 投資額及び利用状況	167
(3) 現状及び課題	169
17 観光保養施設	173
(1) 概要	173
(2) 投資額及び利用状況	173
(3) 現状及び課題	180
18 集会施設－コミュニティセンター	182
(1) 概要	182
(2) 投資額及び利用状況	182
(3) 現状及び課題	185
19 集会施設－農林水産課	186
(1) 概要	186
(2) 投資額及び利用状況	186
(3) 現状及び課題	187
20 集会施設－人権啓発課	189
(1) 概要	189
(2) 投資額及び利用状況	189
(3) 現状及び課題	190
21 集会施設－総合センター	191
(1) 概要	191
(2) 投資額及び利用状況	191
(3) 現状及び課題	193
22 老人いこいの家	195
(1) 概要	195
(2) 投資額及び利用状況	195

(3) 現状及び課題	196
23 たかまつミライエ（こども未来館）	198
(1) 概要	198
(2) 投資額及び利用状況	198
(3) 現状及び課題	199
24 夜間診療所及び駐車場	200
(1) 概要	200
(2) 投資額及び利用状況	201
(3) 現状及び課題	203
25 公園	205
(1) 概要	205
(2) 投資額及び利用状況	205
(3) 現状及び課題	210
26 道路	212
(1) 概要	212
(2) 投資額及び利用状況	212
(3) 現状及び課題	215

第一節 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(監査テーマ)

持続可能な財政運営

3 事件(監査のテーマ)を選定した理由

高松市は、市の財政について、各種指標をホームページにより公開している。

他の中核市平均と比較したもののうち、実質公債費比率は、中核市平均 6.6%に対し、高松市は 8.1%と高く、将来負担率も中核市平均 60.8%に対し、高松市は 73.4%と高く、ともに公債等の借入依存が高いことを示している。

また、年度ごとの収支推移の説明によると、歳入については、「収入の半分は自分たちで稼ぎ、残りの半分は仕送りや借金に頼っている状態です。」とされ、歳出については、「生活費やローンなど、必ず支払わなければいけないお金は支出のうち半分程度という状況です。最近家を増築したため、今後ローンの支払いが増える予定です。」とされている。

令和 2 年の地方自治体は、新型コロナウイルスにより予期せぬ対応を求められた。主として、都道府県ごとに対応が決定されていたものの、県都としての高松市の役割は大きく、また、県内の自治体ごとにも、助成等の内容が異なることもあった。

基礎自治体は、国の制度に基づき、補助金や扶助費を支払う事務も多く、財源は複雑であり、独自の財源で全ての経費を賄うことは期待されていないが、市のホームページにも掲載されているように、高松市では、近年債務が増加しており、増加の主な理由は、施設の建設費である。

国が膨大な赤字国債を発行し続けている中で、不測の事態に備え、財政の健全化は今まで以上に求められる。不要不急の整備は控えるべき時期にある一方、高松市の既存の社会資本や施設は多く、維持費や再投資も多額になっている。

高松市は、平成 30 年に、高松市施設再編計画を策定しており、5 年ごとに見直すとしているが、市の公開する固定資産台帳の資産総額は、4,584 億円と多額であり、施設再編計画に含まれていないものも多く見られる。計画に含まれない資産の管理方針を確認するとともに、計画の進捗状況を確認し、コロナ後の社会情勢に合致した計画であるのか等、検討することを通じて、持続可能な財政運営を考えることが、今の高松市にとって重要と考えたものである。

4 外部監査の方法

(1) 監査の視点

- ① 高松市の財政に関して、影響を与えるもののうち、高松市がコントロール可能であるものは何か。
- ② 高松市と他都市を比べ、特徴的な事項はないか。また、県の中で、高松市の占める位置はどのようなものか。
- ③ 高松市施設再編計画は、適切に実施されているか。
- ④ 施設の管理状況は適切で、経済的に実施されているか。使用状況が大きく変わった場合に、把握できる状態になっているか。
- ⑤ 管理部署ごとに、施設の管理状況、更新計画に大きな差がないか。
- ⑥ 施設の除却費用についても考慮されているか。

(2) 主な監査手続き

- ・ヒアリング
- ・関係書類の閲覧・照合
- ・関連法規・条例等との整合性チェック
- ・抜き取りテスト
- ・分析
- ・視察、現況確認

5 外部監査の実施期間及び対象

令和2年4月1日から令和3年1月25日

令和2年度の現状検討を基本としているが、数値等については、主として令和元年度の市の財政収支について検討している。

6 外部監査人・補助者

包括外部監査人 石川 千晶（公認会計士）

補助者 勝丸 充啓（弁護士） 後藤 哲夫（一級建築士）

國方 也実 屋嶋 葵 丸尾 由衣 山田 直子

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

8 指摘事項の記載方法

合規性に問題があるもの、手続き上の不備、誤謬、政策目的から著しく乖離した業務実施

等について、監査の結果として記載し、経済性・効率性・有効性の観点から課題のあるもの、また市民間の公平性に課題のあるもの、市の政策目的実施のために実施方法に改善が望まれるものなどについては意見として記載することとした。

9 その他

- ・当報告書上の団体・法人・個人名等の記載方法、掲載の可否については、高松市情報公開条例及び高松市個人情報保護条例に従って判断している。

- ・当報告書上に掲載したデータについては、可能な限り出所を記載しているが、高松市から入手した資料については、出所を記載していないものがある。

- ・数値については、単位未満を切り捨てて表示している表があり、表の合計欄の数値と、表の数値の合計は必ずしも一致しない。

- ・当該報告書に掲載した写真のうち、出所の記載のないものは監査人が撮影したものであり、その他の写真は、全て高松市又は高松市の委託事業で実施しているホームページから入手したものである。

- ・今年度の監査にあたり、高松市がホームページで公開している、平成30年度の固定資産台帳を使用して、各種の集計を試みている。資産名、所在地などから、施設ごとの取得価額、期末帳簿価額、これらのうちの土地の金額を集計したが、名称や所在地についても必ずしも現在の名称で登録されていないこと、数万行に及ぶ台帳を目視で分類したことなどから、集計は必ずしも正確ではない。また、そもそも、自治体の固定資産台帳は、企業会計のように、複式簿記から導かれる残高を持たず、作成ルールに基づき、算出されたものである。このような制約はあるものの、自治体の保有資産情報は、主として面積等で管理されており、個々の資産の取得金額等の情報が一覧できるものは固定資産台帳のみであることから、これを用いて分類、集計を試みることにした。一定の金額の面での感覚は把握できたように思われる。各項目に記載した金額について、必ずしも正確ではないことについてはご留意いただきたい。

第二節 監査対象の検討

1 高松市の財政

(1) 概要

令和元年度の包括外部監査の実施過程で、多部門から、事業に関する予算が足りない、という話をよく耳にした。財政に余裕のある自治体は少ないが、昨年の高松市は、以前に比べてかなり厳しい状態であると思われた。

市の財政については、高松市が自ら分析し、高松市のホームページに掲載している。それによると、平成22年から令和元年の間、一般会計の歳入については、市税は増加しているものの、トータルの自主財源は減少し、令和元年度は790億円で、自主財源比率はちょうど半分の50%となっている。

その間、平成29年をピークに、大きく増加しているのは、公債収入であり、これは借入金であるので、自主財源比率が下がる要因になっている。

(単位：億円、%)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
歳入総額	1,529	1,539	1,537	1,564	1,579	1,634	1,700	1,759	1,611	1,583
公債	160	159	160	161	194	196	237	262	193	150
自主財源比率	51.6	50.5	53.0	51.9	50.7	49.9	49.4	48.4	50.6	50.0
H22と比較した各年度の増減額										
歳入総額	0	10	8	35	50	105	171	230	82	54
公債	0	△1	0	1	34	36	77	102	33	△10

※高松市の公表している財政状況の年度推移より。以下2表も同じ。

同じく一般会計について、性質別の歳出を見ると、義務的経費が令和元年度で歳出総額1,545億の58パーセントを占め、その中でも扶助費が432億と多額である。

推移を見ると、総額は平成26年から29年の間に増加し、この主要因は建設費の増加である。一方、借入金収入にあたる公債収入は前の表のように増えているが、返済と利払いにあたる公債費はそう増えていない。

(単位：億円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
歳出総額	1,477	1,472	1,459	1,497	1,517	1,568	1,640	1,725	1,577	1,545
扶助費	352	367	368	366	373	387	386	390	387	432
公債費	180	176	169	166	165	164	168	175	176	165
建設事業費	171	176	176	179	200	223	283	330	154	157
H22と比較した各年度の増減額										
歳出総額	0	△5	△18	20	40	91	163	248	100	68
扶助費	0	15	16	14	21	35	34	38	35	80
公債費	0	△4	△11	△14	△15	△16	△12	△5	△4	△15
建設事業費	0	5	5	8	29	52	112	159	△17	△14

このため、建設費の財源として、臨時財政対策債を除く市の債務は、平成27年度より4

年続けて増加し、市民一人当たりの債務額も、中核市平均を超えることとなっている。また、この間、市の資産である基金も大きく取り崩されている。

なお、臨時財政対策債は、金額は大きいですが、国庫が負担すべき部分を市が代わりに公債発行しているものとされており、純粋な意味で市の借り入れとは異なると認識されている。

(単位：億円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
臨時財政対策債	1,026	970	924	869	862	869	923	1,005	1,023	1,007
上記以外	426	487	545	612	665	703	730	747	756	765
合計	1,452	1,457	1,469	1,481	1,527	1,572	1,653	1,752	1,779	1,772
H22と比較した各年度の増減額										
臨時財政対策債	0	△ 56	△ 102	△ 157	△ 164	△ 157	△ 103	△ 21	△ 3	△ 19
上記以外	0	61	119	186	239	277	304	321	330	339

(2) 歳出

1) 高松市の状況

歳出について、ホームページでは、次のように解説されている。

歳出（性質別）において、大きな割合を占めているのは、扶助費や人件費、公債費といった義務的経費です。

推移を見ると、財政の硬直化を示す人件費・扶助費・公債費を合わせた義務的経費の歳出に占める割合は、令和元年度において 58.0% となり、前年度比で 3.2 ポイントの増となっています。

今後も社会保障費の増大による扶助費の増、近年大型建設事業が続いていたことによる公債費の増が予想され、義務的経費は増加していくことが予想されます。

一般会計歳出のうち、建設費は次のように推移している。

項目	推移（単位：百万円）					
	H25	H26	H27	H28	H29	H30
建設事業費合計	17,915	20,010	22,313	28,311	32,983	15,352
普通建設事業費	17,871	19,958	22,253	28,209	32,818	14,965
補助事業費	8,699	5,207	4,452	6,787	13,993	4,784
単独事業費	9,172	14,751	17,801	21,421	18,824	10,181
災害復旧事業費	44	52	60	103	166	387

高松市歳入歳出決算事項別明細書より、高松市の一般会計歳出の推移をさらに細かく見ると、次のようになる。

項目	推移（単位：百万円）						
	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人件費		28,022	27,857	29,927	29,463	29,520	30,135
物件費		16,658	16,853	17,351	16,967	16,083	16,027
維持管理費		1,669	1,538	1,565	1,589	1,433	2,108
扶助費		36,643	37,340	38,719	38,616	39,016	38,699
補助費等		16,833	17,279	17,112	17,188	17,920	17,932
建設事業費		17,915	20,010	22,313	28,311	32,983	15,352
公債費		16,556	16,534	16,423	16,811	17,477	17,624
積立金		4,530	2,060	152	1,517	2,005	3,215
投資及び出資金		193	291	812	984	3,364	2,488
貸付金		367	363	372	1,101	1,519	1,342
繰出金		10,266	11,558	12,010	11,425	11,211	12,736
合計		149,652	151,683	156,756	163,972	172,531	157,658
うち義務的経費		81,221	81,732	85,069	84,890	86,014	86,458
義務的経费率%		54.3	53.9	54.3	51.8	49.9	54.8

項目	平成25年度を100とした趨勢値					
	年度	H26	H27	H28	H29	H30
人件費		99.4	106.8	105.1	105.3	107.5
物件費		101.2	104.2	101.9	96.5	96.2
維持管理費		92.2	93.8	95.2	85.9	126.3
扶助費		101.9	105.7	105.4	106.5	105.6
補助費等		102.6	101.7	102.1	106.5	106.5
建設事業費		111.7	124.5	158.0	184.1	85.7
普通建設事業費		111.7	124.5	157.8	183.6	83.7
補助事業費		59.9	51.2	78.0	160.9	55.0
単独事業費		168.0	194.1	233.5	205.2	111.0
災害復旧事業費		118.2	136.4	234.1	377.3	879.5
公債費		99.9	99.2	101.5	105.6	106.5
積立金		45.5	3.4	33.5	44.3	71.0
投資及び出資金		150.8	420.7	509.8	1,743.0	1,289.1
貸付金		98.9	101.4	300.0	413.9	365.7
繰出金		112.6	117.0	111.3	109.2	124.1
合計		101.4	104.7	109.6	115.3	105.3
うち義務的経費		100.6	104.7	104.5	105.9	106.4

平成26年度から、単独事業の建設事業費が大きく増加している。他にも、災害復旧費、投資及び出資金の増加率は大きい。投資及び出資金は、病院事業への出資金と貸付金が大半を占めている。災害復旧費は、歳出のうち大部分が国により賄われるとされている。また、繰り出し金も、公債費に次ぐ水準である。

2) 他市比較

中核市市長会のホームページより、中核市のうち、県庁所在市から、東日本大震災の特別収入が多額である市を除いて、歳出データの平均を計算し、項目別に、高松市の構成比と平均値の構成比とを比べると次のようになった。

平成 30 年度では、総務費、衛生費がそれぞれ 2.5 ポイント高く、商工費が 2.0 ポイント、土木費が 3.3 ポイント低い。それぞれについて、総務費は、高性能消防指令システム等整備費により、衛生費は、西部クリーンセンター大規模改修費などが含まれていると思われる。

H30年度24市							
項目	単位	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費
平均①		0.5	9.2	41.8	8.0	0.2	1.7
高松市②	%	0.5	11.6	42.2	10.5	0.2	1.5
②-①=③		△ 0.0	2.4	0.4	2.5	△ 0.0	△ 0.2
③金額※	千円	△ 32,832	3,716,575	696,037	3,874,169	△ 14,327	△ 295,487
項目	単位	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費
平均①		3.0	11.1	3.0	9.9	0.4	11.1
高松市②	%	1.0	7.8	3.2	10.1	0.2	11.2
②-①=③		△ 2.0	△ 3.3	0.2	0.2	△ 0.2	0.1
③金額※	千円	△ 3,217,530	△ 5,148,048	315,187	387,417	△ 280,927	98,496

※24市平均との構成比差を高松市歳出総額から金額に置き換えたもの。

平成 29 年度では、総務費は 4.3 ポイント高く、衛生費は 4.7 ポイント高い。教育費も 2.1 ポイント高い。総務費は、防災庁舎の建設により、衛生費は、西部クリーンセンター大規模改修費が含まれていると思われ、教育費は、栗林小学校の改築やヨット競技場整備が要因と思われる。

H29年度 24市							
項目	単位	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費
平均①		0.5	9.2	41.7	7.8	0.2	1.7
高松市②	%	0.4	13.5	38.5	12.5	0.2	1.2
②-①=③		△ 0.1	4.3	△ 3.2	4.7	△ 0.0	△ 0.5
③金額※	千円	△ 170,677	6,142,016	△ 4,550,988	6,791,256	△ 44,451	△ 729,577
項目	単位	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費
平均①		3.1	11.3	2.9	10.0	0.4	11.1
高松市②	%	0.8	7.7	2.9	12.1	0.1	10.1
②-①=③		△ 2.3	△ 3.6	△ 0.0	2.1	△ 0.3	△ 1.0
③金額※	千円	△ 3,234,387	△ 5,150,969	△ 26,617	2,985,615	△ 498,831	△ 1,373,125

※24市平均との構成比差を高松市歳出総額から金額に置き換えたもの。

平成 28,27 年度は、18 市と比較している。

いずれも、土木費が 2 ポイント台低く、教育費が同じ程度高くなっている。屋島陸上競技場再整備事業費が影響しているものと思われる。

また、いずれの年でも、商工費は中核市県庁所在市平均よりも低く、平成 29 年度までは、公債費も中核市県庁所在市平均よりは低かった。

このように、大規模な施設の建設は、歳出の項目別の比率にも大きな影響を与えている。

H28年度 18市							
項目	単位	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費
平均①		0.5	9.4	42.2	8.0	0.2	1.4
高松市②	%	0.5	10.3	42.5	9.3	0.2	1.5
②-①=③		△ 0.0	1.0	0.3	1.3	0.0	0.1
③金額※	千円	△ 2,588	1,557,114	437,085	2,085,258	72,847	209,436
項目	単位	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費
平均①		2.5	11.1	3.1	10.1	0.2	11.4
高松市②	%	0.9	8.8	3.4	12.5	0.1	10.3
②-①=③		△ 1.6	△ 2.3	0.3	2.4	△ 0.1	△ 1.1
③金額※	千円	△ 2,622,508	△ 3,778,961	446,191	3,951,974	△ 235,616	△ 1,793,868
※18市平均との構成比差を高松市歳出総額から金額に置き換えたもの。							
H27年度 18市							
項目	単位	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費
平均①		0.5	10.0	40.6	8.3	0.2	1.4
高松市②	%	0.5	10.6	41.1	9.1	0.2	1.5
②-①=③		△ 0.0	0.6	0.5	0.8	0.0	0.1
③金額※	千円	△ 72,631	987,982	826,740	1,244,462	43,513	217,563
項目	単位	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費
平均①		2.8	11.1	3.2	10.1	0.2	11.7
高松市②	%	1.6	8.4	3.6	12.9	0.0	10.5
②-①=③		△ 1.2	△ 2.7	0.4	2.8	△ 0.2	△ 1.2
③金額※	千円	△ 1,905,854	△ 4,238,133	626,582	4,429,588	△ 381,824	△ 1,888,449
※18市平均との構成比差を高松市歳出総額から金額に置き換えたもの。							

(3) 公債

高松市の歳入歳出決算事項別明細書より、高松市の公債発行項目の推移を見ると、平成29年、30年の総務、衛生の公債発行額が大きく増加しており、歳出で見た増加要因と一致する。そのほか、民生は平成28年、教育は平成26年から29年まで、高い水準で推移している。

(単位：百万円)

歳入 公債	H26	H27	H28	H29	H30	R1
総務	653	1,680	1,321	5,810	4,332	378
民生	1,002	1,230	5,204	448	365	341
衛生	760	899	978	5,045	2,457	812
労働	0	1	65	0	0	89
農林水産業	99	47	52	68	178	602
商工	53	47	5	4	116	166
土木	1,526	1,807	2,673	1,966	2,009	2,709
消防	1,033	1,050	863	283	150	308
教育	6,177	5,651	6,108	5,640	2,827	3,606
災害復旧	2	5	24	43	97	20
臨時財政対策	8,049	7,155	6,380	6,874	6,805	5,964
	19,352	19,573	23,673	26,180	19,335	14,993

なお、高松市は、平成17年度に旧高松市と6町が合併したため、合併時の建設計画に盛

り込まれた投資に対しては、合併特例債を発行することができる。合併特例債は、返済額の7割が、地方交付税の計算根拠に算入されるもので、実際に国から交付される金額がどの程度増加するか明確に算出することはできないものの、市にとって財政負担が低い公債発行とされている。

高松市財政課によると、合併特例債の使途のうち、金額が20億円を超えるものは、次のとおりである。このうち、地域振興基金造成事業は、個別の事業に対応するものではなく、合併時の建設計画に該当する事業について、この基金から支出されることになる。

(単位：千円)

事業名	屋島陸上競技場再整備事業	危機管理センター整備事業	こども未来館整備事業	新病院整備事業	地域振興基金造成事業
発行金額	6,582,700	5,674,600	5,029,900	4,130,000	3,800,000
事業名	市道整備事業	小学校空調機設置事業	美術館整備事業費	小計	その他
発行金額	2,461,000	2,136,800	2,035,400	34,521,000	14,770,000
市町合併支援道路整備事業（市施行）			発行総額		
2,670,600			49,291,000		

公債の発行と残高について、同じく財政課から入手した推移は次のとおりである。

		(単位：百万円、%)						
項目		H26	H27	H28	H29	H30	R1	
歳入	歳入の公債金額	①	19,352	19,573	23,673	26,180	19,335	14,993
	臨時財政対策債	②	8,049	7,155	6,380	6,874	6,805	5,964
	① - ②	③	11,303	12,418	17,292	19,306	12,530	9,030
	うち合併特例債	④	4,924	5,807	11,395	8,885	4,841	331
	③ - ④	⑤	6,379	6,611	5,897	10,421	7,690	8,699
	④ ÷ ③ 比率 %	⑥	43.6	46.8	65.9	46.0	38.6	3.7
残高	臨時財政対策債以外の債務残高	⑦	86,163	86,902	92,298	100,456	102,268	100,707
	合併特例債残高	⑧	30,087	24,280	12,885	4,000	2,200	1,869
	⑧の増減	⑨	-	△ 5,807	△ 11,395	△ 8,885	△ 4,841	△ 331
	⑦ - ⑧	⑩	56,076	62,622	79,414	96,456	100,068	98,838
	⑩の増減	⑪	-	6,546	16,792	17,042	3,612	△ 1,230
	⑧ ÷ ⑦ 比率 %	⑫	34.9	27.9	14.0	4.0	2.2	1.9

合併特例債の発行は、6年間では、平成28年度が一番多く、令和元年には激減している。また、現在の臨時財政対策債を除く公債残高に占める合併特例債の割合は低く、ほとんどが通常今後返済していかなくてはならない公債である。

(4) 固定資産台帳

1) 概要

高松市では、公会計導入の一環として、資産台帳から固定資産台帳を作成し、公開している。固定資産台帳整備対象の会計は、普通会計と地方公営企業法非適用の特別会計であり、登録する資産は、高松市が所有する資産であって、市の書類によって確認できる資産とされている。合併町などのものは新しく改築などした資産は把握しつつあるが、古くからあるもの（何十年前の取得のもの）は、全てを網羅しているものではない。また、耐用年数が経過しているもの、登記が行われていない法定外公共物などに該当するものは固定資産台帳に記載しないこととされている。

企業のように複式簿記から導き出されるものとは異なり、市の定めたルールに基づき、作成されるものであり、削除を忘れたり、登録が漏れたりしても、残高を照合する対象がなく、完全なものではない。しかし、最近のものについては、ルールに沿って登録されていると思われる。

固定資産台帳の名称、所在地などをたよりに、高松市が実施した公共施設再編整備計画の区分を参考にして区分を試みた。施設名が明記されていないものもあり、区分は概ねの目安であるが、一定の金額的な規模が把握できるように思われる。

(単位：千円)

項目	取得価額	期末帳簿価額
合計	891,475,248	458,449,350
うち、インフラ関係	371,223,671	172,028,595
うち機械等動産	21,850,444	9,892,744
上記以外	498,401,133	276,528,011

※平成30年度末の固定資産台帳から監査人が集計。以下この項は同じ。都市公園や駅前整備などは、ここではインフラに含めていない。

インフラの中の内訳を見ると、次のようになる。道路等については、過去のものは1円で計上されていることから、実際の道路の投資金額が市の資産に占めるウェイトは非常に高いものと思われる。

(単位：千円、件)

項目	取得価額	期末帳簿価額	件数
インフラ関係合計	371,223,671	172,028,595	60,353
うち、道路関係	340,662,894	153,311,717	55,569
うち、港湾関係及び埋立地	23,720,958	9,481,371	789
インフラ関係その他	6,839,818	9,235,507	3,995

インフラ、備品以外の多くはいわゆる施設等であると思われる。
 期末帳簿価額が大きい順に並べると、次のようになる。

(単位：千円)

項目	取得価額	期末帳簿価額	うち土地
インフラ、動産以外合計	498,401,133	276,528,011	-
小中学校・給食	57,120,775	78,535,050	30,705,463
市営住宅	53,547,958	29,672,778	10,893,762
スポーツ施設	41,329,809	27,695,094	286,892
公園※1	30,104,652	20,988,857	855,432
庁舎	30,219,110	17,664,001	3,358,062
文化	35,458,037	16,490,972	3,809,787
清掃・衛生	44,740,194	16,092,131	2,311,418
児童・幼保※2	18,514,755	12,677,659	153,930
高校	13,955,608	11,521,857	2,350,296
集会施設	12,041,609	6,916,365	2,142,337
駐車・駐輪	17,765,509	6,528,382	662,316
消防	14,479,404	5,942,305	1,638,803
市場	13,290,842	4,278,920	3,414,467
保健医療	6,883,526	4,042,923	657,650
競輪	8,881,651	3,906,177	3,209,165
観光・保養※3	4,105,426	2,597,696	224,738
墓地	4,580,991	2,467,087	1,012,459
用途廃止他※4	3,895,761	2,440,074	1,947,411
駅等	3,443,559	1,420,471	153,930
福祉※2	2,251,592	1,164,593	534,283
農林水産産業	3,571,563	1,118,723	659,946
その他	77,815,754	2,248,251	-

※1 都市公園と農村公園等公園らしきものを入れている。

※2 貸付資産なども含めている。

※3 屋島山上施設なども含めている。

※4 資産名に、元、旧などと記載されているものなど。

2) 取得資産

監査着手時点で公開されている、平成30年度末(平成31年3月31日)の固定資産台帳を加工し、取得年月日から、年度ごとの取得資産を合計すると次のようになる。

なお、施設ごとの集計は、名称及び所在地を頼りに行ったため、異なる施設の混入や、集

計漏れもあると思われるので、あくまで目安としていただきたい。

(単位：百万円、件)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
金額	7,487	21,305	22,480	29,523	11,142
うち1億以上の件数	13	25	22	24	16
うち1億以上の金額	4,678	20,778	13,488	22,677	4,976
うち10億以上の件数	2	4	2	4	0
うち10億以上の金額	2,179	15,078	6,325	16,503	0

10億円以上のものは次のとおりである。

(単位：百万円)

H26		H27		H28	
龍雲中学校	1,472	桜町校舎	8,681	高松市屋島競技場	4,681
山田中学校	1,409	街路 木太鬼無線	2,433	高松市こども未来館	4,056
		山田中学校	2,257	あじ竜王山公園	2,304
		街路 高松海岸線	1,019		
H29			H30		
高松市防災合同庁舎 建築			7,851	消防システム	1,323
栗林小学校			6,320		
西部クリーンセンター焼却施設基幹的設備			4,951		
屋島中学校			1,278		

※監査終了後に、詳細データをもとに財政課が再集計したものを集計に掲載したので、この数値の合計と上表は一致しない。

市が公表している財政事情によると、主な事業として次のものが挙げられている。固定資産台帳とはデータのとり方が異なるものと思われ、事業の内容には差があるが、上の集計に含まれていない年度のものとして、平成30年度には「みんなの病院」建設のために病院会計への繰り出しが14億円、令和元年度には、給食センターに20億円を投じているとされている。

H23	H24
幼保一体化事業	小学校空調設備整備事業
9.2	9.9
丸亀町商店街再開発	中学校施設耐震化事業
39.4	18.9

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
高松駅南 交通広場 整備事業	小学校空 調設備整 備事業	プレミ アム付 き商品 券事業	こども 未来館 等整備 事業	防災合同庁 舎整備事業 費	病院事業 会計出資 金	学校給食 センター 整備事業
15.5	10.0	6.2	39.9	71.5	14.0	20.8
東部運動 公園整備 事業	中学校耐 震化事業	中学校 施設耐 震化事 業	屋島競 技場整 備事業	西部クリ ンセンタ ー大規模改修 事業	小中学校 トイレ整 備事業	新駅整備 事業費
13.9	22.4	24.8	47.6	49.5	8.8	8.1
塩江地区 小・中学 校建設事 業	竜雲中学 校校舎等 建設事業	美術館 整備事 業		栗林小学 校校舎等建設 事業	高性能消 防指令シ ステム等 整備事業	
13.3	14.4	16.8		48.6	6.9	

3) 普通財産

次の項に示すように、高松市は、他の自治体に比べ、普通財産が多い自治体と位置付けられる。

普通財産とは、自治体が保有する資産のうち、行政目的に使用する行政財産以外のものを言う。行政財産は、原則、他に貸し付けたり、売却することはできないが、普通財産は、「貸し付け・交換・売り払い・譲与・出資の目的すること・信託すること（土地）・私権を設定すること」（地方自治法）ができる。一般的には、「経済的価値の発揮」を目的とし、経済的価値を保全発揮することによって、間接的に市の行政に貢献させるため、管理処分されるべき性質のものとされている。

市の行政財産が本来用途に供されなくなると、用途廃止のうえ、普通財産として、貸し付けたり、売却することにより「経済価値を発揮」することとなる。

一方、市が設置していた施設を、民間団体が借受けて運営するような場合や、自治会館の建設に市の土地を提供したような場合、大きく見ると市の行政目的に沿った利用方法ではあるものの、行政財産のまま貸し付けることができないため、普通財産としたうえで貸し付ける場合もある。このように、行政財産の使用上の制約から、普通財産とされるものについては、必ずしも経済的価値の発揮について考慮されず、無償で貸し出されるものもある。

高松市では、特別会計の競輪場事業で使用する資産、集会場、福祉施設などがこのような理由で普通財産とされている。

また、市が過去から保有している山林などが普通財産とされているものもある。

高松市の平成30年度末の固定資産台帳に記載されている普通財産の合計額は、取得価額で316億円、期末価額で157億円にのぼっている。

旧地区別の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

	施設数	取得価額	期末簿価	うち競輪
合計	2,200	31,569,412	15,686,957	3,878,986
旧高松市	802	26,865,177	12,128,303	3,878,986
旧塩江町	398	722,335	416,736	0
旧香川町	495	1,300,488	967,297	0
旧国分寺町	137	1,046,185	872,877	0
旧香南町	70	198,445	149,629	0
旧庵治町	168	664,949	549,554	0
旧牟礼町	130	771,833	602,561	0
旧町小計	1,398	4,704,235	3,558,654	0
動産	19	70,268	35,966	28,475

これらの普通財産を、性質により次のように分類を試み、地域ごとに合計した。

(単位：千円)

帳簿価格のうち	用途廃止等 ①	他団体利用 ②	集会所③	山林	雑種地・耕地	宅地
合計	3,557,387	1,855,241	482,234	614,710	830,999	340,672
旧高松市	3,059,204	1,532,739	57,477	69,047	75,066	96,536
旧塩江町	93,999	0	63,616	32,643	20,124	23,100
旧香川町	242,984	32,386	172,566	110,228	242,325	102,899
旧国分寺町	9,089	59,282	10,257	367,812	309,266	14,411
旧香南町	19,052	16,430	77,108	126	20,770	12,455
旧庵治町	16,133	1,748	27,612	32,643	103,299	86,053
旧牟礼町	116,927	212,656	73,597	2,212	60,148	5,218
旧町小計	498,183	322,502	424,757	545,664	755,933	244,135

① は、用途廃止されたなどで未利用の状態になっていると思われるもの。

② は、県や社会福祉法人などが利用していると思われるもの。

③ は、集会施設として利用されていると思われるもの。宅地とされているもののうち、集会所敷地などと記載されているものを含む。

普通財産とされているものの中にも、帳簿価額が5千万円を超えているものもある。

前の分類で①と思われるものは次の通り。この中には、監査時点には、すでに他に転用されているものも含まれている。

名称	金額（円）	所在地（一部）
旧庵治清掃工場用地	201,946,986	庵治町 3325-4
旧香川環境センター	196,139,732	香川町川内原 2188-13
元横田団地	110,807,083	田村町 1138
元大隅団地	85,823,425	勅使町字大隅 1215-29
庵治保育所	85,341,112	庵治町 1035-15
元厚生年金高松香風荘	84,429,267	香西西町 560-1
元食肉センター分室	78,499,779	花園町二丁目 1307-3
国分寺町調整池	55,714,176	国分寺町福家甲 1314-22
元文化財収蔵施設	53,118,755	円座町字永井 997-2

前の分類で②と思われるものは次の通り。このうち、高松市夜間急病診療所は、高松市医師会の建物に開設されており、当資産は、その敷地である。将来的に、高松市医師会が買い取る予定とのことである。

名称	金額（円）	所在地（一部）	概要
高松養護学校	542,266,104	田村町字大竹 1114-9	県養護学校
精神薄弱者援護施設	205,279,957	川部町字臼井 374-2	県川部みどり園
長寿福祉課牟礼施設	171,007,938	牟礼町牟礼 130-2	元市の施設
元中野保育所	108,512,362	中野町 27-9	元市の施設
高松市夜間急病診療所	106,300,085	松島町一丁目 15-5	高松市医師会敷地
知的障害者通所授産施設	105,542,641	勅使町字小山 398-18	
元城東保育所	104,917,689	城東町一丁目 9-2 一部 A	元市の施設
花ノ宮保育所	92,431,837	花ノ宮町一丁目 982-13	元市の施設
今里保育所	70,847,291	今里町二丁目 1-5	元市の施設
元花園保育所	62,769,421	花園町一丁目 1287-4	元市の施設
みのり保育園	59,282,393	国分寺町福家甲 1982	元市の施設
日本栽培漁業センター屋島事業場	57,280,003	屋島東町字北石場 235-3	

そのほか、市の行政財産と思われるものは次の通りであるが、財産経営課に問い合わせたところ、実際には、3件全てが行政財産として登録されているとのことであった。固定資産台帳への登録が誤って行われているものと思われる。

名称	金額（円）	所在地（一部）	概要
事務所建（会館）	997,232,349	片原町11-1	生涯学習センター
校舎（1）	162,142,260	牟礼町牟礼46-2	牟礼中学校
美術館	127,160,860	塩江町安原上602	塩江美術館

なお、前の分類で③と思われるもののなかには、5千万円を超えるものはなかった。

普通財産の中で③とした、集会施設として使用されているものは、主として自治会等が自治会館として使用しているものであるが、その中には、市の施設とされているものがある。市の施設であっても、使用者が管理するものについて、普通財産とされているものと思われるが、そうであれば、市の施設とすることも適当ではないように思われる。平成18年度の合併により、旧町の保有する資産については、旧町の分類を継承しているものと思われる。

また、先の3件のように、単純に登録誤りのものもあると思われる。

（意見）固定資産台帳への登録は、財産を所管する部署からの情報収集により実施される。今回の情報収集時には、行政財産と普通財産の区分を誤らないよう、注意喚起することが望まれる。また、普通資産の範囲を明確にしたうえで、普通財産として管理されているもののうち、行政財産とすべきものがないか、検討することが望まれる。

財政的な面から見ると、行政財産については、交付税措置の対象になることから、交付税の金額に影響する。

2 公営企業及び特別会計への一般会計繰出金

(1) 公営企業

1) 一般会計繰出金・繰入金

公営企業は、上下水道、病院、交通など、自治体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業で、それぞれの収入をもとに運営費を賄うことを原則とする。

高松市は、市立病院と下水道を設置しており、このうち、一般会計から市立病院を運営する公営企業会計への繰出金は多額である。

(単位：千円)

H28	H29	H30	R1
2,399,124	4,835,202	4,013,188	1,596,541

※この項の繰出金の金額は、高松市財政課から入手した金額を記載している。

2) 検討内容

平成30年には、土地・建物のみで200億円弱をかけ、306床の病床をもつ「みんなの病院」が仏生山町に開設されている。

多額の投資を伴う病院経営であり、その運営は、市の財政にも多大に影響する。

このため、令和2年度の包括外部監査では、病院会計への繰出金の内容及び、病院の保有する土地・建物の状況について、検討することとした。(37ページ以降参照)

なお、塩江分院についても、移転整備が決定しており、令和2年11月には、観光保養施設と無床の診療所を併せて整備する計画が策定、公表されている。

(2) 特別会計

1) 一般会計繰出金・繰入金

高松市の9の特別会計には、次の表のように、毎年多額の金額が一般会計から繰出金として支出されている。

繰出金が多額であるのは、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険であり、市が実施しなければならないとされている事業に関する制度上の負担である。とはいえ、国民健康保険特別会計における保険料の設定や、市の決定に基づくもので、必ずしも制度上の繰り入れとも言えない部分もある。食肉センター、競輪、卸売市場、駐車場については、市が運営する施設に関する特別会計である。食肉センター、卸売市場についても繰出金が支出されている一方、競輪事業については、平成24年度より毎年度、事業の収益から、一般会計に繰入れられている。

それぞれの特別会計での、歳入に占める一般会計繰入金の比率は次のとおりである。

(特別会計から一般会計への繰出金は、歳出に計上されるが、便宜上歳入に対して比率を計算している。)

特別会計	繰出金（千円）					歳入に占める比率（％）				
	H27	H28	H29	H30	R元	H27	H28	H29	H30	R元
国民健康保険事業特別会計（事業勘定）	4,909,131	4,282,349	3,872,060	5,272,389	5,354,945	9.1	8.3	7.7	11.7	12.0
国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）	16,431	20,126	18,402	19,260	21,223	42.8	50.2	49.6	54.1	52.7
後期高齢者医療事業特別会計	4,886,239	4,922,352	5,102,773	5,265,708	5,410,679	99.9	96.5	93.2	93.7	93.0
介護保険事業特別会計（保険事業勘定）	5,111,216	5,169,629	5,343,076	5,435,833	5,830,482	13.9	13.7	13.7	13.6	14.2
介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）	62,450	38,001	47,927	54,779	50,809	22.5	15.5	27.3	30.5	27.0
食肉センター事業特別会計	445,773	432,731	447,649	450,959	242,507	86.8	85.2	86.4	86.6	71.9
競輪事業特別会計	△ 100,000	△ 100,000	△ 50,000	△ 80,000	△ 60,000	△ 0.8	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.4
卸売市場事業特別会計	46,084	43,314	35,066	23,019	33,036	11.4	10.9	9.1	2.0	4.5
駐車場事業特別会計	296,927	313,640	267,535	264,921	166,502	41.2	43.4	38.9	36.2	27.0
合計	15,674,251	15,122,142	15,084,488	16,706,868	17,050,183	14.2	13.7	13.6	15.5	16.0

2) 法定外繰入金

特別会計については、平成29年度に包括外部監査の対象とされており、一般会計からの繰出金についても、それぞれ分析されている。このうち、制度上計算される市の負担額ではなく、事業の収支差額の補填とされているものについて、その記載内容と、今年度の包括外部監査での対応は、次のとおりである。

なお、収支差額の補填とされている金額について、最近5年間のものを示している。

① 国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）

ア 金額

（単位：千円）

項目	H27	H28	H29	H30	R1
繰入金	16,431	20,126	18,402	19,260	21,223
うち県等から歳入分※	10,809	11,325	10,722	11,041	10,546
市負担補填分	5,622	8,801	7,680	8,219	10,677

※平成27年から29年は国庫支出金

イ 平成29年度記載内容

歳出超過分を一般会計からの繰入金で調整している。（へき地医療に関しては、実施する自治体に県を通じて交付金が支払われる。繰入金には、この金額が含まれている。）

ウ 令和2年度監査での対応

施設の運営に関して、平成29年度の包括外部監査の意見を踏まえ、概要について検討を行う。（48ページ以降参照）

② 介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）

ア 金額

（単位：千円）

H27	H28	H29	H30	R1
62,450	38,001	47,927	54,779	50,809

イ 平成 29 年度記載内容

歳出の事業費の方が、サービス収入を上回っており、不足額は一般会計から繰入されている。事業費のうち、ほぼ 4 割が職員の人件費（直営部分）、5 割は委託費（外部業者へ委託部分）、1 割はその他の費用である。

ウ 令和 2 年度監査での対応

運営状況について、ヒアリングにより確認を行った。市が必ずしも実施すべき事業ではないものの、介護保険の制度により、一件あたり 4,400 円と価格が決められており、民間では対応が難しい水準の価格設定であることから、市が実施しているとのことである。

また、委託により実施される部分については、介護保険からの入金額をそのまま支払っているとのことである。これらのことから、今年度は、特別会計の事業としては検討しない。

③ 食肉センター

ア 金額

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R1
445,773	432,731	447,650	450,959	242,507

イ 平成 29 年度記載内容

繰入金を含む歳入金は、主に平成 11 年 3 月に完成した食肉センターの建設費用の返済と指定管理者への委託料の支払に充当されている。

ウ 令和 2 年度監査での対応

令和元年度から、公債の返還が終了した部分繰入金が増加しているものの、多額の繰り入れが必要とされている。平成 29 年度の特別会計事務の中でも検討されているが、それを踏まえ、一般会計からの繰入金が妥当な水準であるか、資産が効率的に利用されているか、を主な視点として、現状を検討する。(53 ページ以降参照)

④ 競輪

ア 金額

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R1
△ 100,000	△ 100,000	△ 50,000	△ 80,000	△ 60,000

イ 平成 29 年度記載内容

なし。

ウ 令和 2 年度監査での対応

公営ギャンブルに関して、公が実施することの可否については、常に議論の対象になってきたところである。高松市競輪場は、市の施設の中でも投資額の大きな施設でもある。平成 29 年度の特別会計事務とは視点を変えて、一般会計への繰入金が妥当な水準であるか、資産が効率的に利用されているか、を主な視点として、現状を検討する。(62 ページ以降参照)

⑤ 卸売市場事業特別会計

ア 金額

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R1
46,084	43,314	35,066	23,019	33,036

イ 平成 29 年度記載内容

繰入金なしでも収支均衡できるよう市場使用料を設定することが理想ではあるが、その場合には市場の利用業者の負担が増大することが考えられる。また、市民生活に密着した生鮮食料品等の適正な価格形成と安定的供給を図る卸売市場の目的を鑑み、利用業者が負担すべきものと公が負担すべきものに区分して、市場使用料の設定を行ったとのことである。しかし、一般会計からの繰入金は高松市民の税金で賄われているものであるため、どの程度の繰入金まで許容するか判断し、高松市民が納得する市場使用料設定を行う必要がある。

ウ 令和 2 年度監査での対応

現施設の移転整備を計画していることから、今後、多額の繰り入れが必要とされることが予測される。平成 29 年度の特別会計事務の中でも検討されているが、それを踏まえ、一般会計からの繰入金が妥当な水準であるか、資産が効率的に利用されているか、を主な視点として、現状を検討する。(57 ページ以降参照)

⑥ 駐車場

ア 金額

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R1
296,927	313,6	267,535	264,921	166,502

イ 平成 29 年度記載内容

使用料等では歳出を賄えなえきれないため、一般会計から繰入金を受けている。

市役所の利用者のために、中央駐車場の 60 分の無料割引分を含め、駐車場特別会計の収支の不足分を一般会計が補填している。

ウ 令和 2 年度監査での対応

繰入金は、公債費に左右されており、いまだ多額である。平成 29 年度の特別会計事務の中でも検討されているが、それを踏まえ、一般会計からの繰入金が妥当な水準であるか、資産が効率的に利用されているか、を主な視点として、現状を検討する。(69 ページ以降参照)

3 資産管理（不動産）

（1）他市比較

中核市市長会が公表する各種データのうち、行政財産延べ床面積、普通財産延べ床面積、人口、行政区域面積 km^2 を用いて、高松市の行政財産の整備水準を他市と比較した。

中核市は60であり、そのうち県庁所在市は27である。この27市で比較を行った。四国内では、松山市、高知市と、当市が含まれている。

行政財産延べ床面積： m^2

順位	高松市	27市平均	60市平均	最高値		最低値	
7	1,425,888	1,237,134	1,181,574	鹿児島	2,244,958	甲府	575,268

行政財産市民1人当たり面積： $\text{m}^2/\text{人}$

順位	高松市	27市平均	60市平均	最高値		最低値	
16	3.35	3.49	3.19	鳥取	4.81	宇都宮	2.71

行政財産面積 $\text{m}^2 \div$ 行政区域面積 $\text{m}^2\%$

順位	高松市	27市平均	60市平均	最高値		最低値	
9	0.38	0.24	0.30	那覇	2.84	盛岡	0.12

普通財産市民1人当たり面積： $\text{m}^2/\text{人}$

順位	高松市	27市平均	60市平均	最高値		最低値	
7	0.126	0.093	0.100	前橋	0.410	福島	0.007

行政区域面積： km^2

順位	高松市	27市平均	60市平均	最高値		最低値	
19	375.53	509.33	398.71	富山	547.60	那覇	39.99

人口：人

順位	高松市	27市平均	60市平均	最高値		最低値	
6	425,949	354,789	370,497	鹿児島	602,359	鳥取	187,288

高松市の行政財産延べ床面積1,426千 m^2 は、26市の中で、大きい方から7番目であり、行政財産の面積から見た整備水準は高い。最も多かったのは鹿児島市の2,245千 m^2 で、最も少ない甲府市575千 m^2 と比べると、4倍程度の開きがある。

行政財産延べ床面積の市民1人当たりの整備水準を見ると、高松市3.35 m^2 は、16位と平均よりやや下の水準であり、27市の平均値3.49 m^2 も下回っているが、60市の平均よりは高い。最高値は、鳥取市の4.81 m^2 であり、最低値は宇都宮市の2.71 m^2 である。高松では、市民1人当たり約1坪の行政財産を整備していることになる。

次に、行政区域面積（市の広さ） m^2 あたりの行政財産延べ床面積比率を算出すると、高松市は0.38%で9位と、やや高い水準であり、27市平均よりも高い。

なお、市民1人当たりの普通財産の水準は、高松市は7位と高く、27市平均、60市平均ともに上回っている。普通財産については、他市に比べ多い水準であると思われる。

(2) 公共施設等総合管理計画

1) 国の施策

平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」と歩調を合わせる形で、総務省は、平成 26 年に、「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」を発出し、各都道府県知事は、県内の自治体に向けて、公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画が速やかに策定されるよう促すこと、とした。

これは、①過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えること、②人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくこと、③平成の大合併による市町村合併により、自治体が同種の複数の施設を抱えることとなった、という現況を踏まえ、施設全体の最適化を図る必要性があるとしたものである。

この計画は、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的として、策定されることとされた。また、計画の概ねの構成についても、ひな形が作成され、各自治体は、これに沿って計画を策定している。総務省は、自治体の計画策定状況や、見える化として、計画内容を比較したものを公表している。これによると、令和 2 年 3 月 31 日現在で、全ての都道府県、政令指定都市で策定が終了しており、その他の市 1,721 のうち、未策定は 2 市と、ほぼ全ての自治体で策定されている。

また、指針については、随時更新され、平成 28 年 11 月には、固定資産台帳による資産情報の公表と、政府の取組と連動した保有資産の一層の有効活用について留意することとし、平成 30 年には、計画が実施段階に入ったとして、起債や交付税措置の充実について記載したうえで、実施体制及び計画の充実を求めている。長寿命化対策等の効果や、ユニバーサルデザイン化の推進方法について記載するべきとしている。

高松市では、総務省のとりまとめた計画比較では、ユニバーサルデザインについては記載されていない自治体に分類されており、次の計画策定時に反映されるものと思われる。

2) 高松市での実施状況

高松市では、これに先駆けて、平成 24 年に高松市ファシリティマネジメント基本方針を、平成 27 年には、高松市公共施設有効活用・再配置方針及び高松市公共施設長寿命化指針を策定している。その後、平成 27 年から 29 年にかけて、高松市公共施設有効活用・再配置方針に沿って、いわゆる箱もの施設 827 を対象にして、それぞれの施設カルテを作成している。そして、これをもとに、平成 30 年に高松市公共施設再編整備計画を策定し、これに基づき、個別の施設について、高松市公共施設再編整備実施計画を策定している。

3) 市計画の内容

① 高松市ファシリティマネジメント基本方針 平成 24 年 9 月策定

平成 17, 18 年の市町合併により、多くの施設を保有することとなったが、これらが今後、建て替えの時期を迎え、一方で、少子化高齢化により、施設へのニーズも大きく変わってい

る。このような背景の中、既存施設を有効に活用しつつ、適正な維持管理及び庁寿命化を図るとともに、建築物の維持保全費用の縮減や保有総量を適正化するなどの「ファシリティマネジメント」を重視した取り組みが必要不可欠である、としている。

総務省の計画策定の趣旨と同様の内容である。

本編では、現状を分析し、特に、2025年から20年間にかけての財政負担が多額となること、現在の財政状況から見て、当時の実数をもとに計算された約155億円を年間の投資可能額とすると、今後50年間で施設の44.5%を削減するか、ファシリティマネジメント導入後15年間で31.6%を削減する必要がある、と、ドラスティックな改革が必要としている。

また、高松市が施設の管理に取り組むにあたり、次の点について改正が必要とされている。

- ・部局の枠を超えた総合的な観点からの効率的な活用を検討する取り組みが十分でない。
- ・修繕や改修が事後保全となっている。
- ・施設の管理運営についての統一的な基準がない。

このため、その実施にあたって、各部署との連携や全庁的な統括部署が必要であるとし、情報を一元化し、長寿命化等検討したのち、住民等とのコンセンサスを経て実施してゆくとしている。

なお、合併時から令和2年にかけて、旧市町地域の人口は、次のように変化している。

	H18-R2 増減	総数	0-19 歳	20-64 歳	65 歳～
人数	合計	473	△ 6,055	△ 26,767	33,295
	旧高松市	6,627	△ 2,593	△ 15,896	25,116
	塩江町	△ 1,006	△ 252	△ 600	△ 154
	香川町	△ 1,857	△ 1,128	△ 3,746	3,017
	国分寺町	40	△ 761	△ 1,733	2,534
	香南町	△ 763	△ 318	△ 1,146	701
	庵治町	△ 1,430	△ 420	△ 1,256	246
	牟礼町	△ 1,138	△ 583	△ 2,390	1,835
	旧町小計	△ 6,154	△ 3,462	△ 10,871	8,179
	増減率%	合計	0.1	△ 7.3	△ 10.4
旧高松市		2.0	△ 4.0	△ 7.8	37.1
塩江町		△ 28.9	△ 48.8	△ 36.2	△ 11.7
香川町		△ 7.4	△ 23.0	△ 24.2	63.7
国分寺町		0.2	△ 14.0	△ 11.3	60.9
香南町		△ 9.5	△ 21.5	△ 23.8	41.4
庵治町		△ 22.4	△ 43.8	△ 35.0	13.4
牟礼町		△ 6.2	△ 16.4	△ 21.4	50.6
旧町小計		△ 7.1	△ 20.5	△ 20.9	47.1

※次の表とともに、高松市の人口統計（町別）から監査人が集計。

令和2年4月の人口は次の通りである。

人口総数は増加しているが、旧高松市の町と、国分寺町以外の旧町地域では、全て人口が減少している。また、年代別に見ると、全ての地域で、0歳から64歳の人口は減少し、旧塩江町以外の全ての地域で、65歳以上の人口が増加している。

合併時にそれぞれの旧市町が設置していた施設について、全体的な配置を見直す必要は、大きくなっていると思われる。

R2.4 項目	人数（人）				比率（％）		
	総数	0-19歳	20-64歳	65歳～	0-19	20-64	65～
合計	424,993	76,448	230,216	118,329	18.0	54.2	27.8
旧高松市	344,818	63,046	188,993	92,779	18.3	54.8	26.9
塩江町	2,480	264	1,056	1,160	10.6	42.6	46.8
香川町	23,248	3,772	11,724	7,752	16.2	50.4	33.3
国分寺町	25,027	4,686	13,644	6,697	18.7	54.5	26.8
香南町	7,233	1,162	3,677	2,394	16.1	50.8	33.1
庵治町	4,957	539	2,330	2,088	10.9	47.0	42.1
牟礼町	17,230	2,979	8,792	5,459	17.3	51.0	31.7
旧町小計	80,175	13,402	41,223	25,550	16.7	51.4	31.9

② 高松市公共施設長寿命化指針 平成27年3月

①の取組内容を踏まえ、新築や改築を含む一般建築物につき、施設長寿命化等の取組の推進を図ることを目的として策定されている。

今後の施設の目標使用年数を70年としたうえで、ライフサイクルコストの縮減のために、早め早めの計画的な保全や、維持管理の効率化が必要としている。

③ 高松市公共施設有効活用・再配置等方針 平成27年10月

①の方針をもとに、高松市の818の施設を対象として、これを庁舎等施設、集会施設など14の施設に分類し、それぞれの平均築年数を算出し、有効活用・再配置等の推進方法を定めている。

④ 高松市公共施設再編整備計画

③の方針のもとで、平成27年度から29年度にかけてそれぞれの施設について施設カルテを作成し、施設ごとに、判定後5年、10年、15年の目標使用年数を定め、維持管理、廃止などの方向性を決定している。削減効果としては、方針が決まっているもののみをカウントしていることもあり、全体に比べ、その施設数、面積は少ない。さらに、当計画策定開始後に大規模施設が複数建設され、施設の総量は増加している。

(単位：㎡、千円)

分類	実施	現状		再編整備 後	削減効果			主要な増加施 設
		数	面積		数	面積	コスト	
庁舎等施設	1次	12	48,776	16	2	-	-	防災センター
	2次	23	760	20	0	-	-	
医療保健福祉施設	1次	24	28,024	15	△ 1	△ 6,098	△ 2,238	夜間診療所・ みんなの病院
	2次	17	1,867	16	△ 1	△ 40	△ 6	
スポーツ施設	1次	29	56,645	13	△ 6	△ 1,720	△ 1,014	りんくうス ポーツ公園、 屋島競技場
保養観光施設	1次	14	9,147	7	△ 3	△ 2,595	△ 1,029	
産業振興施設	1次	1	14,850	0	△ 1	△ 14,850	△ 789	
集会施設	2次	112	46,500	89	△ 1	△ 474	△ 33	
文化施設	2次	19	63,462	16	0	-	-	
産業振興施設	2次	7	58,122	5	0	-	-	
市営住宅施設	2次	51	347,621	49	△ 2	△ 7,422	△ 917	
消防施設	2次	111	23,784	103	△ 8	△ 2,009	△ 675	
児童・福祉施設	2次	50	37,953	45	△ 4	-	-	ミライエ
	3次	46	7,173	44	△ 1	△ 1,113	△ 112	
学校・教育施設	2次	25	18,989	19	△ 2	-	-	六条給食セン ター
	3次	104	544,565	97	△ 1	△ 654	△ 101	
公園施設	2次	114	6,989	114	0	-	-	
その他の施設	2次	48	89,646	47	△ 1	△ 45	△ 4	
環境衛生施設	2次	20	76,852	16	△ 3	△ 7,019	△ 2,174	
合計		827	1,481,725	731	△ 33	△ 44,039	△ 9,092	

なお、後に記すように、施設面積削減自体が計画の目的ではないが、分類ごとの面積の比率を見ると、次のように市営住宅、学校教育施設が突出している。このうち、市営住宅については、現在3分の1が空き室であり、仮にこれを実需と考えて削減するのであれば、8パーセント弱の施設面積削減になる。しかし、学校施設は、義務教育を担うものとして大幅な削減はできないことから、逆に言えば、他の施設で大きな削減は困難である。

住宅の項にも記載したように、市営住宅は、建替えを考慮しなければ、使用料で維持管理費が賄われている施設であり、削減による財政への寄与は限定される。

分類	庁舎等施設	医療保健福祉施設	スポーツ施設	保養観光施設	産業振興施設	集会施設	文化施設	産業振興施設
面積㎡	49,536	29,891	56,645	9,147	14,850	46,500	63,462	58,122
比率%	3.3	2.0	3.8	0.6	1.0	3.1	4.3	3.9
分類	市営住宅施設	消防施設	児童・福祉施設	学校・教育施設	公園施設	その他の施設	環境衛生施設	合計
面積㎡	347,621	23,784	45,127	563,554	6,989	89,646	76,852	1,481,725
比率%	23.5	1.6	3.0	38.0	0.5	6.1	5.2	100

⑤ 高松市公共施設再編整備実施計画

廃止等とされた施設について、元の施設担当部署により、廃止後の用途やスケジュールに

ついて、策定される。各年度、10施設程度の計画が策定されている。

4) 委託

計画策定に当たり、高松市は、公共施設マネジメントシステムを導入している。これについては、価格を決めたうえで、公募を行い、応募のあった2者から、6名の委員の評価により、1者を選定している。6名の評価は、拮抗しており、また、2者の入札価格は全く同額であった。

当初の委託金額は、14,040千円（消費税込）で、平成26年3月に着手されている。作業の過程で、学校に関するデータの取り扱いについての作業が必要となったとして、5,389千円（消費税込）の変更を、平成26年11月に行い、委託金額は、19,429千円となり、最終的に平成27年3月に完了している。

学校の面積について、固定資産管理面積に加え、文部科学省に提出する面積を追加して管理するための変更であり、他の自治体でも同様の状況ではないかと思われる。

他の自治体での実績も評価のうえ、採用したにもかかわらず、当初契約の38.4%にのぼる変更増額が行われたことには、やや疑問が残る。

（意見）ソフトウェアを委託により構築する際の、業者選定にあたっては、拡張性、あるいは、変更可能性などについても評価項目とすることが望まれる。

検収等の手続きは、市の規定に沿って実施されている。また、システム構築にあたり、市の担当部署と連携されていることも、記録により確認した。

このシステムを用いて、評価対象の施設カルテも作成されており、毎年データは更新されているとのことである。そのための保守契約も結ばれており、令和元年度まで、毎年、1,177千円（消費税込）を、当業者に支払っていた。令和2年度からは、業者を変更し、年額は781千円と減額になっている。当初業者の委託事業者と契約したためとのことである。

5) 計画との目的との整合性

① ファシリティマネジメント関連方針・計画

市の公表している計画等を見る限り、当初、今後50年間で施設の約45%を削減するか、ファシリティマネジメント導入後15年間で約30%を削減する必要がある、とされたことに比べ、当面の削減はわずかであり、計画策定の目的が達成できたか疑問である。しかし、担当部署によると、当初挙げられた数字は、策定の必要性を検討するためのもので、施設の延床面積の削減効果だけが目標ではない、とのことである。人口の減少による施設の利用者の減少は、急激に訪れるわけでもなく、また、簡易な施設を多く廃止しても、維持管理費には大きな差が出ない。計画に基づく施設ごとの対応の中で、計画の課題も発見され、これらを反映した次の計画を策定中とのことである。これらの担当部署の説明には一定の合理性を感じるものの、当初計画と、実施計画の施設削減効果の数値の乖離について、ホームページ

などで、合理的な説明は行われていない状況でもある。監査人のように、担当部署から直接話を聞くことができない市民からは、将来の財政負担が不可能なまま、施設が維持されているように見えると思われる。

(指摘事項) 平成 26 年度に策定された高松市ファシリティマネジメント基本方針で、高松市の財政事情等から割り出して、今後 15 年間で 31.6%の削減が必要と記載されているが、それに基づいて策定された実施計画では、達成しておらず、15 年間で達成するのかどうか記載されていない。

当初の数値は、あくまでも試算ということではあるが、実際に策定された実施計画で、高松市の財政が将来的に維持できるということについての説明に欠けている。

これについては、現在策定中の改定計画には盛り込まれると思われる。

6) 施設再編整備の実施に関する意見

この一連の指針・計画を策定する中で、1 次から 3 次の再編整備計画の施設カルテは、個別の施設について判断する、重要な役割を持つ。

このカルテを見ると、多くの施設が、既に担当部署で策定されている計画による、とされている。

また、廃止を検討するとされている施設のなかでも、地元等への譲渡を検討する、とされる施設について、実施計画が策定されているものはない。

また、カルテ作成後に建設された施設については、当計画の対象外になっている。

これらのことから、当年度の監査にあたり、担当部署で策定されている計画による、とされた施設、また、地元や利用者団体への譲渡を検討する、とされている施設、及び計画の対象外になっている施設について、現状を確認することとした。

その結果、管理方法について、次の点について、若干の問題があるように思われた。ファシリティマネジメントに関する方針及び計画を策定した時点に比べても、現在の高松市の財政のひっ迫度合いは大きくなっている。より真剣に、スピーディにマネジメントを推進する必要がある、そのためには、担当部署に情報が速やかに伝わり、管理方針等についても、より関与度合いを強める必要があるように思われる。

① 空きスペースと倉庫利用

用途廃止が決定し、担当部署が他の目的で使用する予定がない場合、庁内での利活用の希望を調査し、利用希望がない場合、除却や売却等を含めた検討に移行する。

このため、自らの部署が、倉庫が必要であったり、書類や備品などの収納スペースに困っている部署から、倉庫として利用したいという申し出があると、倉庫として利用されることがあるが、このような、「とりあえず倉庫」という施設が多いように思われる。これらが、他の施設の一部であったりすると、施設カルテにも反映されないことになる。例えば、支所では、幼稚園の空き施設に、倉庫としていたものの、現在では使用していないものが管内に

ある、とのことであった。

ファシリティマネジメントが導入されて以降は、廃止後の利用や、取り壊しについても、ファシリティマネジメント担当部署の取りまとめによっている。それ以前のものについての利用状況は、施設カルテにより把握されているが、施設ごとの空きスペースについては十分配慮されていないように思われる。

市営住宅は、令和2年夏時点で、3分の1が空き室になっている。維持管理するとされた市営住宅の棟にも、エレベーターのない上層階が中心ではあるが、長期間空き部屋となっている部屋もある。また、高松市では、居住者がそこで亡くなった部屋は、事故物件として募集していない。屋島の母子施設は、長年使用していない部屋もある。これらの部屋は、もともと施錠できる作りになっている。

また、南部駐車場の5階部分、瓦町地下駐車場の地下3階部分は、常時閉鎖され、使用されていない。

他への転用が困難な施設もあるが、一部転用や一時利用が可能なスペースを把握しておくことも重要であると思われる。

(意見-共通①) 用途廃止され、倉庫として使用されている施設も多く見られる。また、一部のスペースが長期間利用されないまま、維持管理することとされる施設もある。現状、倉庫として利用されている施設と、倉庫として利用可能なスペースをリストアップしたうえで、倉庫機能を集約することについても、検討することが望まれる。

② 統廃合後の処理の迅速化

各管理部署で、統廃合等の計画を策定しているものの中で、不要となることが明らかな資産についても、使用されなくなって速やかに活用されるものは少ない。

(意見-共通②) 担当部署で、本来用途に使用されなくなることが明確にされた行政財産について、使用されなくなることが明らかになった時点から、廃止後の活用方法が検討される仕組みとすることが望まれる。

市の施設の中にも、取り壊す費用が予算化されないことから、使用されないまま、閉鎖されている施設が見られる。火災や崩落などの危険もあり、衛生上、治安上も不適切である。施設の建物を使用しないことが明らかであるもの、使用可能にするためには相当の耐震補強等が必要であるものについて、原則的に取り壊すこととしているが、市の予算制約の関係で、緊急性が高いところについて、優先して予算を配分している状態であるとのことである。

施設の解体や売却にも専門知識が必要であり、担当部署それぞれで対応することは非効率的である。現在のところ、解体については、それぞれの部署が、市の建築課に相談しているとのことである。

市民から見ても、近所の公の施設が、使用されないままに放置されていることは望ましいことではなく、自分の身近の施設がいつ解体されるのか、は知りたい情報であると思われる。

(意見-共通③) 用途廃止される施設については、リストアップされている。このうち、廃止が必要であるものについてのリストを作成し、優先順位とその理由について記載し、何らかの形で公表することが望まれる。

撤去費用は、施設を建て替える場合などには、建設費に含めて予算化されるが、それ以外の場合には、別途歳出予算を計上する必要がある。しかし、本来は施設を建設した時点から、除却にかかる費用まで含めて、維持管理費を考慮すべきものである。

撤去に関する基金を設けることなどにより、撤去費までを意識した運営を行うことについて、検討することが望まれる。

③ 利用度の低い施設の把握

施設の中には、利用が低い状態でも、例えば1区画が5日に1台しか利用されていない南部駐車場であっても、「市街地の中心にあり、再取得が難しい」などの理由で、当面維持管理されているものも見られる。

担当部署での判断に加え、市の総合的な施設配置の視点から、低利用の施設について検討されることが望まれる。

(意見-共通④) 廃止が決まっているものではなくとも、施設の利用が著しく低下した場合も、担当部署以外の部署により、維持管理が適当か、検討される仕組みとすることが望まれる。

④ 当面維持管理する施設

当面維持管理するとされた施設についても、方向性は多様である。それぞれに課題があるように思われる。

まず、当面は維持管理とされているが、維持管理費がかさんでくる場合などに、廃止を検討する必要があるとされている施設について、いつの時点から廃止を検討するのか、不明確であるが、施設ごとに、どのような時に廃止を検討するのか、当面維持、とした時点で、おおむねの目安は設けられているようではあった。

また、施設カルテには、地元への譲渡を検討する、とされているものも多いが、利用団体のなかで譲受けを検討する団体は、現状では皆無である。その理由としては、一つには修繕や解体費の負担が難しいことと推測される。これらの施設は概して老朽化しており、利用者団体も高齢化している場合も見られる。利用者が安心して長期間使用できる状況にするなどの手当てをしなければ、地元(使用者)への譲渡は難しいと思われる。また、防災施設と併設され、譲渡に適さないものもある。これらについては、計画実施に際して、担当部署で

も把握しており、売却ではなく、利用者管理への転換を検討している。

また、民間への売却を検討する、とした施設について、指定管理者により管理されている施設もあり、指定管理者と何らかの特別の協定をしなければ、指定管理期間中の売却は難しいと思われる。施設の売却についても、その手続きについて、類型化してスケジュールを作成される必要がある。

(意見-共通⑤) 地元譲渡とされていた施設については、方向性が利用者管理に転換しており、次期計画策定以前にも、実情に合った方向性への転換を速やかに実施できる仕組み作りが望まれる。

(意見-共通⑥) 指定管理者により管理されている施設について、売却する場合の具体的な手続や標準スケジュールについて、あらかじめ検討する必要がある。

(意見-共通⑦) 現在有効な契約については、漏れなく契約内容のチェックが行えるよう、普通財産貸付資産を一覧としたうえで、契約の有無、有償か無償か、契約の相手先、契約内容のチェックの有無を記載することなどについて、検討することが望まれる。

⑤ 評価について

ファシリティマネジメントは、施設に着目して作成されていることから、敷地の利用状況について、検討の対象外となっている。施設の廃止が決まったのちには、土地も含めて活用方法が検討される、とのことであるが、維持管理する施設の評価にあたっては、土地の活用状況について、評価に盛り込むことが望まれる。また、保育所など、施設によっては、駐車場が少ないことで、送迎時に渋滞をうまないよう、別途手当が必要な保育所もあるとのことである。保護者も利用する店舗などでは、自分が整備している駐車場を、保護者が利用することを黙認している店舗もある。しかし民間の店舗は、事業者の都合で閉店したり、駐車場に店舗を新設することもある。駐車場が不足している施設についても、情報を集めておくことは、施設の再配置を検討する際に必要であると思われる。

今後、幼稚園や保育所が統廃合される見込みであり、園庭を持つ施設も多いと思われる。

(意見-共通⑧) 行政財産の活用を検討する際には、建物等だけではなく、土地まで含めた活用を検討することが望まれる。また、その検討内容についても、後日使用状況が変わったときの為に、記録として残すことが望まれる。

⑥ 同種の施設等

水防倉庫は、屯所の統廃合とともに検討されるとのことであるが、現在老朽化したものが見られ、それらについても、屯所の統廃合と併せて検討されることが望まれる。

また、集会施設については、整備の成り立ちなどから、多くの部署により管理されている。利用状況については、必ずしも把握されていないものもある。

競輪場事業特別会計で保有する土地に隣接して朝日町テニスコート、柚場川駐車場が設置されているなど、近接した土地を複数の部署で管理していることもある。

(意見ー共通⑨) 複数の部署が管理する同種の施設、および関連する施設について、共同で適正な配置を検討することが望ましい。また、異なる施設であっても、関連の深い施設については同様である。

これについても、総合的に全体を把握する部署がリードすることが望ましいと思われる。

⑦ メリハリ

高松市では、副市長と関係局長で構成されるファシリティマネジメント推進委員会により、重要な決定が行われる。

一方、施設ごとに策定される実施計画については、小規模な施設も見られる。小規模な施設については、必ずしも実施計画が策定されず、移管されている例もあるようであるが、実施計画の策定自体が処理を遅らせることのないように、計画の策定を要さない対象について明確化することなどについて、検討が望まれる。

(3) 未利用資産

1) 概要

市が行政財産として使用する資産は、資産と言いながら、売却できるものではなく、市民福祉の向上にどの程度貢献しているかで測られ、キャッシュフローに着目すると、公が使用することで、市税である固定資産税収入はなくなり、管理費がかかるという歳出の塊である。

この点、民間企業が保有する資産は、それを以て利益を生むことを目的とするため、保有することで利益が生まれることが原則であることと対照的である。市は、市民の福祉向上のために活動するが、最小の経費でそれを実施するべきとされている。

市が行政財産を用途廃止した場合には、普通財産として貸し付けることも、売却することも可能になる。民間に売却すれば、経済活動に組み込まれ、有効に活用され、固定資産税も課税される。用途廃止された資産は、市の財政のためにも、民間からの需要の観点からも、早期に処分することが望まれる。

高松市の現状を見ると、用途廃止が決定してから処分までのスピードには、やや問題があるように思われる。

2) 市の対応

高松市では、平成20年に策定した高松市未利用財産有効活用基本方針を、令和2年5月に改定している。これは、令和2年に策定された第8次高松市行財政改革計画における自主財源の確保の中で、「未利用地等の売払い」が自主財源の充実強化に必要であると位置づけられていることと符合している。当方針では、市の保有する普通財産について整理し、市の各課に使用希望を募り、活用見込みのないものについて、財産経営課に所管を移し、売却・

貸付することとしている。

財産経営課に移管された普通財産については、ホームページに掲載され、要望があれば、順次売り払い等手続きが取られている。売り払いに関しては、購入希望の者に対して、原則として、相対ではなく、一般競争入札の手続きによって実施される。

3) 現地の状況

令和2年12月現在で、市のホームページに掲載されている物件について、一部を抽出し、現地を視察した結果は、次のとおりである。

保留地については、舗装して車を置いてあるところ、花壇になっているところなど、使用されているものが3件見られた。このうち、1件は最近使用許可を出したもののことであり、1件は、工事のための短期利用とのことである。

	件数	面積㎡	抽出	看板あり	荒地	使用中	抽出面積 ㎡
売払地	42	16,167	13	2	4	0	3,664
保留地	11	709	5	1	0	3	257.03

次の点について、改善が必要と思われた。

(指摘事項)

- ・市の売り払い地であることを示す掲示が行われていないものや、先着順とされたままのものがある。
- ・市の売り払い地とされているが、荒れ果てていたり、廃棄物が放置されているものがある。
- ・実際には売却に相当ではないと思われるものも掲載されている。
- ・一時的な貸付などの現状がホームページ上に掲載されていない。

売却可能な土地についてだけをホームページに掲載することが本来であると思われるが、売払いが難しい理由があるにもかかわらず、情報提供の意味で掲載しているものも含まれている。とはいえ、掲載している土地については、現地で売払地看板を掲示する必要はあると思われる。また、常時売却可能な状態に維持することが望ましい。

なお、保留地のうち1件は、地元の住民が花壇として利用している。売却できるまでの暫定利用として、花を植えるくらいは良い、という許可をしたとのことであるが、市が設置した囲いの中を花壇にしているため、私有地のように利用している状態に見える。道路整備の余剰地をポケットパークにしているところも多いが、「xx町有志」などと看板を掲示し、きれいに花を植えているところを見かける。



暫定的な地元利用



売払地看板が草に埋もれている



旧町が設置した施設及び廃棄物集積場がある 市の土地でのらネコに給餌する人がいるらしい

4) 手続きについて

市の保有する不動産を売却することについて、トータルのキャッシュフローで考えると、民間に売却すると、売却代金が歳入として入り、その後の維持管理費は不要になるほか、固定資産税収入として税収も増加する。

行政財産については、国からの交付税の計算根拠に算入されるとのことではあるが、普通財産については、固定資産税相当額はどこからも担保されない。

なるべく早く処分するか、行政財産として使用することが望ましい。市の売り払い方法には、公の財産であることから、一定の手続きは必要であるが、迅速に手続きを進めることが望ましい。

それにあたり、次の点について、検討することが望まれる。

① 仲介手数料について

市の財産経営課では、売却可能な土地について、市のホームページに掲載し、引き合いが来た場合には、原則として入札により売却する。

市の財産であるため、個別に引き合いが来ても、その個人・団体と取引することはできない。入札手続きを経る必要がある。

入札手続きに時間を要し、引き合い先とのタイミングと合わなかったり、予定価格が想定よりも高いなどの理由で、価格面で折り合いがつかず、入札しても、売却できないこともある。

この場合は、民間の宅地建物仲介業者に依頼することもあるが、仲介手数料の予算措置ができず、発注できないこともある、とのことである。民間が不動産を売却する時には、売却

収入から仲介手数料等の諸経費を差し引いた残りが収入という捉え方をするが、自治体では、売却にかかる経費は別途予算化されるためである。

② 周知方法

また、通常、不動産の購入を考える者は、候補地を選定する際に、まず不動産流通に関するホームページを閲覧するのではないかとと思われる。市のホームページに入札物件が掲載されていることについて、一般には知られていない。

(意見) 市の資産売却について、次のことについて、検討することが望まれる。

- ・ 不動産の売却にかかる仲介手数料について、弾力的に予算化する。
- ・ 県のホームページにリンクを張ってもらうなど、幅広く情報発信することについて検討する。

5) 売却が困難な土地

市が売却しようとしている土地は、地図・航空写真とともに、ホームページに掲載され、識別可能な状態になってはいるが、長期間売却できていない物件が多い。

この理由を考えると、まず一つには、売却が難しい形状の土地が複数見られることが挙げられる。都市開発の残地の細長い道路や、進入路がぎりぎり2メートルの旗ざお状の土地などである。これらは、隣地の所有者でなければ、購入をためらうものと思われる。

市では、隣接地の所有者には、一通り声をかけたとのことである。しかし、一般的に、購入意欲は低いということである。すでに塀を建造しているなどの理由と思われる。

当年度の監査にあたり、市の施設に関する地元や利用者からの要望を閲覧する機会があったが、その中で、市民農園の設置を要望するものが複数見られた。

先に、地元で花を植えている例が見られたが、水の問題はあるにしろ、市街地の空地利用としては一考の価値はあるように思われる。その他、売却時には撤去する条件であっても、市民が利用することは、維持管理にもつながる。

また、実際には、地元のごみ集積場として利用されている例も見られる。

(意見-共通⑩) 長期間保有している土地や、当面利用しない施設について、地元住民、市役所職員及び広く市民からの利用案を公募することが望まれる。

公募に当たっては、広大な土地のサウンディング調査とは異なり、ちょっとした思い付き程度のもので具体化できるような工夫が必要と思われる。土地利用のアイデアを出した人が相談できるような制度が望ましい。

6) 貸付地

普通財産として民間事業者等に貸し付けている資産についても、もともとの担当部署で契約管理しているものがある。資産の取得から、貸付に至る事情や、貸付先との関係など、

担当部署が熟知していることから、その部署で管理することとされている。

しかし、いくつかの施設については、契約上のトラブルも見られる。最近の契約については、専門的な検討が行われる仕組みが構築されているが、現在有効である過去に契約されたものについても、内容の検討を行うことが望まれる。

(意見-共通⑦) 現在有効な契約については、漏れなく契約内容のチェックが行えるよう、普通財産貸付資産を一覧としたうえで、契約の有無、有償か無償か、契約の相手先、契約内容のチェックの有無を記載することなどについて、検討することが望まれる。

7) 土地開発公社の土地

土地開発公社 長期間保有している土地が1件ある。

この土地については、平成19年度の包括外部監査報告書に、次のように記載されている。

事業目的	幼稚園・公民館
所在地	屋島西町字新浜 2290 番 8
面積 (㎡)	1,955.0
取得年	昭和55年
帳簿価額 合計	198,670 千円
用地費	77,224 千円
支払利息	119,794 千円
その他	1,652 千円
高松市からの借入額 (無利息)	198,670 千円
時価	168,621 千円

・ 土地の現状 昭和55年に近隣の市営住宅の建築予定地とともに幼稚園用地、公民館用地等として先行取得したものであるが、用地取得後に、近隣に私立幼稚園が開園し、公民館も小学校の近隣に建設されたため、この土地は、当初の利用目的を失っているものである。現在は、ちびっこ広場として開放されている。当地は取得後27年が経過しており、支払利息の累計は119,794千円に達し、帳簿価額は、198,670千円にのぼる。平成19年の路線価を基準に算定した土地の時価は、168,621千円で、30,049千円の含み損が生じている。

・ 意見 この土地は、当初の利用目的を失っており、今後の利用計画も定まっていない未利用土地である。長い年月、公社が保有したままになっていること自体が、適切に運用されているとはいえず、早期に市が買い戻しを行うべきである。住宅地に位置し、隣に公園のある環境良好な土地であることから、住宅用地としての価値は高く、売却を検討するに適した土地である。

令和2年の土地開発公社計上額、高松市からの借入額は、無利息としていることから、上の表と同額である。購入当初は、他からの借り入れを行っており、金利も高い時期であったことから、金利部分が膨らんでいる。平成3年からは、市からの借入金に切り替え、金利部分は増加していない。現在の土地の時価を、国税庁が公開している、令和元年度の路線価を用いて簡単に計算すると、約75百万円程度となる。相続税等を課税する目的での評価額であるので、実勢価格よりは安く算出されるが、それでも、実際の時価も、平成19年時点よりもさらに下落していると思われる、実際の売却可能額も、金利を入れた金額よりも相当下回っていると思われる。

キャッシュフローを考えると、市が買い戻しを行い、売却する手続きを取ることが適当であるが、買い戻しに至る事業目的を見い出せず、今に至っている。事業目的の創出と、早急な対応が望まれる。

(指摘事項) 平成19年度の包括外部監査により、「早期に市が買い戻しを行うべきである。」とされてからさらに令和2年まで、同様の状況で管理され、買い戻し等は実施されていない。

ちびっこ広場は、市の都市公園に隣接して設置されており、公社が公園緑地課に依頼し、公園として維持管理してもらっている。手続的には、毎年使用許可を受ける形となり、最新の使用許可を確認したところ、規定通り手続きが行われていた。

管理している公園緑地課に質問したところ、このエリアでは、都市公園は整備されていることから、公園として維持管理する必要性は薄い、とのことであり、実際にも、更地に囲いをして、手書きの看板が掲示されているのみである。

制度上の縛りがあることは理解できるものの、必要度の低い資産を保有し続けることは適切ではなく、市の施設の総合的な見直しの中で、何らかの対策を講じる必要がある。



近隣の屋島中央公園



ちびっこ広場 (公社所有土地)

第三節 個別の検討（公営企業及び特別会計）

1 高松市病院事業会計

(1) 施設の概要

1) 概要

高松市病院事業会計では、旧高松市、旧香川町、旧塩江町がそれぞれ 1 施設を運営していたものを引き継ぎ、3 つの施設を運営していたが、旧高松市の高松市民病院と旧香川町の香川診療所を統合してみんなの病院として、平成 30 年 9 月に仏生山町に新築移転した。このため、公営企業が運営する施設は、みんなの病院と塩江分院の 2 施設となっている。

旧高松市民病院及び香川診療所は、閉鎖後も取り壊されず、立ち入りできない状態になっているが、今後の活用方針は決まっていない。

病院施設への投資は多額であるが、公営企業会計は独立採算を原則としていることから、高松市の高松市公共施設有効活用・再配置等方針等のファシリテイマネジメントの対象とはされていない。

一方で、病院事業会計には、毎年一般会計から多額の繰り入れが行われている。その一部は、公立病院を運営する自治体に交付される、国等からの交付金で補填されるものの、一般会計からは、それ以上の金額が繰り出されている。

繰り出し金のほか、出資及び貸付金としても、5 年間で 67 億円が一般会計から支出されている。

項目	(単位：千円)					合計
	H27	H28	H29	H30	R 1	
病院事業会計出資金残高	2,197,311	2,419,007	3,709,696	5,888,751	5,960,522	-
増減額	172,230	221,696	1,290,689	2,179,055	71,771	3,935,441
病院事業会計貸付金残高	0	780,000	1,950,000	2,765,000	2,765,000	-
増減額	0	780,000	1,170,000	815,000	0	2,765,000
合計	2,197,311	3,199,007	5,659,696	8,653,751	8,725,522	-
増減額	172,230	1,001,696	2,460,689	2,994,055	71,771	6,700,441

財政分析の項にも記載したように、病院事業の効率運営は、市の財政にとっても重要な課題である。

病院事業では、平成 30 年度から 3 年間で計画期間とする第 3 次高松市病院事業経営健全化計画を策定し、堅実かつ適正な病院経営に取り組んでいく、としている。

令和元年度の病院事業会計の決算書を見ると、新病院の整備により、減価償却費が多額になっており、医業損益は 11 億円と大きなマイナスになっている。一方で、キャッシュ・フローに着目すると、業務活動によるキャッシュ・フローはプラスに転じている。

項目	(単位：千円)				
	H27	H28	H29	H30	R1
医業損益	△ 1,387,307	△ 1,645,168	△ 1,340,791	△ 780,402	△ 1,135,832
一般会計より負担金	753,755	784,125	802,288	803,427	680,840
うち国よりの特別交付税	249,705	151,002	155,390	127,311	102,447
業務活動CF	△ 590,842	△ 913,687	△ 730,428	△ 803,598	290,563
医業収益内の負担金	209,317	205,861	213,099	387,927	524,916
負担金合計	963,072	989,986	1,015,387	1,191,354	1,205,756

新型コロナウイルスの影響での受診控えが発生しており、令和2年度の損益は悪化すると思われ、その影響がどの程度のものか、現況では判断できない。今後の医療情勢の変化も含め、長期的には、一般会計からの繰り出しも、救急医療や、感染症医療・高度医療などの政策医療、へき地医療などの不採算医療といった、総務省が示す繰出基準に沿った部分に限定することを前提に、運営を考えていく必要がある。

2) 諸計画

① 病院基本構想

総務省及び県の地域医療再編ネットワーク計画に基づき、高松市では、病院基本構想検討懇談会を設置し、平成21年に基本構想を策定し、これに基づき再編を実施している。

病院の再編計画は次のとおりである。

従来	2020年度の現況	今後
高松市民病院（417床） 香川病院（126床） 塩江分院（87床）	みんなの病院（305床） 塩江分院（87床）	みんなの病院（305床） 塩江に建設する新病院附属医療施設（無床）

② 病院事業経営健全化計画

総務省は、平成19年に、公立病院改革ガイドラインを策定し、公立病院を運営する自治体に、病院経営改革プランの策定を求めた。

これは、多くの公立病院において、経営状況の悪化や医師不足等のために、医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっているため、と説明されている。

その後の諸情勢の変化もあり、平成27年には新公立病院改革ガイドラインが提示され、新しい健全化計画の策定又は従来計画の補強を求められた。現在有効な計画は、平成30年から3年間を計画期間とする、第3次高松市病院事業経営健全化計画である。

③ 第七次香川県保健医療計画

市の計画ではないが、県の計画である第七次香川県保健医療計画（平成30年県計画）が県内の保健医療体制の基本計画であり、高松市は、香川県の3つの医療圏のうち、東部保健医療圏に属する。この計画には、地域医療構想も含まれており、みんなの病院は、この計画にも整合する形で設置、運営されている。

3) 条例 高松市病院設置条例など

4) 新型コロナウイルスの影響

医療機関全般に多大な影響があるが、みんなの病院は、感染症病床を持っていることもあり、特に様々な対応を求められている。

患者・検診数の減少など、経営に関しても重要な影響が見られる。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

病院事業会計に計上されている有形固定資産は、171 億円である。土地・建物のほか、医療機器なども高額のものが多く、設備投資額は多額である。この中でも、移転したみんなの病院の建物・土地で 138 億円を占めている。

令和元年度土地・建物施設別内訳

(単位：千円)

項目	土地取得原価	過年度減損額	令和元年度帳簿価格	建物取得価額	令和元年度帳簿価格	土地・建物合計
みんなの病院	951,345	0	951,345	13,415,835	12,817,902	13,769,247
塩江分院	98,958	0	98,958	776,328	192,575	291,534
小計	1,050,303	0	1,050,303	14,192,163	13,010,477	14,060,780
旧市民病院	284,372	248,992	35,380	5,829,230	0	35,380
旧香川診療所	36,361	0	36,361	1,639,550	0	36,361
合計	1,371,036	248,992	1,122,044	21,660,943	13,010,477	14,132,521



高松市 みんなの病院 ホームページより



同院ヘリポート

2) 損益

公営企業会計は、原則的に事業からの収益で経費が賄われる事業に適用される。病院事業は、民間でも独立採算で運営されている。自治体病院には、へき地医療や高度医療など、採算がとりにくいなどの理由で公が担う役割も期待されており、これらの政策医療などを実施するために、一般会計からの繰入が行われる。この部分は、合理的な赤字補填と考えられ

ている。また、これらの事業を実施すると、国からの交付金の計算根拠に算入され、一般会計からの繰入の財源となる。しかし、放漫経営の上で赤字を計上しているような場合の補填は、不適當であり、繰入金の根拠は、市民にも説明できる合理的なものである必要がある。

公営企業については、施設の利用状況は、利用が増えれば、損益計算書の収益の増加するなど、損益計算書に反映される。

	(単位：千円)			
	H28	H29	H30	R1
収益総額	6,130,052	6,544,038	7,654,776	8,762,455
医業収益	4,842,240	5,247,863	6,420,894	7,633,243
医業費用	6,741,427	6,975,882	7,520,830	9,043,193
うち減価償却費	436,730	184,404	169,925	1,112,387
医業損益	△ 1,899,188	△ 1,728,018	△ 1,099,936	△ 1,409,950
医業外収益	1,272,845	1,279,948	1,216,827	1,112,024
うち一般会計より負担金	1,088,732	1,147,016	1,084,442	924,606
うち長期前受金戻入	149,988	101,408	91,464	142,192
医業外費用	186,443	217,138	314,305	388,543
うち支払利息	22,049	31,862	63,839	79,480
医業外損益	1,086,402	1,062,810	902,522	723,481
特別利益	200,171	177,426	169,243	70,028
特別損失	2,699,374	87,417	824,152	61,633
うち減損損失	2,671,733	0	545,542	0
うちその他特別損失	0	45,480	201,219	9,630
特別損益	△ 2,499,203	90,009	△ 654,909	8,395
当年度損益	△ 3,323,551	△ 581,967	△ 858,709	△ 682,888

このうち、市民病院・みんなの病院は、次のように推移している。

	H27	H28	H29	H30	R1
収益総額	5,433,739	5,162,290	5,630,796	7,055,000	8,178,778
医業収益	4,425,546	4,032,823	4,531,906	5,957,753	7,248,237
医業費用	5,812,853	5,677,991	5,872,697	6,738,156	8,384,069
うち減価償却費	342,689	376,480	129,732	153,745	1,097,936
医業損益	△ 1,387,307	△ 1,645,168	△ 1,340,791	△ 780,402	△ 1,135,832
医業外収益	935,679	951,743	921,744	928,029	860,881
うち一般会計より負担金	753,755	784,125	802,288	803,427	680,840
うち長期前受金戻入	149,655	139,727	93,909	88,304	139,518
医業外費用	156,250	158,372	191,962	297,474	372,057
うち支払利息	18,506	20,271	30,426	62,578	78,395
医業外損益	779,429	793,371	729,782	630,555	488,824
特別利益	72,514	177,725	177,147	169,217	69,661
特別損失	23,575	2,698,144	83,865	820,876	60,474
うち減損損失	0	2,671,733	0	545,542	0
うちその他特別損失	0	0	45,480	201,219	9,630
特別損益	48,939	△ 2,520,419	93,282	△ 651,659	9,187
当年度損益	△ 558,939	△ 3,372,217	△ 517,727	△ 801,506	△ 637,821

継続して医業損益は巨額の赤字であるが、キャッシュ・フローに着目すると、令和元年度の業務キャッシュ・フローは、一般会計からの繰入れを受けた後ではあるものの、黒字に転じている。

	H27	H28	H29	H30	R1
業務活動CF	△ 590,841	△ 913,687	△ 730,428	△ 803,598	290,563
投資活動CF	△ 598,307	△ 956,364	△ 6,681,614	△ 8,128,760	7,750
うち一般会計・他会計繰り入れ	121,663	98,606	157,787	320,995	142,187
財務活動CF	865,895	1,518,653	8,647,166	7,822,718	△ 115,697
うち他会計からの出資	159,437	221,389	1,290,842	2,177,277	71,771
うち他会計からの借入	0	780,000	1,170,000	815,000	0

このうち、塩江分院を取り出すと、医業損益は継続して赤字を計上しており、業務活動キャッシュ・フローは、みんなの病院と逆に、平成30年度より赤字に転じている。

	(単位：千円)				
	H27	H28	H29	H30	R1
収益総額	884,481	844,959	777,404	769,018	653,705
医業収益	599,736	591,899	514,840	463,140	385,006
医業費用	765,950	771,308	806,851	782,673	659,124
うち減価償却費	21,083	21,048	16,283	16,179	14,451
医業損益	△ 166,214	△ 179,408	△ 292,011	△ 319,533	△ 274,118
医業外収益	219,716	225,750	246,071	288,798	251,143
うち一般会計より	206,626	213,567	237,731	281,015	243,766
うち長期前受金戻入	6,335	6,436	3,074	3,161	2,675
医業外費用	20,856	21,084	18,416	16,830	16,485
うち支払利息	1,757	1,766	1,427	1,260	1,086
医業外損益	198,860	204,666	227,655	271,968	234,658
附帯事業収益	20,477	14,967	16,227	17,055	17,188
附帯事業費用	28,743	26,530	22,993	23,442	22,003
特別利益	44,552	12,343	266	25	368
特別損失	2,455	967	3,148	3,275	1,159
うち減損損失	0	0	0	0	0
うちその他特別損失	0	0	0	0	0
特別損益	42,097	11,376	△ 2,882	△ 3,250	△ 791
当年度損益	66,477	25,072	△ 74,005	△ 57,203	△ 45,066

(単位：千円)

	H28	H29	H30	R1
業務活動CF	39,097	79,037	△ 5,876	△ 68,798
投資活動CF	△ 1,840	340	4,739	3,403
うち一般会計・他会計繰り入れ	3,869	3,885	4,835	4,832
財務活動CF	△ 44,888	△ 6,948	△ 7,400	△ 8,390
うち他会計からの出資	154	0	1,777	0
うち他会計からの借入	0	0	0	0

3) 計画との整合性

区分	みんなの病院		塩江分院	
病床数	305		87	
項目	目標	実績	目標	実績
入院患者数 (人)	78,690	91,160	21,594	11,125
外来患者数 (人)	89,915	102,374	25,725	21,089
全病床利用率 (%)	70.5	81.7	67.8	34.9
経常損益 (百万円)	△ 56	△ 647	4	△ 44
経常収支比率 (%)	99.2	92.6	100.5	93.7
医業収支比率 (%)	89.0	86.5	68.0	59
職員給与費対医業収益比率 (%) ※1	63.0 (57.8)	60.0 55.6	77.6 (74.3)	100.3 -97.1
材料費対医業収益比率 (%)	18.0	19.6	23.1	23.4
経費対医業収益比率 (%)	22.1	20.5	31.8	41.6
減価償却費対医業収益比率 (%)	8.8	15.1	2.8	3.6
年度末現金残高	△ 21	499.0	201	117

※1 職員給与費対医業収益比率の()は、退職給付費を除いた比率

みんなの病院では、収益等は概ね目標を上回っているものの、減価償却対医業収益比率が大幅に目標値を上回り、その結果、経常損益は、56百万円の赤字の目標に比べ、6億円弱の赤字額となっている。目標に比べ、減価償却費が4.5億円程度多額になっており、設備投資計画と目標値が整合していなかったものと思われる。

塩江分院についても同様に、目標が4百万円の黒字に対して、44百万円の赤字になっている。指標の中でも、入院病床の利用率が大幅に下回り、入院収益が目標を大幅に下回っている。塩江分院は、今後新築移転が計画されている。

塩江分院の病床は、療養型のものであり、令和6年には廃止されるとされていることもあり、無床での移転が予定されている。

(単位：千円【税抜】)

区分		みんなの病院		塩江分院	
		目標	実績	目標	実績
病院事業収益	医業収益	6,380,190	7,248,237	578,285	385,006
	うち 入院収益	4,137,612	4,822,710	330,372	186,905
	うち 外来収益	1,347,726	1,601,258	234,367	188,934
	うち 一般会計負担金	538,331	524,916	0	0
	医業外収益	992,869	860,881	299,646	251,143
	うち 一般会計繰入金	681,355	680,840	289,397	243,766
	附帯事業収益	0		20,853	17,188
	経常収益 A	7,373,059	8,109,118	898,784	653,338
	特別利益	96,595	69,660	10	368
	総収益 (合計) B	7,469,654	8,178,778	898,794	653,706
病院事業費用	医業費用	7,169,342	8,384,069	850,128	659,124
	うち 給与費	4,330,854	4,747,331	609,828	477,126
	うち 退職給付費	332,296	315,961	21,368	12,531
	うち 材料費	1,148,215	1,421,726	138,057	94,025
	うち 経費	1,095,438	1,089,499	80,975	71,415
	うち 減価償却費	558,574	1,097,936	16,603	14,451
	医業外費用	260,143	372,057	20,249	16,485
	うち 企業債利息	76	78,395	1	1,086
	附帯事業費用	0		24,080	22,003
	経常費用 C	7,429,485	8,756,126	894,457	697,613
特別損失	22,000	60,474	1,400	1,159	
総費用 (合計) D	7,451,485	8,816,600	895,857	698,772	
経常損益 A-C	△ 56,426	△ 647,008	4,327	△ 44,275	
純損益 B-D	18,169	△ 637,822	2,937	△ 45,066	
一般会計繰入金合計	1,377,693	1,347,943	297,091	248,598	
収益的収入繰入金計	1,219,686	1,205,756	289,397	243,766	
資本的収入繰入金計	158,007	142,187	7,694	4,832	

4) 他市比較

中核市市長会のホームページより、令和元年度の統計資料から、医療に関する部分について、60の中核市のうち県庁所在市27中核市平均と比べてみた。

まず、市立病院の数については、高松市と同じ2施設が3市、1施設が10市であり、市立病院のない市が14であった。60市と比べると、市立病院のない市の割合が、県庁所在市で多くなっている。

27市	病院数3	0	病院数2	3	病院数1	10	なし	14	51.9
60市	病院数3	1	病院数2	6	病院数1	27	なし	26	43.3

次に、市立病院の病床数で見ると、高松市は市立病院のある13市の中で多い方から8位と、高い水準ではない。また、市立病院の病床が全体に占める比率も、高い方から9位と、高い水準ではない。

高松市全体の人口10万人当りの病床数は、27市のうち、多い方から19位と、高い水準ではないが、27市の平均よりは多い水準である。

市民10万人当りの医師数も、多い方から19位と高いすいじゅではなく、平均値よりも低くなっている。一方、市民10万人当りの一般診療所数は、多い方から10位と、高い水準であり、60市平均、27市平均を共に上回っている。高松市は、医師数は多くないものの、一般診療所数は多い市という位置づけになる。

市立病院病床数（最低値は、病院がある中で最も少ない市）								
単位	順位	高松市	60市平均	27市平均	最高値		最低値	
床	8	392	262.5	201.0	富山	645	宮崎	42
市立病院病床比率								
単位	順位	高松市	60市平均	27市平均	最高値		最低値	
%	9	6.0	4.8	3.2	松江	15.6	宮崎	0.6
市民10万人当たり病床数								
単位	順位	高松市	60市平均	27市平均	最高値		最低値	
床/10万人	19	1,537.5	1,486.0	1,115.6	高知	2,984.4	那覇	1,115.6
市民10万人当たり医師数								
単位	順位	高松市	60市平均	27市平均	最高値		最低値	
人/10万人	19	285.2	301.3	355.0	長崎	485.4	和歌山	62.0
市民10万人当り一般診療所数								
単位	順位	高松市	60市平均	27市平均	最高値		最低値	
所/10万人	10	97.9	85.4	95.0	長崎	130.5	長野	78.4

(3) 現状及び課題

1) 現状

令和元年度の経営状況は、第3次高松市病院事業経営健全化計画に比べ、財務指標の目標達成が実現していない。その要因としては、新型コロナウイルスの影響もあると思われる。

みんなの病院は、感染症病床を6床有し、新型コロナウイルス患者の受け入れが可能な施設とされており、各種の対応が必要となっている。また、病院施設全体に、来院患者数が減少し、経営に重要な影響を与えている。日本全般で同様の状況が発生しており、一過性のものでなければ、国が何らかの対応を検討すると思われる。一過性のものであったとしても、単年度の企業会計損益の赤字が大幅に広がることも考えられる。ただし、みんなの病院の業務活動によるキャッシュ・フローがプラスに転じていることが明るい材料である。政策医療などに関する繰出基準の部分のみに限定される、市民に対して合理的に説明可能な繰り出し水準とする必要がある。

一方で、旧市民病院及び旧香川診療所に係る資産に目を転じると、公営企業会計であることから、減損損失を計上することにより、財務諸表上はゼロになっているものの、取り壊し費用が相当金額になると予測されていることなどから、それぞれ建物も取り壊さないままになっている。



旧香川診療所



旧香川診療所正面



旧市民病院



旧市民病院北側

2) 課題

① 経営の安定化

経営健全化計画に沿ってすべての改革目標を達成することは難しい状況と思われる。それに加え、新型コロナウイルスの発生により、状況も大きく変わっている。

(意見) 経営健全化計画年度終了前ではあるが、計画とのかい離の理由を明確にし、問題点の解決の可能性を検討したうえで、実現可能な計画を策定することが望まれる。

② 遊休設備

遊休の2施設については、平成30年に、ファシリテイマネジメント推進プロジェクトチームによっても対応を検討している。その資料の内容を抽出して示すと次のようになる。

市民からのパブリックコメントとしては、取り壊して隣接する市営墓地の駐車場とする、というものがある。

項目	単位	旧市民病院	旧香川診療所	合計
土地面積	㎡	21,983.16	6,920.35	28,903.51
内宅地以外		3,132.69	0.00	3,132.69
建物面積		24,289.53	5,475.83	29,765.36
うち耐震対応済み		5,857.16	0.00	5,857.16
用途地域	—	第一種中高層住宅専用地域	準工業地域	—
その他	—	土石流危険区域ほか	なし	—
土地評価額	百万	1384~969	153	—
取壊費用概算	円	1078~970	157~141	—

令和元年には、民間事業者との対話を通じて跡地の活用可能性のアイデアを調査するサウンディング型市場調査を実施したが、香川診療所には提案がなく、市民病院については、1件の提案があったが、墓地の集約という内容について、墓地を移動することは困難であるというような担当部署の意見などから、採用には至っていない。

帳簿上の価格は減損されているものの、古い病院施設を存置することは治安面からも好ましくない。

市の一般会計への移管は困難な状態であることは理解できるが、この点、香川県立中央病院は、一般会計に移管され、取壊しも実施されている。

取壊し費用や売却可能性などから、広島市では、中工場の新設に伴い、閉鎖した廃棄物の焼却施設を閉じてしまい、外を塗装して見苦しくないようにしている。しかし、両施設については、いずれ取り壊すと思われる。それであれば、早期に取り壊して利用あるいは売却することが望ましい。

本来は、取り壊し費用まで含めて、建設計画を立てるべきであったように思われる。一般会計では、廃止資産をリストアップし、緊急性の高いものから順次取壊しを行っている。現況では、旧施設の取壊しについても、一般会計からの繰出しがなければ困難な状況といえる。

(意見-共通②) 担当部署で、本来用途に使用されなくなることが明確にされた行政財産について、使用されなくなることが明らかになった時点から、廃止後の活用方法が検討される仕組みとすることが望まれる。

(意見-共通③) 用途廃止される施設については、リストアップされている。このうち、廃止・取り壊しが必要であるものについてのリストを作成し、優先順位とその理由について記載し、何らかの形で公表することが望まれる。

2 特別会計直営診療施設勘定（男木・女木診療所）

(1) 施設の概要

1) 設置目的等

当診療所は、女木島及び男木島にへき地診療所として、それぞれ昭和 25 年、昭和 26 年に開設されたものである。

へき地診療所は、自治体が設置するものであるが、設置基準は、医療機関のない地域で、当該地域の中心的な場所を起点として概ね半径 4 キロメートルの区域内に人口 1,000 人以上（昭和 40 年以前は人口 300 人以上）が居住している地域であって、かつ、容易に医療機関を利用できない地区とされている。

へき地医療に関する第一次計画は、昭和 31 年に策定されており、高松市の条例も、昭和 31 年 9 月に施行されている。人口の減少と設置基準の改定により、現在では、女木及び男木診療所は、ともに設置基準を充たしていない。

女木島、男木島については、地理的には離島であり、へき地にも指定されているものの、高松港からフェリーで女木島まで 20 分、さらに男木島まで 20 分で到着する。フェリーは日中 2 時間ごとに運航されており、高松港から医療機関までも、公共交通機関でさほど時間はかからない。瀬戸内海は内海であり、フェリーが運休になることもまれである。「容易に医療を利用できない地区」というにも、やや無理があるように思われる。

高松市には、他に有人離島として旧庵治町に属する大島があるが、明治 40 年 3 月 19 日に制定された法律第 11 号「ライ予防法ニ関スル件」に基づき、国の施設として設置された大島青松園の入所者等のみが居住している。大島青松園は、平成 8 年にらい予防法が廃止されるまでは、らい病罹患者の強制入所施設であり、現在の入所者は、らい病に関する治療は終了しているが、継続して入所することが認められており、医療施設も併設されている。最大 800 床が提供されていたこの施設も、現在では、入所者数は 80 名弱に減少し、高齢化も進んでいる。

高松市の 3 島は、平成 21 年から 3 年ごとに開催されている瀬戸内国際芸術祭の当初からの開催地であり、芸術祭を契機に、若者等の観光客の訪れる島となっており、女木、男木島には、移住希望者も多くなっている。令和元年の包括外部監査報告書にも記載しているように、人口減少に伴い、空家も増えているが、賃貸や売却に応じる所有者は少ないとのことである。

2) 諸計画

高松市の策定した計画はない。広くは、第七次香川県保健医療計画（平成 30 年県計画）などが挙げられる。高松市は、香川県の 3 つの医療圏のうち、東部保健医療圏に属する。

3) 条例 高松市国民健康保険診療所条例及びその施行規則

4) 新型コロナウイルス感染症の影響

一般的には、診療控えが発生し、医療機関の受療が減少しているが、小さい島の診療所であるため、特に目立った影響はない。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費

男木診療所については、男木コミュニティセンターに併設されており、同センターの建物が耐震基準を充たしていないことなどより、移転改築される。診療所は、移転後も同センターに併設となる。令和元年度に実施設計を行い、令和2年度より、工事に着手している。

施設整備については、国庫補助金(医療施設等施設整備費補助金)及び市債(辺地債)を財源としており、令和3年度末の完成を目指しているとのことである。

女木診療所は独立した建物である。

(単位：千円)

	女木診療所		男木コミュニティセンター	
	取得価額	帳簿価額	取得価額	帳簿価額
建物	29,602	0	34,412	0
土地	650	650	829	829
合計	30,252	650	35,241	829

※平成30年度固定資産台帳から監査人が集計。帳簿価格は、平成30年度末のもの。台帳上の女木診療所の取得年は、昭和42年となっている。

2) 維持費

① 特別会計収支

		(単位：千円)				
区分 年度		H27※	H28	H29	H30※	R1
歳入	診療収入	21,874	19,925	18,690	16,306	15,466
	使用料及び手数料	8	6	9	15	35
	繰入金	16,431	20,126	18,402	19,260	21,223
	うち県からの歳入分	10,809	11,325	10,722	11,041	10,546
	市負担補填分	5,622	8,801	7,680	8,219	10,677
	諸収入	37	33	25	39	49
	市債	0	0	0	0	3,500
	計	38,350	40,090	37,126	35,620	40,273
歳出	総務費	28,223	28,154	27,798	27,669	27,989
	医業費	10,127	11,936	9,328	7,951	8,686
	施設整備費	0	0	0	0	3,598
	計	38,350	80,180	37,126	35,620	40,273

※高松市歳入歳出決算事項別明細書より

診療所運営費の赤字の一部は、香川県からの県負担金が補填財源であるが、診療収入の減少により、市の一般財源負担額は、5年間で倍増している。

歳出の内訳を見ると、人件費のウエイトが高い。医師2名は、会計年度任用職員で、交代で、フェリーを利用して、10時30分から14時は女木診療所で、14時45分から16時45分

は男木診療所で勤務している。1名の正規職員の看護師長（係長級）と、2名の会計年度任用職員の看護師が、医師と同じ時間帯で執務を行っている。

3) 利用状況

① 最近5年間の受療状況

	単位	H27※①	H28	H29	H30※	H31②	②÷①%	
女 木 診 療 所	診療収入	千円	12,272	11,083	10,410	8,450	7,535	61.4
	診療日数	日	187	184	188	187	185	98.9
	延べ患者数	人	2,155	2,148	1,827	1,377	1,206	56.0
	各年4月登録人口	人	175	173	169	162	156	89.1
	1人当たり年間受診回数	回	12.3	12.4	10.8	8.5	7.7	62.6
	一日平均患者数	人	11.5	11.7	9.7	7.4	6.5	56.5
	1人当たりの診療収入	円	5,695	5,160	5,968	6,137	6,248	109.7
男 木 診 療 所	診療収入	千円	9,602	8,842	8,280	7,856	7,931	82.6
	診療日数	日	185	185	186	186	185	100.0
	延べ患者数	人	1,276	1,164	1,023	932	924	72.4
	各年4月登録人口	人	184	177	172	164	168	91.3
	1人当たり年間受診回数	回	6.9	6.6	5.9	5.7	5.5	79.7
	一日平均患者数	人	6.9	6.3	5.5	5.0	5.0	72.5
	1人当たりの診療収入	円	7,525	7,596	8,094	8,429	8,583	114.1
合 計	診療収入	千円	21,874	19,925	18,690	16,306	15,466	70.7
	診療日数	日	186	184	187	187	185	99.5
	延べ患者数	人	3,431	3,312	2,850	2,309	2,130	62.1
	一日平均患者数	人	18.4	18.0	15.2	12.4	11.5	62.5
	1人当たりの診療収入	円	6,375	6,016	6,558	7,062	7,261	113.9

※表の年度に※を付している平成27年度と30年度は、瀬戸内国際芸術祭の開催年である。

平成27年度当時は女木診療所の利用率は高かったが、5年間で40%ほど、のべ患者数が減少している。2島の人口に大差はないため、女木島の居住者の1人当たり利用が多かったことが要因と思われる。

③ 人口推移

高松市ホームページから閲覧できる、最も古い昭和49年と令和2年の女木、男木の人口を比べると、次のようになる。

項目	人口①	男	女②	②÷①	世帯数③	①÷③	
単位	人			%	世帯	人	
S49.10	女木	648	286	362	55.9	189	3.4
	男木	684	330	354	51.8	207	3.3
R2.4	女木	148	66	82	55.4	102	1.5
	男木	166	75	91	54.8	111	1.5
※	女木	22.8	23.1	22.7		54.0	42.3
	男木	24.3	22.7	25.7		53.6	45.3

※ R2.4/S49.10×100

女木、男木とも、人口は昭和49年の4分の1以下になっているが、世帯数は半分強であり、一人世帯が増加したと思われる。

女木島の女性の比率は、昭和49年、令和2年ともに55%台と高いが、令和2年では男木も55%弱と高くなっている。これは、女性の高齢者が増えていることが要因と思われる。

男木島には、瀬戸内国際芸術祭を契機に、子供のいる家庭の移住が見られたことから、女木島に比べ、0から64歳の人数が多くなっている。

R2.4 年齢別人口及び構成比						
		0-17	18-64	65-74	75-	合計
人口 (人)	高松市全体	68,329	238,335	58,789	59,540	424,993
	女木	5	37	34	72	148
	男木	16	48	35	67	166
比率 (%)	高松市全体	16.1	56.1	13.8	14.0	100.0
	女木	3.4	25.0	23.0	48.6	100.0
	男木	9.6	28.9	21.1	40.4	100.0

4) 他市比較等

① 受療率

平成29年患者調査（厚生労働省）によると、10月の統計上の受療率（推計患者数÷推計人口かける10万人）は、香川県で6,952と、全国平均5,675よりも高い。登録人口と1日当たりの受療者数を用いて計算すると、女木は香川県平均よりもやや低く、男木はその半分程度の水準になっている。

人口10万人あたり外来受療率 (平成29年)

女木	男木	香川	全国
6,397	3,198	6,952	5,675

② 県内診療所

香川県には、18の診療所がある。このうち離島の診療所は11である。

香川県へき地医療計画によると、平成28年度の医師派遣状況は次表のようになっている。

人口の多い直島診療所は、病床も診療所で開設できる上限の19床を有し、他の診療所とは異なる位置づけと思われる。

その他の離島診療所は、香川県へき地医療支援計画に沿って、へき地医療拠点病院とされた病院からの派遣によって支えられている。これらを調整するへき地医療支援センターは、香川県立中央病院に置かれ、高松市立みんなの病院も、へき地医療拠点病院とされ、平成28年の計画では、当時の市民病院から、塩江地区、土庄町池田地区に応援医師を派遣するとされている。

また、粟島では、ドローンを用いた遠隔医療が試行的に実施されてきた。2020年には、国土交通省のスマートアイランドプロジェクトが実施され、これには、ICTによる新しい医療体制の確立も含まれている。

自治体	島	国保	H27人口	運営方法	開設日
高松市	女木	○	136	直営	週4日午前中
高松市	男木	○	148	直営	週4日午後
直島町	直島		3,105	直営	平日
坂出市	与島	○	81	坂出市立病院派遣48日	木曜午前のみ
丸亀市	本島	○	396	直営+香川労災病院派遣11日	平日
丸亀市	広島	○	226	直営	平日
多度津町	高見	○	27	県立中央病院派遣47日	
多度津町	佐柳	○	72	県立中央病院派遣51日	
三豊市	志々島	○	18	三豊市立永康病院派遣24日	月曜のみ
三豊市	粟島	○	216	三豊市立永康病院派遣23日 松井病院派遣46日	月・水
観音寺市	伊吹	○	400	香川井下病院派遣147日 松井 病院派遣50日	平日

(3) 現状及び課題

1) 現状

診療所の開設当時から比べると、女木、男木両島の人口は減少し、受療者も減少している。また、交通の条件も、医療へのアクセスが難しい状況とも考えにくい。

女木診療所の受療日数は多いが、後期高齢者が人口の約半分を占める高齢化の状況を見ると、今後、入院施設を持たない診療所の需要が増加することは見込めない。

2) 課題

運営方法について、検討が必要と思われる。

人口が両島より多い粟島でも、診療日は、週に2日とされている。粟島からのフェリーの所要時間は、女木島よりも短いですが、港から病院へのアクセスは、高松港が優れている。海沿いにある県立中央病院から女木島までは、海上タクシーを使えば10分程度で到着する。

平成29年の包括外部監査の意見としても、「IT技術を利用した遠隔診療や、医師不足による訪問医療の減少に対して訪問医療とオンライン医療の併用による対応が効果的かどうか、検討することが望まれる。」とされている。

平成29年と令和2年を比べると、新型コロナウイルス感染症拡散防止の観点から、オンライン検診が認められるなど、情勢はさらに変化している。遠隔医療についても、粟島で実用化が進められている。遠隔医療ネットワークを利用して、看護師が一定の医療行為を行える、オリーブナースの制度もあり、様々な検討が可能な状況にある。

(意見) 現在、市職員により、週4日間開設している女木及び男木診療所における運営方法及び開設日数等について、検討が必要な状況であると思われる。

3 食肉センター事業特別会計

(1) 概要

1) 設置目的等

大正 10 年に東浜村を高松市に編入したことにより引き継いだ施設であり、昭和 30 年に花園町に移転され、平成 11 年に現在の場所に新築している。

豚を取り扱わないと畜場であり、主として牛を扱っている。一般に、と畜に関しては、豚を取り扱わないと畜場は採算が取れない、とされている。と畜場には冷蔵庫等、加工場等を併設している。

また、この施設はいわゆる迷惑施設とされることから、建設にあたっては、地元との協議により、集会施設である茜町会館をはじめ、集会場、公園、道路、下水道等、広範囲の整備が行われている。

2) 諸計画

特になし。

3) 条例 高松市食肉センター条例

4) 新型コロナウイルスの影響

外食・宴会などの激減により、一時期、肉の需要が落ち込んでいたが、年末にかけて、枝肉の販売価格は持ち直している。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費

取得価額	期末価額	土地	建物面積	土地面積
千円			m ²	
2,755,974	511,581	182,263	4,345	9,776

土地以外の主な施設は次の通りであり、建設から 20 年を経て、減価償却を行うと、残存価格額は減少している。

(単位：千円)

項目	取得価額	期末価額
合計	2,755,974	511,581
うち建物	1,059,604	487,309
うち電気・給排水施設等	417,993	21,830
うち機械施設	963,228	0

※平成 30 年度固定資産台帳から監査人が集計。面積については、高松市の市政概況より。

2) 維持費

特別会計の歳入・歳出の推移は次の通りであり、施設建設に関する公債の返済がほぼ終了

したことから、一般会計からの繰出し金は、運営費の補填のみになっているが、それでも毎年2億円以上の繰出し金が必要となっている。

(単位：千円)

	H27	H28	H29	H30	R1
歳入総額①	513,575	507,745	518,288	525,584	339,784
うち一般会計繰入金②	445,773	432,731	447,650	450,959	242,507
②÷①%	86.8	85.2	86.4	85.8	71.4
うち市債	0	0	0	0	25,300
歳出のうち公債費③	213,611	213,589	213,566	202,617	1,904
②-③	232,161	219,142	234,084	248,342	240,604

※高松市歳入歳出決算事項別明細書より。

3) 利用状況

利用料収入の推移は次の通りであり、と畜による収入は、横ばいである。

食肉センター特別会計収支推移

(単位：千円)

	H27	H28	H29	H30	R1
食肉センター使用料収入①	57,764	58,423	60,621	59,342	59,637
雑入	10,039	16,591	10,018	10,640	10,024
業務費②	299,964	294,156	300,078	317,532	337,880
うち委託料③	208,803	209,570	216,930	217,291	230,375
①-②	△ 242,200	△ 235,733	△ 239,457	△ 258,191	△ 278,243
③÷②%	69.6	71.2	72.3	68.4	68.2

※高松市歳入歳出決算事項別明細書より。

と畜すると、数日冷蔵庫で保管されるため、冷蔵庫利用延べ頭数はと畜数よりも多くなる。高松市内での肉用牛飼養数は、近年増えてはいるが、と畜数が大きく上回る。通常、肉用牛は生後3年で出荷される。市外からのと畜を行っている。香川県内では、当センターのほか、牛のと畜を行っているのは、坂出市のと畜場のみであり、この施設では、年間6千頭強の牛をと畜している。

処理数・飼養数の推移

(単位：頭)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
と室	9,958	9,006	9,580	9,807	10,336	10,063	10,064
冷蔵庫	31,417	28,261	31,081	31,294	32,679	31,606	30,364
内臓処理冷凍冷蔵庫	9,939	8,983	9,565	9,797	10,328	10,062	10,060
高松市肉用牛飼養数	2,430	2,950	2,800	2,904	3,014	3,494	3,278
高松市乳用牛飼養数	1,471	1,430	1,570	1,608	1,643	1,887	1,933

(3) 現状及び課題

1) 現状

食肉センター整備に関する公債の返還がほぼ終了し、一般会計からの繰入金は減少しているが、運営自体で毎年2億円強の繰入金が必要な事業である。従来から高松市で運営されていた施設を、施設の老朽化に伴い、移転して運営しているものである。

運営は、指定管理者により実施されている。指定管理者は、高松食肉事業協同組合であり、平成30年、31年の高松市指定管理者導入施設に対する評価は、B評価である。

平成29年度の包括外部監査によると、市内の牛飼養農家の生産に不可欠という施設でもなく、また、当施設でと畜されて生産された枝肉と、市内の消費者との関係も明確ではないとされている。

とはいえ、乳牛や肉用牛を飼養する農家から、廃用牛を受け入れるという役割や、市内の学校給食への枝肉供給などの役割も持つ。また、指定管理者である組合の組合員を通じ、食肉が量販店や飲食店に流通しており、高松市内の安定した食肉流通には、一定の役割を果たしている。

2) 課題

食肉センターは、そもそも業務赤字補填が必要な事業であり、高松市の牛の畜産農家や消費者との間に、一定の役割を果たしてはいるものの、毎年2億円超の負担額に見合うものか、明確ではない。

施設も開設して20年が経過しており、機械等については、会計上の減価償却の目安である法定耐用年数は過ぎている。一般的に、機械設備は、古くなると修繕の必要も多くなり、また、さらに維持管理が困難になると、更新を検討する必要がある。

市民生活との関係が、必ずしも明確ではない事業に、毎年2億円強を投じることの合理性について、検証できる状態にする必要がある。また、そう遠くない将来に必要となる施設の更新について、どのような方針で対応するのか、検討は早急に始める必要がある。

なお、平成29年度の包括外部監査でも、更新について、あり方検討委員会等を設置して検討すること、とされているが、法令上の施設の位置づけなどの理由から、検討委員会の設置は困難とのことである。

この時の監査人の意図は、委員会の設置自体ではなく、更新が必要になることに向けて、市の妥当な負担金額を考慮したうえで、と畜事業の在り方を検討し、関係者との調整を行うことであると理解する。

(意見) 食肉センター施設の今後の維持方法について、可否を含めて、早急に検討・協議を始める必要がある。

県内他の2つのと畜場も老朽化しており、これらの施設の動向も注視する必要がある。
当施設でと畜した牛は、アニマルフェア※におけるけい留での牛の取扱いや、内臓処理室

等における衛生基準が適合しないため一部の外国に輸出することはできない。

現在のところ、ニーズは少ないが、香川県の銘柄牛であるオリーブ牛などを、欧米に輸出するために、神戸の施設まで運んでと畜することもあるとのことである。

今後の畜産事業の潮流を見極め、施設の更新にあたっては、日本の衛生基準のみならず、世界的基準への対応についても、視野に入れて検討することが望まれる。

※アニマルウェルフェア：動物福祉と訳されることもある。農林水産省のホームページには、「動物の生活とその死にかかわる環境と関連する動物の身体的・心的状態」と定義されている、と記載されている。口語的に平たく言えば、家畜がのびのびと幸せに暮らせるよう環境を整え、自分が死ぬことも知らずに運ばれ、と畜されるような飼養、運搬、と畜等の方法を取る、というようなイメージである。

日本の現在の飼養状況とはかい離している項目も多く、令和2年12月21日には、吉川元農林水産大臣が、業界団体からアニマルウェルフェアに関して、その推進を阻止することを依頼され、献金を受けたという疑惑を受け、辞任している。

4 卸売市場事業特別会計

(1) 概要

1) 設置目的等

生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的として設置されるものである。(卸売市場法)

中央卸売市場は、国・県の計画に基づいて設置される。現在、高松市が運営する市場は、青果、水産物、花きであり、それぞれ昭和 52 年、昭和 55 年、昭和 60 年に建設されている。このうち、花きについては、規制緩和等に伴う商取引の活性化を図るため、平成 27 年 4 月より公設地方卸売市場に転換している。

このほか、市場の運営に必要な諸施設として、関連商品売場棟、加工水産物棟、管理棟、冷蔵庫棟などが設置されている。

青果棟、水産物棟は老朽化しており、国の策定する中央卸売市場整備計画では、平成 23 年以降、施設の改善を図ることが必要と認められる中央卸売市場と位置付けられていることから、高松市は、平成 27 年に高松市中央卸売市場再整備基本構想・基本計画を策定し、青果市場を移転整備中である。

2) 諸計画

高松市中央卸売市場再整備基本構想・基本計画

当計画では、現地整備案と移転整備案を比較し、青果棟を現地から移転して整備し、青果棟の跡地に水産物棟を整備する計画としている。

3) 条例 高松市中央卸売市場設置条例、業務条例及び施行規則、高松市公設花き地方卸売市場設置条例、業務条例及び施行規則

4) 新型コロナウイルスの影響

外食・宴会などの減少を受け、水産物、花きの取扱高が減少している。夏ごろには少し回復したものの、先行きは不透明である。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費

固定資産台帳によると、市場関係の土地以外の投資額は約 106 億円であるが、更新予定の青果棟、水産物棟は、減価償却がすすんでおり、帳簿価額は少額である。なお、特別会計は、公営企業会計と異なり、減価償却費を経費に計上する会計方法は取らない。減価償却に対応する概念は、公債の返済であり、公債の返済期間が短いと、返済中は一般会計からの繰入を行わなければ収支が合わず、返済後は収入超過になるように表示される。

	建物取得価額	同期末価額	延床面積	土地	面積
単位	千円		m ²	千円	m ²
青果棟	2,375,664	907	19,085	2,121,079	38,136
加工水産物棟	721,334	0	3,569		10,762
関連商品売場棟	717,105	154,231	2,854		13,909
水産物棟	1,750,139	1,192	15,053		1,160
管理棟	441,927	106,062	2,455		5,627
冷蔵庫棟	4,070	4,070	1,625		9,935
花き棟	436,951	36,551	3,739	351,125	9,935
付属設備・機械等	4,176,063	54,465	-	-	-
小計	10,623,252	357,478	48,380	2,472,204	79,529
新青果棟	建設準備中			801,199	

※高松市平成30年度固定資産台帳及び市計画、市政概況より監査人が集計。

2) 維持費

特別会計の歳入・歳出の推移は次のとおりである。平成30年、令和元年は、青果物棟の土地購入、建設開始により、公債を発行しているため、収支が膨らんでいるが、それを除いた部分では、例年一定水準の繰入を実施している。歳出のうち、公債費の額は減少しており、それに伴い、一般会計からの繰入金も減少している。公債を除く歳入総額に占める一般会計繰入金の割合は、近年減少している。

卸売市場事業特別会計歳入・歳出の推移

(単位：千円)

	H27	H28	H29	H30	R1
歳入総額①	404,116	396,414	387,353	1,174,703	739,358
うち一般会計繰入金②	46,084	43,314	35,066	23,020	33,036
②の前年からの増減		△ 2,769	△ 8,249	△ 12,046	10,016
うち公債収入③	0	0	0	800,300	367,800
①-③=④	404,116	396,414	387,353	374,403	371,558
②÷④%	11.4	10.9	9.1	6.1	8.9
歳出のうち公債費	79,423	80,734	38,914	36,351	31,803
新青果棟建設支出	0	0	0	801,199	373,954

※高松市歳入歳出決算事項別明細書より。

3) 利用状況

取扱高及び使用料は、年々減少傾向にある。なかでも、水産物及び花きの取扱が大きく減

少している。令和元年は、特に減少しているが、1-3月期に、新型コロナウイルスにより、宴会や外食が激減した影響が大きく出たものと思われる。

項目	使用料、取扱高の推移（単位：万円）				
	H27	H28	H29	H30	R1
市場使用料	26,815	26,846	26,265	25,600	25,118
青果部取扱高	1,627,453	1,668,829	1,617,092	1,599,837	1,538,747
水産物部取扱高	1,559,102	1,575,821	1,481,747	1,399,703	1,338,553
花き部取扱高	203,539	206,091	202,095	181,434	172,088
項目	H27を100とした推移				
年度	H28	H29	H30	R1	
市場使用料	100.1	97.9	95.5	93.7	
青果部取扱高	102.5	99.4	98.3	94.5	
水産物部取扱高	101.1	95.0	89.8	85.9	
花き部取扱高	101.3	99.3	89.1	84.5	

※市担当部署より入手

また、関連商品売場棟は、もともとは主として市場を利用する人たちの生活のために設けられたものであるが、入場が関係者に制限される市場と異なり、誰でも利用できるように、新鮮な生鮮品や加工品、それを使った食堂などが人気を集めることがある。

高松市の関連商品売場棟は、空き室が目立ち、閑散とした状況が続いていたが、令和2年度より、市場へのアートの導入や、新店の誘致など、担当部署の努力により、若年層にも人気のスポットに変貌しつつある。



売場棟内部令和2年8月



売場棟看板令和2年8月



市場アート①加工水産物棟内部



市場アート②外壁

(3) 現状及び課題

1) 現状

平成 27 年に策定された高松市中央卸売市場再整備基本構想・基本計画では、取扱高の減少も前提として、青果棟の移転整備と、その跡地への水産物棟の移転整備を計画している。

青果棟の敷地はすでに朝日町に確保されており、全ての事業費として約 100 億円を予定しているとのことである。

なお、水産物棟の移転整備については、令和 3 年度より、今後必要とされる施設の規模や具体的な機能のほか、市場を核とした賑わいづくりに向けた、移転跡地を含めた市場エリアの利活用方策、民間の資金・ノウハウも活用した整備手法の導入などの詳細検討を行う予定とのことである。



新青果棟建設現場 令和 3 年 1 月



移転後取り壊される水産物棟 令和 2 年 8 月

2) 課題

平成 29 年度の包括外部監査では、一般会計からの繰入れをあてにしない経営を考えるべき、というような意見が付されている。

新棟の投資規模も、現実的な市場使用料に見合ったものとするための努力が必要と思わ

れる。また、ネット販売の増加など社会情勢は変化し、新型コロナウイルスの影響により、人が集うことも少なくなっている。今後の動向は不透明であるが、今後の市場を核とした賑わいづくりに係る投資については、社会情勢の変化等も考慮しながら精査する必要がある。

現在の水産物棟は、青果棟の跡地に移転整備の予定であるため、現在の水産物棟は、敷地も含めて廃止されることになる。跡地の利用方法は今後、詳細検討することとされており、現時点では未定である。

各管理部署で、統廃合等の計画を策定しているものの中で、不要となることが明らかな資産についても、使用されなくなって速やかに活用されるものは少ない。中には、立地のよい施設であっても、倉庫等としてあまり効率的な使われ方をしていない施設もある。

(意見-共通②) 担当部署で、本来用途に使用されなくなることが明確にされた行政財産について、使用されなくなることが明らかになった時点から、廃止後の活用方法が検討される仕組みとすることが望まれる。

(意見) 中央卸売市場の移転整備及びその跡地利用について、今後の取扱高の推計等に基づき、投資規模を精査するとともに、民間の資金やノウハウの活用などの整備手法の導入を含め、十分に検討することが望まれる。

5 競輪事業特別会計

(1) 概要

1) 設置目的等

昭和 25 年に開設した競輪場であり、公営競技ギャンブルとしての競輪のほか、スポーツ競技にも使用される。

公営でギャンブルを実施することの可否については諸説ある。一般的には、少なくとも、市の財政への寄与がなければ存在意義はないという意見が受け入れられているように思われる。

なお、実際に高松市の競輪場を使って競技される日数は、年間約 50 日であり、開催日以外は、他の競輪場で実施される競輪を場内モニターに映して車券を発売している。

一方で、自転車競技はオリンピックの種目でもあり、スポーツとしても一定の地位を占める。香川県で開催が予定されているインターハイの競輪競技は、当競輪場を使用予定である。

高松市では、施設の老朽化から一部スタンドを閉鎖しており、今後、順次改修を行うとして、令和 2 年度に改修にかかる基本計画の策定に着手している。

また、来場人数も減少していることなどから、周辺に駐車場として整備していた土地については、他に貸与しているが、一部は、消防施設として他部署に移管されており、売却した土地もある。平成 26 年に、香川県立中央病院が隣接地に移転開設され、平成 31 年より、病院職員の駐車場として、特別会計の保有する土地の一部を貸している。

2) 諸計画 高松市競輪事業経営改善計画（平成 19 年 3 月） 高松競輪場改修基本計画（策定業務は委託によっている。契約期間は、令和 3 年 1 月 29 日に延長されており、監査時点では未策定である。）

3) 条例 高松市自転車競走実施条例・規則ほか

4) 新型コロナウイルスの影響

2 月 27 日から、6 月 11 日まで、競輪関係団体で構成する「新型コロナウイルス感染症対策本部」からの要請に基づき、発払業務を中止した。また、7 都府県に緊急事態宣言が発令され、市・県からも不要不急の外出を控えるように要請があったことから、本場開催を中止した。その後、マスク着用など感染予防対策を行ったうえで開場している。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

(単位：千円、㎡)

施設名	取得価額	期末簿価	うち土地	土地面積
競輪場全体	8,881,651	3,906,177	3,209,165	84,508.02
うち賃貸部分	98,100	87,810	36,528	5,104.92
年間賃料	-	7,422	7,291	

※平成 30 年度末固定資産台帳データ及び市管理資料より監査人が集計したもの。

2) 維持費

競輪事業特別会計の推移は次のとおりである。

(単位:千円)

	H27	H28	H29	H30	R1
歳入総額	13,056,808	14,771,172	13,895,785	14,297,618	13,608,759
繰越金	568,341	673,896	750,072	564,319	518,654
一般会計への繰出金	100,000	100,000	50,000	80,000	60,000
歳出のうち公債費	34,873	34,873	34,873	0	0

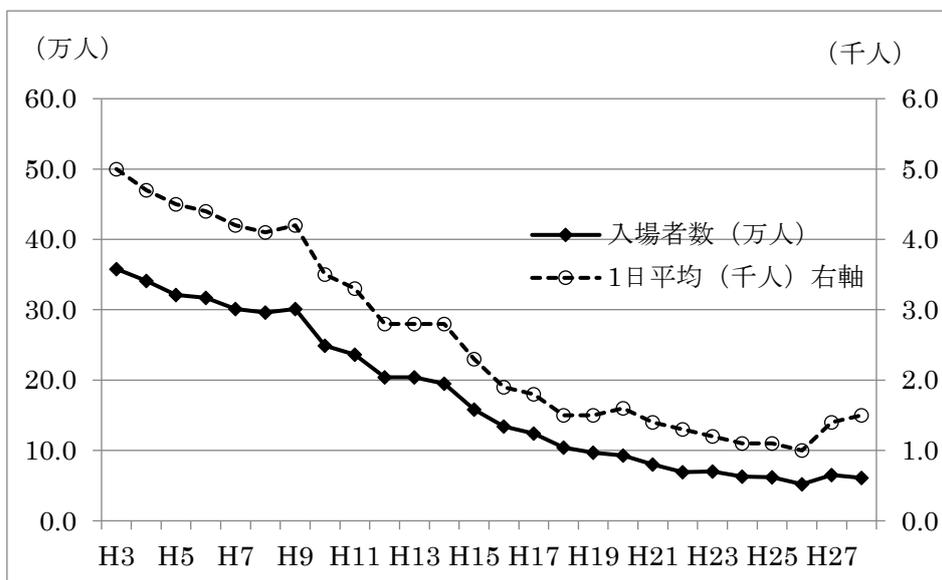
※高松市歳入歳出決算事項別明細書より。

平成 24 年度より、一般会計への繰入を再開している。

3) 利用状況

最盛期には、周辺駐車場も満杯であったとのことであるが、利用者数は、平成 25 年度まで減少傾向にある。平成 26 年度より少し増加しているが、今後、大幅な増加が見込めるか不明である。令和元年後半から、令和 2 年度にかけては、前に記したように、利用は減少している。

現在では、競輪場敷地内の駐車場も、多くの日は、2 割前後の駐車台数であるように見える。駐車場は、市内のイベント開催にも利用されるが、これについても、イベントは自粛されている。



4) 他の施設

競輪のほか、競馬、競艇が公営競技ギャンブルとされるが、その分布は次のようになり、四国内では、4 県それぞれに競輪場が 1 施設ずつ設置されている。

このほか、北海道では、ばんえい競馬も実施されているが、表には含んでいない。

積雪などの関係で、北日本には競輪場が少ないものと思われる。

競輪場も、利用者の減少から廃止されるものも見られ、香川県内では、平成 29 年度に、観音寺市が競輪場を廃止している。

地域	北日本	関東	南関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
競輪場数	3	8	7	7	5	3	4	6	0	43
中央競馬	3	3	0	1	2	0	0	1	0	10
地方競馬	4	3	1	3	2	0	1	1	0	15
競艇場数	0	5	0	4	4	4	2	5	0	24
合計	10	19	8	15	13	7	7	13	0	92

(3) 現状及び課題

1) 現状

① 競輪場

競輪場の存廃を含め、高松市競輪事業検討委員会で検討した結果、当面は存続することとされ、耐震改修等の施設改修を行うこととされたが、実際に現況調査を行ってみると、既存図面との相違や、著しい老朽化があったとのことである。

一般会計への繰り出しのほか、大規模な改修に備え、基金を積みたてることとされているが、廃止する場合には、施設の撤去費等、廃止するための費用も多額である。しかし、これらの費用は、競輪場敷地の売却代金で賄えるとされている。

検討委員会に提出された資料では、次のように試算されている。前に記したように、建物等が図面と異なっていたなど、実際の撤去費用は大きく変わる可能性もあるが、それでも、競輪場敷地の時価が廃止にかかる費用を大きく上回っている。

・廃止にかかる費用

項目	金額	内訳
施設解体撤去費用	13 億円	建物撤去、整地の工事費
損失補償費用	7 億円	機器等リース補償 3.5 億円
		その他補償 3.5 億円（他都市事例）
		・補償（従事員、自衛警備、業者（東通、ベンダー）専門誌、選手会、JKA）
		・訴訟に係る費用等を想定
合計	20 億円	

・土地の時価

場 所	面 積	m ² 単価	価 格
競輪場敷地	77,571.30 m ²	@57,100	4,429,321 千円
第1 駐車場	1,547.85 m ²	@29,200	45,197 千円
第2 駐車場	1,931.00 m ²	@66,037	127,517 千円
北駐車場	3,298.00 m ²	@57,786	190,578 千円
合 計	84,348.15 m ²		4,792,614 千円

② 貸付資産

競輪場施設内の施設については、売店の経営者や（一社）日本競輪選手会の香川支部に貸し付けられている。これらは、競輪本来の事業目的に沿って貸し付けられているものである。（一社）日本競輪選手会の香川支部が使用する部分は、減額又は免除されている。

当初、場外の駐車場等の目的で取得された、競輪場敷地外の駐車場は、多くは平面駐車場として、周辺の団体や企業に、m²あたり月額82円から158円で貸し付けられている。売店の賃料及び宿舍使用料以外の使用料は、一般会計と同様に、市の規則に従って計算されている。

賃貸面積	m ²	1,874.43	650.00	318.81	370.58	230.81	577.65	306.55	589.00	46.85
年額賃料	円	3,571,608	1,046,500	364,218	432,236	227,126	650,430	107,970	741,129	35
契約月数	月	12	12	12	12	12	12	3	9	12
m ² 当り月額	円	158.8	134.2	95.2	97.2	82.0	93.8	117.4	139.8	62.3
m ² 当り土地価格	円	11,241	11,241	16,937	16,937	16,937	16,937	39,481	39,481	39,481
利回り	%	17.0	14.3	6.7	6.9	5.8	6.6	3.6	4.2	1.9
賃貸先	-	（一社）香川県薬剤師会	香川県立病院陸交会	香川県産業業会館管理組合	香川縣市町村職員共済組合	香川県国民健康保険団体連合会	日本通運（株）	（社福）高松市社会福祉協議会		（一社）日本競輪選手会香川県支部

場外の駐車場について、貸付用とされている土地は、評価額自体に大きく差があるが、国税局の発表している令和元年度の路線価を見ても、旧県立体育館側がm²あたり55千円であるのに比べ、朝日分署の前は南側路線が24千円、北側路線が17千円と、保有する土地の中でも、面する路線により、大きく価格が異なっている。

2) 課題

競輪場特別会計は、一般会計への繰り入れも継続して実施しているが、資産の活用という点から見ると、稼働の低い資産を多く保有している状態といえる。

競輪場敷地内の駐車場も広大であるが、おおむね利用は低い状態である。高松市内のまとまった空き地は少なく、この土地がなくなると、イベントなどが出来なくなる可能性があるとのことではあるが、利用の低い状態が継続することは好ましくない。隣接する、市の有料駐車場である杣場川駐車場も、利用が低迷していたところ、県立中央病院の職員駐車場として半分を貸し付けることとなり、利用は上がっている。

高松市が公共交通機関の利用を呼び掛けていること、そもそもの来場者が減少していることを考えると、全部を駐車場として維持する必要があるか、やや疑問である。必要面積を再考し、より市財政に寄与する活用方法を検討する必要がある。



R2.8.17.14時 競輪場敷地内駐車場 同日 隣接の杣場川駐車場

敷地外の土地は、多くが周辺団体等の駐車場として賃貸され、競輪という特別会計の目的のためには使用されていない。

これらの土地は、競輪場に来場する人数の減少に伴い、競輪用に使用しなくなったものがあり、一塊の土地を細切れに、団体に売却したり、朝日分署など市の施設が建設されたりしている。本来は、利用状況が低い状態になった時点で、場外の土地全体について、最も適切な用途や処分をどうするかについて、市の資産を管理する部署を交えて検討されるべきであったように思われる。

(意見-共通④) 廃止が決まっているものではなくとも、施設の利用が著しく低下した場合も、担当部署以外の部署により、維持管理が適切か、検討される仕組みとすることが望まれる。

(意見-共通⑧) 行政財産の活用を検討する際には、建物等だけではなく、土地まで含めた活用を検討することが望まれる。また、その検討内容についても、後日使用状況が変わったときの為に、記録として残すことが望まれる。

(意見-共通⑨) 複数の部署が管理する同種の施設、および関連する施設について、共同で適正な配置を検討することが望ましい。また、異なる施設であっても、関連の深い施設については同様である。

(意見) 特別会計についても、本来の目的で使用されていない土地建物の今後の使用方法について、資産をマネジメントする部署を交えて検討することが望まれる。



6 駐車場事業特別会計

(1) 概要

1) 設置目的等

駅や公共施設へのアクセスのための駐車場及び駐輪場のほか、十分な駐車台数が確保できない場合に設置された経緯がある。

有料駐車場のうち、中央駐車場など8の駐車場と、4つの駐輪場及び7つのレンタサイクルポートは、指定管理者により管理されており、このうち、駐車場は、特別会計として運営されている。

2) 諸計画

平成27年に、高松市立駐車場中期経営計画が策定され、これに沿って、大規模修繕計画が策定されている。この計画は、平成24年の高松市ファシリテイマネジメント推進基本方針に沿って、施設の長寿命化、維持管理コストの低減などを目的として策定されている。

3) 条例 高松市駐車場条例及び施行規則 高松市立高松駅南交通広場駐車場条例及び施行規則 高松市道路附属物自動車駐車場条例及び施行規則 高松市有料自転車等駐車場条例及び施行規則 高松市パークアンドライド駐車場条例及び施行規則

4) 新型コロナウイルスの影響

駐車場自体は通常通り営業したが、ステイホームにより、通勤・通学が減少したことから、全般に利用が減少しており、有料駐車場の中では、令和2年8月時点でも、瓦町地下駐車場の利用が大きく減少しているとのことである。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

特別会計の駐車場2,119台の整備費は、約148億円であり、1台あたり平均で7百万円である。

(単位:台、千円)					
駐車場名	駐車台数①	取得価額②	期末簿価	うち土地	1台当たり整備費②÷①
中央	321	2,125,119	63,107	0	6,620
南部	408	1,014,677	260,283	175,441	2,487
美術館地下	144	805,792	100,353	0	5,596
杣場川	227	363,285	325,373	325,373	1,600
瓦町駅地下	448	4,506,206	1,836,741	15,374	10,058
高松駅前広場	396	5,354,395	2,194,536	0	13,521
高松シンボルタワー地下	139	418,745	161,001	0	3,013
高松駅南交通広場	36	245,677	227,682	156,188	6,824
特別会計小計・平均	2,119	14,833,896	5,169,076	672,376	7,000
その他3駐車場	-	17,494	17,494	0	-
駐車場計	-	14,851,390	5,186,570	672,376	-

※平成30年度末固定資産台帳データより監査人が集計したもの。

なお、土地については、地下駐車場では計上されていないものが多いが、それでも、地下駐車場の方が1台あたり整備費は高い傾向がある。

※パークアンドライド3駐車場のうち、仏生山、空港通りについては、平成30年度の固定資産台帳に、パークアンドライドとしての計上はなかった。

駐輪場名	駐輪台数①	取得価額②	期末簿価	うち土地	(単位:台、千円)
					1台当たり整備費②÷①
瓦町駅地下(レンタサイクルポート)	960	786,390	326,290	0	819.2
栗林公園駅前(レンタサイクルポート)	188	25,211	23,326	26,315	134.1
端岡駅前	650	21,972	12,565	0	33.8
高松駅前地下(レンタサイクルポート)	2,411	1,734,763	746,277	0	719.5
高松市立市役所レンタサイクルポート	-	2,490	1,450	0	-
高松市立栗林駅前レンタサイクルポート	-	54,025	38,374	21,641	-
高松市立片原町駅前レンタサイクルポート	-	3,609	2,418	0	-
その他55駐輪場	-	149,269	62,898	52,995	-
合計		2,777,729	1,213,599	100,951	

※同上

2) 維持費

① 特別会計収支

有料駐車場については、特別会計とされ、指定管理者により運営されている。最近5年間の特別会計収支を示すと、次のようになり、公債の返還について、一般会計からの繰り入れにより賅われている。

公債の返済期間は、駐車場の耐用年数よりも短いため、公債の返済が終わると、通常、収入超過となる。

	(単位:千円、%)					
	H26	H27	H28	H29	H30	R1
歳入合計	704,569	720,782	722,946	687,993	731,218	615,982
使用料①	356,138	403,682	402,640	413,422	420,651	419,832
繰入金②	339,104	313,254	313,641	267,535	264,920	166,501
市債	-	-	-	-	-	7,200
市繰入金比率	48.1	43.5	43.4	38.9	36.2	27.0
歳出合計	704,569	715,682	716,919	643,793	710,108	612,852
駐車場費③	301,790	318,315	335,878	264,535	339,292	275,780
公債費④	402,779	397,365	381,040	379,257	370,816	340,071
①-③	54,348	85,367	66,762	148,887	81,359	144,052
④-②	63,675	84,111	67,399	111,722	105,896	173,570

② 指定管理者への支払額

インセンティブ及びペナルティは設定されているが、当初予定の指定管理料をもって、1区画当たり、駐車1台当たりの金額を計算すると次のようになる。

(単位:台、円)							
駐車場	区画数	H28利用数	R1利用数	駐車場	区画数	H28利用数	R1利用数
中央	321	500,901	469,427	高松駅前広場	396	162,302	173,549
南部	408	37,674	38,537	高松シンボルタワー地下	139	57,104	61,093
美術館地下	144	104,738	116,771	高松駅南交通広場	36	219,406	234,642
杣場川	227	42,033	47,603				
瓦町駅地下	448	183,236	169,634				
合計	1,548	868,582	841,972	合計	571	438,812	469,284
指定管理者への年間支払額		141,677,000	141,677,000	指定管理者への年間支払額		70,866,990	70,866,990
駐車1台当たり管理費		163	168	駐車1台当たり管理費		161	151
1区画当たり管理費(年間)		91,523	91,523	1区画当たり管理費(年間)		124,110	124,110

3) 利用状況

特別会計の施設の利用状況は次のとおりである。

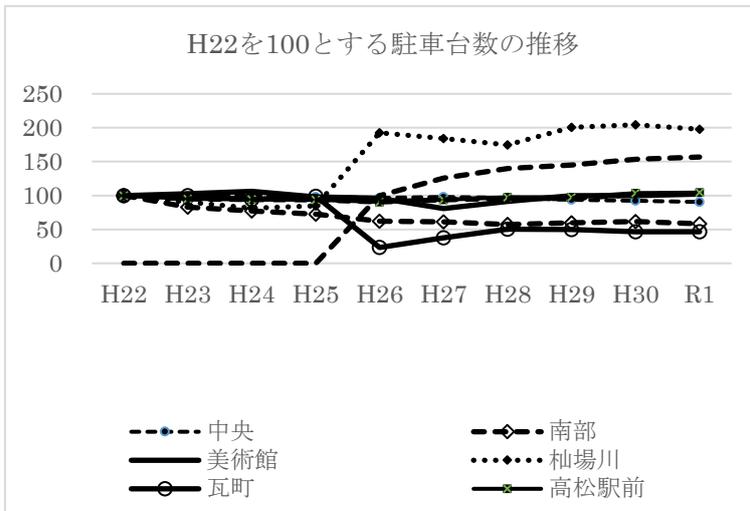
① 駐車場

杣場川駐車場の利用が多くなっているのは、平成26年に近隣に移転新設された、香川県立中央病院職員駐車場として利用されたためである。

南部、瓦町駅地下駐車場の減少率が大きい。

特に、南部駐車場では、1区画当たりの利用が1日あたり0.3台と、利用度が極めて低い状態にある。

(単位:台、%)										
駐車場	駐車台数①	利用台数						②÷① ÷365日	③÷① ÷365日	③÷ ②%
		H22②	H24	H26	H28	H30	R1③			
中央	321	518,728	520,408	500,294	500,901	477,856	469,427	4.4	4.0	90.5
南部	408	65,867	50,985	41,049	37,674	40,720	38,537	0.4	0.3	58.5
美術館地下	144	114,479	121,513	109,818	104,738	114,218	116,771	2.2	2.2	102.0
杣場川	227	24,084	19,587	46,326	42,033	49,218	47,603	0.3	0.6	197.7
瓦町駅地下	448	365,671	344,430	85,212	183,236	170,409	169,634	2.2	1.0	46.4
高松駅前広場	396	166,331	156,801	150,602	162,302	172,240	173,549	1.2	1.2	104.3
高松シンボルタワー地下	139	59,567	56,157	53,936	57,104	60,605	61,093	1.2	1.2	102.6
高松駅南交通広場	36	-	-	106,113	148,603	162,923	166,348	-	12.7	-



② 駐輪場

駐車場	駐車台数 ①	利用台数 H22②	R1③	(単位:台、%)		
				②÷①÷ 365日	③÷①÷ 365日	③÷② %
瓦町駅地下	960	41,694	40,431	0.1	0.1	97.0
栗林公園駅前	188	19,490	22,392	0.3	0.3	114.9
端岡駅前	650	146,049	147,881	0.6	0.6	101.3
高松駅前地下	2,411	435,550	349,256	0.5	0.4	80.2

※1カ月定期人数×30日、3カ月定期人数×90日で計算

駐輪場についても、平成22年に比べると、高松駅前地下駐輪場の利用が低下しているが、駐車場ほど大きな変化はない。また、レンタサイクルポートとしても利用されていること、数日間、駐輪しているものも、出るときに1台としてカウントされることから、区画当たりの利用台数は少なく計算される。

国勢調査によると、平成12年で、高松市への通勤・通学手段として電車等と自転車を利用していると答えた人数が6,780人であったものが、平成22年には5,083人と減少している。

4) 計画との整合性

① 収入

高松市立駐車場中期経営計画では、駐車場の利用料収入について、諸要因から、平成25年から、毎年2.1%ずつ減少する、と予測し、それで賄えるよう、修繕計画を策定している。

利用台数は駐車時間を考慮しないため、利用料収入とイコールではないものの、駐車場毎の利用料収入のデータを入手していないことから、平成25年に運営されていた駐車場について、平成25年を100とする利用台数の推移を次に示す。

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
計画	97.9	95.8	93.8	91.9	89.9	88.0
中央	98.6	100.2	98.8	95.8	94.2	92.6
南部	85.8	84.2	78.7	82.0	85.1	80.6
美術館	97.8	82.4	93.3	101.8	101.8	104.0
杣場川	226.8	216.9	205.8	236.3	241.0	233.1
瓦町	23.5	37.8	50.6	50.4	47.0	46.8
高松駅前	96.8	100.1	104.3	104.1	110.7	111.6
シンボルタワー	96.8	100.1	102.5	102.3	108.8	109.7
合計	78.3	82.0	86.3	86.4	86.1	85.4

利用が減少している南部、瓦町について、計画策定時の前提予測よりも下回っている。

② 駐車場毎の方針

同計画は、それぞれの駐車場について、必要性を次のように記載している。

・中央駐車場、美術館地下駐車場

(計画) 公共施設に隣接又は一体となっているため、来庁者及び来館者の利用が多く、必要性は高い。

(現状) 計画時と同様と思われるが、美術館地下駐車場については、使用の少ない日は、地下2階は閉鎖されている。

・南部駐車場

(計画) 必要性は最も低い駐車場ではあるが、商店街に隣接しており、商店街利用者の駐車場として必要性や、この付近の大規模駐車場がないことに加え、中心市街地への自動車の流入抑制に貢献している。また、貴重な中心市街地の市有地であり、市の優先する施設の建設候補地として、収入超過の間は存続することとする。

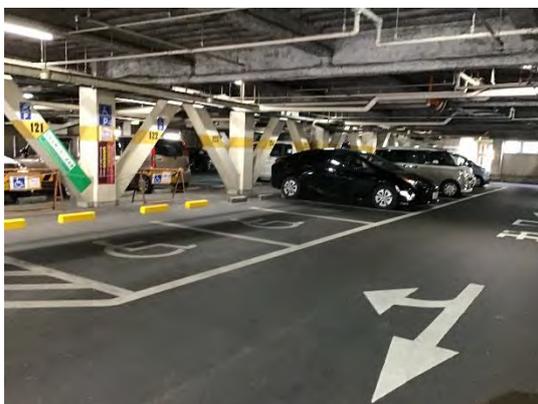
(現状) 利用はさらに低下している。また、市の優先する施設の建設は、当面ないものと思われる。近隣の総合福祉センターも、最近廃止されている。

5階建ての駐車場施設であるが、利用されているのは3フロア程度と思われる。4階は、近隣の事業者の利用が多いようであり、5階は常時閉鎖されている。

令和2年9月に視察したところ、5階建て南部駐車場は、4階以上はクローズされており、1階は駐車スペース1台おきに駐車されている状態であり、2階はまばら、3階はほとんど駐車されていなかった。

令和3年1月の平日昼前に訪れたところ、1階と2階は、一般の車が駐車しているが、まばらである。比較的大型の車が、隣の車がとまるとドアが開かないので、実質的に2区画を

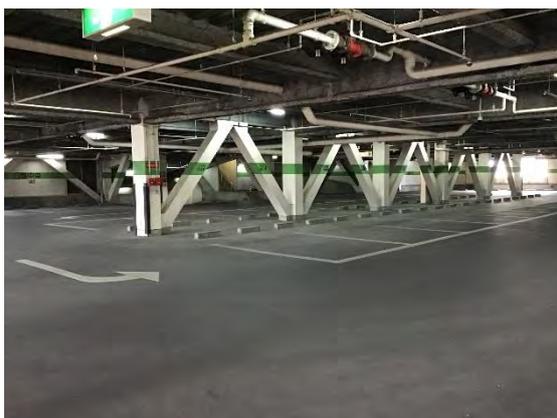
使ってゆったりととめられるという使い方もされているように思われる。階を上がるごとに駐車台数は減り、3階は駐車ゼロであった。4階には、近隣の1つの会社の営業車と思われる車が10数台駐車していた。社用車の駐車場として利用するようになったと思われる。5階は簡易な仕切りで閉鎖されていた。



南部駐車場 1階 2020.1月



南部駐車場 2階 同日



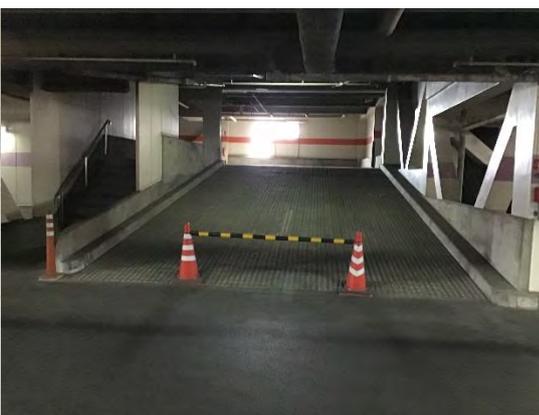
南部駐車場 3階 (駐車ゼロ台) 同日



南部駐車場 4階 同日



南部駐車場 5階 同日 (閉鎖)



南部駐車場 4階から5階への通路

・ 柚場川駐車場

(計画) 観光バスに対応した駐車場としての必要性があるほか、将来的には競輪場敷地とセットでの利活用を考える必要がある。現在、県立中央病院の職員用駐車場としての利用が大部分を占めている。南部駐車場と同様に、貴重な中心市街地の市有地であり、市の優先する施設の建設候補地として、収入超過の間は存続することとする。

(現状) 職員用駐車場としての利用が大部分を占める状況が続いている。隣接する競輪事業特別会計の駐車場も、年間数日を除き、半分からほとんどが空いている状態である。市の優先する建設は、当面ないものと思われる。



柚場川駐車場 2020. 8月

同日の隣接する高松市競輪場

・ 瓦町駅地下駐車場

(計画) ことடன்瓦町駅ビルの地下にあり、駅ビルのリニューアルオープン後の駐車場需要に対応するために必要な施設である。なお、建設を市債事業で行っており、起債償還が残っている。

(現状) 駐車場需要は、ゼロではないが、大幅に減少している。

令和2年9月に訪れたところ、地下2階建ての瓦町駅前地下駐車場は、地下3階はクローズされており、地下2階にもほとんど駐車されている車はなかった。



2020. 9. 7 瓦町地下駐車場入り口

同日地下2階

・高松駅前広場地下駐車場、シンボルタワー駐車場

(計画) 高松駅やサンポートの各施設の利用者及びにぎわい創出にかかるイベント等の参加者のための駐車場である。また、サンポートの中核拠点機能強化に必要であり、今後も県・市が一体管理する駐車場として継続すべきである。また、高松駅前広場地下駐車場は、起債償還が残っている。

(現状) 地下 2 階は閉鎖されている時もあるが、近隣に県立体育館が建設される予定であり、必要性は上がると思われる。

・高松駅南交通広場駐車場

(計画) 高松駅高速バスターミナルの開業に合わせて整備した駐車場で、高速バスの利用者、駅への送迎用駐車場として必要である。

(現状) 特別会計の駐車場のなかで、利用は最も多い。ただし、高松駅送迎者の利用を前提とし、無条件に 15 分間は無料であるので、利用料収入は、利用度に比べて少ないと思われる。

③ 修繕

同計画は、長寿命化を一つの目的としている。このため、計画には長期修繕計画が含まれており、概ねそれに沿って予算をとり、修繕を行っている。

最近の計画と実績の比較をすると、次のようになり、概ね計画よりも実際の工事費の方が少なくなっている。

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
実施①	17,106	4,055	9,415	9,677	3,573	5,579	2,430	2,052	1,242	11,502	48,600	5,616	548
修繕計画②	40,176	6,329	10,000	10,920	6,923	3,450	2,240	2,240	2,240	6,102	65,022	2,240	2,200
①÷②%	42.6	64.1	94.2	88.6	51.6	161.7	108.5	91.6	55.4	188.5	74.7	250.7	24.9
番号	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	合計
実施①	1,264	1,580	502	2,484	2,389	2,675	4,819	55,804	25,832	2,508	3,278	30,370	254,899
修繕計画②	2,240	500	1,800	2,240	500	1,300	7,200	62,280	40,000	2,240	2,240	8,800	291,422
①÷②%	56.4	316.0	27.9	110.9	477.8	205.8	66.9	89.6	64.6	112.0	146.3	345.1	87.5

(3) 現状及び課題

1) 現状

利用状況の項に記載したように、一部の駐車場の利用が低迷しており、特に立体の南部駐車場、瓦町駅の地下駐車場の利用が少ない。

2) 課題 (利用状況について)

特別会計の駐車場のうち、瀬戸大橋開通時に、違法駐車対策として建設された駐車場については、中心部の平面駐車場の増加などにより、建設時に求められた役割は大幅に収縮している。

特に令和 2 年になってからは、コロナ対策として市民が外出を控えることとされ、駐車場収入は著しく低下している。

コロナについては収束後、ある程度元に戻るとも予測されているが、異なる生活習慣が根

づくという考え方もあり、また、収束の見込みもまだ見えていない。

有料駐車場のうち、南部駐車場及び瓦町地下駐車場については、すべてのスペースを駐車場として提供する必要性は今後もないのではないか。活用方法を検討した上で、他用途への転換や、用途廃止についても、検討する必要がある。

(意見-共通④) 廃止が決まっているものではなくとも、施設の利用が著しく低下した場合も、担当部署以外の部署により、維持管理が適当か、検討される仕組みとすることが望まれる。

(意見) 利用の少ない南部駐車場及び瓦町地下駐車場の2施設については、用途廃止、部分転用等を検討することが望まれる。

駐車場については、具体的に次のことについて検討が望まれる。

① 稼働の低い南部駐車場については、まず駐車場として有効利用できる方法を考える。

・駐車場の区画が狭く、駐車しにくいことから、利用状況を見ても、1台飛ばしで駐車されている。区画を広げるなどして利用しやすくすることで、駐車可能台数は減少しても、実際の駐車数は増える可能性がある。

・1区画当たりの利用数は1日0.3台にとどまっており、現在の駐車スペースの3分の1でよいことになる。

自走式の立体駐車場であることから、上のスペースを倉庫にするなど、他の用途に転用することはできないか、また、管理費との兼ね合いから、一部を閉鎖して転用することで管理経費が減少しないか、検討が望まれる。

② 柚場川駐車場については、県立中央病院の職員駐車場として県に貸し付けることにより、稼働が上がっている。

もともと、バスの停車場として設置されたものであるが、利用の程度を調査のうえ、転用及び県への譲渡を検討することが望まれる。

また、当駐車場は、競輪特別会計の駐車場に隣接している。競輪場の駐車場は、高松競輪場で競技が行われる数日間以外は半分以上が使用されていない。

県立中央病院にはこちらの方が近く、たまにイベント等でも使用されているものの、有効活用されているとはいいがたい。

競輪場特別会計で保有する資産と併せて、県施設ではあるものの、市の中心部にある基幹病院と併せた土地利用を検討することが望まれる。

③ 瓦町地下駐車場、駐輪場については、①と同様である。

3) 課題 駐車場特別会計について

平成29年度の包括外部監査において、将来の大規模修繕等を見越した基金の積立について検討すべきとされている。

併せて、駐車場の撤去費について、特に南部駐車場については、将来必ず必要な支出とし

て、基金に積み立てることが望ましい。

また、同報告書によると、平成 36 年（令和 6 年）からは、市債の償還終了により、駐車場特別会計は収入超過となる見込みとされている。

駐車場の有効活用を図ったうえで、収入超過が発生したとしても、市債の償還期間が駐車場の使用可能期間よりも短いために発生する収入超過であり、償還のための費用の多くは一般会計から繰り入れられたものである。

市役所利用者の無料駐車分負担も含まれることから、一般会計からの赤字補てん額がどの程度かについては計算が難しいとのことであるが、収入超過になった場合には、まず一般会計に繰り出すことが必要と思われる。

4) 課題（管理方法について）

上記の検討を行う場合には、指定管理者との調整が必要となる。

また、駐車スペースあたりの管理料を比較すると、高松駅前広場地下駐車場、シンボルタワー駐車場の管理費が高くなっている。平成 29 年度の包括外部監査でも、他施設と併せて指定管理者を選定していることから、応募できる者が現在の管理者に限定され、競争性が低くなっている可能性があり、駐車場のみ切り分けた公募を県にも呼びかけるべき、という意味の意見が付されているが、県との調整のうえ、従来通りの業務内容で、令和 2 年に指定管理者の公募が行われている。その結果、新型コロナウイルスの発生により、利用が減少しているという事情はあるが、従来指定管理者のみが応募している。

高松駅前広場地下駐車場、シンボルタワー駐車場を含む管理方法について、令和 2 年の指定管理者の公募の結果を踏まえ、管理状況を精査するとともに、他の駐車場との比較を行うことが望まれる。

（意見）高松駅前広場等の 1 者の指定管理者が管理している施設に関し、次回の応募までに、他の事業者等が応募可能な状況にできる方策がないか、再度県との協議を行うことについて検討することが望まれる。

第四節 個別の検討（一般会計）

1 小中学校

(1) 概要

1) 設置目的等

小中学校は、義務教育であり、市町村が学校を設置する。高松市では、私立の小学校はなく、国立の小学校が1校あり、中学校は私立2校、県立と国立が1校ずつである。他の中核市を見ても、小中学校の公立比率は高い。

学校は、市町が設置するが、教員は香川県に所属する。学校施設は、昭和40年から50年代にかけて第2次ベビーブーム世代の就学に合わせて整備されてきた。このため、校舎の更新時期も集中することになる。この傾向は、全国的なものであり、文部科学省も、設備の長寿命化等に関する各種の情報を発出している。

児童生徒の減少に対応し、人口が郊外に流出していた高松市中心部の6小学校を2小学校に、2中学校を1中学校に統合して新設してきた。うち、1校は、小中学校を合わせて整備している。また、全体に人口が減少している塩江地区においては、3つの小学校を統合し、新設小学校を建設している。

耐震化は平成27年度に終了し、平成26年までに、合併特例債を利用して小中学校への空調施設を整備した。そのほか、教育環境の向上及び避難所待機能の向上を目的とし、トイレの洋式化にも取り組んでいる。

令和2年8月現在では、女木小学校、庵治第二小学校、管沢分校が休校している。女木と同様に休校していた男木小中学校は、瀬戸内国際芸術祭を契機として子供のいる世帯が移住してきたことから、海岸埋め立て地に小中学校仮校舎を建設し、再開され、令和2年8月現在では、仮校舎は取り払われ、小中学校が再開されている。

2) 諸計画 学校整備指針 高松市ファシリティマネジメント推進基本方針及び文部科学省の学校施設老朽化対策ビジョンをもとに、平成29年3月に策定されている。中長期的な財政負担の軽減を考慮し、教育環境の質的向上等の観点をあわせた効果的・効率的な施設整備を図ることを目的とする、とされている。

また、高松市公共施設等総合管理計画の個別施設計画と位置付けられる高松市学校施設長寿命化計画が平成30年5月に策定されている。この計画では、40年間の概算事業費を試算し、30年度から5年間の整備計画を策定している。

この計画によると、毎年の整備費が過去5年間の平均の30.8億円を目途に、長寿命化対策をしてゆくとされている。30年度から5年間の計画を策定しているが、このうち国分寺中学校が1年、ほか2校が2年、当初計画よりも遅れて実施される予定とされている。

3) 条例 高松市学校条例及び施行規則ほか

4) 新型コロナウイルスの影響

春先は休校になったほか、体育館での集会を止め、2020年夏はプールも休止された。設

備としては、水道の蛇口を、レバー式に変更している。

また、全児童へのタブレット端末の配付事業については、国の施策であるが、前倒しで実施する、とされている。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

小中学校は、合計で建物 954 億円と投資額の大きな資産である。

項目	小学校	中学校	取得価額	期末価額	土地	土地面積	建物面積	児童・生徒数H28.5	児童・生徒数R1.5
単位	校		千円			㎡		人	
合計	49	23	95,419,426	46,534,103	30,240,212	1,188,027	492,841	34,773	33,443
旧高松市※	37	17	74,395,917	31,758,242	25,883,816	849,326	384,783	28,254	27,556
旧国分寺町	2	1	4,649,210	3,298,678	990,021	58,505	25,360	2,199	2,014
旧香川町	3	1	4,844,154	3,362,016	1,345,194	103,877	26,387	1,831	1,658
旧香南町	1	1	2,489,941	1,581,604	582,591	38,275	12,628	614	524
旧塩江町	1	1	2,226,557	1,888,471	103,925	11,214	4,033	176	119
旧庵治町※	2	1	2,514,658	1,681,908	345,465	52,268	15,149	292	240
旧牟礼町	3	1	4,298,990	2,963,185	989,201	74,562	24,501	1,407	1,332
旧町小計	12	6	21,023,509	14,775,862	4,356,396	338,701	108,058	6,519	5,887

※休校中の女木小学校、管沢分校、庵治第二小学校を含む。金額は、平成 30 年度末固定資産台帳から監査人が集計。面積は高松市公共施設整備再編計画施設カルテより。児童・生徒数平成 28 年 5 月の人数は、高松市学校施設整備指針より。令和 2 年 5 月人数は市政概況より。

平成 30 年度末の固定資産台帳から、平成 26 年度から 30 年度までに取得した 1 億円以上の資産のうち、小中学校関係のものは次の通りである。毎年、相当の整備をしている。

学校名	金額 (千円)	年度	学校名	金額 (千円)	年度
龍雲中学校	1,472,230	H26	仏生山小学校	249,079	H28
山田中学校	1,408,742	H26	林小学校	140,276	H28
塩江小・中学校	799,509	H26	栗林小学校	6,319,564	H29
紫雲中学校	578,027	H26	屋島中学校	1,277,887	H29
高松養護学校	275,210	H26	多肥小学校	574,173	H29
林小学校	229,256	H26	国分寺中学校	107,348	H29
桜町校舎	8,681,230	H27	林小学校	682,026	H30
山田中学校	2,256,838	H27	多肥小学校運動場造成	232,229	H30
三溪小学校	374,505	H27	屋島小学校	134,315	H30
栗林小学校 改築	143,487	H27	川添小学校便所改修	130,198	H30
男木小・中学校	138,422	H27	前田小学校便所改修	122,704	H30
屋島小学校	131,313	H27			

2) 利用状況

小学校については、児童数が少なくとも、通学が可能な範囲に学校を置くこととしている。男木島では、子どもを伴う数世帯の移住があったために、仮校舎を建設して学校を再開し、小中学校を改築している。（現在、仮校舎は撤去されている。）



男木小・中学校

男木小・中学校体育館



男木中学校教員宿舎

同左 遠景（港から）

人口が減少している塩江地区は、3つの小学校を統合し、いわゆるドーナツ現象で児童が減少した高松の中心部でも小中学校の統合を実施したが、それ以降の児童数の減少は緩やかであると予測され、統合計画はない。



新番丁小学校

統廃合により、廃校とされた小中学校のうち、転用されていないものは次の通りである。
日新小学校跡施設の体育館については、学校開放事業で地元開放されている。

項目	取得価額	期末価額	土地	土地面積	建物面積
単位	千円			㎡	
安原小学校	445,660	317,407	26,038	6,300	2,249.6
安原小学校戸石分校	32,025	9,733	5,418	612	177.0
塩江小学校	496,401	321,215	39,385	5,825	2,477
上西小学校	328,685	219,010	1,059	4,117	1,633
新塩屋町小学校	-	0	559,653	0	0
日新小学校跡施設	213,041	3,156	229,677	4,251	1,258

このほか、廃校となった四番丁小学校は、複合施設となり、同様に廃校となった築地小学校については、校舎は取り壊されている。これらの小学校について、校庭及び体育館は地区のコミュニティで利用されている。



旧四番丁小学校



旧四番丁小学校入口看板

今後は、令和2年度末に、鶴尾中学校は廃校になる予定であり、跡地利用について検討されている。

(意見-共通②) 担当部署で、本来用途に使用されなくなることが明確にされた行政財産について、使用されなくなることが明らかになった時点から、廃止後の活用方法が検討される仕組みとすることが望まれる。

3) 他市比較

中核市市長会の公表する各種数値のうち、学校関係の数値を比較してみた。

令和元年度の 60 の中核市のうち、県庁所在地である 27 の市と高松市を比べると、高松市の市立学校に通う児童生徒の比率は、それぞれ 10 位、9 位と高い部類に入っているが、小学校については、27 市平均でも 60 市平均でも 95%を超えており、全国的に市立小学校に通う児童が多くなっている。中学校については、やや下がるものの、やはり全国的に市立中学に通う生徒が、90%を超えている。児童数が人口に占める比率を見ると、高松市は 5.52%と、大きい方から 5 位であり、中学校の生徒が人口に占める比率も 8 位と、比率自体も平均値をやや上回っている。

小学校に通う児童が人口に占める比率									
単位	順位	高松市	60 市平均	27 市平均	最高値		最低値		
%	5	5.52	5.19	5.23	那覇	6.12	青森	4.60	
児童のうち、市立小学校に通う比率									
単位	順位	高松市	60 市平均	27 市平均	最高値		最低値		
%	10	97.4	97.8	96.1	4 市	100.0	奈良	86.0	
中学校に通う生徒が人口に占める比率									
単位	順位	高松市	60 市平均	27 市平均	最高値		最低値		
%	8	2.81	2.64	2.72	那覇	3.15	秋田	2.43	
生徒のうち、市立中学校に通う比率									
単位	順位	高松市	60 市平均	27 市平均	最高値		最低値		
%	9	91.8	91.0	87.5	福井	100.0	高知	61.1	

(3) 現状及び課題

1) 現状

小中学校は、いずれも昭和 50 年をはさんで 10 年前後の間に建設されたものが多い。

これらは、戦後の第 2 次ベビーブームで児童・生徒の増加が見込んだものである。

それ以降、少子化が進んだほか、中心部からのファミリー層の移転も、東部から南部へとシフトするなど、児童・生徒数の減少が著しい区域が現れた一方、少子化の中でも増加する地域もみられた。

高松市では、小中学校の統廃合を行って、児童・生徒の減少地域についてはおおむね対策を終わっている。今後は、施設の長寿命化により対応するとしている。

学び舎は卒業生にとっては故郷の一部であり、残してほしいという希望も多く出る施設でもあると思われ、その点からも、児童生徒の安全を図ったうえでの長寿命化は妥当と思われる。しかし、長寿命化工事を実施することは、その時に学校に通う児童・生徒から見ると、学校生活に一定の制約が課されることになる。公表している学校施設長寿命化計画の平成 30 年から 5 年間の実施計画の一部は、1 年程度実施が遅れる見込みとのことである。

(意見) 小中学校の設備工事がいつ実施されるのか、学校に通う児童とその保護者にとっては重要な関心事である。公開している予定が遅延することが決定しているのであれば、それについて、計画が掲載されているホームページに、併せて掲載することが望まれる。

2) 課題

統廃合により、廃止した学校の中には、使用されないまま取り壊しが行われていないもの、利用が低いものも見られる。

特に、市役所北の旧四番丁小学校校庭については、地元で管理されている。中学校の同様な施設は、市のスポーツ振興課が使用の管理をしているため、使用状況が把握できるが、小学校については利用状況等の報告を受けていない。

災害時の職員駐車場にする、とはされているが、市役所付近は、高潮の場合浸水すると予測されており、市役所に隣接する防災センターも、主要施設は2階以上に設置されている。

廃止した小学校の施設、土地等など、本来用途から転用されて、地域のコミュニティが管理している施設については、利用状況を確認し、あまり利用されていないようであれば、他の用途を検討することが望まれる。

(意見-共通①) 用途廃止され、倉庫として使用されている施設も多く見られる。また、一部のスペースが長期間利用されないまま、維持管理することとされる施設もある。現状、倉庫として利用されている施設と、倉庫として利用可能なスペースをリストアップしたうえで、倉庫機能を集約することについても、検討することが望まれる。

(意見-共通④) 廃止が決まっているものではなくとも、施設の利用が著しく低下した場合も、担当部署以外の部署により、維持管理が適当か、検討される仕組みとすることが望まれる。

2 学校給食

(1) 概要

1) 設置目的等

高松市の小中学校に昼食を提供する施設であるが、一部の幼稚園にも提供しているほか、食育推進事業等も行っている。提供方法には学校内で調理する単独方式（自校方式）、学校内で調理したものを、他校数校に提供する共同調理場親子方式、センターで調理したものをエリア内の学校に配送する共同調理場センター方式がある。

令和2年4月には、1日5,500食を供給できる高松市六条町学校給食センターが完成し、これにより、共同調理場7施設、親子が11、単独が16となった。

なお、共同調理場化により、廃止された学校内の調理場は、配膳室として利用していることである。

また、高松市では、小学校1校と中学校2校以外は市立の小中学校である。中核市比較でも、小中学校の公立比率は高い。

2) 諸計画 高松市学校給食調理場整備指針（平成25年1月）

従来の給食施設は設置年度が古く、老朽化しており、衛生管理も厳しくなっていること、給食施設設置時からエリアごとの児童・生徒数が異なってきたことなどから、経済性も考慮し、3,000から6,000食の供給能力のあるドライシステムの共同調理場を整備してゆくこととしている。

整備は、施設の老朽化度合を考慮しつつ、児童生徒数が増加して給食供給が困難になっているエリアを優先して整備することとされ、先に記した六条町の共同調理場が整備された。

なお、幼稚園については、従来から供給してきた園に対しては供給を続けているが、園児数は減少しており、認定こども園に移行した園では、園内で調理されるため、全ての地域で、今後の増加は見込まれない。

3) 条例等 高松市学校給食共同調理場条例及びその施行規則

なお、給食の実施について、国は学校給食衛生管理基準を定めている。この基準によると、施設については、乾燥した状態で、作業区域ごとに部屋を区分することを求めているが、高松市の多くの給食施設は、この基準に沿っていない。

また、同基準は、給食の輸送についても、温度や時間などについても定めている。ある程度の食数をまとめて調理することで、効率性は上がるが、共同調理場は、輸送時間も考えて配置される。

4) 新型コロナウイルスの影響

学校が休校になったため、稼働率が低下した。

調理員に罹患者が出ると、給食が供給できなくなる可能性がある。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

① 共同調理場センター

指針で試算したセンターの供給数は 3,000 食から 6,000 食が効率的に運営できるとされているが、新設の六条町学校給食センター及び朝日新町学校給食センターの施設以外は、全てこの基準を充たしていないことになる。

施設	金額情報			供給対象校			1日供給数		施設カルテより		
	取得価額	帳簿価額	土地	幼	小	中	H29.5	R2.5	土地面積	延べ床面積	建設年
単位	千円			校・園			食		㎡		-
朝日新町	1,154,828	462,683	60,873	0	6	5	6,550	6,248	4,034.0	3,258.1	H20
六条町	2,345,669	-	247,489	0	3	2	-	4,546	6,587.7	3,307.6	R2
山田	231,417	118,646	10,441	0	3	1	1,431	1,254	980.5	499.7	H6
牟礼	41,460	24,482	10,356	2	3	1	1,857	1,536	754.0	415.2	S51
庵治	28,800	16,445	0	0	1	1	366	279	0.0	300.0	S56
香川	174,355	117,969	63,757	2	3	1	2,424	1,865	4,706.0	1,070.2	S55
香南	66,216	45,668	13,816	0	1	1	713	579	1,148.0	407.4	S60



六条町学校給食センター全体



同施設内部（ともに高松市 HP より）

② 親子施設

親子施設では、近隣の中学校に小学校から給食を供給している。小学校の給食は、中学校に先駆けて行われてきたため、中学給食が始まった時に設置されたものと思われる。

従来の小学校の調理施設を必要に応じて再整備したことから、固定資産台帳には記載されていないものがある。なお、表には、幼稚園については記載していない。

	金額情報		供給施設数		1日の 供給数	施設カルテより	
	取得価額	帳簿価額	小	中		延べ床面積	建設年
単位	千円		校		食	m ²	-
鶴尾	49,774	191	1	1	296	329.79	S49
太田	81,281	1,252	1	1	1,668	421.28	S39
古高松	62,216	3,079	1	1	1,303	362.67	S50
屋島	62,216	3,079	1	1	1,308	383.63	S57
香西	18,281	0	1	1	1,377	393.17	S55
円座	54,267	2,820	1	1	1,459	310.42	S57
木太北部	71,911	12,525	1	1	1,414	316.25	H2
小計	399,946	22,946	7	7	8,825	2,517.21	-
下笠居			1	1	534		
太田南			1	1	1,845		
一宮			1	1	1,249		
塩江			1	1			
小計			4	4			
川添	5,165	0	1	1	1,115	376.68	S56
多肥	52,890	962	1	1	1,264	317.95	S55
廃止小計	58,055	962	2	2	2,379	694.63	-

※高松市平成30年度末時点の固定資産台帳より監査人が集計。面積については、高松市公共施設再編整備計画の施設カルテより。

② 単独施設

単独施設については、学校内に設けられており、廃止されても、学校の校舎自体の廃止とは直接関係がなく、配膳室などに転用されることから、ここでは集計しない。

2) 利用状況

① 供給量

児童・生徒数の減少に伴い、給食供給数も減少している。

給食供給数の推移（単位：食）						H27を100とした推移				
区分	H27	H28	H29	H30	R1	H28	H29	H30	R1	
小学校	低学年	1,475,117	1,475,688	1,444,611	1,444,499	1,342,582	100.0	97.9	97.9	91.0
	中学年	1,471,525	1,486,719	1,499,477	1,522,265	1,372,537	101.0	101.9	103.4	93.3
	高学年	1,852,978	1,827,537	1,809,674	1,851,471	1,732,998	98.6	97.7	99.9	93.5
	小計	4,799,620	4,789,944	4,753,762	4,818,235	4,448,117	99.8	99.0	100.4	92.7
中学校	2,035,114	2,000,094	1,999,969	2,005,218	1,854,655	98.3	98.3	98.5	91.1	
幼稚園	121,185	103,344	90,590	87,372	73,771	85.3	74.8	72.1	60.9	
合計	6,955,919	6,893,382	6,844,321	6,910,825	6,376,543	99.1	98.4	99.4	91.7	

② 人件費

給食に関して、市が負担する主な経費は、人件費であり、その他として水道光熱費、給食の運搬費などが挙げられる。

令和2年4月現在で、栄養教諭・学校栄養職員は34人、調理員は278人で、うち156人は会計年度任用職員である。そのほか、配膳員として59名の会計年度任用職員がいる。

学校給食を適正に運営するためには、一定の人員の関与は必須であるが、効率的に給食を提供するためにも、集約化が進められている。栄養教諭については、兼務も認められているが、コロナ禍の中で、リモートによる勤務も通常勤務とされており、これによる遠隔地への勤務も今後検討されると思われる。

③ 学校給食会

給食の原材料は、公益財団法人高松市学校給食会により調達される。

安全な食材を低廉な価格で適正な量の調達を行うために、発注・支払業務を行っている。

公益法人は、その運営方法について、香川県の立入検査を受けるが、最近の検査結果のうち、重要な指摘はなかった。

経営状況報告書を読覧し、事業が目的に沿って実施されていることを確認した。

当法人の収支は次のように推移している。

(単位:千円)

科目	H27	H28	H29	H30	R1
給食事業収益①	1,822,156	1,804,877	1,792,576	1,910,833	1,763,008
②-①	63,277	62,216	93,149	69,195	29,779
経常収益合計②	1,885,433	1,867,093	1,885,724	1,980,029	1,792,786
物資購入費③	1,820,415	1,816,164	1,807,934	1,892,363	1,756,026
③÷①%	99.9	100.6	100.9	99.0	99.6
経常費用合計	1,888,160	1,879,921	1,879,463	1,969,695	1,788,902
当期一般正味財産増減額	△ 2,727	△ 12,828	6,262	10,334	3,885

購入費は、給食費で賄われる。その他の経費は、主として高松市からの補助金で賄われる。経常収益と給食事業収益との差額は、一部の雑収入はあるものの、大半が高松市からの補助金である。令和元年の補助金額が減少しているのは、従来給食会が負担していた光熱費を高松市負担としたためであり、実質的な変化はない。取引高に比べ、正味財産増減額は少ないが、必要な経費を高松市が補填する仕組みのためである。

市が調達する場合は、入札を原則として行われるが、学校給食会では、登録業者を2年ごとに更新し、定期的に見積もり合わせをしたうえで、登録業者に発注している。

④ 委託運送

給食の運送は、衛生的に、迅速に実施される必要がある。運送業者は、一般競争入札により決定される。最近の入札は、応札者は複数いるものの、継続して同一の者が落札しているが、以前には業者が変わったこともあったとのことである。専用車両が必要であることから、契約期間と車両の耐用年数が一致する必要がある。車両の耐用年数は5年程度であり、入札による契約期間は、それに合わせる事が望まれる。

④ 運営委託

新設の六条町学校給食センターは、プロポーザル方式の入札により、委託業者を決定している。選定委員6名による主観評価95点満点と、履行実績及び価格各10点満点で評価している。3者が参加しているが、次点の業者と評価を比較すると、次表のようになる。

主観評価				客観評価					
評価者	点数	選任業者	次点業者	点差	項目	点数	選任業者	次点業者	点差
イ		89	93	△ 4.0	平均	95	72.7	68.0	4.7
ロ		74	75	△ 1.0	履行実績	10	7.5	0.6	6.9
ハ		73	54	19.0	見積金額	10	5.6	10	△ 4.4
ニ		68	60	8.0	小計	20	13.1	10.6	2.5
ホ		62	57	5.0	合計	115	85.8	78.6	7.2
ヘ		70	69	1.0					
小計		436	408	28.0					

実績は、選任業者が優れており、価格は次点業者が優れている。この価格差は、年額7千156万円であり、落札価格の約1割に当たる。この部分、高松市は負担増となったのであるが、選定理由について、その負担増が合理的に説明できるのか、選定記録からは明確に読み取れない。

評価者6名のうち、2名では次点の入札の方が高評価であったが、4名は選任業者が優位としている。評価者6名の評価の平均点を主観評価としているが、そのうち1名の選定業者と次点業者の差は、平均が4.7点であることに比べ、19点と著しく評価差が大きくなっている。その理由について、評価表を閲覧したところ、主として配置人員数が他より1割

少ないことにより、事業の実施が不可能と判断したことが原因であった。他の委員においても、同様の評価が見られるが、これについて、もし1割減でも事業が実施できる合理的な理由が説明できたならば、選定業者が変わり、年額7千万以上の委託費が削減できた可能性がある。他自治体では、非常に低い評価を付ける場合に、その理由を明記し、他の委員にも説明することを求めることがある。また、業者に対しても、その疑問に対する説明を求め、事業を実施するための機会を与えることが公正な入札につながる。プロポーザル方式の入札では、通常の入札に比べ、主観評価の意見が分かれた場合には業者の説明を求め、その内容をもって評価が妥当であるかについて検討する必要があるように思われる。また、その経過について、記録に残し、市民に対して説明できる状態にする必要がある。

(指摘事項) 市が5年間で7千万円以上の負担増加となる業者の選定過程について、根拠が必ずしも明確ではない。プロポーザル方式の主観評価について、他の者と大きく異なる評価を付した評価者が出た場合、その理由を評価者間で共有し、必要に応じて業者に内容を確認のうえ、再評価し、その経過を記録に残すことが望まれる。プロポーザル評価を実施するにあたって、後日、評価が十分に合理性のあることについて、市民に説明できるように実施し、その内容について、記録を行う必要がある。

(3) 現状及び課題

1) 現状

施設は老朽化しているものが多く、児童・生徒の分布も、給食施設設置から大きく変化している。これに対し、担当部署では、平成25年の整備指針に沿って、調理場の統合を計画している。

2) 課題

小中学校については、統廃合はおおむね終了し、今後は施設の長寿命化を図るとしている。将来の児童・生徒の推計に沿って、調理場の統廃合を実施していく必要がある。現在のところ、統廃合の順番については、決定方法のみが、平成25年1月に策定された指針に記載されている。

市の担当部署では、令和3年3月を目途に、「高松市学校給食調理場整備計画(仮称)」の策定に取り組んでおり、具体的には、今後牟礼・庵治の共同調理場を統合し、その後、香川・香南の共同調理場を統合するとしている。

また、牟礼・庵治の共同調理場及び香川・香南の共同調理場は、新設統合するとされており、各共同調理場は、不要な施設となる。

(意見-共通②) 担当部署で、本来用途に使用されなくなることが明確にされた行政財産について、使用されなくなることが明らかになった時点から、廃止後の活用方法が検討される仕組みとすることが望まれる。

3 幼稚園・保育所・認定こども園

(1) 概要

1) 設置目的等

ともに、小学校就学前の児童を対象とする施設であるが、幼稚園は教育として、保育所は、保育の必要のある児童の福祉施設として運営されてきた。

共働き世帯が増加したことなどから、幼稚園への入園が減少し、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者に対する子育て支援も行うこども園の制度が、平成18年に制度化された。

2) 諸計画

① 第2期高松市子ども・子育て支援推進計画（令和2年3月）

市の子育て支援を計画的に実施するために策定されたもので、子ども・子育て支援法に基づく計画でもある。

② 高松市立幼保連携型認定こども園整備基本計画（当初策定平成28年3月・平成31年1月改定）

共働き世帯の増加などにより、市立幼稚園から市立保育所への児童のシフトが起こっていることなどの情勢の変化と、市立保育所の施設の老朽化などを受け、幼保連携型認定こども園への移行を計画的に行うことを目的として策定された。

改定された計画によると、高松市子ども・子育て支援推進計画に沿って、7つの地区ごとに、再編計画をたてている。高松市の幼稚園・保育所は、50年代から60年代にかけて整備されたものも多く、施設の大規模修繕等を考慮して再策定されたものである。

令和元年でも、定員に対して、3分の2程度の入所率になっているが、この計画によると、実施後の施設数は半数以下に減少する。現状に合わせて定員も見直したうえで統廃合されると思われる。

	計画時の施設数				第2次計画実施後の施設数					施設数減少率	R1入所率
	保育所	幼稚園	こども園	合計	保育所	幼稚園	こども園	未定	合計		
単位	箇所									%	%
都心	7	2	0	9	2	0	0	3	5	44.4	68.8
中部	6	4	0	10	2	1	1	3	7	30.0	76.9
東部北	4	5	2	11	0	0	4	2	6	45.5	61.7
東部南	3	3	0	6	0	2	1	1	4	33.3	55.9
西部北	5	3	1	9	1	0	1	3	5	44.4	65.0
西部南	2	5	0	7	0	0	0	3	3	57.1	57.8
南部	5	3	2	10	0	0	3	2	5	50.0	61.4
合計	32	25	5	62	5	3	10	17	35	43.6	64.7

3) 条例 高松市保育所条例及びその施行規則、高松市幼保連携型認定こども園条例及びその施行規則、高松市立幼稚園規則（条例は高松市学校条例）

4) 新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルス対策が最も行われていた令和2年3月から5月にかけて、幼稚園は一時閉所され、保育所は、どうしても保育が必要な児童について受け入れた。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

合計の取得価格は79億円強である。計画にも記載されているが、昭和45年から59年にかけて建設された古い施設が多くなっている。

児童施設は、小学校などと違って平屋か2階建ての建物であるため、耐震対応が不要であり、必要な改修をしつつ使われていたものである。

建設年	施設数	取得価額	帳簿価額	土地	土地面積	延床面積	R1 現員
単位	施設	千円			㎡		人
S40～44年	1	174,213	61,128	56,902	1,501	577	58
S45～49年	7	1,008,071	328,375	541,102	22,237	6,632	498
S50～54年	17	2,180,978	725,790	788,084	44,136	13,707	1,218
S55～59年	17	2,093,649	615,890	747,174	36,961	13,153	1,479
S60～H2年	9	1,128,191	270,470	298,665	15,252	5,314	698
H3～H12年	3	130,835	86,130	124,554	9,993	2,186	232
H13～H22年	3	439,762	286,704	164,812	10,931	5,391	373
H23年～	3	1,386,639	1,254,311	150,376	38,019	6,183	484
合計	60	8,542,338	3,628,798	2,871,669	179,030	53,143	5,040

※平成30年度固定資産台帳から、監査人が集計。このため、令和元年以降に開園した施設を含まない。土地面積・延床面積は高松市公共施設再編整備計画の施設カルテから集計。R1 現員数は、市担当部署から入手。

固定資産台帳から、平成26年度から30年度にかけて取得された資産のうち、幼稚園・保育所・こども園関連の施設は、次の2保育所と2こども園である。

名称	取得価額	取得年度	定員	定員1人当たり取得価額
単位	千円	-	人	千円
浅野保育所	578,566	H27	110	5,259.7
川東こども園	431,333	H28	243	1,775.0
大野保育所	872,319	H28	200	4,361.6
林こども園	140,200	H30	-	建設途中
合計	2,022,418	-	553	-

2) 利用状況

定員に対する入所状況は次の通りであり、幼稚園の利用率が低くなっている。

	R1 定員				R1 現員				R1 入所率			
	保育所	幼稚園	こども園	合計	保育所	幼稚園	こども園	合計	保育所	幼稚園	こども園	合計
単位	人								%			
都心	870	455	0	1,325	777	134	0	911	89.3	29.5	-	68.8
中部	670	490	0	1,160	629	263	0	892	93.9	53.7	-	76.9
東部北	540	420	378	1,338	471	107	247	825	87.2	25.5	65.3	61.7
東部南	270	315	0	585	231	96	0	327	85.6	30.5	-	55.9
西部北	590	420	145	1,155	534	107	110	751	90.5	25.5	75.9	65.0
西部南	190	735	0	925	230	305	0	535	121.1	41.5	-	57.8
南部	355	315	632	1,302	316	69	414	799	89.0	21.9	65.5	61.4
合計	3,485	3,150	1,155	7,790	3,188	1,081	771	5,040	91.5	34.3	66.8	64.7

令和元年の入所率が50%以下の施設が22あり、これらの施設は統合予定であるが、塩江こども園は、地域に1つの児童施設であるため、継続して単独で運営される。令和元年に、定員に対する入所率が50%を切っているのは、24幼稚園のうち19、30保育所のうち2、6認定こども園のうち1である。

幼稚園	田井	大町	前田	大野	春日	川岡	香西
入所率(%)	11.4	12.4	13.3	18.6	20.0	22.9	23.8
幼稚園	木太北部		鬼無	弦打	浅野	川添	木太
入所率(%)	24.8		25.7	28.6	28.6	31.4	33.5
幼稚園	円座	檀紙	一宮	山田	国分寺南部	国分寺北部	
入所率(%)	35.2	42.9	43.8	46.7	46.7	48.1	

認定こども園	塩江	保育所	下笠居西部	川東南
入所率(%)	36.7	入所率(%)	36.7	48.9

3) 廃止施設

すでに統廃合された施設のうち、担当部署で利活用されているものは次のとおりである。

施設名	建物 建設	取得価 額	帳簿価 額	土地	土地面 積	延床面 積	用途
単位	年	千円			m ²		-
旧塩江保育所	S50	56,400	34,404	16,440	3,984	541	倉庫
旧庵治保育所	H6	103,134	73,339	12,235	1,915	482	倉庫
旧檀浦幼稚園	S53	103,961	31,319	25,105	1,759	592	倉庫
旧男木保育所	S45	11,065	2,152	1,553	613	129	倉庫
合計		274,560	141,214	55,333	8,271	1,744	-



旧庵治保育所全景



旧庵治保育所駐車場



旧庵治保育所園庭



旧庵治保育所 正面



旧男木保育所 入口

旧男木保育所 正面

(意見) 男木町については、移住希望者が増えている一方、空き家も増加しているが、それでも賃貸や売却に応じる住民は少ないため、何年も空きを待つ移住希望世帯も多くなっている。倉庫として使用するにしても、全ての土地が必要か検討のうえ、売却可能であれば、用途廃止し、財産経営課に移管することが望まれる。

(意見-共通①) 用途廃止され、倉庫として使用されている施設も多く見られる。また、一部のスペースが長期間利用されないまま、維持管理することとされる施設もある。現状、倉庫として利用されている施設と、倉庫として利用可能なスペースをリストアップしたうえで、倉庫機能を集約することについても、検討することが望まれる。

(意見-共通⑧) 行政財産の活用を検討する際には、建物等だけではなく、土地まで含めた活用を検討することが望まれる。また、その検討内容についても、後日使用状況が変わったときの為に、記録として残すことが望まれる。

また、具体的に決定している統廃合により、利活用の検討が必要となる施設は次の 3 件である。

施設名	建物建設年	取得価額	帳簿価額	土地	土地面積	延床面積
単位		千円			㎡	
浅野幼稚園	S49	110,807	78,592	54,633	4,033	689
田井保育所	H7	11,226	4,486	79,824	4,864	738
大町幼稚園	S54	84,548	60,064	22,567	2,815	642
合計		206,581	143,142	157,024	11,712	2,069



田井保育所



大町幼稚園

(意見-共通②) 担当部署で、本来用途に使用されなくなることが明確にされた行政財産について、使用されなくなることが明らかになった時点から、廃止後の活用方法が検討される仕組みとすることが望まれる。

近年廃止され、既に移管等実施されているものは次の4件である。

施設名	建物建設年	取得価額	帳簿価額	土地	土地面積	延床面積	顛末
単位		千円			㎡		-
旧女木保育所	S29	249	0	0	1,238	253	地域振興課へ所管替済
旧川東保育所	S46	1,296	1,122	22,111	2,129	688	地元に貸付予定
旧大野東保育所	-	105,695	64,461	24,960			大野保育所敷地利用
旧上西保育所	H3	58,410	27,000	0	1,861	408	地権者に返還
合計	-	165,650	92,583	47,071	5,228	1,349	-

長期間、用途が明確になっていないものはない。

4) 貸与施設

こども園総務課では、過去に公立保育所を民営化した施設について、契約事務を行っている。このうち、1件は係争中であり、1件は、賃料の協議中である。

また、固定資産台帳を見ると、現在保育所として運営されている住所の施設を保有しているものが他にもある。

その内訳は次の通りである。

(単位：㎡、千円)

	施設数	期末帳簿価格	面積	年間地代
児童部門で管理	5	345,345	9,978.25	4,075
総務部門で管理	4	130,129	5,340.23	2,599

(意見-共通⑦) 現在有効な契約については、漏れなく契約内容のチェックが行えるよう、普通財産貸付資産を一覧としたうえで、契約の有無、有償か無償か、契約の相手先、契約内容のチェックの有無を記載することなどについて、検討することが望まれる。

5) 歳入・歳出

高松市歳入歳出決算事項別明細書より、幼稚園・保育所関係の歳入及び歳出の推移を示すと、次のようになる。

① 歳入

幼稚園、保育所については、無償化が進められていることから、歳入については大きく変動している。なお、保育所については、分離して掲示されていなかったため、児童福祉関係全ての歳入を記入している。

幼稚園関係歳入

(単位：千円)

	H27	H28	H29	H30	R1
歳入合計①	433,059	322,738	393,065	490,275	1,059,914
うち市債②	97,800	18,900	8,100	77,200	387,400
①-②	335,259	303,838	384,965	413,075	672,514
うち教育使用料	114,842	109,291	113,964	100,239	44,356
うち国庫補助金	128,351	132,120	115,920	92,420	228,931
うち県補助金	1,178	12,986	13,745	11,410	95,274
うち県負担金	49,419	27,374	80,649	110,712	146,881

児童福祉関係歳入

(単位：千円)

	H27	H28	H29	H30	R1
児童福祉使用料	133,312	2,783	4,825	4,268	3,478
分担金及び負担金	2,126,199	1,819,130	1,844,285	1,749,237	1,335,850

② 歳出

幼稚園の歳出に関しては、請負費を除くと(表③の欄)、おおむね横ばいであったが、令和元年に3億円増加している。これについても、無償化に伴い、民間幼稚園への歳出が発生したことも要因となっている。

幼稚園関係歳出

(単位：千円)

	H27	H28	H29	H30	R1
歳出合計①	1,865,991	1,775,575	1,671,000	1,767,197	2,400,807
うち請負費②	162,049	111,270	61,022	127,131	489,056
①－②＝③	1,703,942	1,664,305	1,609,978	1,640,066	1,911,751
うち負担金、補助金及び交付金④	664,781	627,756	650,857	677,043	931,283
③－④	1,039,161	1,036,549	959,121	963,023	980,468

保育所費の項に計上される保育所費は、請負費を除いても増加傾向にある。幼保連携事業が進み、入所者数が増えていることも、一つの要因であると思われる。

歳出一保育所費

(単位：千円)

	H27	H28	H29	H30	R1
保育所費等①	10,712,595	11,885,354	11,695,439	12,489,170	13,208,645
うち請負費②	690,613	1,297,172	138,958	142,193	197,844
①－②＝③	10,021,982	10,588,182	11,556,481	12,346,977	13,010,801

6) 他市比較

中核市市長会のホームページに公表されている、令和元年に公表された数値に基づき、中核市 60 市のうち、県庁所在地の市 27 市について幼保に関するデータを比較すると、次のようになる。

項目	順位	高松市	平均	最高値		最低値	
幼稚園在園児公立比率	6	22.36	12.29	松江	93.46	8市	0.00
幼稚園通園児が14歳以下人口に占める比率	3	8.47	5.73	岐阜	11.20	那覇	1.46
保育所利用者数が14歳以下人口に占める比率	10	12.55	11.35	高知	21.55	富山	6.07
こども園利用者数が14歳以下人口に占める比率	17	6.79	9.45	福井	23.12	岐阜	3.20

高松市は、幼稚園の公立比率が比較的高い市に属する。通園者数が14歳以下人口に占める比率を比較すると、幼稚園通園児の比率が、順位では3位と多い方の部類に入るが、平均と比べるとやや高い状態である。こども園利用者が少ない部類に入っている。

また、保育所に入所希望の待機児童数については、あり、として人数を回答した市は13のみであり、その中で高松市は4位と待機児童の多い市になっている。

(3) 現状及び課題

1) 現状

児童数の減少に伴い、児童施設の入所率は低下している。なかでも、幼稚園の入所率は低く、今後も児童数は減少する見込みであること、また古い施設が多いことなどから、高松市では、計画に沿って大幅な統合を行う予定としている。

平成28年の計画に沿って、平成28年には、大野東保育所と大野保育所を統合し、大野保育所として開園し、平成29年には川東幼稚園と川東保育所を統合し、川東こども園として開園している。最近では、檀浦幼稚園と、屋島保育所を統合し、屋島こども園が、林幼稚園と、林保育所を統合し、林こども園が令和2年4月1日に開設されている。

大幅な統合が行われるため、その順番については、送迎のためのスペースを含めた施設の状況や、児童数の動向を見て判断するとされている。

また、統合後の定員は、近隣の民間施設に影響しないように決定するとされている。

2) 課題

統合により、その廃止の時期は不透明であるが、本来目的に使用しない予定の施設が多数ある。現在のところ、担当部署が他部署に声をかけるなどの方法で、転用を検討し、何もなければ、担当部署が予算取りをして、除却することが原則である。担当部署は、今後統廃合する施設が多く、取り壊しの費用まで予算化することは難しい状況であると思われる。

(意見-共通②再掲) 担当部署で、本来用途に使用されなくなることが明確にされた行政財産について、使用されなくなることが明らかになった時点から、廃止後の活用方法が検討される仕組みとすることが望まれる。

(意見-共通③) 用途廃止される施設については、リストアップされている。このうち、廃止・取り壊しが必要であるものについてのリストを作成し、優先順位とその理由について記載し、何らかの形で公表することが望まれる

また、廃止予定の幼稚園や保育所には、園庭が設けられている。

(意見-共通⑧再掲) 行政財産の活用を検討する際には、建物等だけではなく、土地まで含めた活用を検討することが望まれる。また、その検討内容についても、後日使用状況が変わったときの為に、記録として残すことが望まれる。

4 児童館

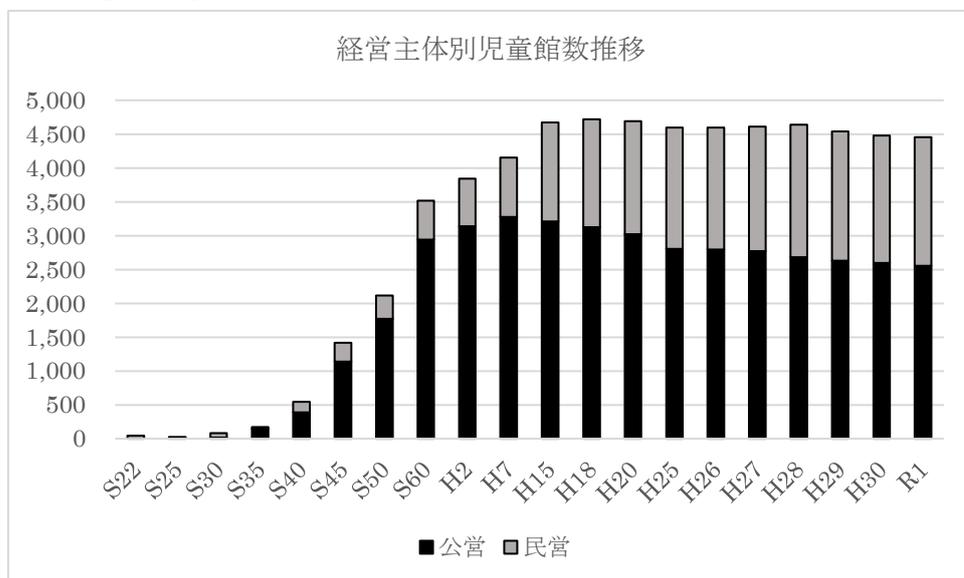
(1) 概要

1) 設置目的等

児童館は、児童福祉法に規定される施設で、児童の健全な遊びの拠点と居場所としての役割を持つほか、地域における子育て家庭の支援も行う。

厚生労働省のホームページによると、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、高度経済成長がもたらした子供の事故の多発やいわゆる「かぎっ子」の増加等により急激に増加し、平成 18 年をピークに、総数はほぼ横ばいで推移しているが、公営・民営別では、公営が平成 7 年をピークに減少に転じ、民営は最近でも徐々に増えている、とされている。公設施設の民営化が進んでいるものと思われる。

高松市が運営する児童館は、9 施設であり、そのほかに県が運営する大型の児童館施設であるさぬきこどもの国がある。



年度	S22	S25	S30	S35	S40	S45	S50	S60	H2	H7
公営	1	0	15	144	389	1,140	1,769	2,943	3,137	3,275
民営	43	25	69	28	155	277	348	574	703	879
合計	44	25	84	172	544	1,417	2,117	3,517	3,840	4,154
年度	H15	H18	H20	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
公営	3,210	3,125	3,022	2,804	2,794	2,770	2,681	2,632	2,595	2,553
民営	1,463	1,593	1,667	1,794	1,804	1,843	1,956	1,909	1,882	1,900
合計	4,673	4,718	4,689	4,598	4,598	4,613	4,637	4,541	4,477	4,453

※厚生労働省ホームページより。

2) 諸計画

特別な計画はない。広くは子ども・子育て支援推進計画に関係し、事業の実施拠点になっ

ている。

3) 条例 高松市児童厚生施設条例及びその施行規則

4) 新型コロナウイルスの影響

市の方針に合わせて事業の一部中止や閉鎖等を行ってきた。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

児童館

(単位:千円、㎡)

	施設数	土地	取得価額	期末価額	土地面積	総延床面積
旧香川町	2	9,056	57,318	9,866	1,118.7	436.8
旧香南町	2	8,284	296,938	160,176	1,878.9	1,399.2
旧国分寺町	5	52,193	246,454	80,526	3,665.5	1,586.6
合計	9	69,533	600,710	250,568	6,663.1	3,422.6

※平成30年度末の固定資産台帳より監査人が集計。面積は、高松市公共施設整備再編計画の施設カルテ及び高松市市政概要より。

2) 利用状況

令和元年の児童館の利用状況は、次のとおりである。公共施設再編整備計画の施設カルテによると、利用度合いはまちまちではあるものの、全ての施設を継続して維持管理するとされている。9つの児童館のうち、新居・吉光の2館は、人権啓発課の所管する文化センターと併せて建設されていることから、同課が所管しており、他の7館は、子育て支援課が所管している。施設面積当たりの管理費に着目して比較すると、子育て支援課の管理する施設が効率的に運営されていることがわかる。人権啓発課の2施設は直営で運営されており、子育て支援課の施設は、一部、地元の団体を指定管理者として運営されている。

	単位	新居	吉光	川東	浅野	国分	新居東	新名・柏原	福家	しし丸	合計・平均
管理費①	千円	11,955	11,492	9,395	8,443	5,294	5,405	5,154	5,081	11,432	73,651
総延床面積②	㎡	217	189	222	215	481	298	299	291	1,210	3,423
①÷②	-	55.1	60.8	42.3	39.3	11.0	18.1	17.2	17.4	9.4	21.5
利用者③H29	人	3,346	3,114	1,756	14,045	9,199	7,515	7,274	12,142	8,597	66,988
利用者④H31	人	3,165	2,831	1,242	11,977	7,719	6,094	5,832	8,755	7,805	55,420
①÷③	千円	3.57	3.69	5.35	0.60	0.58	0.72	0.71	0.42	1.33	1.10
①÷④	千円	3.78	4.06	7.56	0.70	0.69	0.89	0.88	0.58	1.46	1.33
④÷③	%	94.6	90.9	70.7	85.3	83.9	81.1	80.2	72.1	90.8	82.7

3) 他市比較

中核市市長会のホームページに公表されている、令和元年の数値に基づき、中核市 60 市のうち、県庁所在地の市 27 市について児童館数を、利用対象年齢を含む「14 歳以下の人口」により比較すると、次のようになる。

データには、児童館の規模などは記載されていないため、市立の児童館のみの比較になるが、高松市は 27 市の中では、やや数の多い部類に入っている。

1 児童館当たりの 14 歳以下人口を見ると、順位は 11 位とやや上位であるが、27 市の平均値よりは多い人数になっている。これは、東北などを中心に、40 前後の児童館を設置している市があることによる。

項目	順位	高松市	27市平均	60市平均	最高値		最低値	
市立児童館数	9	13	11.7	8.0	秋田	42	金沢	0
1児童館あたり14歳以下人口	11	4,391	3,910	-	盛岡	916	金沢	-

(3) 現状及び課題

1) 現状

児童館は、香川・香南・国分寺の旧 3 町で整備されており、他の地区には設置されていない。地域による偏在が顕著な施設である。利用状況は、施設によってまちまちである。また、管理部署も、建設時の経緯から、人権啓発課で管理されているものがある。

2) 課題

児童館は、もともと放課後の児童の居場所作りという目的で設置されたものとのことであり、放課後児童クラブの整備により、必要性が薄れている面もある。また、全国的に、公営の施設は減少している。高松市においても、より効率的な管理方法について、検討することが望まれる。

(意見) 児童館については、再編も含め、今後のあり方について、検討が望まれる。

5 住宅—公営住宅

(1) 概要

1) 設置目的

公営住宅制度は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするもの。(法1条)とされている。

2) 政策の変遷

① 復興住宅

第二次世界大戦後、街が戦火により焼失するなか、満州など外地からの引き揚げ者も加わり、住宅需要は逼迫した。戦後の住宅政策は、全国420万戸と計算された住宅不足に対応することから始まった。戦災復興事業として、主として平屋一戸建てや長屋形式の住宅を供給し、一戸建て住宅は払い下げも行われていた。

4戸のみではあるが、この時期の住宅が高松市の市営住宅として残されている。

② 高度成長期

その後、高度成長期になると、都市部への人口流入と核家族化などにより、住宅が不足した。このような社会情勢を受け、政策的に住宅及び住宅取得資金が供給された。その中で、民間の賃貸住宅への入居が難しい住宅困窮世帯への住宅供給として、国庫補助を受けて地方自治体が供給する公営住宅の制度が設けられた。

高松市の一般的な公営住宅の戸数は、令和2年7月末時点で、3,349戸であり、入居戸数は2,131戸、入居率は63.6%であり、約3分の1が空室になっている。ただし、この中には、古い団地を用途廃止するために、新規入居させないためのものも含まれる。公営住宅間での転居促進による、迅速な用途廃止が望まれるところである。

③ 政策の転換

住宅は巨大な市場である。ハウスメーカーや集合住宅供給業者など、民間企業も大きく成長し、昭和48年に、全都道府県で1世帯1住宅が達成された。数の上での供給不足は克服されたので、政策も面積・安全性などの質の向上へとシフトした。

また、公営住宅の利用者として想定されていたモデルは、結婚して独立し、賃貸住宅に入居し、所得が上がると住宅を購入して転出する、というものであったが、高齢化による高齢者単身世帯の増加、ニートと言われる独立しない若者像など、社会は多様化し、住宅困窮者も多様化した。世相を反映し、公営住宅についても、高齢者については単独入居を認めたり、福祉利用を認めるなど、制度の見直しが行われてきた。

従来の公営住宅に比べ、高規格の住宅も供給された。高松市でも、48戸の特定公共賃貸住宅が市営住宅として運営されているが、令和2年7月末現在の入居戸数は26戸であり、入居率は54.2%と低い。特に、旧庵治町北山団地は、4戸全戸が空きとなっている。

3) 入居条件等

一般的な公営住宅は、前年の所得によって、毎年の家賃（使用料）が計算される（低所得世帯は安い賃料で入居できる）。所得が高くなると、民間賃貸住宅への入居も可能であるとして、退去しなければならない。

4) 公営住宅以外の市営住宅

① 改良住宅

改良住宅は、不良住宅が密集する地区の環境の整備・改善をする事業により建設されたものである。しかし、旧同和地区は、不良住宅が密集した地域であっても、この住宅地区改良事業の規模要件を満たさない地区がほとんどであったため、国では地域改善対策として小集落地区改良事業を創設し、同和地区における改良住宅の建設が促進された。

これらの事業については、入居者も限定され、家賃も低額に抑えた定額とされていた。平成 14 年 3 月末日に、地域改善対策特別措置法が失効し、一般の市営住宅と同様に運営されることとなったが、経過措置により、以前からの入居者については、一般の市営住宅よりも安価である。高松市の改良住宅は、更新住宅を含めて 626 戸であり、入居率は 92.5%と高い水準を保っている。

② 単独事業

各自治体は、独自に補助金を使わず建設する単独事業として公営住宅を供給することもできる。高松市では、旧塩江町が単独住宅として北井団地 6 戸を供給しており、5 戸が入居している。この住宅は、ほぼ一戸建ての比較的新しい住宅であることから、入居率は高い。

③ その他

先に記した特定公共賃貸住宅 48 戸のほか、戦後の住宅難に対応した応急簡易住宅 4 戸がある。

④ 根拠法令等

これらの住宅について、令和 2 年時点で有効な根拠法令についてまとめると、次のようになる。

分類	根拠法等	制定年	目的
公営住宅	公営住宅法	昭和 26 年	住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸・転貸する。
改良住宅	住宅地区改良法	昭和 35 年	不良住宅が密集する地区の環境の整備・改善をする。
特定公共賃貸住宅	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	平成 5 年	中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅を供給する。
地域優良賃貸住宅	地域優良賃貸住宅制度要綱	平成 19 年	公的賃貸住宅制度(特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅)を再編し、高齢者世帯や子育て世帯など居住の安定に特に配慮が必要な世帯に優良な賃貸住宅を供給する。
単独事業	なし		各自治体の政策による。

5) 諸計画

① 県・国の計画

住宅はインフラとして政府の施策に組み込まれてきた。このため、5年ごとに策定される全国総合開発計画(略称:全総)に整合する地方住宅建設5か年計画が策定され、各都道府県、市町村も、同様に5年ごとに計画を策定した。全総は、1998年の5次計画まで策定されたが、インフラ整備も一定水準に達したこともあり、全国総合開発法が廃止され、国土形成計画法と名称を改めた。住宅基本法も住生活基本法に改められ、平成18年に住生活基本計画が策定された。この計画に基づき、各都道府県でも計画を策定している。香川県の平成24年度に策定された計画及び29年度に改訂された計画の戸数および実績は、それぞれ次のように、相当戸数を供給する計画になっているが、この供給数には、既存住宅の空室提供も含んだものであり、住宅建設自体の計画とは異なる位置づけの供給計画である。

計画	H24 計画		H29 計画	
	H23～27	H23～32	H28～32	H28～37
公営住宅の供給の目標量	3,200	6,400	3,200	6,400
H29 計画記載の実績	3,330			

また、この供給目標は、香川県全体の目標であり、市町と県の役割分担は明確にされていない。高松市でも、この県の計画と整合するよう、次に記す高松市市営住宅長寿命化計画を策定している。

② 高松市市営住宅長寿命化計画 平成29年5月

・目的

この計画は、高松市が管理する公営住宅の団地ごとに、建て替えや用途廃止、維持管理などの活用手法を再検証するものである。

高松市の公共施設有効活用・再配置等方針よりも後に策定されているが、従来から住宅に関しては、国の計画に合わせて、5年ごとに策定されており、前身の計画が策定されていた。

・現状

まず、現状分析によると、計画策定時の管理戸数4,191戸の3割が耐用年数を経過し5年後には、さらに32.9%が耐用年数を経過する。これらは、簡易な平屋建てあるいは二階建て住宅である。また、全体の26.1%は浴室がないなど、居住水準の点でも問題がある。

入居者の半数は1人世帯であり、世帯主の54.1%が65歳以上である。公営住宅は、高齢者以外の単身入居は認められていないことから、入居してから長期間経過するとともに世帯主が高齢化し、子供たちも独立するなど、世帯員が減少しているものと思われる。

・供給数

人口推計等をもとに、平成33年(令和3年)の高松市内の供給必要戸数を3,132戸と算出している。この戸数は、県と市の供給割合を現在と同率として算出されている。

・1次判定

利便性や敷地条件などから、地域バランスも考慮し、継続管理する団地と判断を留保する団地に区分し、ハードの条件から、それぞれどのような対応が必要か判断する。この結果、維持管理する団地は 1,101 戸で、そのうち改善が必要な団地は 943 戸、判断を留保する団地は 3,090 戸で、すべて何らかの対応が必要であった。

・2次判定

5 年間の実施可能事業費を建替えは 20 億円、改善事業は 5～6 億円とし、ライフサイクルコストを考慮して、長期計画を策定し、さらに今後 5 年間の事業対象を決定している。

・実績

令和 3 年までに実施する、としている事業と実施状況は次のとおりである。

項目	管理戸数	対象戸数	実施年度	削減効果	取得価額	期末価額	土地	土地面積	建物面積
単位	戸		-	千円			㎡		
朝日町	72	34	H30	1,135	767,507	63,447	49,614	2,929.3	4,559.3
旭ヶ丘	41	41	R2	4,435	891,275	451,550	212,569	3,650.8	3,426.8
石清尾	72	72	R1, R2	4,842	1,137,441	712,488	511,231	8,780.1	5,245.4
すみれ	730	80	H30, R1	6,484	7,993,525	1,802,288	1,067,458	52,734.8	43,211.3
川島東	12	12	R2	993	149,329	45,277	11,608	1,101.0	91,503.0
鹿角	24	12	H29	995	444,118	239,322	58,758	2,922.9	1,778.7
西浦	30	12	H29, 30	991	482,611	265,160	78,446	3,875.4	2,405.7
高松町	72	72	R1, R3	4,620	1,163,116	548,885	173,748	7,967.8	5,474.0
太田上町	48	24	R1, R3	2,624	969,944	500,564	220,848	20,658.3	6,243.9
上天神南	24	24	R1, R3	2,012	302,057	157,630	93,044	3,092.0	1,918.0

※金額データは、平成 30 年度末固定資産台帳データより監査人が集計したもの。面積データは、高松市公共施設再編整備計画の施設カルテを集計したもの。戸数データは、令和 2 年 7 月末時点のもの。

・今後の予定

令和 4 年度以降とされているもののリストは次のとおりである。なお、同じ団地内で、令和 4 年までに対応されるとされているものがあるため、前の表と合わせた団地数の合計は現在の団地数よりも多くなる。

要対応とされている団地は、用途廃止 9 戸を除いても 3,119 戸に上っている。また、上之町 A24 戸と C42 戸、高田北 28 戸、高田 97 戸は、令和 3 年度までの対応とされていたものが延期されており、この部分が次の表には反映されていない。

項目	団地数	管理戸数	空率R2	取得価格	期末価額	土地	土地面積	建物面積
単位	個	戸	%	千円※		㎡※		
用途廃止	2	9	22.2	28,641	5,508	63,961	2,864	231
建替	5	652	6.0	3,700,378	322,401	1,843,017	99,362	31,110
改善	15	1,184	22.1	10,981,436	1,173,037	2,295,669	88,617	74,142
改善して当面維持	3	42	-	494,225	198,814	74,365	5,934	2,782
混在	3	1,241	28.9	7,975,944	848,675	3,509,268	177,830	67,525
優先建替・当面維持	1	6	33.3	175,271	56	93,047	11,081	3,048
要対応小計	29	3,134	-	23,355,896	2,548,490	7,879,328	385,689	178,838
維持管理	16	435	20.9	7,231,119	3,639,328	1,484,163	54,751	37,699
合計	45	3,569	-	30,587,015	6,187,817	9,363,490	440,441	216,538

③ 市の都市計画関連計画—高松市立地適正化計画など

6) 条例 公営住宅法に基づく高松市市営住宅条例など

7) 新型コロナウイルスの影響

住宅のため、利用状況に大きな変化はない。新型コロナウイルス拡大抑制のため、飲食店など、需要が著しく減少した業種があり、公的支援として、所得が減少し、住宅に困窮することになった世帯を対象に、市営住宅の特別枠を設けられている。ただし、令和2年7月時点で、入居希望は1世帯のみ、とのことである。

(2) 投資額及び利用状況

1) 投資額等

項目	団地数	管理戸数	空戸数	空室率	取得	帳簿価額	土地	土地面積	建物面積
					※1		※2		
単位	個	戸	戸	%	千円		㎡		
合計	50	3,991	1,247	31.2	44,634,943	17,558,266	10,694,290	477,754.5	328,032.7
旧高松市	39	3,870	1,239	32	42,654,196	16,318,020	10,184,735	451,837	317,179
旧国分寺町	5	56	18	32	1,512,359	1,220,750	199,471	11,886	7,671
旧香川町	0	0	0	-	0	0	0	0	0
旧香南町	1	40	5	13	1,032,342	693,365	462,524	17,354	5,059
旧塩江町	4	63	23	37	860,299	494,626	36,525	7,366	5,452
旧牟礼町	0	0	0	-	0	0	0	0	0
旧庵治町	1	4	4	100	88,106	52,255	10,506	1,198	343
旧町小計	11	163	50	30.7	1,980,747	1,240,246	509,555	25,917	10,854

※金額データは、平成30年度末固定資産台帳データより監査人が集計したもの。面積データは、高松市公共施設再編整備計画の施設カルテを集計したもの。戸数データは、令和2年7月末時点のもの。

平成30年度末の固定資産台帳平成26年度から30年度の間に取得された1億円以上の

資産のうち、公営住宅に関連する者は、次の3件である。

名称	金額（千円）	年度
上之町団地	249,771	H27
上之町第Ⅰ住宅	995,686	H28
香南町北部団地	314,737	H30

2) 維持費

一般会計歳入・歳出の推移は次のとおりである。

（単位：千円）					
項目	H27	H28	H29	H30	R1
使用料収入①	592,882	580,063	569,425	554,372	534,896
手数料収入	251	461	758	378	59
国庫補助収入	92,791	441,802	95,647	127,617	246,981
公債収入	94,900	549,500	101,900	197,400	507,300
その他	10	10	10	10	10
歳入合計	780,834	1,571,837	767,740	879,776	1,289,246
住宅管理費②	923,348	767,129	760,757	688,414	1,110,937
うち請負費・資産購入費③	390,127	383,682	340,650	280,043	567,420
うち委託料	64,194	66,791	75,219	73,262	262,357
住宅建設費	129,321	1,040,507	136,005	296,042	259,601
歳出合計	1,052,669	1,807,636	896,762	984,456	1,370,538
②－③＝④	533,221	383,447	420,106	408,371	543,516
①－④	59,660	196,616	149,318	146,001	△ 8,620

請負費の中には、維持管理に必要な修繕等も含まれているが、再取得を考えなければ、使用料収入により、おおむねの管理費用は賄えている。令和元年度より、指定管理者制度を導入したことから、委託費が増加している。なお、前の表の取得価格 352 億円の耐用年数を仮に 50 年とすると、年間減価償却費は、約 7 億円であり、建替え費用までは賄えないことになる。住宅困窮者政策として供給される施設であることから、公的支援により、住宅を供給する施設である。入居者とそれ以外の市民の公平を考えれば、民間の公営住宅に入居できない対象に限定して供給数を決定すべきである。

3) 利用状況

① 空き室の状況

平成 25 年度の包括外部監査報告書には、市営住宅の入居状況が記載されている。

その空室情報と令和 2 年の状況を比較すると、次のようになる。公営住宅では、空き率が

3分の1を超え、特定公共賃貸住宅では、半分近くが空き室になっている。国の政策により、高水準の賃貸住宅を供給したものであるが、使用料も高いため、もともと入居率の高い施設ではなかった。建設から年数を経て、施設が古くなるにつれ、入居がさらに低調になっているとのことである。

年度 項目	H25			R2.7.31			率増減 ①-②
	管理戸数	空戸数	空戸数率% ①	管理戸数	空戸数	空戸数率% ②	
公営住宅	3,529	731	20.7	3,307	1,176	35.6	14.8
単独	6	1	16.7	6	1	16.7	0.0
応急簡易	4	1	25.0	4	1	25.0	0.0
特定公共賃貸	48	10	20.8	48	22	45.8	25.0
改良・更新	643	16	2.5	626	47	7.5	5.0
合計	4,230	759	17.9	3,991	1,247	31.2	13.3

合併前の旧市町で比較すると、次のようになる。旧庵治町は、特定公共賃貸住宅4戸のみを供給しており、空き室率が100%になっている。旧国分寺町、塩江町で増減ポイント数が全体よりも高くなっており、空き室が平均よりも多く増加している。

	H25			R2.7.31			率増減 ①-②
	管理戸数	空戸数	空戸数率% ①	管理戸数	空戸数	空戸数率% ②	
旧高松市	4,050	734	18.1	3,828	1,197	31.3	13.1
旧塩江町	63	12	19.0	63	23	36.5	17.5
旧国分寺町	56	10	17.9	56	18	32.1	14.3
旧香南町	57	2	3.5	40	5	12.5	9.0
旧庵治町	4	1	25.0	4	4	100.0	75.0
合計	4,230	759	17.9	3,991	1,247	31.2	13.3

団地ごとに見ると、空き室率が高い団地は次のとおりである。

	年度		H25			R2.7.31			率増減 ①-②
	地域	住宅種別	管理戸数	空戸数	空戸数率% ①	管理戸数	空戸数	空戸数率% ②	
北山	旧庵治町	特定公共賃貸	4	1	25.0	4	4	100.0	75.0
旭ヶ丘(LSA)	旧高松市	特定公共賃貸	1	0	0.0	1	1	100.0	100.0
香西本町(LSA)	旧高松市	特定公共賃貸	1	0	0.0	1	1	100.0	100.0
高田北	旧高松市	公営住宅	28	16	57.1	28	22	78.6	21.4
高田	旧高松市	公営住宅	111	68	61.3	97	65	67.0	5.7
川島東	旧高松市	公営住宅	12	3	25.0	12	8	66.7	41.7
東山	旧国分寺町	公営住宅	8	4	50.0	8	5	62.5	12.5
飯田町	旧高松市	公営住宅	270	93	34.4	270	140	51.9	17.4
東山第3	旧国分寺町	公営住宅	8	2	25.0	8	4	50.0	25.0
河北	旧塩江町	公営住宅	6	0	0.0	6	3	50.0	50.0
寺井町	旧高松市	公営住宅	490	127	25.9	490	208	42.4	16.5
すみれ	旧高松市	公営住宅	730	179	24.5	730	303	41.5	17.0
檀紙町	旧高松市	公営住宅	162	29	17.9	162	65	40.1	22.2
中村	旧塩江町	特定公共賃貸	42	9	21.4	42	16	38.1	16.7

② 応募状況

令和元年9月から令和2年6月までの、8回の入居募集とその結果についてまとめると、次のようになる。募集したのは24団地129室で、平均の応募倍率は3.5倍と、高い水準といえる。当選しても入居しない場合があるので、応募に対して実際に入居した率は70%程度である。また、最も倍率が高いのは、新築の上之町第I住宅である。

募集停止した古い住宅、過去に応募者がいなかったこと、階段のみの高層階など人気のない空き室は募集しないことから、管理している団地数52に対して募集している団地数は少ない。

団地	管理戸数	空室率	募集戸数	応募戸数	入居戸数	応募倍率	実際入居率		管理戸数	空室率	募集戸数	応募戸数	入居戸数	応募倍率	実際入居率
単位	戸	%	戸	戸	戸	倍	%		戸	%	戸	戸	戸	倍	%
上之町第I	44	2.273	3	48	3	16.0	100.0	水田	399	32.3	16	49	9	3.1	56.3
中野町	28	10.71	1	10	1	10.0	100.0	旭ヶ丘	41	7.3	4	12	4	3.0	100.0
官脇町	60	23.33	2	17	2	8.5	100.0	石清尾	72	19.4	2	6	1	3.0	50.0
木太町本村	54	16.67	6	49	5	8.2	83.3	西宝町B	56	16.1	1	3	1	3.0	100.0
木太町B	32	9.375	3	20	3	6.7	100.0	すみれ	730	41.5	14	41	10	2.9	71.4
高松町	72	19.44	2	13	2	6.5	100.0	寺井町	490	42.4	17	40	12	2.4	70.6
飯田町	270	51.85	1	6	1	6.0	100.0	朝日町	72	30.6	11	25	7	2.3	63.6
木太町A	56	12.5	3	15	3	5.0	100.0	川東	36	22.2	10	21	8	2.1	80.0
旭ヶ丘(LSA)	1	100	2	9	2	4.5	100.0	西宝町A	50	26.0	2	4	2	2.0	100.0
太田上町	48	16.67	5	21	4	4.2	80.0	香西本町(LSA)	1	100.0	6	8	3	1.3	50.0
香西本町	36	22.22	3	12	2	4.0	66.7	屋島西町新浜	104	29.8	12	15	5	1.3	41.7
西宝町C	40	15	2	8	1	4.0	50.0	合計・平均	2798	34.8	129	456	91	3.5	70.5
河北	6	50	1	4	0	4.0	0.0								

③ 人口・世帯

高松市のホームページから、登録人口について、合併時の平成18年4月、住宅を対象とした包括外部監査の実施された平成25年4月と現在、令和2年4月とを比べると、高松市

の人口は横ばいであるが、旧町では減少している。また、年齢構成は、全ての区域で65歳以上の割合が増えている。逆に、世帯数は、旧塩江町以外の全ての地域で増加している。ここに数値は掲載しないが、国勢調査結果などを見ても、単身の世帯数も増加している。

市営住宅は、高齢者以外、家族で入居することを求めるため、人口等の変化には対応していない制度といえる。なお、入居年数の長い世帯では、子世代の独立、配偶者の死亡、離婚などで単身での入居世帯は増加している。

旧市町ごと登録人口の合併時から令和2年の間の増減

	合計	旧高松市	旧塩江町	旧香川町	旧国分寺町	旧香南町	旧庵治町	旧牟礼町	旧町小計
H18.4	256,797	112,995	1,327	9,016	8,898	2,665	2,171	6,730	143,802
R2.4	300,510	132,853	1,254	10,055	10,553	3,132	2,224	7,586	167,657
増減率	17.0	17.6	△ 5.5	11.5	18.6	17.5	2.4	12.7	16.6

旧町ごとの3時点での人口

	総人口			H18を100とする推移	
	H18.4	H25.4	R2.4	H25.4	R2.4
合計	424,520	426,707	424,993	100.5	100.1
旧高松市	338,191	342,761	344,818	101.4	102.0
旧塩江町	3,486	3,026	2,480	86.8	71.1
旧香川町	25,105	24,324	23,248	96.9	92.6
旧国分寺町	24,987	25,053	25,027	100.3	100.2
旧香南町	7,996	7,747	7,233	96.9	90.5
旧庵治町	6,387	5,695	4,957	89.2	77.6
旧牟礼町	18,368	18,101	17,230	98.5	93.8
旧町小計	86,329	83,946	80,175	97.2	92.9

旧市町ごと

構成比%	H18.4			R2.4			65歳以上 増加ポイント数
	0-19歳	20-64歳	65歳以上	0-19歳	20-64歳	65歳以上	
合計	19.4	60.5	20.0	18.0	54.2	27.8	7.8
旧高松市	19.4	60.6	20.0	18.3	54.8	26.9	6.9
旧塩江町	14.8	47.5	37.7	10.6	42.6	46.8	9.1
旧香川町	19.5	61.6	18.9	16.2	50.4	33.3	14.5
旧国分寺町	21.8	61.5	16.7	18.7	54.5	26.8	10.1
旧香南町	18.5	60.3	21.2	16.1	50.8	33.1	11.9
旧庵治町	15.0	56.1	28.8	10.9	47.0	42.1	13.3
旧牟礼町	19.4	60.9	19.7	17.3	51.0	31.7	12.0
旧町小計	19.5	60.3	20.1	16.7	45.1	38.2	18.1

(3) 他市比較等

1) 整備状況

① 県内他市

平成 29 年度の香川県包括外部監査の報告書によると、平成 29 年 3 月時点の県内各市町の公営住宅戸数は次のとおりであり、高松市内では、市営住宅数を超える県営住宅が提供されている。公営住宅 1 戸当たりの人口は香川県の平均値と近似しているが、高松市の供給戸数が多いことから、高松市が全体平均に与える影響は大きくなることも要因と思われる。

市町	県営住宅 戸数	市町営住 宅戸数	合計	県営住宅 比率	人口	1 戸あた り人口
さぬき	184	727	911	20.2	49,165	54.0
高松	4,635	3,582	8,217	56.4	418,756	51.0
坂出市	122	609	731	16.7	52,322	71.6
宇多津町	468	233	701	66.8	18,988	27.1
丸亀市	290	1,096	1,386	20.9	109,922	79.3
善通寺	60	365	425	14.1	32,457	76.4
多度津町	101	384	485	20.8	23,222	47.9
観音寺	256	737	993	25.8	58,658	59.1
直島町	24	31	55	43.6	3,117	56.7
合計・平均	6,140	7,764	13,904	44.2	766,607	55.1

② 中核市との比較

中核市市長会のホームページより、令和元年度の統計資料から、公営住宅に関する部分について、中核市平均と比べてみた。人口あたり公営住宅の戸数、世帯当たり戸数ともに平均よりも低い。順位は、60 の中核市全体、中核市のうち県庁所在市 27 の中でもほぼ中位のやや上に位置している。

また、公営住宅のうち、市営住宅の占める比率については、中核市の平均よりはやや高いが、順位は中核市で低い方から 22 位、県庁所在地の 27 市のうちでは、低い方から 6 位と、市による公営住宅の整備比率は少ない自治体となっている。

	公営住宅戸数① ÷人口②	公営住宅戸数 ①÷世帯数②	市営住宅① ÷人口②	市営住宅戸数① ÷公営住宅戸数
①の値	4,510	4,510	2,308	2,308
②の値	201,887	89,551	201,887	4,510
計算結果	0.0223	0.0539	0.0095	45.9
上記数値の中核市平均	0.0249	0.0539	0.0106	42.6
上記数値の中核市県庁所在市平均	0.0221	0.0480	0.0117	53.2
中核市60昇順	27位	26位	29位	22位
中核市県庁所在市27昇順	13位	13位	11位	6位

2) 持家比率

国土交通省が5年ごとに公表している住宅・土地統計調査の平成30年調査結果によると、香川県の持ち家比率は全国平均より高く、高松市は低い。香川県内で最も低いのは宇多津町の52.5%である。

全国	香川	高松	丸亀	坂出	善通寺	観音寺	宇多津
61.2	69.3	60.4	72.3	74.1	66.7	76.6	52.5

3) 空家の状態

同じく、住宅・土地統計調査を見ると、住宅のうち、空き家の比率は、おおむね調査するごとに上がっている。平成30年の調査結果を見ると、全国平均の空き家率が12.5%であることに比べ、香川県全体で17.1%、高松市で16.1%と、全国よりも空き家が大幅に多いことがわかる。

	年度	H10	H15	H20	H25	H30
	全国	総数	50,246,000	53,890,900	57,586,000	60,628,600
	空き家数	5,764,100	5,792,500	6,807,900	7,475,400	7,814,400
	比率%	11.5	10.7	11.8	12.3	12.5
香川県	総数	405,300	421,100	446,400	470,500	487,700
	空き家数	49,800	53,100	66,200	75,900	83,600
	比率%	12.3	12.6	14.8	16.1	17.1
高松市	総数	146,610	178,840	197,040	213,890	222,100
	空き家数	16,710	21,710	29,160	32,900	35,760
	比率%	11.4	12.1	14.8	15.4	16.1

(4) 現状及び課題

1) 現状

計画に沿って、順次建替え、改善工事を行っているが、建設年度が古いものが多いことか

ら、対応が必要な住宅数は多い。一方で、空き室率も高くなっており、全体で 30.7%、維持管理するとして団地だけ取り出しても 20.7%が空き室になっている。

前回計画策定時の利用率は 80%を超えていたので、それからさらに空き室が多くなっている。また、民間を含めても、空き家率が高くなっており、高松市の住居の 16%が空き家になっている。

高松市の人口は横ばいであり、世帯数は増加していることから、一定の住宅ニーズはあったと思われる。近年の社会情勢から見ると、単身世帯の住宅困窮が増加している。一部の面積の少ない住宅には、高齢の独居者の入居を認めているが、古い住宅にはエレベーターがないなど、入居者の状態と住宅の状態はマッチしていない。現在の公営住宅制度と、高松市の公営住宅の現況は、新しい住宅困窮者に対応できる状態にはない。

2) 課題

① 空き室

団地の中でも、空き家率が高いのは、特定公共賃貸の団地であり、民間の賃貸住宅とも競合し、利用が低くなっている。

	地域	管理戸数	空率%H25	空率% R2	土地面積㎡	延床面積㎡
北山	旧庵治町	4	25.0	100.0	1,198	343
旭ヶ丘 (L S A)	旧高松市	1	0.0	100.0	他団地内に 1 戸設置	
香西本町 (L S A)	旧高松市	1	0.0	100.0		
中村	旧塩江町	42	21.4	38.1	4,777	3,910

当住宅も、国の補助制度を使って建設されたために、賃料の設定等を自由にすることができない。他の自治体でも、空き室が多くなっており、賃料の一部を自治体が負担しているところもあるとのことである。次に記す庵治町の外国語教員住宅は、戸建ての空き室であるが、国庫補助によらず取得しているため、処分は自由にできる。庵治町の北山団地は、監査時点で 4 戸のうち 4 戸が空き室であり、外国語教員住宅を転用し、次の教員の住宅が必要であれば、この団地に入居させることも検討が必要と思われる。

(意見) 特定公共賃貸が、全体でも 48 戸と戸数は少なく、また、1 団地あたりの戸数も少ない。団地ごとに、入居率を上げる施策を検討することが望まれる。



入居者のいない北山団地 入口

駐輪場より（令和2年12月現在）



飯田団地

飯田団地入口

入居率が低い団地のうち、個数の多い高田、飯田町、寺井町、すみれ、檀紙町は、100戸を超える大きな団地である。

このうち、すみれ団地を除く※印の団地には、簡易な2階建て、平屋の古い棟が残されている。

大規模な団地の中で、虫食いに空き室が多くなると、治安上も好ましくない。すみれ団地以外は、建替えとされているが、それにあっても、戸数については考慮するとされている。

（意見） 空きが多い平屋建て、簡易2階建ての建物について、早期の廃止と取り壊しを検討することが望まれる。

団地	地域	棟数	管理戸数	空戸数 率%H25	空戸数 率%R2	土地面積 m ²	延床面積 m ²	方針
高田※	旧高松市	22	111	61.3	67.0	13,891	4,335	建替
飯田町※	旧高松市	69	270	34.4	51.9	37,736	10,344	建替
寺井町※	旧高松市	49	490	25.9	42.4	42,119	23,260	建替
すみれ	旧高松市	19	730	24.5	41.5	52,735	43,211	改善
檀紙町※	旧高松市	36	162	17.9	40.1	20,658	6,244	建替

また、すみれ団地の4階、5階など、エレベーターがないことから、空きが出ても空き家修繕せずに、公募もしない部屋が多数ある。また、公営住宅は、棟外の物置スペースを設置していることが多い。これらのスペースにも、空きが出ていることになる。一団にまとめれば、災害対策物資などを置く、有償で貸し付ける、など、何らかの用途に利用できる可能性がある。

(意見-共通①) 用途廃止され、倉庫として使用されている施設も多く見られる。また、一部のスペースが長期間利用されないまま、維持管理することとされる施設もある。現状、倉庫として利用されている施設と、倉庫として利用可能なスペースをリストアップしたうえで、倉庫機能を集約することについても、検討することが望まれる。

(意見-共通⑩) 長期間保有している土地や、当面利用しない施設について、地元住民、市役所職員及び広く市民からの利用案を公募することが望まれる。

② 老朽化

老朽化した住居が多く、修繕費もかさむことになる。また、さまざまな指標から、市営住宅へのニーズは、減少していると思われる。現在の長寿命化計画でも、建替えとされている団地についても、同規模で建て替えることは想定していないが、どの程度の戸数にするのか、明確にはなっていない。

(意見) 長寿命化計画について見直す必要があると思われる。

見直しに当たっては、例えば、最低限の用途廃止の戸数を決定し、団地の一部分からでも、早急に用途廃止を行うなど、維持管理費を早急に削減する具体策を盛り込むことが望まれる。昭和35年に建設された応急簡易住宅は、短期間の居住対応を前提としていたが、現在に至るまで使用されている。

(意見) 応急簡易住宅の入居者の居住は長期化しており、払い下げすることについて、検討が望まれる。

6 住宅－教員住宅

(1) 概要

1) 設置目的等

旧庵治町が、ALT（外国語指導助手）のために購入した一般家屋である。令和元年度にはALTとして、22名が在職する。これらの職員は、最長5年までしか滞在しないため、家具付きの住宅を借り上げているが、旧庵治町では適当な賃貸住宅がない、ということから学校近くの住宅を購入した、とされている。このため、同種の施設はこの物件のみである。市の施設建設費及び維持費に対するウエイトは極めて低い施設であるが、そもそも市が行政財産として維持するべきか疑義のある施設である。

2) 新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルスの全世界的な流行により、新規のALTは来日できない状況となっている。これにより、5年を上限とする任期について、1年を上限に延期できる特例が設けられた。令和2年8月時点のALT人数は18名であり、任期を延長した者は8名である。



建物内部

外観

(2) 投資額及び分布

1) 建設費

建設費、土地取得費は不明であるが、木造の延床面積 84.4 m²の2階建て住居であり、市の施設としては取得費が少額な施設であると思われる。なお、土地面積は 126.65 m²である。

2) 分布

旧庵治町のみが存在する。ALT自体は、中学校の校区を基準に配置され、1人のALTは、複数の近隣の小中学校を担当する。

3) 維持費

施設の維持費はほぼ発生していない。ALTに関する歳出は次のとおりである。

(単位:千円)								
	年度	合計	報酬・共済費	旅費	使用料及び賃借料	委託費	負担金・補助金・交付金	その他
総額	H 3 0	112,861	92,810	1,450	7,981	0	3,298	519
	R 1	115,102	94,309	846	7,837	1,620	3,312	208
1人あたり金額	H 3 0	5,130.0	4,218.6	65.9	380.0	0.0	149.9	23.6
	R 1	5,231.9	4,286.8	38.5	373.2	73.6	150.6	9.4

(3) 現状及び課題

1) 現状

令和 2 年 2 月に、それまでの居住 ALT が近くに賃貸の住宅を見つけて転居したことから、空き家になっている。古い住宅であるが、十分に使用可能である。

2) 課題

同地区の ALT の任期は、令和 3 年 9 月までであり、そこまで空き家としておいても、新任の ALT が入居するとは限らず、担当部署でも、用途廃止も検討が必要ではないかと考えられている。より迅速な検討が必要と思われるが、ALT に対して住宅を提供すること自体の必要性も併せて検討する必要性を考えている。

庵治町には、市営住宅の項にも記載したように、4 室すべてが空き室となっている北山団地がある。他の地域でも、市営住宅は空き室が目立つようになっている。用途廃止予定の住宅には、新規入居者を入れないが、場所は便利な団地も多く、用途廃止までの入居者として、ALT を想定することも有効と思われるが、市営住宅には若年の単身入居は認められておらず、何らかの特例措置が必要となる。

また、ALT について、一般財団法人自治体国際化協会を介しているが、他の自治体では、民間業者を使っているところもあるとのことである。

(意見) 当施設については、用途廃止及び転用を検討することが望まれる。

(意見-共通④) 廃止が決まっているものではなくとも、施設の利用が著しく低下した場合も、担当部署以外の部署により、維持管理が適当か、検討される仕組みとすることが望まれる。

7 高松市屋島ファミリーホーム

(1) 概要

1) 設置目的等

配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合に、これらの者の保護及び生活支援を目的として入所する児童福祉法に基づく施設で、要保護児童の健全育成を図るとともに、母子家庭の自立に向けた支援を行う施設とされている。児童福祉法上の施設ではあるが、母子寡婦担当部署で管理している。19世帯が入所できる施設である。

2) 諸計画 施設自体の計画はない。大きくは、子ども・子育て支援推進計画に含まれる。

3) 条例 高松市母子生活支援施設条例及びその施行規則

4) 新型コロナウイルスの影響

18歳までの子どものいる母子世帯が入所しているので、学校の休校などの生活上の影響や、交流行事などの取りやめなどの影響はあるが、施設自体としてはない。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

旧高松市に1施設のみ。以前は、県内他市に同種の施設が置かれていたが、現在では、県内に当施設のみとなっている。

項目	取得価格	期末価額	土地	土地面積	建物面積
単位	千円※			㎡※	
合計	214,444	54,317	38,132	1,738.4	1,047.1
1戸当たり	11,287	2,859	2,007	91.5	55.1

2) 利用状況

近年、平均入所世帯数は減少している。自立が困難な母子寡婦世帯が入所する施設であるため、利用が活発になることを促進する性質の施設ではない。

項目	単位	H27	H28	H29	H30	R1
年平均入所世帯数	世帯	7	9	7	7	5
年最高入所世帯数	世帯	9	11	8	8	6
年平均入所児童数	人	12	13	11	10	6
年最高入所児童数	人	14	17	12	11	7
入所世帯数	世帯	6	2	5	2	4
退所世帯数	世帯	2	5	4	7	1
平均入所日数	日	413	566	756	803	576

3) 運営方法

平成 20 年より、指定管理者により運営されている。公募によっているが、当初より同一の者が管理者となっている。

当施設は、入所すると使用料を徴収するが、自立を促す施設であり、住民税非課税世帯の使用料はゼロとされていることから、おおむね無料で入居されている。

指定管理料は、次のように推移しており、令和元年は、消費税率が引き上げられたことから増加している。

(単位：千円)

H27	H28	H29	H30	R1
16,741	17,000	16,674	18,800	19,128

(3) 現状及び課題

1) 現状

入所世帯は減少傾向にあり、この 5 年間で最高入所世帯数は 11 である。当施設は、門限があるなど、行動制約が多く、自立支援が必要な世帯も、公営住宅に入居しつつ、支援を受けるといふ世帯が増加しているため、とのことである。施設へのニーズは減少しており、全国的な施設数も減少している。当施設は、それぞれ独立した 2LDK に、19 世帯入居できるよう建設されている。使用しない部屋については、即時入居可能な状態での維持管理はしていない。

利用者が減少しているが、ニーズはある限り、県内で唯一の施設であることから、維持する必要があると判断されている。

2) 課題

入所世帯数が減少していることから、長期間使用していない部屋がある。

(意見-共通①) 用途廃止され、倉庫として使用されている施設も多く見られる。また、一部のスペースが長期間利用されないまま、維持管理することとされる施設もある。現状、倉庫として利用されている施設と、倉庫として利用可能なスペースをリストアップしたうえで、倉庫機能を集約することについても、検討することが望まれる。

市営住宅も空き室が増加しており、福祉目的での転用も可能とされている。公営住宅の 1 棟を、福祉施設に転用している例も見られる。当施設は、平成元年に建設されており、30 年以上が経過し、大規模修繕が必要とある可能性が高い。継続使用する、とされているが、将来的には、他施設を利用することについても、検討することが望まれる。

8 スポーツ施設

(1) 概要

1) 設置目的等

市民のスポーツ振興目的で設置される。法令等で必ず置くべきとされている施設ではないが、ほぼ全ての自治体で何らかの体育施設が設置されている。高松市の施設を見ると、集会施設等にも、体育施設が併設されるものもある。

特に制約がないため、高松市再編整備計画では原則通り判断し、いくつかの施設については廃止としている。また、テニスコートについては、市の中での適正配置を考える、とされている。一方で、平成18年の合併時の建設計画等に基づき、新しい施設の設置や更新も行われている。香川県から譲り受けた屋島競技場の再整備が最も金額が大きい。

2) 諸計画 高松市スポーツ推進計画

高松市では、昭和62年に高松市民スポーツ憲章を制定しており、従来からスポーツ振興に関する計画を策定してきた。平成23年に制定されたスポーツ基本法は、計画の策定を求めており、法の趣旨に沿って計画を策定している。

3) 条例 スポーツ施設条例及びその施行規則がある。

4) 新型コロナウイルスの影響

高松市の指針に沿って、スポーツ教室の中止や、閉館等の対応を行ってきた。施設の再開後も、感染防止対策に留意して運営されている。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

種類ごとの施設数は次の通りである。1つの運動公園等に、複数の施設が含まれることから、施設数と施設内訳の合計は一致しない。

項目	施設数	体育館	運動場	プール	その他・複合	浴場	野球場	テニス
単位	施設						面	
合計	41	6	9	5	21	2	13	43
旧高松市	15	2	2	3	8	1	4	22
旧国分寺町	6	1	1	-	4	1	1	4
旧香川町	4	1	1	-	2	-	3	3
旧香南町	4	1	2	-	1	-	1	5
旧塩江町	4	-	2	1	1	-	2	2
旧庵治町	4	-	1	-	3	-	1	3
旧牟礼町	4	1	-	1	2	-	1	4
旧町小計	26	4	7	2	13	1	9	21

なお、温浴場については、香南町、塩江町、庵治町などに市の温浴施設があり、他の課が管理している。

平成 30 年度末の固定資産台帳から、旧市町ごとに集計すると、次のようになる。

項目	取得価額	期末価額	土地	土地面積	建物面積
単位	千円 ※1		㎡ ※2		
合計	7,723,324	5,232,031	1,807,114	346,159	29,503
旧高松市	1,147,623	815,745	41,114	82,818	6,077
旧国分寺町	1,814,884	648,206	1,426,963	114,410	5,600
旧香川町	1,842,879	1,767,021	37,184	20,087	8,172
旧香南町	855,958	741,341	176,569	3,103	1,334
旧塩江町	889,687	430,249	21,926	33,735	2,054
旧庵治町	24,670	13,723	62,243	9,189	190
旧牟礼町	1,147,623	815,745	41,114	82,818	6,077
旧町小計	6,575,701	4,416,286	1,766,000	263,342	23,426

※1 平成 30 年度末固定資産台帳より監査人が集計。面積は高松市公共施設再編整備計画の施設カルテより。

国分寺町の勤労青少年ホーム、香川町の大野河川敷運動場、香南町の香南庭球場、吉光河川敷運動場、塩江町ホテルと文化の里運動場については、固定資産台帳で発見できなかった。塩江町ホテルと文化の運里動場は、塩江町美術館と一体整備されている。

平成 30 年度末の固定資産台帳のうち、平成 26 年度から 30 年度の各年度に取得した 1 億円以上のスポーツ関連施設は次のようになり、屋島競技場が突出しているが、相当の金額を投資している。このうち、りんくうスポーツ公園は、平成 18 年の市町合併時の投資計画に基づき、建設されたものである。

施設名	金額 (千円)	年度	施設名	金額 (千円)	年度
高松市立東部運動公園	203,700	H26	りんくうスポーツ公園	392,000	H29
りんくうスポーツ公園	112,358	H26	屋島競技場	344,947	H29
りんくうスポーツ公園	512,415	H27	かわなベーススポーツセンター 一温水プール改修	137,914	H29
屋島競技場	4,680,868	H28			
ヨット競技場	811,632	H29	りんくうスポーツ公園	136,758	H30

屋島競技場の財源のうち、合併特例債は、6,582,700 千円である。



屋島競技場（指定管理者 HP より）



ヨット競技場（指定管理者 HP より）



高松市りんくうスポーツ公園（指定管理者 HP より）

2) 他市比較

中核市市長会のホームページでは、中核市の状況を比較して開示している。令和元年度の中核市数は60であるが、そのうち県庁所在地の市は27である。この27市について、体育施設について取り上げられている、体育館、陸上競技場、プールについては面積と、野球場、テニスコートについては面数の、人口当たり整備水準を比べてみた。

テニスコート以外は10位前後であり、高松市は比較的整備水準が高い位置にある。

体育施設人口1万人当たりの数値

施設	項目	順位	高松市	平均	最高値		最低値	
体育館	延床面積㎡	11	832.2	770.2	鳥取	2,199.7	甲府	59.4
陸上競技場	敷地面積㎡	9	1,233.6	975.9	水戸	2,900.1	5市	0.0
プール	水面面積㎡	11	102.8	91.8	長野	326.6	秋田	0.0
テニスコート	面数	17	1.0	1.2	鳥取	2.9	金沢	0.6
野球場	面数	9	0.2	0.2	鳥取	1.1	鹿児島	0.0

3) 利用状況

先の旧市町の分類ごとの利用状況は次の通りである。（単位：人）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
合計	1,935,838	1,861,146	1,981,874	2,007,396	1,984,830
小計※	1,935,838	1,861,146	1,869,091	1,872,174	1,814,633
旧高松市	1,172,828	1,133,589	1,139,503	1,164,944	1,155,051
旧国分寺町	209,680	205,956	192,087	195,081	183,696
旧香川町	234,137	202,668	203,070	191,455	172,106
旧香南町	68,504	70,075	75,690	73,859	73,538
旧塩江町	86,173	87,479	83,823	78,697	67,379
旧庵治町	20,705	22,044	21,840	21,223	22,652
旧牟礼町	143,811	139,335	153,078	146,915	140,211
旧町小計	763,010	727,557	729,588	707,230	659,582
屋島競技場		-	112,783	106,378	115,227
りんくうスポーツ公園		-	-	28,844	54,970

※小計は新設の2施設を除く利用者数。

期間中に新設された屋島競技場、りんくうスポーツ公園を除き、平成27年度を100とした推移は、次の通りであり、全般に減少しているが、令和元年については、新型コロナウイルスによるイベント中止や利用控えが影響していると思われる。

施設ごとの内訳を見ると、塩江町では、高松市ホテルと文化の里運動場の利用が低くなっており、旧香川町では、令和2年に閉鎖された川東体育館の利用が低くなっている。

年度	H28	H29	H30	R1
合計	96.1	96.6	96.7	93.7
旧高松市	96.7	97.2	99.3	98.5
旧国分寺町	98.2	91.6	93.0	87.6
旧香川町	86.6	86.7	81.8	73.5
旧香南町	102.3	110.5	107.8	107.3
旧塩江町	101.5	97.3	91.3	78.2
旧庵治町	106.5	105.5	102.5	109.4
旧牟礼町	96.9	106.4	102.2	97.5
旧町小計	95.4	95.6	92.7	86.4

他地区からの利用もあると思われるが、地域別に、令和2年4月の人口を使って、施設

を年間何回使用しているかを算出してみた。

施設の多い高松市では利用が少なく、塩江町は、ループしおのえの利用者が多いこと、香南町は、りんくうスポーツ公園の開園が影響し、多くなっている。

旧庵治町は、体育館がなく、利用者数自体が少ないことから、住民一人当たりで計算すると、利用が低くなっているものと思われる。

(単位：回、人)

年度	R1	R2.4月人口	1人当たり利用回数
合計	1,984,830	424,993	4.7
旧高松市	1,270,278	344,818	3.7
旧国分寺町	183,696	25,027	7.3
旧香川町	172,106	23,248	7.4
旧香南町	128,508	7,233	17.8
旧塩江町	67,379	2,480	27.2
旧庵治町	22,652	4,957	4.6
旧牟礼町	140,211	17,230	8.1
旧町小計	714,552	80,175	8.9

指定管理者の評価資料から、稼働率が50%以下の施設を見ると、次のようになる。

テニスコートは、あまり維持費がかからないため、稼働率が低くとも、利用料から指定管理料を差し引いても余剰が出ている。

項目	稼働率	指定管理料	利用料収入
施設名	%	千円	千円
高松市内場池運動センター	4.0	668	47
高松市庵治ペタタンク場	9.0	28	0
高松市塩江町庭球場	9.6	464	128
高松市香南町吉光河川敷運動場	14.0	206	0
高松市屋島競技場	16.0	61,897	13,271
高松市庵治運動場	16.6	2,239	1,086
高松市国分寺橋ノ丘総合運動公園勤労者野外活動施設	29.2	△ 1,943	3,843
高松市香川町大野河川敷運動場	29.4	326	0
高松市国分寺橋ノ丘総合運動公園グラウンド	30.4	739	2,217
高松市国分寺橋ノ丘総合運動公園ゲートボール場	33.2	△ 691	691
高松市庵治町深間庭球場	33.5	△ 765	1,107
項目	稼働率	指定管理料	利用料収入

施設名	%	千円	千円
高松市立仏生山運動場	35.0	△ 212	507
高松市立りんくうスポーツ公園※	38.3	2,571	3,063
高松市南部運動場	39.4	104	2,505
高松市香川庭球場	39.5	△ 2,238	2,472
高松市香南庭球場	42.6	△ 382	2,938

※8月にオープン。

4) 歳入・歳出

高松市歳入歳出決算事項別明細書から、保健体育費の中の体育施設費を抜き出すと、次のようになる。

委託料には、指定管理者等に支払う管理費のほか、施設の設計等に係るものも含まれる。令和元年は、消費税の税率が8%から10%に上がったこと、埋設物調査などを行っていることなどから、委託料が増えているものと思われる。

(単位：千円)

	H27	H28	H29	H30	R1
体育施設費①	2,350,635	5,958,772	2,112,093	860,448	878,188
※うち委託料②	719,751	800,980	755,214	733,758	813,791
※うち請負費③	1,599,909	4,971,588	1,314,470	96,798	13,659
①-③=④	750,726	987,184	797,623	763,651	864,529
④-②	30,974	186,205	42,409	29,892	50,738

5) 運営方法

施設の運営は、指定管理者制度によっている。東部運動公園、りんくうスポーツ公園、健康増進温浴施設ループしおのえ、屋島競技場以外は、非公募で、高松市の外郭団体である公益財団法人高松市スポーツ協会が指定管理者になっている。公募された4施設のうち、2施設は同団体が指定管理者になっている。公募の公の施設指定管理者導入施設に対する評価結果は全てAであり、非公募の施設36のうち、21施設はA、プールや利用の少ない旧町施設などを中心に、15施設がBである。健康増進温浴施設ループしおのえは、シンコースポーツ・四電ビジネスグループが指定管理者であり、同評価はAである。屋島競技場は、四電工グループが指定管理者であり、同評価はBである。評価の内訳をみると、ほぼすべての項目でBとされているが、住民の平等な利用、という項目のみCである。公の施設において、平等利用は大原則であるが、競技場という性質から、競技団体の日程が優先されるという面があるように見える。そうであれば、施設の性質を前提とした平等利用を評価すべきであると思われる。

指定管理料を旧市町ごとに集計すると、次のようになる。

(単位：千円)

合計	旧高松市	旧国分寺町	旧香川町	旧香南町	旧塩江町	旧庵治町	旧牟礼町
773,472	480,818	53,782	58,129	8,765	58,661	1,607	64,496

施設ごとの平成30年度の指定管理料が多い順番に、年額5千万円以上の5施設を並べると、次のようになる。

名称	稼働率	利用者	指定管理料	利用料収入	建物等取得価額	土地
単位	%	人	千円			
高松市総合体育館	88.2	294,391	187,612	58,440	3,413,423	386,374
高松市かわなべスポーツセンター	86.3	128,599	63,562	22,127	1,312,885	382,854
高松市屋島競技場	16.00	115,227	61,897	13,271	4,687,130	1,461,813
高松市香川町総合体育館	86.8	113,089	60,669	18,151	1,607,522	13,525
健康増進温浴施設ループしおのえ※	-	49,243	56,990	72,320	852,957	66

※利用料収入のうち、指定管理者自主事業分は15,330千円。

(3) 現状及び課題

1) 現状

新しく設置した高松市屋島競技場、高松市りんくうスポーツ公園の公表されている利用率は低いが、8月にオープンした年間の利用者数を用いて計算しているため、とのことである。また、屋島競技場については、全館を使用した大会等のみを使用実績に反映しているため、とのことであり、練習などのために一部を利用する場合はカウント外とされている。

(意見) 新しく建設したスポーツ施設について、利用率を公表するのであれば、どの程度の利用を想定していたのか、あるいは同種の施設の利用率がどの程度か、等についても併せて公開することが望まれる。

高松市公共施設再編整備計画では、6施設を廃止することとしており、うち2施設は地元譲渡等を検討する、とされているが、譲渡は未実施である。

(意見-共通⑤) 地元譲渡とされていた施設については、方向性が利用者管理に転換しており、次期計画策定以前にも、実情に合った方向性への転換を速やかに実施できる仕組み作りが望まれる。

このうち、令和2年現在では、高松市香川町川東体育館が閉鎖されている。

(意見-共通②) 担当部署で、本来用途に使用されなくなることが明確にされた行政財産について、使用されなくなることが明らかになった時点から、廃止後の活用方法が検討される仕組みとすることが望まれる。

(意見-共通③) 用途廃止される施設については、リストアップされている。このうち、廃止・取り壊しが必要であるものについてのリストを作成し、優先順位とその理由について記載し、何らかの形で公表することが望まれる。

2) 課題

体育館やプールの施設は、建設費の高い施設であることから、新しく建設することが難しく、今あるものを長く使っていくこととしている。

テニスコートについては、市の中での適正配置を検討することとされているが、稼働がある程度低くとも、利用料収入が上回っており、市の財政上の負担はない。

民間で実施できる事業ではあるが、譲渡後もテニスコートとしてどの程度の期間維持されるか不明ではある。

配置については、市内を東西南北に区分すると、やや南に偏っている感はあるが、おおむね適正と考えられている。塩江庭球場は利用が低下しているが、道の駅の再開発が計画されており、観光振興の一助になる可能性もある。

立地に着目すると、市の中心部に、土地の利用方法としては活用度が低いといえる、テニスコートという施設を置くことについて、可否を検討することが望まれる。旧高松市の朝日町庭球場は、高松市競輪場と県立中央病院の間に位置している。病院関係者の利便性を考えるのであれば、病院勤務者の駐車場として利用されている、高松市の柚場川駐車場を朝日庭球場に移転することなども検討が望まれる。

また、亀岡庭球場についても、住宅地として人気のある地域であるが、庭球場として利用することで、土地の活用方法としては低利用の状況にある。



朝日町庭球場 3,782 m² 5面

亀岡庭球場 7,700 m² 4面

徒歩や自転車で行ける距離に、運動施設があることにもメリットはあることも確かであ

るが、利用者が固定化されていないか、全てのコートを都心部に置く必要があるのか、等についても併せて検討されることが望まれる。

(意見-共通⑧) 行政財産の活用を検討する際には、建物等だけではなく、土地まで含めた活用を検討することが望まれる。また、その検討内容についても、後日使用状況が変わったときの為に、記録として残すことが望まれる。

スポーツ振興課では、3つの温浴施設も運営しているが、温浴施設については、福祉部門、観光部門でも管理している施設がある。

また、体育施設についても、集会場の中に運動施設を設置している施設もある。

運動公園とされていない公園にも、グラウンドが設置されているものもある。また、観光交流課が管理するキャンプ場も、ハイキングと合わせて楽しめることが多い。逆に、運動施設があることで、宿泊を伴う観光を誘致することも考えられる。

スポーツ推進計画によると、『本計画において「スポーツ」とは、目的を持って、活動可能な範囲で体を動かすことを意味し、勝敗を競う競技性の高い運動だけでなく、散歩やジョギング、軽い体操、レクリエーション活動など、健康増進のための軽度の運動、身体を使った運動をすべて含めた広範囲の活動を定義とします。』とされている。スポーツ施設では、年齢に応じた様々なプログラムを用意しており、児童育成や、介護予防と類似するプログラムもある。

(意見-共通⑨) 複数の部署が管理する同種の施設、および関連する施設について、共同で適正な配置を検討することが望ましい。また、異なる施設であっても、関連の深い施設については同様である。

体育館などの施設は、空調施設や給排水施設など、一定の時期に大規模修繕をする必要があり、その都度多額の修繕費を要するものである。各部署で、長寿命化計画を策定し、修繕の年額を一定金額に抑えつつ、施設を長期間使用することとしている。

スポーツ施設においては、必ず置くべき施設ではないことから、十分な長寿命化計画が策定されておらず、もし、機能を維持することになると、コスト高になる。

維持管理する、とした施設については、漏れなく長寿命化の検討を実施できる体制とすることが望まれる。

(意見) 施設の維持管理方針は決定されたので、具体的な長寿命化計画を策定することが望まれる。

9 本庁・総合センター・支所

(1) 概要

1) 設置目的等

市が行政サービスを提供するための基本的な施設であり、特別な目的のために設置される建物以外のものである。高松市の職員が業務を行うほか、市民も様々な必要から訪れる。

市の基本的な業務を行っている。総合センターでは、旧町が設置したものを中心に、地域内の市施設の管理も行っている。

2) 諸計画-高松市地域行政組織再編計画

高松市公共施設再編整備計画よりも前の、平成27年2月に策定されている。

組織の効率性も確保しつつ、地域の実情に適応したサービス提供を可能にするために、サービスのほとんどが本庁組織に集約されている現行体制を見直し、本庁-総合センター-地区センターへの3層構造をめざすとしている。高松市を7つのエリアに分け、本庁を含めた総合センターを設置する、という内容の計画である。

3) 条例 高松市支所及び出張所設置条例

4) 新型コロナウイルスの影響

市の基本業務であることから、業務自体は継続して実施されている。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

① 固定資産台帳より

計画前	計画	取得	帳簿価額	うち土地	土地面積	総延床面積
		千円 ※1			㎡ ※2	
新設（仏生山）	中部総合センター	80,705	80,705	0		
ふれあい福祉センター勝賀	西部北総合センター	1,442,677	789,892	177,371	7,740.0	2,560.1
本庁		3,971,954	2,399,296	2,190,328	9,047.0	34,191.3
山田支所	廃止	-	-	-	1,852.8	72.2
塩江支所	地区センター	533,876	161,800	26,477	6,480.0	3,086.7
牟礼支所	東部北総合センター	526,540	418,893	94,694	4,962.3	556.0
庵治支所	地区センター	1,264,437	727,051	92,358	11,466.1	3,623.9
香川支所	南部総合センター	606,746	212,987	83,388	6,523.1	2,477.6
香南支所	地区センター	370,069	291,563	70,285	6,449.9	636.3
国分寺支所	西部南総合センター	960,312	510,805	107,699	6,244.0	3,311.3
塩江連絡事務所		14,469	7,280	2,075	420.1	86.1
上西連絡事務所		11,176	0	0	637.5	48.7
大島青松園連絡事務所		9,471	1,515	0	66.4	59.1
高松市公文書館	高松市公文書館※3	15,955	9,312	0	6,244.0	627.3
出張所21※4	地区センター19	-	-	-	35,271.2	571.0
		9,808,385	5,611,101	2,844,674	103,404	51,907

※1 平成 30 年度末固定資産台帳データより監査人が集計したもの。計画前の他施設に含まれている施設については、土地金額等入っていないものがある。上西連絡事務所の期末帳簿価格がゼロであるのは、1 円まで償却されているため、千円単位にするとゼロになるもの。

※2 施設カルテより。施設数は施設カルテに記載があった施設数。

※3 国分寺総合センター内に設置されている。

※4 全て旧高松市のコミュニティ・センター内に設置されている。香西・仏生山については、総合センターが建設されるため廃止される。

② 再編に係る整備費

地区	総合センター	整備費（千円）	整備内容
都心	本庁	0	
中部	仏生山に新設	1,628,158	新設・予定金額
東部	牟礼支所を移行	19,188	建物改築
東部南	山田支所を移行	1,283,951	建物改築・予定金額
西部北	ふれあい福祉センター勝賀	※ 2,015	建物改修・電源整備金額
西部南	国分寺支所を移行	115,314	建物改修・電源整備
南部	香川支所を移行	0	

※担当部署では、電源整備工事のみ実施。

2) 維持費

行政事務を行う施設であり、施設自体の維持費としては、通常の庁舎管理費の範疇である。

3) 利用状況

中部（仏生山）、東部南（山田）は再編が未了であるが、統合されたセンターでは、利用者の利便性が高まり、利用者が増えているとのことである。

平成 28 年と平成 29 年の 11 月から 1 月の利用者数は次の通りであり、総合センターでは、利用者数が増加しており、支所・出張所、市民サービスセンターについては、よって増減はまちまちであるが、合計の利用数は増加している。

地区	総合センター	H28	H29
東部	牟礼総合センター	10,902	11,554
南部	香川総合センター	9,938	11,560
西部北	勝賀総合センター	2,238	5,923
西部南	国分寺総合センター	11,795	15,424
合計		34,873	44,461

地区	支所・出張所・市民サービスセンター	H28	H29
都心	木太・女木・男木	3,278	4,034
中部	仏生山・鶴尾・大田・林・三谷・一宮・多肥	16,923	17,231
東部	庵治・古高松・屋島	7,759	7,573
東部南	山田・前田・川添	11,571	11,461
西部北	弦打・鬼無・下笠居	3,301	2,792
西部南	川岡・円座・川添	3,703	4,901
南部	塩江・香南	6,405	6,573
合計		52,940	54,565

(3) 現状及び課題

1) 現状

① 業務

各種の行政事務のほか、総合センターで管理する施設もある。その一覧は次の通りである。

地区	センター名	集会施設	倉庫
東部	牟礼総合センター	3	1
南部	香川総合センター	19	1
西部南	国分寺総合センター	3	1

集会施設として最も数が多いのは、コミュニティセンターであり、これらは地域振興課が管理している。香川総合センターで管理する集会施設数は19と数が多い。

集会施設は、地域に密着した施設であるが、多様な部署で管理されている。これらの中には、老朽化しているもの、利用が少ないものも見られる。福祉施設とされている集会施設を含め、管理部署についても、再考することが望まれる。

(意見ー共通⑨) 複数の部署が管理する同種の施設、および関連する施設について、共同で適正な配置を検討することが望ましい。また、異なる施設であっても、関連の深い施設については同様である。

次に記すように、再編により、人員配置は減少する計画であったが、現況ではそれほど減少していない。集会施設については、地域密着の施設であり、他部署で管理する集会施設についても、総合センターに移管することについて、検討が望まれる。

② 職員の配置

行政サービスの在り方を考慮したうえで、統合等の計画が策定されている。地域総合センターに本庁機能の一部を移転することで、合計人員は減少する予定である。

令和2年現在と、計画人員配置とを比較すると、次のようになり、総合センターに移行している地域で、支所、出張所等の人員が計画を上回っていることにより、計画よりも人員が多くなっている。激変緩和措置により、従来の支所・出張所の業務の整理が未了のためであり、担当部署では、プロジェクトチームにより、理恵和5年度の東部南総合センターのオープン時を目標年限として、実施方針及び取り組みについて、整理したところ、とのことである。

(意見) 行政サービスの効率性にも着目した組織再編計画であるが、効率性の主要項目である人員計画について、再編が終了した地域では計画を上回っている。担当部署では、出来上がりまでの取り組み等について整理したとのことであるが、本来は、当初の計画策定時に、おおむねの工程を示すべきであったと思われる。整理した内容について、速やかに明らかにする必要がある。

地区	再編後人員計画				令和2年配置人員				差異
	総合センター	支所	出張所等	合計	総合センター	支所	出張所等	合計	
都心	-	0	6	6	0	0	10	10	4
東 部	21	4	4	29	21	11	8	40	11
南 部	21	12	0	33	22	23	0	45	12
西 部 北	21	0	6	27	20	0	9	29	2
西 部 南	21	0	6	27	23	0	9	32	5
中 部	23	0	12	35	0	0	26	26	-9
東 部 南	21	0	4	25	0	11	7	18	-7
合計	128	16	38	182	86	45	69	200	18

2) 課題

① 廃止施設

新設整備・支所の廃止などにより、いくつかの庁舎について、使用されなくなったり、配置人員が減少することも予定されている。

(意見-共通①) 用途廃止され、倉庫として使用されている施設も多く見られる。また、一部のスペースが長期間利用されないまま、維持管理することとされる施設もある。現状、倉庫として利用されている施設と、倉庫として利用可能なスペースをリストアップしたうえで、倉庫機能を集約することについても、検討することが望まれる。

(意見-共通②) 担当部署で、本来用途に使用されなくなることが明確にされた行政財産について、使用されなくなることが明らかになった時点から、廃止後の活用方法が検討される仕組みとすることが望まれる。

(意見-共通③) 用途廃止される施設については、リストアップされている。このうち、廃止・取り壊しが必要であるものについてのリストを作成し、優先順位とその理由について記載し、何らかの形で公表することが望まれる。

(意見-共通④) 廃止が決まっているものではなくとも、施設の利用が著しく低下した場合も、担当部署以外の部署により、維持管理が適切か、検討される仕組みとすることが望まれる。

② 管理施設

総合センターは、集会施設を管理しているが、旧町の時代に整備されたものが多く、老朽化しており、高松市公共施設再編整備計画の施設カルテでは、「継続するが、地元譲渡を検討する」とされた施設が多くなっている。総合センターでは、これに基づき、各施設の利用者に、譲受の意思を打診したが、受諾の意思を示した施設はない。

古い施設であることから、修繕費もかさむことが予測され、また、取壊費用の負担を考えると、取り壊して建て替えるまで負担する団体は少ないことは容易に想像できる。

(意見-共通⑤) 地元譲渡とされていた施設については、方向性が利用者管理に転換しており、次期計画策定以前にも、実情に合った方向性への転換を速やかに実施できる仕組み作りが望まれる。

③ 人員の配置

計画の位置づけに影響することから、整備された地域で人員が増加している現状について理由を分析し、必要に応じて、業務の内容など、計画を見直す必要がある。

10 地域包括支援センター・保健センター

(1) 概要

1) 設置目的等

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護保険の保険者である自治体が設置する。地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行う。厚生労働省ホームページによると、「団塊の世代が全て 75 歳以上になる 2025 年を目途に、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要」とされており、これは「地域の特性に応じて作り上げる必要がある」。地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築のために、平成 17 年の介護保険法改正により創設されたものである。

保健センターは、地域保健法に基づき設置され、乳幼児から高齢期までのライフステージに応じた住民に身近な保健サービスを実施するものである。平成 11 年、中核市移行に伴う組織機構の整備により、保健所保健センターとし、保健所機能のうち、対人保健サービス部門を担っている。なお、令和 2 年度組織機構の見直しにより、保健センターから健康づくり推進課に改称した。（建物名称は、保健センター）

2) 諸計画

① 高松市地域包括支援センター・保健センター出先機関の統合整備方針

高松市公共施設再編整備計画よりも前（平成 27 年 2 月）に策定されている。

高松市地域行政組織再編計画により、地域の実情に適応したサービスを、効率性を確保しつつ実施することを目的とし、本庁を除き 6 つの総合センターを設置し、本庁業務の一部を移管するとともに、現在の支所との役割を整理するとされた。

地域包括支援センター及び保健センターについても、総合センターの福祉・コミュニティ部門との連携により、相談窓口業務の充実が図られること、また、専門職の集約により、専門的な対応が可能になることなどから、総合センターの開設に合わせ、既存の地域包括支援センターの出先機関であるサブセンター及びサテライトと、保健センターの出先機関である保健ステーション及び旧町の保健センターを 6 つの総合センターに移転することとした。このため、当統合整備方針は、高松市地域行政組織再編計画に合わせて策定・実施される性格のものである。

② 第 2 次健やか香川 21 ヘルスプラン 健康づくり推進課の業務は、県の策定する第 2 次健やか香川 21 ヘルスプランにも沿うように実施される。

③ 高松市健康都市推進ビジョン 健康増進法に基づく「高松市健康増進計画」であるビジョンに基づき、関係各課の計画等と基本理念を共有し、総合的な健康づくりを推進している。

3) 条例 高松市保健センター条例及び施行規則

4) 新型コロナウイルスの影響

感染症対応は、患者数及び検査数の増加に伴い業務量が増加したため、県下統一の相談体制の運用及び PCR 検査センターの開設等について、健康福祉局を中心に全庁的な応援体制が敷かれている。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

	施設数	取得	帳簿価額	うち土地	土地面積	総延床面積	方針	建物
単位	施設	千円 ※1			㎡ ※2		-	-
合計	11	3,735,688	2,442,638	567,787	1,021	467	-	-
古高松	1	87,264	28,982	22,397	1,021	232	移転統合	廃止
一宮	1	賃貸			1,588	1,242	移転統合	返却
山田	1	55,676	38,776	24,552	1,700	296	移転統合	廃止
勝賀	1	177,371	177,371	177,371	7,672	67	統合	継続使用
中央	1	824,939	273,662	249,044	1,374	220	存置	継続使用
旧高松市	5	1,145,250	518,792	473,364	1,588	1,242	-	-
塩江町	1	441,000	326,340	0	407	296	移転統合	検討
香川町	1	962,484	719,254	26,985	6,451	2,996	移転統合	検討
国分寺町	1	281,093	214,250	24,005	2,322	805	移転統合	検討
香南町	1	208,864	160,912	24,435	2,030	715	移転統合	検討
庵治町	1	696,998	503,090	18,998	2,139	1,888	移転統合	検討
牟礼町	1	支所(総合センター)に併設			4,962	2,996	移転統合	継続使用
旧町小計	6	2,590,439	1,923,847	94,423	18,311	9,695	-	-

※1 平成 30 年度末固定資産台帳データより監査人が集計したもの。他施設に含まれている施設については、土地金額等入っていないものがある。

※2 高松市公共施設再編整備計画の施設カルテより。施設数は施設カルテに記載があった施設数。

旧高松市以外のセンターは、地域保健活動センター（健康の保持・増進を図るための施設）として位置付けている。各施設での利活用状況等を見極めて、令和 3 年度以降の利用継続の適否をあらためて検討することとされている。

平成 30 年度の高松市固定資産台帳から、平成 26 年度から 30 年度の間に取得した資産で、年度ごとの合計が 1 億円以上の施設を見ると、保健関係では、平成 27 年度の高松市保健所 117,419 千円のみであった。

2) 利用状況

地域保健活動センターについては、施設管理を委託している。委託料及び利用者の推移は次のとおりであり、庵治・国分寺の平成 29 年など、それぞれ利用が少ない年がある。

庵治・塩江の利用者 1 人当たり管理料は高くなっている。庵治について、温浴施設が併設されるなど、附属施設の状況が影響していると思われる。

施設区分	H27	H28	H29	H30	R1	計	平均	R1施設管理委託料	利用者一人当たり委託費
単位	人							千円	円
庵治地域保健活動センター	2,351	2,269	886	1,495	1,525	8,526	1,705	1,896	736
塩江地域保健活動センター	2,144	1,251	1,215	910	1,052	6,572	1,314		
香川地域保健活動センター	8,279	9,681	9,181	7,302	6,976	41,419	8,284	948	136
国分寺地域保健活動センター	5,992	5,149	1,911	4,180	5,043	22,275	4,455	1,896	376
香南地域保健活動センター	1,940	2,118	2,456	2,992	3,717	13,223	2,645	1,896	510
計	20,706	20,468	15,649	16,879	18,313	92,015	18,403	6,637	362

※2 平成 30 年度末固定資産台帳データより監査人が集計したもの。学校など、他施設に含まれている施設が多いと思われる。施設数は、台帳に掲載されていた施設数。

※2 施設カルテより。施設数は施設カルテに記載があった施設数。

(3) 現状及び課題

1) 現状

行政サービスの在り方を考慮したうえで、統合等の計画が策定されている。配置人員は、計画策定時の 91 名よりも増加し、96 名を配置する予定とされているが、団塊の世代の高齢化などを睨んだ対応をしているためである。

2) 課題

統合整備方針に従って、機能移転などを行うことにより、現在使用している建物について、廃止されるもの、あり方を検討するべきとされるものが複数みられる。このうち、一宮は、賃貸施設であり、山田は簡易な建物であり、取り壊しは容易であるとのことであるが、古高松の施設は移転し、空き家になっているが、取り壊しにも相当の費用が必要と思われるとのことであり、今後の使用方針は決まっていない。

(意見-共通②) 担当部署で、本来用途に使用されなくなることが明確にされた行政財産について、使用されなくなることが明らかになった時点から、廃止後の活用方法が検討される仕組みとすることが望まれる。

(意見-共通③) 用途廃止される施設については、リストアップされている。このうち、廃止・取り壊しが必要であるものについてのリストを作成し、優先順位とその理由について記載し、何らかの形で公表することが望まれる。

11 衛生施設

(1) 概要

1) 設置目的等

し尿等は、自治体がその処理を行うこととされている。下水道が整備されていない地域のし尿や合併浄化槽の汚泥を処理する施設を、高松市と近隣 9 町の事務組合が亀水町に設置し、運営してきた。平成 18 年の合併により、高松市の施設となり、三木町、綾川町のし尿処理は高松市が受託した。

し尿処理量の減少などにより、朝日町に前処理施設を建設し、海底トンネルにより下水道処理施設に送って処理されることとなった。このため、亀水町の処理施設は、平成 29 年に廃止されている。

2) 諸計画 業務全般については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物処理基本計画を策定している。

3) 条例

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例」により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図っている。

4) 新型コロナウイルスの影響

特になし。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

項目	取得価額	期末価額	土地	土地面積	建物面積	設置年
単位	千円			m ²		-
朝日町衛生センター	1,733,028	363,531	318,333	2,859.4	3,007.8	S62 H9
亀水町衛生処理センター	389,573	3,404,752	1,025,224	27,002.0	6,623.8	H9 S62
し尿収集特殊車輛車庫(男木)	3,500	8,124,099	310,363	22.8	22.8	S59
し尿処理施設(国分寺)※	5259.15	2,240	0	272.0	33.9	S57
女木町中継貯留施設	24,111	22,752	0	-	-	H29
男木町中継貯留施設	26,143	26,143	619	-	-	H29
香川町貯留槽	0	0	17	-	-	-
塩江町貯留槽	0	0	893	-	-	-
庵治町貯留槽	6,440	3,677	0	92	92	-
合計	2,188,054	11,947,194	1,655,449	30,248	9,780	-

※金額データは、固定資産台帳 30 年度末から監査人が集計。面積データは、高松市公共施設再編整備計画の施設カルテより。国分寺処理施設は、住宅課が管理する。

平成 30 年度末の固定資産台帳より、各年度 1 億円以上の取得をしている施設を抽出した。そのうち、当事業に関するものは次のとおりである。

項目	金額 (千円)	年度
衛生処理センター中継所	650,834	H27

2) 利用状況

処理量は、次のように推移している。年によって増減があるが、横ばいの状況といえる。

(単位：KL)

項目	区分	H26	H27	H28	H29	H30
高松市	し尿	13,616	12,822	12,851	12,339	11,909
	浄化槽汚泥	35,186	38,853	38,074	38,942	38,805
	合計	48,802	51,675	50,925	51,281	50,714
他町	三木町	8,272	8,511	7,908	8,509	8,390
	綾川町	4,737	5,310	5,054	5,353	5,042
合計		61,811	65,496	63,887	65,143	64,146

3) 歳入・歳出

高松市歳入歳出決算事項別明細書から、し尿費関連の項目を抜き出すと、次のようになる。総務費は、必ずしも塵芥処理費のみにかかるものではない。

平成 29 年に亀水のセンターが廃止され、処理自体は下水道事業で行われることになったため、処理費は減少している。

(単位：千円)

項目	H27	H28	H29	H30	R1
清掃総務費	1,858,810	1,849,348	1,826,527	1,780,279	1,760,318
し尿処理費①	861,814	426,294	454,006	435,914	340,099
うち請負費・資産購入費②	498,709	22,447	85,935	110,905	81,372
①-②	363,105	403,847	368,071	325,009	258,728

4) 運営方法

収集は委託業者が実施し、処理は直営で実施している。

(3) 現状及び課題

亀水町の旧衛生処理センターは、地元との協定により、平成 29 年以降は稼働しないこと、跡地利用も地元と協議することとされている。

これに従い、地元協議のうえ、建物は撤去し、公園整備が行われることとなった。
当施設にはバラ園が設けられており、新公園と合わせて市が管理することとされている。
解体・撤去工事については、令和2年10月に完了し、その後、公園整備を行い、令和3年10月頃に新公園が完成する予定である。撤去工事等にかかった費用は、4億円弱である。
迷惑施設であることから、建設が難しく、設置当初から継続して地元と協議しているため、用途廃止から転用が迅速に行われる結果となった。

12 廃棄物処理施設

(1) 概要

1) 設置目的等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一般廃棄物の処理責任は、市町村にあるとされている。高松市は、高松市と、事務受託により綾川町の家庭生活から排出される一般廃棄物と、事業活動の一部から排出される事業系一般廃棄物とを、塩江町の南部クリーンセンターと、川部町の西部クリーンセンターで焼却・破砕処理したのちに、最終処分場で埋立処理される。最終処分場は、綾川町陶に高松市一般廃棄物陶最終処分場を第1処分地から第3処分地まで設置しており、第3処分地は平成26年度から供用を開始している。

地球環境の保全が重要視されるにつれ、CO₂の排出などが問題とされており、廃棄物の減少やリサイクルにも対応することが求められている。

2) 諸計画 平成25年に策定され、平成27年及び29年に変更された西部クリーンセンターごみ焼却施設長寿命化計画により、西部クリーンセンターの長寿命化を図っており、これにより、トータルコストは、20億円程度軽減されるとのことである。

高松市公共施設再編整備計画では、廃止予定の施設を、順次除却することとしている。

業務全般については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、一般廃棄物処理基本計画を策定している。

3) 条例等 廃棄物処理については、法令に沿って衛生的に実施される。一般廃棄物の処理手数料等について条例で定めている。

4) 新型コロナウイルスの影響

特になし。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

廃棄物処理施設は、大きな炉などを備えるため、設備費が高額になる施設である。また、迷惑施設に分類されることから、郊外に建設されることが多く、高松市の2つの処理施設は、旧高松市と旧塩江町に建設されている。川部町と塩江町のスポーツ施設は、この焼却場からの余剰排熱を利用している。

項目	取得価額	期末価額	土地	土地面積	建物面積	設置年
単位	千円			㎡		-
環境業務センター	925,717	363,531	318,333	10,178.0	4,195.3	H12
南部クリーンセンター	19,105,221	3,404,752	1,025,224	125,254.1	37,179.1	H15
西部クリーンセンター	18,155,742	8,124,099	310,363	16,970.0	14,956.2	S62, H5
最終処分場	1,189,647	238,285	111,602	122,446.0	957.6	S63, H10, H24
ごみステーション※	-	-	4,002	-	-	-
合計	39,376,327	12,130,667	1,769,524	274,848	57,288	-

※金額データは、固定資産台帳 30 年度末から監査人が集計。面積データは、高松市公共施設再編整備計画の施設カルテより。ごみステーションは、普通財産で、国分寺と牟礼に 20 か所。

平成 30 年度末の固定資産台帳より、平成 26 年度から各年度 1 億円以上の取得をしている施設のうち、清掃事業に関するものは次のとおりである。西部クリーンセンターの基幹設備に 50 億円程度、かかっている。高松市の投資の中でも、多額の部類に入る。

項目	金額（千円）	年度
南部クリーンセンター埋立処分地（第 3 区画）	174,079	H28
西部クリーンセンター焼却施設基幹的設備	4,950,944	H30

2) 利用状況

廃棄物は、減少傾向にはあるが、一定の処理を行っている。

（単位：トン）

項目	区分	H26	H27	H28	H29	H30
収集量	家庭系	92,410	91,478	88,692	86,831	85,946
	事業系	55,883	55,267	54,630	54,984	54,679
	合計	148,293	146,745	143,322	141,815	140,625
処理量	合計	148,293	146,745	143,322	141,815	140,625
	うち焼却	107,887	106,702	105,149	104,520	103,559
	うち再生等	28,670	28,279	27,019	26,109	25,481

3) 歳入・歳出

高松市歳入歳出決算事項別明細書から、清掃費関連の項目を抜き出すと、次のようになる。総務費は、必ずしも清掃のみにかかるものではない。歳入は区分されていないため、他の手数料収入も含まれている。

令和元年度には、塵芥処理費が 5 億円程度上昇している。科目別の内容を見ると、委託料が、3,022 百万円から 3,573 百万円に増加している。消費税が 8%から 10%に上がったことも、要因の一つと思われる。

(単位：千円)

項目		H27	H28	H29	H30	R1
歳入	清掃使用料	170	171	175	152	152
	清掃手数料	1,358,003	1,346,865	1,348,729	1,375,217	1,432,232
歳出	清掃総務費	1,858,810	1,849,348	1,826,527	1,780,279	1,760,318
	塵芥処理費①	4,402,773	5,001,609	8,735,468	4,291,599	4,576,771
	うち請負費・資産購入費②	503,234	1,269,476	5,106,419	786,428	506,490
	①-②	3,899,539	3,732,133	3,629,049	3,505,171	4,070,281

4) 他自治体との比較

中核市市長会の公表する各種数値のうち、廃棄物関連のものを比較してみた。

令和元年度の 60 の中核市のうち、県庁所在地である 27 の市と高松市を比べると、高松市は、廃棄物の量は少なく、リサイクル率は中位となっている。

施設	単位	順位	高松市	平均※	最高値		最低値	
1人1日当たり排出量	g/日	23	900	936	福島	1,182	松山	772
同家庭系ごみ	g/日	27	387	582	福島	770	高松	387
リサイクル率	%	12	18.3	18.9	松江	27.7	盛岡	0.2

※平均値は 60 市の平均。

(3) 現状及び課題

廃棄物処理は、自治体が行うことされているが、処理には、大きな設備が必要であり、また、処理をストップすることもできないので、炉がダウンした時の対応も考慮に入れて、整備計画等が策定され、事業が実施される。現在のところ、施設を設置してから 20 年以上経過している西部クリーンセンターについて、長寿命化により、令和 14 年度まで使用する予定である。廃棄物処理施設の廃止後は、ごみ処理のイメージから、住宅等になることは少なく、公園などが整備されることが多いとのことである。

清掃事業に使用していた処分場のうち、事業終了後に、民間事業者により太陽光発電が設置された例もある。

(意見-共通②) 担当部署で、本来用途に使用されなくなることが明確にされた行政財産について、使用されなくなることが明らかになった時点から、廃止後の活用方法が検討される仕組みとすることが望まれる。

廃止された施設は、次の通りである。

項目	取得価額	期末価額	土地	土地面積	建物面積	設置年
単位	千円			m ²		-
旧環境業務センター	290,814	11,201	0	0	1,924	S46
旧牟礼最終処分場	0	0	2,879	414	-	S59
旧庵治最終処分場	159,650	103,613	93,622	19,248	385	H5
旧庵治清掃工場	193,324	123,945	153,739	17,317	649	S62
旧香川一般廃棄物埋立処分場	12,390	8,041	38,669	15,176	11	S62
旧女木町西浦じん芥焼却場	3,660	182	0	-	10	H5
旧女木町東浦じん芥焼却場	3,172	-	96	62	0	H1
旧香川環境センター	255,142	151,475	42,561	5,688	917	S53
旧離島ごみ埋立処分事業用地（女木）	0	0	4,774	3,072	-	H7
旧男木町じん芥焼却場	7,300	0	0	-	13	S56

旧環境業務センターについては、現在のところ、1階はごみ分別スペースなど清掃事業に使用し、2階以上は書類保管庫として、他部署の書類保管のために使用されている。令和7年度からは、事業の全面委託を実施することから、旧保管庫は不要になる予定である。

最終処分場については、平成17年で旧離島ごみ埋立処分事業用地（高松市女木町）の埋め立てが終了している。今後も環境局にて適切に管理をしていく。

平成18年の合併により、高松市の処分場となった旧牟礼最終処分場は、平成18年に廃止され、売払い処分済みである。旧庵治最終処分場は、平成28年に廃止されており、植栽し、自然に戻す予定である。旧香川一般廃棄物埋立処分場は、平成26年に廃止され、現在は法定外の水質検査をしている。旧女木町西浦じん芥焼却場用地については借地であり、今後、焼却施設解体撤去の予定とのことである。旧香川環境センターは、今後、建物の解体撤去を行う予定とのことである。

（意見-共通①）用途廃止され、倉庫として使用されている施設も多く見られる。また、一部のスペースが長期間利用されないまま、維持管理することとされる施設もある。現状、倉庫として利用されている施設と、倉庫として利用可能なスペースをリストアップしたうえで、倉庫機能を集約することについても、検討することが望まれる。

（意見-共通⑧）行政財産の活用を検討する際には、建物等だけではなく、土地まで含めた活用を検討することが望まれる。また、その検討内容についても、後日使用状況が変わったときの為に、記録として残すことが望まれる。

13 斎場

(1) 概要

1) 設置目的等

昭和 23 年に、墓地、埋葬に関する法律が施行され、人が亡くなると、火葬されることが多くなり、火葬に関しても、自治体が設置する施設で行われることが一般的となった。

高松市では、平成 18 年度の合併により、4 つの火葬施設を運営している。

2) 諸計画 特になし。

3) 条例 高松市斎場条例及び施行規則

4) 新型コロナウイルスの影響

特になし。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

(単位：千円、m²)

	施設数	建物取得価額	建物帳簿価額	土地	敷地面積	建物面積
合計	4	3,568,531	1,454,628	1,012,459	44,304	7,345
旧高松市	1	2,126,680	634,227	560,482	12,516.7	4,299.7
旧塩江町	0			0	0.0	0.0
旧香川町	1	985,577	536,935	0	13,098.4	1,765.5
旧国分寺町	0			0	0.0	0.0
旧香南町	0			0	0.0	0.0
旧庵治町	1	321,734	183,906	273,422	1,262.5	653.6
旧牟礼町	1	134,540	99,560	178,556	17,426.0	626.3
旧町小計	3	1,441,851	820,401	451,977	31,786.8	3,045.5

※平成 30 年度末固定資産台帳から監査人が集計。面積情報は、高松市公共施設整備再編計画の施設カルテより。

2) 利用状況

次のように推移している。牟礼・庵治・香川町の斎場は、利用が少ないが、斎場は、施設の特异性により、新設が難しいことなどから、旧高松市斎場が使えなくなった場合の代替炉としても維持管理が必要であるとしている。香川町（やすらぎ苑）の斎場では、地元の死亡者のみを火葬する、とのことである。

香川町（やすらぎ苑）の施設のみ、動物の焼却炉を備えており、これに関しては高松市民全員が利用可能とされている。

火葬の使用料は、高松市民（大人）2 万円、市民以外（大人）は 7 万円とされている。

年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1	設置年度
斎場公園 11 炉	体	3,774	3,955	3,847	3,997	4,019	H4
牟礼斎場 3 炉		49	56	55	36	35	S53
庵治斎場 2 炉		60	43	45	47	34	H8
やすらぎ苑 5 炉		319	316	340	336	373	H7
合計		4,202	4,370	4,287	4,416	4,461	-
やすらぎ苑(動物)		760	756	724	774	758	-
斎場費	千円	233,046	237,292	239,010	251,539	277,380	277,380
うち請負費		0	2,278	177	16,148	25,246	25,246

(3) 現状及び課題

1) 現状

市民生活を送るうえで必須の施設であり、大都市を除き、ほぼ 100%自治体で運営されている。高松市は、平成 18 年度の合併により、4 つの斎場を運営することとなった。このうち、旧香川町のやすらぎ苑は指定管理者が運営しているが、他は直営で運営されている。

牟礼、庵治の斎場は、年間それぞれ 30 体台と、稼働率が低い施設になっている。これらの 2 施設は高松市の直営で運営されており、常駐する職員はいない。

斎場の焼却炉は、耐用年数を過ぎても、修繕しながら使用できるとのことであるが、特殊な施設であることから、修繕費は高くつく施設である。

旧高松市の斎場建設にあたり、地元との協定により、福岡町会館、木太北部会館のほか、5 つの集会施設を設置し、うち福岡町会館、木太北部会館と 2 つの集会施設を市民やすらぎ課で管理している。

2) 課題

旧高松市の斎場以外の稼働率は低く、特に牟礼、庵治については、年間 30 件台と火葬数が減少している。それぞれ、旧高松市斎場が使えなくなった場合の備えという位置づけもある。また設置に相当の費用がかかっており、施設の特異性により、新規の建設が難しいことから維持されている。

条例によると、高松市民は平等にどの施設も利用できることとされているが、やすらぎ苑は、合併時の協議により、原則として、旧町の住民の火葬のみ受け入れている。

公の施設は公平に使用できる必要があることから、地域住民に限定するのであれば条例に明記する必要がある。

(意見) やすらぎ苑では、原則として旧町の住民を受け入れるという運用になっているが、条例には明記されていない。合併時の協議によるとのことであるが、市費を足して運営される施設であることから、運用については見直すことについて、検討することが望まれる。

(意見) 利用数が特に少ない牟礼、庵治の斎場については、そのまま維持管理するのか、検討することが望まれる。

なかでも、牟礼斎場は、昭和 53 年の設置と、古い施設である。焼却炉の修繕に、多額の修繕費がかかるような場合も維持するのか、疑問である。とはいえ、斎場は、焼却炉施設も備えていることから、除却費も多額にかかるものと思われる。

どのような場合に廃止にするのか、廃止にした場合、除却するのか等について、事前に決めておくことが望まれる。

(意見-共通④) 廃止が決まっているものではなくとも、施設の利用が著しく低下した場合も、担当部署以外の部署により、維持管理が適切か、検討される仕組みとすることが望まれる。



庵治斎場 (監査人撮影)



牟礼斎場 (高松市 HP より)

14 墓地

(1) 概要

1) 設置目的等

昭和 23 年に施行された墓地埋葬法（以下、この項では「墓埋法」と呼ぶ）は、火葬・埋葬が、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生の面でも問題がなく実施されるように規定しているものであり、これに基づき、墓地は宗教法人又は自治体等、特定の者が設置することとされている。従来は土葬も一般的な慣行であったが、現在では、火葬が一般的となっている。

高松市では、30 の墓地を市直営の墓地として管理しているが、そのほかにも、寺院等が管理する墓地以外の、集落等で管理してきた地元管理墓地などが、市の所有地となっているものもある。

なお、第二次世界大戦後、高松旧市内は空襲で焼け野原になり、都市計画の一環として宮脇町の墓地に、寺院ごとにエリアを決めて、ほぼ強制的に墓地を移転した経緯があるとのことである。これらの墓地の中には、もともと集落管理墓地に近い形で運営されることを前提として移転したと理解されているものもある。一方では、寺院に割り当てた区画の中でも、市に返還され、市が再募集した区画もある。

2) 諸計画 高松市墓地整備計画（計画期間は平成 21 年度から 28 年度、後継計画は、平成 29 年度から 33 年度まで）

当計画は、平成の大合併により増加した市営墓地の整備計画の優先順位を決めるために策定されたものとのことである。計画には、整備の経緯について、次のように記載されている。第二次世界大戦後、都市計画事業として、市街地の墓地を移転するために宮脇町の姥ヶ池墓地、姥ヶ池西墓地の近隣に 4 墓地を整備したが、市街地が拡大するにつれ、新住民の墓地が不足したことから、都市計画墓園として、平和公園を整備した。合併により、国分寺町が整備した六ツ目墓園と併せて墓地公園として管理している。平成 20 年の計画当初には、墓地が不足していたことから、祭祀継承者（使用者）のいない墓地を無縁墳墓改葬工事として整理するとともに、新たな墓地の区画を整備してきた。また、平成 16 年には、合葬式の納骨壇を平和公園墓園内に整備している。これは、祭祀承継者が遠方に居住する世帯も増え、少子化とともに、墓じまいのニーズが増加している現在の情勢に合致しているものと思われる。

3) 条例 高松市墓地条例及びその施行規則

4) 新型コロナウイルスの影響

特になし。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

高松市が直接管理している墓地については、次の通りである。

	施設数	区画数	台帳照合可能 施設数	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)
合計	30	39,095	25	6,605,027	5,152,314
旧高松市	12	30,741	11	5,192,430	3,959,966
旧塩江町	0	0	0	0	0
旧香川町	1	434	0	-	-
旧国分寺町	3	904	2	831,769	611,521
旧香南町	0	0	0	0	0
旧庵治町	1	2,071	1	172,782	172,782
旧牟礼町	13	4,945	11	408,046	408,046
旧町小計	18	8,354	14	1,412,597	1,192,349

※平成30年度末固定資産台帳より、監査人が集計。固定資産台帳には、墓地・墓所名が記載されていないものもあるなど、照合できない墓地・墓所もあった。

固定資産台帳に掲載されているもので、上表以外のものを旧市町ごとに集計すると、次のようになる。施設数203のうち、条例に名称が記載されているものは119であり、87は条例に掲載されていない。この中には、旧町のものが多くなっている。旧町ごとの墓地・墓所の管理方法等が異なっており、合併時には、旧町の固定資産台帳及び条例が、整理されないまま引き継がれたためと思われる。

	施設数 ①	うち条例 掲載②	① - ②	取得価額	帳簿価額
				(千円)	(千円)
合計	203	119	84	2,441,935	2,390,939
旧高松市	134	117	17	1,755,661	1,725,661
塩江町	6	0	6	34,655	34,655
香川町	17	0	17	155,321	134,324
国分寺町	9	0	9	229,409	229,409
香南町	25	2	23	146,637	146,637
庵治町	2	0	2	34,655	34,655
牟礼町	10	0	10	85,596	85,596
旧町小計	69	2	67	686,274	665,277

※平成30年度固定資産台帳より、監査人が集計。

固定資産台帳に墓地とされており、条例に掲載されていない墓地は、次のとおりである。

	名称等	所在地	取得価額（千円）
1	木太本村墓地	木太町 1652	323
2	墓地（高松町永ノ谷墓地）	高松町 1727-4	8,740
3	中谷南谷共同墓地	高松町 703	208,920
4	墓地（屋島中町山畑）	屋島中町 121-0	14,167
5	鬼無町佐藤・藤井墓地	鬼無町佐藤 586-2	13,736
6	墓地（亀水町）	亀水町 552-11	10,221
7	墓地（元山町下大熊）	元山町 1161	3,609
8	西林寺墓地囲障	三谷町 2851-1	6,597
9	寺井東大所墓地	寺井町 237-3	5,037
10	西十川墓地	十川西町 1254-3	5,010
11	春日新墓地	春日町 515-2	28,294
12	墓地（旧中山組）	植松町 266-9	189
13	新田岡山墓地	新田町乙 4-3	37,546
14	墓地（菅沢町半行寺）	菅沢町 619-5	296
15	原渕共同墓地	川部町 954-4	12,215
16	万蔵墓地駐車場	東ハゼ町 18-8	1,223
17	三軒屋墓地	伏石町 2169-8	6,491
18	安原下墓地	塩江町安原下第 3 号 427	9,256
19	墓地（塩江町安原上星越）	塩江町安原上 584-11	65
20	安原上墓地	塩江町安原上 764-2	6,825
21	上西墓地	塩江町上西甲 128-2	1,414
22	上西共同墓地	塩江町上西甲 1971-22	16,928
23	真名屋敷墓地	塩江町上西甲 2395-4	167
24	下倉上墓地	香川町安原下第 3 号 2204-6	2,438
25	墓地（安原下）	香川町安原下第 3 号 2283-7	875
26	須賀墓地	香川町川東上 1672-1	7,434
27	墓地（川東上）	香川町川東上 563-3	2,832
28	墓地（香川町川東上）	香川町川東上 691-13	9,063
29	墓地（川内原）	香川町川内原 2481-6	970
30	横岡墓地	香川町浅野 1157-4	5,495
31	実相寺原墓地	香川町浅野 3501-2	9,696
32	前川原墓地	香川町大野 1196	17,669
33	上川原墓地	香川町大野 1635	2,047

	名称等	所在地	取得価額（千円）
34	松ヶ内墓地	香川町大野 359	5,023
35	墓地（大野）	香川町大野 410	391
36	本村墓地	香川町大野 697	2,168
37	墓堂墓地	香川町大野 82	10,585
38	森窪墓地	香川町東谷 3046-2	17,359
39	墓地（東谷）	香川町東谷 3236	4,511
40	墓地（国分寺町国分）	国分寺町国分 2955	43,835
41	墓地(国分)	国分寺町国分 636-7	18,593
42	上向田共同墓地	国分寺町新居 1268-1	2,478
43	坂川墓地	国分寺町新居 1942-2	222
44	東大谷墓地	国分寺町新居 3650-5	10,116
45	墓地(新名)	国分寺町新名 556-5	56,707
46	墓地(柏原)	国分寺町柏原 846	41,182
47	北谷墓地	国分寺町福家乙 116-1	5,427
48	墓地(福家)	国分寺町福家甲 971-2	50,849
49	尾池東墓地	香南町横井 1020	6,962
50	三宝荒神社北西墓地	香南町横井 1048	1,939
51	田井庵墓地	香南町横井 142-1	2,074
52	尾崎南西部第一墓地	香南町横井 208	417
53	尾崎墓地	香南町横井 324-1	4,458
54	常楽寺東墓地	香南町横井 497	133
55	伊賀家墓地	香南町横井 761	552
56	常楽寺墓地	香南町横井 815	6,262
57	東岡墓地	香南町岡 195-1	3,919
58	行成墓地	香南町岡 515-1	7,205
59	墓地（香南町西庄）	香南町西庄 1718-1	5,831
60	中蓮墓地	香南町西庄 544-6	128
61	出宮原南部墓地	香南町池内 1132	283
62	古田墓地	香南町池内 199-1	2,572
63	墓地（香南町池内）	香南町池内 310-1	1,118
64	墓地（香南町池内）	香南町池内 310-2	848
65	池内墓地	香南町池内 354-4	13,427
66	置樋東墓地	香南町池内 677-1	1,993
67	北原墓地	香南町池内 770	2,491

	名称等	所在地	取得価額（千円）
68	小鵜生原墓地	香南町池内字小鵜生原 983-1	687
69	三ノ原墓地	香南町由佐 1442-4	16,756
70	墓地（香南町由佐池谷）	香南町由佐 2823-2	5,414
71	楠墓地	香南町由佐 524-4	3,165
72	新開墓地	庵治町 346-14	3,165
73	墓地（庵治町竹居）	庵治町 5349-12	1,091
74	三田墓地	牟礼町原 1309	8,915
75	墓地（原）	牟礼町原 2463	17,117
76	王子墓地	牟礼町原 917-3	431
77	役戸墓地	牟礼町大町 2357	3,205
78	羽間墓地	牟礼町大町 2548-2	20,820
79	墓地（大町）	牟礼町大町 528-1	26,368
80	木戸軍人墓地	牟礼町牟礼字宮北 1884-2	4,134
81	宮北墓地	牟礼町牟礼字宗時 2811	2,788
82	落合墓地	牟礼町牟礼字落合 3172-1	1,023
83	墓地（牟礼）	牟礼町大町字役戸 275-1	795

条例によると、高松市の墓地条例に掲載されている墓地の区画を使用する場合には、高松市の使用許可を取ることとされているが、市の管理する 30 の墓地以外の部落管理墓地については、条例に掲載されている墓地についても、使用許可を取っておらず、現状も十分に把握されていない。

これは、高松市墓地条例附則 3 により、昭和の合併時に高松市に編入された地元管理墓地については、従前の慣行による、とされており、現在でも、地元により管理されているためである。

一方、平成 18 年度の合併については、このような附則が設けられておらず、条例に掲載されているが、部落管理墓地の実態にある香南町の 2 墓地については、条例上は、市の使用許可の対象となる。

また、条例に掲載されていない地元管理墓地についても、登記簿等から、固定資産台帳には掲載されており、条例との整合性に欠ける状態である。

地元管理墓地は、実際には、市が実態を把握して管理することは困難であり、その必要性も低いと思われる。

ちなみに、ホームページで確認すると、松山市では、市が管理する 22 の墓地のみが、市の墓地条例に掲載されている。また、高知市では、条例に地区墓地という区分を設け、無料としている。徳島市については、ホームページでは公表している条例には、墓地のリストが掲載されていなかった。3 市ともに、墓地の区画について記載されており、高知市では、特

定の墓地について、2区画まで使用できるとされ、逆に徳島市では、市長が特に必要があると認めるときは1区画を2分割できるとされている。

(意見) 部落管理墓地の実態について、整理したうえで、必要に応じて条例内容を検討することが望まれる。

なお、このほか、地下簡易葬斎場 亀水町 967-9 3,327 千円、斎場公園関連施設用地松島町字洲端 10,842 千円、元山田斎場 11,368 千円が普通財産として計上されている。

地下簡易葬祭場は、斎場としては40年ほど使用していないが、地元住民が管理しているとのことであり、斎場公園関連施設用地は、地元の公民館の底地であり、元山田斎場は、地元管理墓地の駐車場として使用されているとのことである。元山田斎場は、墓地と一体とされているのであれば、行政財産としても良いように思われる。

2) 利用状況

市が直接管理する30の墓地のうち、柳三味墓地、柳三味北墓地を除く28の墓地の最近5年間の推移は次の通りである。

H27			H28			H29			H30			R1		
新規	返還	増減	新規	返還	増減									
100	115	-15	97	130	-33	71	112	-41	92	139	-47	85	271	-186

※高松市管理部署より入手

平成28年度から、返還が新規貸出を上回る数が多くなっている。内訳をみると、旧高松市の、次の4つの近接した墓地の返還が多くなっている。

墓地名	区画数	H27		H28		H29		H30		R1		H27-R1年度合計		
		新規	返還	新規	返還	新規	返還	新規	返還	新規	返還	新規	返還	増減
宮脇町姥ヶ池墓地	3,200		14		10		10		14		28	0	76	△ 76
姥ヶ池東墓地	6,289		18	14	18	10	17	8	5	3	21	35	79	△ 44
紫雲墓地	3,068		6		8		14		9		40	0	77	△ 77
峰山墓地	5,495	4	17		24		20		10	4	35	8	106	△ 98
小計	18,052	4	55	14	60	10	61	8	38	7	124	43	338	△ 295

清掃手数料収入の推移は次の通りである。5年毎に請求するため、大規模に拡張した年から5年ごとの金額が多くなる。

(千円)

	H27	H28	H29	H30	R1
調定額	15,425	18,126	17,421	16,089	21,064
不納欠損額	68	225	63	115	184
収入額	14,446	16,715	16,239	14,655	19,534
収入未済額	910	1,186	1,119	1,319	1,347

※高松市担当部署より入手。高松市歳入歳出決算事項別明細書上は、衛生手数料収入に含まれる。

墓地は、長期間使用するものであり、使用者である祭祀承継者が不明になった場合などにも、未収が発生する。条例により、10年間使用者が不明であると、区画を整理することもできるとされている。現在のところ、新規の貸し出しよりも返却が多くなっており、区画数は確保されているが、維持管理されない墓地は衛生上も景観上も問題があることから、一定の時期に無縁墳墓改葬工事を行い、整理したうえで、必要に応じて利用に供している。

直近では、平成28年度に姥ヶ池東墓地の無縁墳墓1,108を移転し、新規に300区画を整理しているが、その委託費は41,635千円である。新規の整備費も含んでいるが、無縁墳墓1区画あたりで割ると、4万円弱の水準である。

3) 維持費

特別な整備費を除く、各年の墓地の維持管理費用は、次のように推移している。このうち、ごみ処理に関する費用は、年間約300万円程度とのことである。

(単位：千円)

	H27	H28	H29	H30	R1
平和公園墓園管理費	16,557	16,651	16,751	15,880	16,299
六ツ目公園墓園管理費	1,379	1,412	1,512	1,558	1,500
その他の墓地管理費	21,864	22,997	22,725	21,750	19,825
その他の墓地整備費	3,100	2,950	2,682	3,428	3,151
合計	42,901	44,009	43,669	42,616	40,776

高松市の歳入歳出事項別明細表では、衛生費に含まれている。

(3) 現状及び課題

1) 現状

戦後の都市計画により、旧市内で寺院が管理していた墓地も含め、集落の墓地を、紫雲山ふもとの姥ヶ池墓地付近に移転した。その後も墓地は不足傾向であったことから、市は計画を策定し、無縁墳墓改葬工事を行うとともに、区画を提供してきたが、現在では空き区画が多くなっている。全般的な傾向として、少子化がすすみ、墓地の承継者が県外に居住することも多くなり、墓じまいを考える世帯も増えている。高松市の墓地でも、退去区画が増えている。

2) 課題

① 利用方法

平成 29 年 2 月に策定された、平成 33 年度までを計画期間とする高松市墓地整備計画では、平成 33 年度まで墓地需要は増えるとしていたことから、現状とは整合していない。

また、旧高松市内に戦後整備された墓地について、空き区画が多くなっている。

郊外への住宅の移転などを反映しているものと思われる。

戦後、市街地から強制的に移転され、エリア内を自由に管理させる方法を取っていたと記憶する市民もいる一方で、市としては、通路等の問題もあることから、使用者の利用には、当初より制限を設けており、自由には許可できない状況にあるとしている。

市が管理する墓地は、新規に募集するものでも 2 m²程度の、市の定める区画内に 1 つの墳墓の施設を設置することを許可するものであるとのことである。

しかし、市の管理墓地となる以前の部分については、従前の利用方法がとられているものも混在しており、また、市の想定する利用方法以外で墓地が建設されてしまっているものについても、通常は、撤去までは求めないことから、一見して、市の定めたルール通りに整然と使用されている状況にはない部分もある。

市営墓地の設置経緯、それまでの使用者との関係等を含め、管理責任を果たすために市が定めた利用方法について、利用者に周知する必要があるように思われる。県外に在住する祭祀承継者も増えていると思われ、また、一般的に情報をインターネットから入手する市民の割合も増えていることから、市のホームページに、市の管理墓地について、使用ルールなどを掲示することが望まれる。

また、樹木葬が一般に知られるなど、墓地の形態も変わりつつあり、市民からの墓地使用に関する希望についても、それが無茶なものでない限り、前向きに検討することが望まれる。

一方で、墓地の参拝者は、花や灯籠などのお供えを、自ら撤去する必要があるが、これも必ずしも守られておらず、毎年相当の清掃費がかかっている。

墓地区画の利用者は名簿上特定できるので、放置された花や灯籠の処分費を請求することも可能であると思われるが、市の中心部の墓地については、設置当初に使用料を納付するのみであり、祭禮主催者が明確でないものも多いことなどから、請求までには至っていない。

また、花、灯籠等について、いつまでに撤去するのか、明らかではない。

墓地の花や、灯籠の撤去などについて、周知するとともに、希望者には有料にて撤去を実施することなどについても、検討することが望まれる。

(意見) 市が直接管理する墓地の管理方法、及びそれに至る経緯、年間の管理に必要とされる市費等について、市民の理解を深めるための広報を行う必要がある。



ごみステーション



注意看板



区画された市営墓地

市営墓地のうち、古くからのエリア

② 駐車場

利用者の多い時期には、旧市民病院駐車場、紫雲公園等を駐車場として、警備員をつけて、解放されているが、この付近の墓地には、駐車場が少ないことも課題とされている。

臨時駐車場として使用されている旧市民病院の閉鎖にあたって、建物除却のうえ、墓地の駐車場として整備してほしい、という市民からの意見もみられた。

旧市民病院は、公営企業会計として市の一般会計とは切り離して管理されている。公営企業会計は大幅な赤字であることなどから、撤去後の利用方法が明確でない旧市民病院の建物については、閉鎖されるのみで撤去にまで至っていない。

最も合理的な利用方法が、市営墓地の駐車場であるとしても、現状では、墓地に関する計画に盛り込むことは難しいと思われる。

(47～48 ページ参照)

15 消防施設

(1) 概要

1) 設置目的等

消防は、自衛的役割を重視されたことから、消防組織法により、市町村が実施する事務である。消防組織法第一条には、消防の任務として次のように記載されている。

「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。」

消防は、火災への対応のほか、防災、救急、救助など、災害から人命を守る業務を行う。

消防の施設は、消火・救急活動が迅速に実施できるよう配置されるが、配置に関しては、救急車であれば、人口 10 万まではおおむね 2 万ごとに 1 台を基準とし、人口 10 万を超える人口については 5 万人に 1 台を加算するなど、消防庁により、目安となる基準が設けられている。

高松市消防局は、平成 18 年までの 1 市 5 町合併により、讃岐地区広域消防事務組合と合併し、この事務組合が担っていた三木町については、消防業務を受託している。

消防署、出張所には市の消防職員が配置される。地元市民により構成される消防団の活動拠点は、屯所であり、屯所の施設、備品、制服、消耗品など消防団の活動に必要なものは、市が用意する。

そのほか、消防の施設としては、無線のシステムや中継所、防火水槽などがある。

高松市では、消防署及び出張所は再編されているが、屯所については、今後配置を見直していくとのことである。防災に関しては、多部署が協力して対応する必要がある。水防倉庫は、河港課が管理しているが、屯所を整備するときには水防倉庫を併設したところもあるとのことである。

もともと、消防は警察から分離された経緯があるが、警察は県警であるため、施設の設置にあたり協議することはない。

2) 諸計画

① 消防署所等適正配置計画 高松市のファシリティマネジメント基本方針以前の平成 24 年 1 月に策定された計画である。高松市消防防災等のあり方検討委員会を設置し、その検討結果として平成 23 年 9 月に出された「消防力適正配置に関する意見書」を受けて策定したものである。これを受けて、旧南消防署跡を救急ステーションとすること、朝日分署を移転し、東消防署と川添出張所の 2 署所を統合することなどを決定している。

② 高松市地域防災計画 香川県の防災計画に整合するように策定される。一般対策編、地震対策編、津波対策編で構成され、このうち一般対策編には、市の役割として消防業務が記載されている。

3) 条例 消防署設置条例他多数

4) 新型コロナウイルスの影響

救急に関しては、コロナ対応の装備で出場するので、職員が疲労している。救急出動件数自体は減っているのではないかとのことである。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

① 新規投資

平成 30 年度末の固定資産台帳から、平成 26 年度から 30 年度にかけて取得された各年度 1 億円以上の資産のうち、消防・防災関連のものは次の通りである。先に記した計画に沿って、東消防署、朝日分署が建設されている。

危機管理課所管の施設であるが、1つの施設としては、防災合同庁舎の取得金額が多額であり、その財源のうち、5,474,600 千円は合併特例債である。

名称	金額 (千円)	年度計 (千円)	年度
無線機 消防救急デジタル移動局無線装置【車載型】	201,256	7,479,901	H26
防災行政無線 (旧高松市・国分寺町) 通信放送施設 (その他災害等広報用) デジタル式防災行政無線	121,347		H27
東消防署 庁舎	888,592		
年度計	1,009,938	21,305,297	
高松市新北消防署朝日分署	726,340		H28
常備 救助工作車 (Ⅲ型) 北署	125,280		
年度計	851,620	22,479,765	
高松市防災合同庁舎 建築	7,851,335	29,522,785	H29
消防システム	1,323,179	11,141,783	H30

※高松市平成 30 年度固定資産台帳から監査人が集計。以下、この項の取得価額、帳簿価額、土地価額の数値は同様。

② 消防署等

消防署、出張所等の情報は次の通りである。

名称	建設年度	建物取得 価額	建物帳簿 価額	土地	敷地面積	延べ面積	面積当 り建物単 価
単位	-	千円			㎡		
北消防署	S49	1,581,603	107,356	158,403	2,039	4,938	320.3
朝日分署	H29	904,370	862,725	0	1,796	1,393	649.0
南消防署	H22	380,563	300,311	155,593	3,644	3,164	120.3
円座出張所	S58	62,850	14,329	13,506	640	284	221.1
香川分署	S53	127,202	94,638	19,128	1,658	545	233.6
塩江出張所	H17	26,140	16,965	2,272	460	166	157.7
東ハゼ救急ステーション	H24	75,166	57,449	48,768	1,250	200	376.6
東消防署	H27	1,136,300	828,073	44,475	2,747	2,253	504.3
山田出張所	R1	69,229	14,095	7,149	705	260	266.3
牟礼分署	S53	123,130	91,116	32,257	1,966	545	226.1
西消防署	S56	302,059	62,329	69,841	3,029	901	335.3
国分寺出張所	S58	166,610	122,264	19,487	1,200	696	239.4
小計		4,955,222	2,571,652	570,879	21,134	15,344	322.9

※朝日分署については、土地データがないが、競輪特別会計が管理している土地を、一般会計に移管して建設されている。

③ 屯所

屯所の情報は次の通りである。「うち昭和」の欄は、屯所のうち、昭和に建設された物の施設数である。

	施設数	うち昭和	建物取得価額	建物帳簿価額	土地	敷地面積	延べ面積
単位	施設		千円			m ²	
合計	95	49	5,258,562	578,505	252,614	33,105	7,890
旧高松市	57	24	4,837,375	345,994	220,222	17,758	3,650
旧国分寺町	4	4	41,980	23,971	4,778	304	339
旧香川町※	11	8	53,640	33,195	11,635	3,079	984
旧香南町	2	2	47,416	31,838	4,928	481	1,483
旧塩江町	5	0	111,644	39,281	1,721	912	348
旧牟礼町	4	4	49,550	29,348	4,686	982	405
旧庵治町	12	7	116,957	74,878	4,645	9,590	682
旧町合計	38	25	421,188	232,511	32,392	15,348	4,240

※旧高松市には、消防山田倉庫を含む。旧香川町の屯所のうち、3部の川内原と川東上、4部の東谷と安原、塩江2部岩部は固定資産データが無かった。岩部は、年月日も不明。

※塩江2部岩部は借地。また、他の川内原、川東上、東谷、安原は合併前から敷地内に他の課が所管する課で計上されていると思われる。

屯所は、消防団の拠点であり、一つ一つの規模は小さいけれども、取得価額の合計額は、消防署と出張所の合計を超えている。

古いものも多いが、屯所はほとんどが、鉄筋で建設されているとのことであり、廃止されても地元で集会所等に利用されているところもあるとのことである。

④ 中継所

3つの中継所が掲載されている。このほかに、防災用の中継所や施設もある。

	施設取得価格	施設調簿価額	土地	土地面積	建物面積
単位	千円			m ²	
無線中継所 西宝町	183,216	20,916	0	230	57
無線中継所 塩江町安原上東	44,312	35,768	2,438		12
無線中継所 庵治町字篠尾	43,525	34,671	367		11
合計	271,054	91,355	2,805	230	79

⑤ その他構築物

防火水槽を集計すると、次のようになる。土地のない防火水槽が多く、他の施設内に設置されているものと思われる。

(単位：千円)

箇所数	施設取得価格	施設調簿価額	土地
114	1,658,558	480,554	22,039

⑥ 廃止された施設

廃止した東消防署は、当初庁内利用が無ければ売却とされていたが、地元で使用する希望があったことから、地元で使用されており、令和2年度中に財産経営課に所管替えされる予定とのことである。

廃止した川添出張所は、用途廃止のうえ、財産経営課に移管されている。

南消防署に統合された太田と仏生山出張所についても、太田は、H25.9.1に財産活用課(現在の財産経営課)に所管換えされ、仏生山は、H25.9.1に財産活用課(現財産経営課)に、H29.7.1に総合教育センターに所管換えされ、それぞれ利用されている。

廃止した南消防署は、東ハゼ救急ステーションに転用されている。

廃止した旧朝日分署は、現在も、救命艇置き場などに利用されている。

その他、屯所などで廃止したものについて、地元から使用希望があれば、対応するとのことである。



旧朝日分署 (手前)



新朝日分署

2) 利用状況

消防・救急の出動は少ないに越したことはないが、計画策定年度から令和元年までの、火災の発生、救急出動件数は次のように推移し、火災は減少傾向、救急は増加傾向である。

(単位：件 利用状況の数値は、全て高松市消防年報のもの。)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
火災状況	138	133	118	108	93	111	118	115
救急出動件数	22,626	22,602	22,879	23,335	23,014	23,013	23,849	23,628

平成 24 年と令和元年で、各消防署をエリアごとに比べてみると、次のようになる。

項目	人口 (人)		世帯数		火災件数		救助出動数	
	H25	R2	H25	R2	H24	R1	H24	R1
北消防署	74,837	72,327	37,826	38,642	26	21	2	2
南消防署	143,051	149,153	60,958	67,543	44	38	6	8
東消防署	150,465	146,368	63,507	66,963	53	35	2	11
西消防署	83,503	81,113	33,658	35,615	26	39	1	3
高松市計	451,856	448,961	195,949	208,763	149	133	11	24
三木消防署	28,914	27,939	11,481	11,855	12	15	1	3
合計	480,770	476,900	207,430	220,618	161	148	12	27

平成 24 年と令和元年で、救急到着時間別の件数を比べると、次のように、令和元年では総件数が多く、到達時間は、全般に長くなっている。配置換えの効果は出ていないように見える。担当部署によると、救急件数が増加し、近くの救急車が出払っていることから、遠方からの出動を余儀なくされ、到着までの時間がかかるケースが増えているとのことである。

次に示す、中核市での比較を見ても、救急車の整備状況は、中核市の中でも比較的上位にあるものの、1 台当たりの出動件数も多く、市民の救急車利用が多い自治体になっている。病院などで、救急車をタクシー代わりに使う患者がいる、という話を聞くこともあるが、救急の適正利用の周知が必要と思われる。

項目	件数		比率%	
	H24	R1	H24	R1
5 分未満	2,206	1,519	9.7	6.4
5～10 分未満	15,095	15,379	66.7	65.1
10～20 分未満	5,316	6,564	23.5	27.8
20 分以上	9	166	0.0	0.7
合計	22,626	23,628	100.0	100.0

屯所については、今後配置を検討するとのことであるが、平成 25 年と令和元年を比べる

と、消防団の人員は、平成 24 年よりも増えているが、活動状況は、火災の減少などを受けて減少している。

(単位：人、回、台)

	総数	定員	出動回数	出動延人数	出場台数	放水回数
H25	1,504	1,610	1,323	30,549	1,689	275
R1	1,519	1,710	1,055	37,105	1,465	110

3) 運営方法

歳入歳出決算事項別明細書によると、歳入、歳出の推移は次の通りである。施設費を除くと、歳入歳出ともに、大きな変動はない。

(単位：千円)

	H27	H28	H29	H30	R1
歳入合計	1,565,486	1,388,346	864,041	745,193	831,973
公債収入	1,050,000	863,400	282,900	149,800	308,100
受託事業収入	470,067	504,064	551,819	555,518	501,439
その他収入	45,419	20,882	29,322	39,875	22,434
歳出合計	5,699,833	5,494,338	4,981,810	4,979,057	5,111,369
常備消防費	4,253,224	4,255,043	4,258,528	4,379,593	4,503,721
非常備消防費	257,969	254,907	268,355	277,164	262,449
消防施設費※	1,173,206	974,691	432,230	298,749	334,765
水防費	15,434	9,696	22,698	23,551	10,434
※のうち工事請負費	929,110	685,146	148,738	33,776	155,742
※のうち備品購入費	153,816	197,382	184,974	181,920	139,041

4) 他市比較

中核市市長会のホームページに公表されている、令和元年の数値に基づき、中核市 60 市のうち、県庁所在地の市 27 市について、消防に関するデータを人口、行政面席等により比較すると、次のようになる。

項目	順位	高松市	27 市平均	60 市平均	最高値		最低値	
人口 1 万人当り火災発生件数	4	3.71	2.58	2.59	長野	4.23	盛岡	1.25
人口 1 万人当り消防車数	17	1.81	2.01	1.79	福井	4.67	金沢	1.31

行政面積 100k m ² 当 り消防車台数	7	4.8	2.9	3.6	那覇	25.0	秋田	1.3
行政区域面積km ²	-	375.5	509.3	398.7	-	40.0	-	906.1
人口 1 万人当り救 急出動件数	9	559.9	499.3	525.0	岐阜	631.4	青森	371.5
救急車 1 台当り出 場回数	9	1,325	1,193	1,300	那覇	1,984	松江	650
人口 1 万人当り救 急車数	14	0.42	0.42	0.40	鳥取	0.7	金沢	0.3
行政面積 100k m ² 当 り救急車台数	7	20.5	14.0	16.7	那覇	170.0	盛岡	6.3
行政区域面積km ²	-	375.5	509.3	398.7	-	40.0	-	886.5
人口 1 万人当り施 設数	14	0.329	0.355	0.324	福井	0.722	松山	0.215
行政面積 100k m ² 当 り施設数	9	3.7	2.5	3.0	那覇	17.5	福島	1.0

※施設数は消防署、分署、出張所の合計。

火災・消防について、高松市の人口当りの火災発生件数は、27 市で多い方から 4 位と他市に比べ多く、27 市平均の 1.4 倍となっている。一方、人口当たりの消防車数は、多い方から 17 位と他市に比べ少ないが、国が基準を定めていることもあり、27 市平均と比べ、大幅に少ないということもない。ただし、行政面積当りの消防車数は、多い方から 7 位と他市に比べ多く、27 市平均の 1.7 倍となっている。行政面積の 27 市平均は 509k m²であるのに比べ、高松市は 376 m²と、比較的狭い面積に人口当りの要因も併せて整備されているためと思われる。消防については、近隣で複数の火災が発生することは少なく、地元の消防団も細かく整備されていることから、大規模な火災が発生した場合の対応を除き、人口当りの台数が少ないことが、消火等の活動に大きく影響する例は少ないものと思われる。

救急についても同じ傾向であり、人口当りの救急車台数は、27 市の中で 14 位と少ない水準であるが、27 市平均とほぼ等しい。また、行政面積当たりでは 7 位と多い水準であり、27 市平均と比べても 1.5 倍の水準である。人口、行政面積当りの配置水準は、平均以上といえる。

一方、人口当りの救急出動件数は、9 位と多く、27 市平均の 1.1 倍と、平均よりも 1 割多い水準であり、これに伴い、救急車 1 台当りの出動件数も 9 位、27 市平均の 1.1 倍になっている。配置水準が平均と同じかそれ以上であることを考えると、市民の救急車利用が多いことが要因と思われる。

この点は、平成 24 年度の包括外部監査でも指摘されている。この時の分析によると、交

通事故が多いこと、病院間輸送が多いこと、の2点が、救急出動が多い要因とされている。

平成24年度の包括外部監査に使用したデータは、消防年報には掲載されていないことから、令和元年と、この報告書に掲載された平成22年の消防年報の傷病程度別搬送人員状況の数値を比較すると、元年では、全体の件数が減少しており、また、軽症の比率は全ての項目で下がっている。

項目	平成22年				
	計	急病	一般負傷	交通事故	その他
件数①	19,469	10,933	2,723	2,723	2,512
うち軽症②	8,114	4,392	1,377	1,879	173
②÷①%	41.7	40.2	50.6	69.0	6.9
項目	令和元年				
	計	急病	一般負傷	交通事故	その他
件数①	21,263	12,749	3,229	1,805	2,975
うち軽症②	7,742	4,607	1,532	1,226	137
②÷①%	36.4	36.1	47.4	67.9	4.6

次に、不搬送の件数について内容を見ると、不搬送のうち、緊急性がなかったもの、搬送を拒否したものの比率の合計は、平成22年度では、急病及び交通事故が多い。

同じ数値を令和元年で見ると、緊急性がなかったもの、搬送を拒否したものの比率の合計は、おおむね増加しており、交通事故で特に増加している。

交通事故の際には、軽症であり、タクシーなどで病院に搬送することが適当なケースや、実際にはけがなどしていなかった場合にも、救急と警察と両方に通報することが多いため、件数が多くなっている可能性がある。

項目	平成22年				
	計	急病	一般負傷	交通事故	その他
出動件数①	19,469	10,933	2,723	2,723	2,512
不搬送件数②	1,839	189	170	211	204
②+① 出動件数③	21,308	11,122	2,893	2,934	2,716
不搬送のうち緊急性なし④	305	189	47	36	13
④÷③%=⑤	1.4	1.7	1.6	1.2	0.5
不搬送のうち拒否⑥	647	385	79	119	32
⑥÷③%=⑦	3.0	3.5	2.7	4.1	1.2
⑦+⑧%=⑨	4.5	5.2	4.4	5.3	1.7

項目	令和元年				
	計	急病	一般負傷	交通事故	その他
出動件数①	21,263	12,749	3,229	1,805	2,975
不搬送件数②	2,497	1,571	340	261	114
②+① 出動件数③	23,760	14,320	3,569	2,066	3,089
不搬送のうち緊急性なし④	438	277	84	54	11
④÷③%=⑤	1.8	1.9	2.4	2.6	0.4
不搬送のうち拒否⑥	709	468	98	107	9
⑥÷③%=⑦	3.0	3.3	2.7	5.2	0.3
⑦+⑧%=⑨	4.8	5.2	5.1	7.8	0.6

	計	急病	一般負傷	交通事故	その他
⑨の数値の増減	0.36	0.04	0.74	2.51	△ 1.01

(意見) 交通事故による負傷についても、他の負傷と同様であり必ずしも救急車を呼ぶことが適当ではないことについて、損害保険の会社などを通じて、周知することが望まれる。

平成 24 年の包括外部監査の報告書では、医療機関間の転送について、平成 22 年の中等症での転送が 66.3%を占めている。転送は、消防年報ではその他に含まれているため、単純に比較できないが、平成 22 年度と令和元年度の「その他」の数値を比較すると、次のように、中等症の比率が 8 ポイント弱上昇している。

	H22	R1	増減
その他の件数	2,512	2,975	463
その他のうち中等症	1,651	2,190	539
中等症の比率%	65.7	73.6	7.9

平成 24 年度の包括外部監査の報告書には、次のように記載されている。

転院搬送について、利用の適正化については、横浜市の例が明快な内容となっている。横浜市では様々な検討を経て、救急車の転院搬送については、①当該医療機関以外の治療が必要であること、②緊急に搬送する必要があること、③他に適当な搬送手段がないこと、④要請があること、⑤医師等が同乗することの 5 つの要件を満たすことを条件とし、関係機関に周知徹底を図っている。

高松市でも、横浜市と同様の基準を定め、通知されているが、事例を見ると、必ずしも守

られていない実態にあり、転院搬送は、高松市の救急搬送件数の主要な増加要因の一つとなっている。

(意見) どこまでを救急車の対応範囲とするかについて、関係機関に周知徹底を図っていく必要がある。

この意見について、十分に実施されていない可能性があり、再度の検討が望まれる。救急車による転院搬送について、市の定める基準について、関係機関への改善が十分でない可能性があり、関係機関との協議、及び周知徹底を図る必要がある。

また、利用適正化については、次のような意見が付されている。

(意見) 利用適正化のみならず、市民間での平等、地方財政としての受益と負担の均衡確保といった視点も踏まえた施策を、早急に検討していく必要がある。

この点、軽症者の率は下がっており、一定の効果があつたものと思われるが、人口当たりの救急出動数が、なお他市に比べて1割程度多いことを考えると、一段進めた対策が必要であるように思われる。

この点について、具体的には救急車の有料化や、悪質利用に関する課金、トリアージ（医療機関による前さばき）などが具体的な施策として挙げられているが、令和2年時点で、これらの施策は取られていない。現状を踏まえると、これらの施策の実施について、検討する必要があるように思われる。

(意見) 救急件数は増加しており、一定割合は軽症及び不要な通報である。出動前に、トリアージを行うこと、救急性が無い場合で、悪質と判断される場合には、何らかのペナルティを課すことなどについて、検討することが望まれる。

(3) 現状及び課題

1) 現状

消防については、市民の人命に直結する施設であることから、効率的な配置が求められる。合併による統合や、消防施設が設置されてからの道の整備、人口の郊外移動、病院の整備などの情勢の変化と、消防機能の進歩など、様々な変化に対応すべく、高松市のファシリテイマネジメント基本方針が策定される以前に、消防署や派出所については、統合移転などが行われてきた。

一方、消防車が到着するまでの間に活動する消防団の活動拠点である屯所については、上記のような変化に対応しきれておらず、今後計画を策定するとのことである。

防災に関しては、市の他部署や住民、他団体と協力連携して対応する必要があり、それら

の内容は、防災計画に盛り込まれている。消防は、防災の中でも重要な役割を持つ。

2) 課題

今までの統廃合により、廃止された施設については、転用されたり、地元からの要望に基づき、集会場として使用されたりしている。

集会施設は、多部署で管理されており、その中には老朽化して地元譲渡を検討する、とされている施設もある。

今後、施設数の多い屯所の統廃合を行うにあたり、廃止されることが決定される屯所も出てくると思われる。

消防関連施設については、消防が防災を担当する部署であることから、使用されないままに取り壊されない施設は、今のところ発生していない。

廃止される屯所の中には、倉庫として利用されるものもあると思われる。

(意見-共通⑨) 複数の部署が管理する同種の施設、および関連する施設について、共同で適正な配置を検討することが望ましい。また、異なる施設であっても、関連の深い施設については同様である。

(意見-共通②) 担当部署で、本来用途に使用されなくなることが明確にされた行政財産について、使用されなくなることが明らかになった時点から、廃止後の活用方法が検討される仕組みとすることが望まれる。

(意見-共通①) 用途廃止され、倉庫として使用されている施設も多く見られる。また、一部のスペースが長期間利用されないまま、維持管理することとされる施設もある。現状、倉庫として利用されている施設と、倉庫として利用可能なスペースをリストアップしたうえで、倉庫機能を集約することについても、検討することが望まれる。

消防団が使用する水防倉庫の中には、雨漏りしているものもある。水防倉庫の管理部署である河港課とは協議して、新しい屯所には、水防倉庫を併設することとしているとのことであるが、屯所内のプレハブ倉庫を水防倉庫としているところもある。

(意見) 屯所の統廃合の計画を策定するにあたっては、河港課で管理する水防倉庫の現状についても、把握し、改善が必要な倉庫への対応についても、併せて検討することが望まれる。

(意見-共通⑨再掲) 複数の部署が管理する同種の施設、および関連する施設について、共同で適正な配置を検討することが望ましい。また、異なる施設であっても、関連の深い施設については同様である。

16 産業施設（農林水産関係）

（1）概要

1) 設置目的等

産業施設として、農林水産課が管理する施設は、香南アグリーム、香南朝市、国分寺盆栽集出荷場、枝葉リサイクルセンターの4施設である。

それぞれ、法令等により、自治体が必ず置くとされているものではなく、平成18年の市町合併により、農業者の多い香南町、盆栽事業者の多い国分寺町が設置したものを引き継いだものである。

2) 諸計画 施設に関する者としては、なし。

3) 条例 高松市香南産地形成促進施設条例

4) 新型コロナウイルスの影響

市の指針に沿って閉館等実施している。国分寺盆栽集出荷場については、令和2年度は市等の使用は停止された。

（2）投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

項目	取得価額	期末価額	土地	土地㎡単	土地面積	建物面積	設置年
単位	千円				㎡		-
安原特産品加工施設	2,900	0	0	-	14.6	14.6	H13
国分寺町盆栽集出荷場	29,500	0	257,952	17.2	14,956.0	712.8	S62
国分寺枝葉センター	-	-	-	-	-	-	-
香南アグリーム	324,240	148,193	18,734	0.5	37,292.1	4,485.2	H14
香南朝市	-	-	-	-	-	40.5	H14

※金額データは、固定資産台帳30年度末から監査人が集計。面積データは、高松市公共施設再編整備計画の施設カルテより。香南朝市については、香南楽湯に含まれていると思われる。国分寺枝葉センターは、盆栽集出荷場敷地内に設置されている。

2) 利用状況

① 安原特産品加工施設

塩江町の地元団体が利用している。（年15日程度）

② 国分寺町盆栽集出荷場

旧国分寺町で、地元産業である盆栽の市場として設置された施設である。山の中腹に設置されており、開催日数は年間数日である。盆栽については、花き市場では扱われず、大市の立つ日には、全国からトラックで買い付けに来るとのことである。

高松市は、松を中心とした盆栽の産地であり、国分寺町と鬼無町に盆栽事業者が多い。

せり市等の開催状況は次の通りであり、利用回数は減少している。令和2年度は、新型コ

コロナウイルスの発生を受け、当施設の利用を停止している。

(単位：回)

	H28	H29	H30	R1
大市	2	2	2	2
集出荷	14	15	7	7
計	16	17	9	9

③ 国分寺枝葉リサイクルセンター

国分寺町の住民から、植栽の剪定などにより出た枝葉をチップに裁断し、再利用する施設である。第1・3週の月曜日の午前中のみ受け入れている。

受入の車数は、次のように推移しており、やや減少傾向である。

(単位：車)

H27	H28	H29	H30	R1
88	92	56	72	69

④ 香南アグリーム及び香南朝市

利用者数は、次のように推移している。

(単位：人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
合計	73,321	74,650	68,948	65,914	73,499	61,921	61,115	66,285	69,731
朝市	62,257	62,149	56,907	56,036	62,081	57,370	53,926	56,151	52,354
アグリーム	11,064	12,501	12,041	9,878	11,418	4,551	7,189	10,134	17,377

利用料収入は、次のように推移している。朝市からの収入が大半を占めている。朝市の施設は、香南楽湯に併設される簡易なものであるが、その売上げに対する手数料収入で、香南アグリームの収入の大半を占めている。

(単位：千円)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
合計	48,605	49,507	45,322	44,935	55,030	53,090	45,954	44,278	43,799
香南朝市	31,166	32,334	29,327	29,763	36,312	35,227	31,967	31,185	30,092
公社直接販売	8,447	7,453	6,702	6,968	7,483	7,070	6,331	7,539	7,977
2階喫茶室	2,732	2,999	2,758	1,762	4,308	2,548	1,080	268	0
ハーブ	77	85	80	52	69	53	0	0	0
ファーストクラス・さとふる	54	195	248	229	1,017	2,799	1,352	366	522
体験教室	3,411	3,974	3,736	4,008	3,470	2,974	2,088	2,777	2,898
アイスクリーム	629	656	493	352	363	360	375	335	284
その他	2,089	1,811	1,978	1,801	2,008	2,059	2,761	1,808	2,026

3) 運営方法

香南アグリーム、香南朝市以外は直営で運営されている。国分寺枝葉リサイクルセンターは、シルバー人材センターにチップ化作業を委託している。

香南アグリームの指定管理者について、令和元年の高松市公の施設指定管理者導入施設に対する評価はBである。

(3) 現状及び課題

① 安原特産品加工施設

利用者が管理しており、維持管理費は発生していない。そもそも、現在の利用者のために、市の敷地内に建設したものである。高松市公共施設再編整備計画の施設カルテによると、地元譲渡を検討とされているが、コストもかかっておらず、市の敷地に建設されており、取り壊し費用もそう掛からないと見込めることから、施設が利用できる範囲で維持する方針とすることである。建設費も300万円弱と少額であり、すでに耐用年数を過ぎている。

使用団体は、豆を使った食品を製造しているとのことである。協定等は作成されていない。また、どのような時に閉鎖できるのか、明らかではない。

(指摘事項) 市の施設を団体に使用させているが、使用にかかる協定書等が作成されていない。

(意見-共通⑤) 地元譲渡とされていた施設については、方向性が利用者管理に転換しており、次期計画策定以前にも、実情に合った方向性への転換を速やかに実施できる仕組み作りが望まれる。

② 国分寺枝葉リサイクルセンター

枝葉リサイクルセンターの収支は、次のように推移している。

リサイクルに使用する機械は、500万円程度のものであるが、高松市では、この機械が使える間、維持管理するが、機械の更新までは考えていないとのことである。

処理は、シルバー人材センターに委託して実施している。処理料は無料であり、収入は、施設をシルバー人材センターに貸付けているものである。国分寺の一般市民に限定して処理しているが、施設の受け入れ能力に限界があるため、とのことである。

(単位：千円)

	H27	H28	H29	H30	R1
収入(A)	144	244	243	151	151
支出(B)	239	140	277	369	134
うち委託料	207	132	125	132	127
実質経費(B-A)	95	△ 104	34	218	△ 17
利用者数	88	92	56	72	69

伐採した木などは、リサイクルされなければ廃棄物として処理される。高松市清掃事業概要によると、平成30年度の廃棄物のトン当たり高松市処理コストは4万円である。当施設での1トンあたりのリサイクル費用は不明であるが、高松市もSDGs日本モデル宣言に賛同している。国分寺町民に限定して受け入れているが、むしろ拡大して、木造建設の廃材など、多様な木材を受け入れて肥料化する施設とすることが望ましい施設と思われるが、当施設については、設備更新しない予定とのことである。また、木材を受け入れてチップ化している他の自治体の中には、廃棄物処理の一環として、リサイクルと位置付けられているところもある。

前に記した盆栽市場は、通常ほとんど利用されていない施設であり、敷地についても、利用度が低い状態である。

(意見-共通④) 廃止が決まっているものではなくとも、施設の利用が著しく低下した場合も、担当部署以外の部署により、維持管理が適当か、検討される仕組みとすることが望まれる。

(意見-共通⑧) 行政財産の活用を検討する際には、建物等だけではなく、土地まで含めた活用を検討することが望まれる。また、その検討内容についても、後日使用状況が変わったときの為に、記録として残すことが望まれる。

③ 香南アグリーム・香南朝市

高松市が95%190口を出資する有限会社香南町農業振興公社により、指定管理により運営されている。平成20年の包括外部監査報告書によると、当団体は、農業生産法人であることから、農業者が半数以上である必要があったことから、香川県農業協同組合とその他農

業従事者 4 名が 10 口を保有している。

また、建設の経緯は、農林水産省の経営構造対策事業として認定された、香南町花き園芸団地事業計画に基づく補助事業であり、このため、花き事業者に温室を賃貸する事業を行っている。市民が平等に利用できる事業は、市民農園、喫茶コーナー、収穫体験など体験講座などがある。平成 20 年当時は、これらの事業は全てフル稼働しており、高松市全体から見ると規模の小さな事業であるとされているが、令和 2 年時点では、新型コロナウイルスの影響を考慮しても、市民農園は拡充されており、体験教室等はフル稼働という状況にはない。

施設としては、高松空港に隣接した香南アグリームが、面積も投資額も維持費も大きい、主たる収入源は、香南朝市に生産者が持ち込む農産品等の取扱手数料収入である。

指定管理者の収支推移は次の通りである。市から指定管理者に払われる指定管理料は、令和元年度には、従来より増加している。新型コロナウイルス発生の影響もあると思われる。キャンプ場など屋外施設については、利用が増えており、また、いわゆる巣籠り需用により、日用品を扱う小売業も、売り上げが伸びている。

施設の減価償却費は考慮外としても、赤字の状態であり、朝市への出荷者の拡充や、独自商品の開発などにより、市の負担をなくす方向での検討が望まれる。

(単位：千円)

	H23	H25	H27	H29	R1
総売上高	55,285	52,372	62,782	53,297	56,703
売上高	48,604	45,322	55,029	45,954	43,799
受託管理料	6,481	6,840	7,649	7,279	12,862
売上原価	33,213	31,052	38,402	33,013	31,353
粗利益	22,071	21,320	24,379	20,283	25,350
粗利益率	39.9	40.7	38.8	38.1	44.7
売上高粗利率	68.3	68.5	69.8	71.8	71.6
販売管理費	21,773	23,822	25,603	19,734	24,878
人件費	13,589	15,884	16,673	11,859	12,905
営業利益	297	△ 2,502	△ 1,223	549	472
経常利益	425	△ 2,365	△ 1,067	1,135	1,206
従業員数	10	13	15	8	11
資産	12,934	9,595	8,442	7,907	9,014
負債	4,570	3,612	4,831	4,727	5,066
純資産	8,363	5,983	3,610	3,179	3,948
資本金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

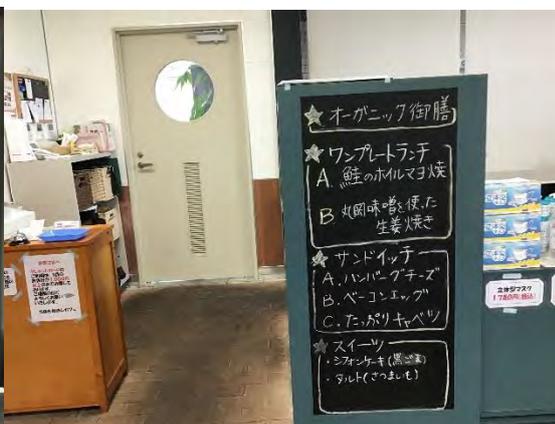
新型コロナウイルスの影響により、小売店での野菜や花の苗の売上げが伸びているとの

ことであり、家庭菜園に取り組む人が増えていると思われる。

高松市は、遊休地を数多く保有しており、整備費や売却できたときの撤去の問題はあるものの、家庭菜園として一時利用する事業についても、検討することが望まれる。



アグリーム内部



アグリーム内飲食



アグリーム温室



アグリームで飼養するやぎ



香南朝市

17 観光保養施設 観光交流課

(1) 概要

1) 設置目的等

観光交流課が所管する施設であるが、温浴施設は福祉目的、キャンプ場は公園など、観光振興以外の目的を含むものもある。

栗林公園、玉藻公園など、観光客が多く訪れる施設は、他の機関・部署が管理している。

2) 諸計画

高松市公共施設再編整備計画の施設カルテが作成された時点では、施設そのものに関する計画はなかった。このため、施設カルテについても、本来の手法を用い、それぞれの施設ごとの諸条件を勘案して判定している。

その後、塩江温泉郷観光活性化構想が平成 29 年 3 月に策定され、これに基づき、高松市塩江道の駅エリア整備基本計画が令和 2 年 11 月に策定されている。

屋島活性化基本構想は平成 25 年に策定されており、これに基づき、屋島山上拠点施設基本設計が平成 29 年に作成されている。高松公共施設再編整備計画には、施設が建設されていなかったため、屋島山上拠点施設は含まれていない。平成 28 年には、屋嶋城が整備されている（固定資産台帳計上額は 358 百万円）が、これも、建物等を伴わないため、高松公共施設再編整備計画には含まれていない。

観光全般に関しては、高松市観光振興計画が策定されていたが、平成 27 年度末で計画期間が終了している。

3) 条例 高松市塩江湯愛の郷センター条例及び施行規則、高松市塩江奥の湯公園条例及び施行規則、高松市香南楽湯条例及び施行規則、高松市庵治太鼓の鼻オートキャンプ場条例及び施行規則、純愛の聖地庵治・観光交流館条例及び施行規則、高松市道の駅源平の里むれ条例及び施行規則、高松市鬼ヶ島おにの館条例及び施行規則、高松市塩江温泉水給水施設条例及び施行規則

それぞれの施設に条例及び施行規則が設けられているが、男木島灯台資料館については、無料の施設でもあり、条例はない。

4) 新型コロナウイルスの影響

市の指針に沿って、閉鎖等対応している。観光客の減少で、利用者は減少傾向にあるが、キャンプ場などの屋外施設は利用者数が増えている。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

旧香南町は、香南楽湯 1 施設のみであるが、この施設投資が高額であったため、突出している。

項目	取得価額	期末価額	土地	土地面積	延床面積
単位	千円			m ²	
旧高松市	358,502	104,779	7,218	4,366.9	834.6
旧香南町	1,095,471	779,863	45,842	9,313.8	2,942.9
旧塩江町	474,216	208,925	14,790	47,761.2	1,123.9
旧牟礼町	153,084	75,836	26,650	2,871.0	848.5
旧庵治町	78,093	16,486	8,169	919.9	646.3

※高松市平成30年度末時点の固定資産台帳より監査人が集計。面積については、高松市公共施設再編整備計画の施設カルテより。

高松市の平成30年度末の固定資産台帳を見ると、平成26年度から30年度に取得した1億円以上の観光関連資産はないが、屋島地区関連の取得資産は次の通りである。

項目	取得価額(千円)	年度
屋嶋城跡城門遺構整備関連	357,903	H27
屋島ドライブウェイ	498,172	H29
屋島大橋	105,150	H30
屋島山上	137,269	H30

2) 利用状況

① 施設

各施設の利用者は、次のように推移している。※印は、瀬戸内国際芸術祭が開催された年であり、会場のうち、女木島のおにの館の利用者は、開催年には大幅に増えている。一方、男木島も人気のある会場であるが、灯台資料館は島の裏側にあることから、芸術祭の年も、おにの館ほど利用者は増えていない。

項目 年度	当初建設 費(千 円)	利用者数(人)				
		H27	H28*	H29	H30	R1*
高松市インフォメーションプラザ	17,819	-	-	-	-	-
男木島灯台資料館	73,323	7,352	9,353	6,368	7,319	10,522
鬼ヶ島おにの館	267,361	80,219	109,661	70,160	70,623	141,382
塩江湯愛の郷センター 浴場施設 ※1	298,728	56,047	44,933	0	23,596	55,634
塩江湯愛の郷センター 道の駅	40,760	145,613	140,610	128,425	131,917	128,634
塩江町インフォメーションセンター	-	5,579	5,958	4,082	3,851	3,701
塩江湯愛の郷センター 宿泊施設 ※2	266,680	1,077	784	-	-	-
塩江奥の湯公園	47,930	1,166	903	838	570	498
塩江奥の湯温泉 ※2	542,486	2,588	1,811	-	-	-
庵治太鼓の鼻オートキャンプ場	74,330	5,225	4,528	4,208	3,326	2,755
香南楽湯 ※3	1,095,471	151,384	156,445	164,399	163,476	39,853
道の駅源平の里むれ	153,084	380,016	308,687	422,308	447,202	411,115
純愛の聖地庵治・観光交流館	72,334	18,800	19,297	18,507	25,409	23,004
竜王山キャンプ場	5,759	-	-	-	-	-
塩江温泉水給水施設	159,606	-	-	-	-	-
合計	3,115,670	855,066	802,970	819,295	877,289	817,098

※1 H29.2月～H30.11まで改修工事のため休館

※2 H29.3.31閉館

※3 R1.6～R2.3改修工事のため休館

(※利用者数は高松市担当部署から入手。当初建設費は、平成 30 年度固定資産台帳から監査人が集計。)

② 塩江温泉水給水施設

奥の湯温泉の温泉水を、塩江地域の宿泊施設等に供給する事業である。温泉は、行基の湯及び足湯のほか、民間 8 施設に供給している。

項目	単位	H27	H28	H29	H30	R1
温泉水使用料	千円	8,863	8,689	7,687	9,115	9,744

令和元年度温泉水使用料 (8 施設)

施設	使用料(千円)
A	3,343
B	2,922
C	2,499
その他 5 施設	980
合計	9,744

*前表共に、高松市担当部署から入手。

3) 管理経費

指定管理者を導入している施設について、市の担当部署から入手した資料に基づき、利用者数と収支の状況を示す。

① 庵治太鼓の鼻オートキャンプ場

庵治太鼓の鼻オートキャンプ場は、指定管理者制度を導入している。利用状況及び収入は減少し、指定管理料分、市の持ち出しが増加している。平成 30、31 年度の高松市公の施設指定管理者導入施設に対する評価結果は B である。天候の影響もあるが、指定管理者制度導入の効果は出していない。令和 2 年度については、新型コロナウイルスの影響で利用が増加しているとのことである。



バンガロー

オートキャンプ

項目	単位	H27	H28	H29	H30	R1
利用者数	人	5,225	4,528	4,208	3,326	2,755
利用料・その他収入		6,488	6,148	5,142	4,567	3,788
収支差額	千円	△ 1,623	△ 1,369	△ 209	△ 47	△ 237
指定管理料		0	0	3,292	2,713	2,923

② 純愛の聖地庵治・観光交流館

純愛の聖地庵治・観光交流館は、カフェを設置している。近年利用者が増加しているが、利用収入で運営費は賄えていない。平成 30、31 年度の高松市公の施設指定管理者導入施設に対する評価結果はBである。



項目	単位	H27	H28	H29	H30	R1
利用者数	人	18,800	19,297	18,507	25,409	23,004
利用料・その他収入		5,694	5,453	4,587	5,205	5,475
収支差額	千円	132	△ 1,192	△ 724	△ 353	△ 425
指定管理料		5,096	4,797	4,724	4,679	4,629

③ 香南楽湯

香南楽湯は、利用者の多い施設であるが、利用収入で運営費は賄えていない。投資額も大きく、減価償却費を考慮すると、大幅に赤字の施設である。平成 30、31 年度の高松市公の施設指定管理者導入施設に対する評価結果はBである。

なお、敷地内には、朝市が設置され、農林水産課が管理している。

項目	単位	H27	H28	H29	H30	R1
利用者数	人	151,384	156,445	164,399	163,476	39,853
利用料・その他収入		153,906	151,232	162,553	160,869	60,898
収支差額	千円	△ 866	△ 736	3,405	2,556	△ 11,218
指定管理料		5,700	5,800	6,300	6,800	39,313

④ 鬼ヶ島おにの館

鬼ヶ島おにの館は、利用料収入はない。施設内には、レンタサイクル、売店、食堂などが併設されているが、それらは、指定管理者が自主事業として実施しているものと思われる。

店舗、食堂の商品には大きく改善の余地があると思われるが、利用者への対応は良好であることなどから、平成 30、31 年度の高松市公の施設指定管理者導入施設に対する評価結果はAである。



おにの館

大洞窟入口

項目	単位	H27	H28	H29	H30	R1
利用者数	人	80,219	109,661	70,160	70,623	141,382
利用料・その他収入		0	0	0	0	0
収支差額	千円	421	△ 71	425	6	14
指定管理料		10,495	11,081	12,458	12,458	12,458

⑤ 塩江湯愛の郷センター道の駅・塩江湯愛の郷センター浴場施設・塩江奥の湯公園

道の駅では、ソフトクリームが人気商品であり、利用者は多いが、浴場施設行基の湯の休館期間中は利用者が減っている。奥の湯公園についても、奥の湯温泉が閉鎖されたことが利用の減少に繋がっていると思われる。



湯愛の郷センター浴場施設（市 HP より）

同エリア宿泊施設（閉館）

3 施設合わせると、使用料収入等で運営費が賅っていない。

このエリアについては、令和2年に、市民病院塩江分院の移転により開院する診療所と観光関連施設を一体整備する「塩江道の駅エリア整備基本計画」が策定され、再開発が予定されている。

項目	単位	H27	H28	H29	H30	R1
塩江湯愛の郷センター道の駅利用者	人	145,613	140,610	128,425	131,917	128,634
塩江湯愛の郷センター浴場施設利用者		56,047	44,933	0	23,596	55,634
塩江奥の湯公園利用者		1,166	903	838	570	498
利用料・その他収入	千円	34,021	26,900	10,525	11,208	26,742
収支差額		1,301	579	809	206	1,601
指定管理料		7,000	7,800	9,500	9,000	7,500

⑥ 道の駅源平の里むれ

この施設では、指定管理料を必要としない年もあるが、近年は指定管理料が徐々に上昇している。平成30、31年度の高松市公の施設指定管理者導入施設に対する評価結果はAであるが、マンネリ化を防ぐ何らかの手当が必要と思われる。

項目	単位	H27	H28	H29	H30	R1
利用者数	人	380,016	308,687	422,308	447,202	411,115
利用料・その他収入	千円	94,355	98,655	94,057	94,463	98,289
収支差額		△ 1,222	691	175	2,239	730
指定管理料		0	0	9,072	9,072	9,884

4) 他市比較

中核市市長会の公表する各種数値のうち、観光関係の数値を比較してみた。

観光客入込数								
単位	順位	高松市	55市平均	27市平均	最高値		最低値	
人	8	6,652,113	7,701,563	7,677,337	奈良	17,025,000	山形	3,000,400
観光客÷人口								
単位	順位	高松市	60市平均	27市平均	最高値		最低値	
人/人	21	15.6	-	21.6	松江	48.2	大分	7.7
観光客÷行政面積								
単位	順位	高松市	60市平均	27市平均	最高値		最低値	
人/㎢	11	17,714	-	15,073	那覇	17,755	盛岡	5,732
ホテル・宿泊室数								
単位	順位	高松市	60市平均	27市平均	最高値		最低値	
室数	8	6,460	4,243	6,029	那覇	17,755	前橋	2,724

※高松市の場合は、観光関連施設のみをカウントしているとのことであるが、観光客入込数のカウント方法に確立したものはなく、自治体ごとに精度はまちまちと思われる。

令和元年度の 60 の中核市のうち、県庁所在地である 27 の市と高松市を比べると、高松市への観光客入込数は、多い方から 16 位と、やや低い水準にあるが、宿泊室数は多い方から 8 位と、多い部類に入っている。

観光客を人口で割ると、21 位と低い水準になり、行政面積で割ると、11 位と高い水準になる。人口が多く、面積が狭いというポジションにあるためと思われる。

(3) 現状及び課題

1) 現状

高松市は香川県とともに、従来からインバウンドも重視した観光振興政策を取ってきた。平成 22 年から、3 年ごとに開催されている瀬戸内国際芸術祭も契機となり、令和元年には、ニューヨークタイムズ紙「世界で今訪れるべき場所」の第 7 番目に、瀬戸内海の島が挙げられるなど、成果を上げてきた。

新型コロナウイルスの発生により、人の交流が限定されており、今後の観光の在り方についても、不透明であるが、高松市では、屋島エリアと塩江エリアについて整備計画を策定し、国の制度を利用しながら、相当の投資を計画している。

一方で、過去に建設された施設のうち、老朽化や耐震対応のために、平成 29 年 3 月末をもって使用停止されている施設が、旧塩江町に 2 施設ある。このうち、湯愛の郷センター宿泊施設は、取り壊しを前提とした計画が策定されているが、地元で親しまれてきた奥の湯温泉は、いまだ取り壊しなどが具体化していない。

(意見-共通③) 用途廃止される施設については、リストアップされている。このうち、廃止・取り壊しが必要であるものについてのリストを作成し、優先順位とその理由について記載し、何らかの形で公表することが望まれる。

奥の湯温泉は、四国なんでも 88 ヲ所の温泉編で、香川県では 2 か所しかない「湯の S 評価」の温泉であり、温泉愛好家には根強い人気があった施設である。施設の取り壊しなどの対応を行うとともに、温泉ファンは、立派な施設がなくともお湯が良ければ立ち寄るので、奥の湯公園の利用促進にもつながる。早期の再開が望まれる。

2) 課題

観光振興を目的とする施設は、何らかの法令に基づき設置される施設ではない。

純愛の聖地庵治・観光交流館は、平成 16 年に上映、大ヒットした「世界の中心で、愛をさけぶ」のロケセットを再現したものであるが、すでに上映から 16 年が経過し、映画のロケ地としての人気を期待することはできない。

一定の利用はあるが、どの程度まで修繕費をかけて維持管理するのか、については明らかではない。

また、香南楽湯についても、人気のある施設であるが、観光の拠点として活用が計画されている塩江の温泉施設とは位置づけが異なる。温浴施設は、民間事業者も設置する施設であり、公費を投じて運営することの是非については、やや疑問の残るところである。

大規模修繕が終了しているが、今後、どの程度の修繕費まで認容するのか、検討することが望まれる。また、利用者に対して、利用者一人当たりの市の補填金額などの現状の情報と、施設廃止の目安についての概要を周知することで、利用促進や、値上げへの理解も得られると思われる。

どのような場合に、施設の廃止を検討するのかについて、概要であってもあらかじめ決め、利用者にも周知することが望まれる。

太鼓の鼻オートキャンプ場、竜王山キャンプ場については、高松市公共施設再編整備計画の施設カルテでは、民間への譲渡を検討する、とされている。

太鼓の鼻オートキャンプ場は、管理費が利用料収入ではまかなえていないが、新型コロナウイルスの発生により、屋外施設の人気が高まっており、利用者が増えているとのことである。譲渡を打診する好機と思われる。

竜王山キャンプ場は、地元への譲渡を検討すること、とされている。このキャンプ場は、香川県の自然公園内にあり、県でもキャンプ場を設置し、地元で活動している指定管理者が管理している。

県は他にまんのう町大川山にもキャンプ場を運営しており、こちらについては、まんのう町の施設と隣接しており、同じ業者が指定管理者として管理している。

市のキャンプ場への道は狭く、竜王山への登山口にはなっているが、この山は、徳島サイドから、車で頂上付近まで行くことができることもあり、利用者が少ない施設と思われる。

香川県の設置する施設の指定管理者への譲渡、あるいは県施設と合わせて指定管理とすることについて、検討が望まれる。

(意見-共通⑥) 指定管理者により管理されている施設について、売却する場合の具体的な手続や標準スケジュールについて、あらかじめ検討する必要がある。

高松市インフォメーションプラザは、現在、高松駅前ホテル旅館案内所として運営されている。当初は、観光案内拠点として設置されたものの、長距離バス乗り場は高松駅南部に移転し、高松駅構内に、多言語対応したツーリストインフォメーションが設置されるなど、状況が変化したことから、観光客等への宿泊施設の案内や、手荷物一時預かりサービスを提供する施設に転用し、周遊観光の促進及び観光消費の拡大が期待できる手ぶら観光を推進している。

18 集会施設－コミュニティセンター

(1) 概要

1) 設置目的等

集会施設は、市民が様々な活動を行う際に利用する施設であり、自治会活動と密接に関係するコミュニティセンター、旧町が設置した小規模な集会場、それぞれの課の政策とひも付きで、農家など、何らかの特定の利用者を想定して建設された施設、いわゆる迷惑施設等の建設にあたり、地元との協議のうえ、設置された施設などに分けられるように思われる。100㎡前後のものから、体育施設やホールを備えたものまで、施設の規模はまちまちである。

コミュニティセンターは、法令で設置が義務付けられる施設ではないが、地域住民のまちづくり活動において必要な施設と位置付けられている。高松市では、旧出張所と併設されるものが多くなっている。

2) 諸計画 コミュニティセンターについては、高松市公共施設再編整備計画の策定前の平成22年に、中期整備指針を策定しており、旧耐震基準の23施設について、優先して整備する計画を策定している。高松市公共施設再編整備計画でも、全てを継続使用としている。

3) 条例 コミュニティセンター条例及び施行規則

4) 新型コロナウイルスの影響

市の方針に従って、閉館等実施してきた。3密回避として、人が集まることを控えるように呼びかけられたため、利用は低下している。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

合併前の旧市町ごとの集会場の状況は次の通りである。旧国分寺町、香川町では、旧町が設置していた集会施設の数が多く、香南町、塩江町では、農林水産課の施設数が多い。

項目	施設	取得価額	期末価額	土地	土地面積	建物面積
単位	数	千円		㎡		
コミセン	42	5,982,287	2,766,950	1,449,764	71,003	22,187
コミ以外	18	1,191,976	560,637	343,396	26,625	5,521
旧高松市計	60	7,174,264	3,327,587	1,793,160	97,628	27,708
コミセン	2	206,198	151,786	58,452	2,495	1,855
コミ以外	4	532,651	378,501	50,573	3,196	1,679
旧国分寺町計	6	738,848	530,287	109,025	5,692	3,534
コミセン	4	250,978	149,340	33,055	0	0
コミ以外	18	610,255	133,547	112,258	13,226	5,281
旧香川町計	22	861,233	282,887	145,313	13,226	5,281

項目	施設	取得価額	期末価額	土地	土地面積	建物面積
単位	数	千円			m ²	
コミセン	1	0	0	0	6,482	702
コミ以外	8	441,578	207,184	39,758	6,397	1,922
旧香南町計	9	441,578	207,184	39,758	12,879	2,624
コミセン	1	0	0	0	6,440	598
コミ以外	9	279,267	87,080	16,377	6,803	2,114
旧塩江町計	10	279,267	87,080	16,377	13,243	2,712
コミセン	2	229,386	169,746	0	6,162	1,280
コミ以外	2	94,817	48,206	23,103	3,234	660
旧牟礼町計	4	324,203	217,952	23,103	9,396	1,940
コミセン	1	180,495	133,784	21,219	3,010	1,516
コミ以外	1	90,814	40,866	11,781	1,512	337
旧庵治町計	2	271,309	174,650	33,001	4,521	1,853
コミセン	52	6,849,344	3,371,606	1,562,490	95,592	28,138
コミ以外	60	3,241,358	1,456,022	597,245	60,994	17,515
合計	112	10,090,702	4,827,628	2,159,736	156,586	45,652

※金額データは、固定資産台帳 30 年度末から監査人が集計。面積データは、高松市公共施設再編整備計画の施設カルテより。固定資産台帳には、3つのコミュニティセンターが計上されていなかった。台帳上は、支所などの施設に含まれていると思われる。また、高松市公共施設再編整備計画施設カルテには、東西の植田が含まれていなかったため、面積に含まれていない。コミセン以外の 6 施設でも、固定資産台帳では名称が発見できなかったものがあるが、他の施設に併設されているものと推測できたものも多い。

平成 30 年度末の固定資産台帳より、各年度 1 億円以上の取得をしている施設のうち、集会施設に関するものは次のとおりである。コミュニティセンターについて、毎年、数億円の改修工事が実施されている。

施設名	取得額（千円）	年度
林コミュニティセンター	315,471	H27
東植田コミュニティセンター	239,307	H28
国分寺文化センター 大規模改修	164,328	H28
田村文化センター大規模改修工事（建築）	119,696	H29
木太コミュニティセンター改築工事	108,648	H29
中原文化センター大規模改修（建築）	106,154	H29
木太コミュニティセンター改築	321,024	H30
川岡コミュニティセンター改築工事	107,740	H30

2) 利用状況

コミュニティセンターについて、高松市が区分する地域ごとに、令和元年の利用数と、高松市行政組織再編計画に掲載されている、地域ごとの平成 25 年 4 月の人口を比較すると、西部南、南部でやや高くなっている。地域を超えた利用もあるということではあるが、利用程度の目安にはなると思われる。

	施設数	利用数①	②平成 25 年 4 月人口	①÷②
都心	14	231,500	106,722	2.2
中部	9	219,016	100,602	2.2
東部北	8	150,910	66,093	2.3
東部南	6	86,669	36,950	2.3
西部北	4	80,422	33,301	2.4
西部南	5	127,091	47,942	2.7
南部	6	93,427	35,097	2.7
合計	52	989,035	426,707	2.3

3) 運営方法

コミュニティセンターは、それぞれの地区のコミュニティ協議会等が、非公募で指定管理者として管理している。

高松市公の施設指定管理者導入施設に対する評価によると、平成 30 年度の評価は概ね A で、10 施設のみ B であった。評価の内訳を閲覧したところ、公平な利用の評価が低い施設はなかった。また、評価が低い管理者については、担当部署から指導を行うとのことである。

4) 歳入、歳出

高松市歳入歳出決算事項別明細書では、区分して計上されていなかったため、推移は作成していない。

令和元年度の、指定管理料の合計は、524,801 千円であった。

5) 他自治体との比較

中核市市長会の公表する各種数値のうち、自治会関連のものを比較してみた。

令和元年度の 60 の中核市のうち、県庁所在地である 27 の市と高松市を比べると、高松市は、自治会への加入率が低い方から 4 番目であり、加入率が低い状態である。同データの世帯数と加入率とを用いて、平均加入率を逆算すると、69%であることから、高松市は平均よりも 13 ポイントほど低い状況である。これについては、高松市では小さな自治会が多いことが要因の一つであると分析されている。

順位	高松市	最高値		最低値	
4	56	長野	96	那覇	16

(3) 現状及び課題

コミュニティセンターについては、住民自治活動の拠点として、市の業務と深く関わることから、計画的に整備統合されている。

それ以外の集会施設については、維持管理しないこととされている。地元譲渡を検討する、とされている施設についても、引き受けるという意思表示は、今のところ見られない。

多くの施設が更新されず、廃止されることになる。活動の器が失われていく中で、コミュニティセンターの利用が、従来の利用者以外にも公平に門戸を広げた上でも、住民活動に十分な規模を備えているか、についての検討が必要と思われる。それにあたっては、管理部署及び利用者との協議が必要と思われる。

(意見) 集会施設について、コミュニティセンター以外は原則的に維持管理されない、とされている中で、将来的に、地域ごとの活動が十分に行える状態が維持できるのか、検討が必要と思われる。

(意見ー共通⑨) 複数の部署が管理する同種の施設、および関連する施設について、共同で適正な配置を検討することが望ましい。また、異なる施設であっても、関連の深い施設については同様である。

19 集会施設－農林水産課

(1) 概要

1) 設置目的等

農林水産課の管理する集会施設数は、15 であり、うち 1 施設は、食肉センター建設にあたり、地元との協議により、設置したものである。

そのほかの 14 の施設については、条例に設置目的が記載されている。全て、合併により高松市が受け入れた施設である。農林水産省の補助事業を利用して建設されたものと思われるが、農村環境改善センター、農村研修集会施設のほかは、特に農業に関連する記載はなく、また、農業と記載されているものも、農家に限らず利用できるとのことである。

施設名	目的	施設数	地域
農村環境改善センター	農業の経営及び農家の生活の改善及び合理化、農業者等の健康増進並びに市民相互の交流の促進を図る	2	香南
農村研修集会施設	農業振興のための研修及び集会、レクリエーション	7	香川2, 香南5
生活改善センター	市民に生活改善を実践するための場を提供し、市民福祉の増進に寄与する	1	塩江
高齢者活動促進センター	高齢者の社会的活動を促進するための交流の場を提供し、市民福祉の増進に寄与する	2	塩江、香川
多目的研修集会施設	市民に研修、集会、レクリエーション、文化等の場を提供し、市民福祉の増進に	2	塩江、香川

2) 諸計画 特になし。

3) 条例 各施設設置条例。

4) 新型コロナウイルスの影響

三密回避として、人が集まることを控えるように呼びかけられたため、利用は低下している。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

施設名	施設数	取得価額	期末価額	土地	土地面積	建物面積
		千円			m ²	
農村環境改善センター	2	298,015	133,188	35,766	4,143	1,228
農村研修集会施設	7	53,029	6,782	40,072	3,098	853
生活改善センター	1	15,760	0	4,252	856	197
高齢者活動促進センター	2	102,610	47,238	8,130	1,542	512
多目的研修集会施設	2	107,604	7,210	3,797	2,189	939
その他	1	39,691	16,880	9,861	1,000	235
合計	15	616,709	211,298	101,879	12,829	3,963

※金額データは、固定資産台帳 30 年度末から監査人が集計。面積データは、高松市公共施設再

編整備計画の施設カルテより。

2) 利用状況

(単位：人)

	H27	H28	H29	H30	R1
香南町池西農村環境改善センター	13,129	12,835	11,814	13,245	12,116
香南町由佐農村環境改善センター	15,050	15,369	15,353	16,372	14,059
香川町丸山地区構造改善センター	646	555	525	566	355
香川町浅野地区集落研修センター	2,810	3,012	2,205	2,435	2,648
香南町横井集会所	110	15	15	10	32
香南町岡集会所	100	25	0	0	0
香南町吉光研修センター	478	444	399	331	392
香南町原集会所	1,027	1,242	971	816	573
香南町西庄集会所	400	396	258	116	267
香川町高齢者活動促進センター	607	788	560	570	529
塩江町高齢者活動促進センター	152	199	0	150	102
生活改善センター（塩江町）	555	453	518	304	0
香川町多目的研修集会施設	4,057	3,596	4,440	4,997	5,284
塩江町多目的研修集会施設	754	279	559	263	252

施設によっては、利用度が低いものもある。

塩江町生活改善センター、塩江町多目的研修集会施設は閉鎖されている。

3) 運営方法

生活改善センターについては、利用者の代表に鍵を預けている。その他の施設は、旧支所が鍵を管理している。維持管理費は、どれもあまりかからない施設である。

4) 歳入、歳出

高松市歳入歳出決算事項別明細書では、区分して計上されていなかったため、推移は作成していない。維持管理費は、どれもあまりかからない施設である。

(3) 現状及び課題

活用されている施設もあるが、農林水産省の補助事業を利用して建設された施設であり、更新にあたって、国庫補助を期待することは難しい。

古い施設も多く、塩江町多目的研修集会施設は、耐震に課題があることから、休館されており、塩江町生活改善センターも、老朽化していることと、地元の自治会の人数が減少していることから、利用されなくなっている。



塩江多目的研修集会施設

同施設正面

塩江町については、山間部に少数の集落が点在しており、集会施設も維持することが難しくなっている。農林水産課が管理している施設について、維持管理できなくなる前提で、地域活動の拠点をどう確保していくのか、検討する必要がある。

(意見-共通⑨) 複数の部署が管理する同種の施設、および関連する施設について、共同で適正な配置を検討することが望ましい。また、異なる施設であっても、関連の深い施設については同様である。

高松市公共施設再編整備計画によると、塩江町生活改善センターは、地元譲渡を検討する、とされているが、地元の自治会の人数が減少していることなどから、老朽化した施設を引き受ける余力はないと思われる。

(意見-共通⑤) 地元譲渡とされていた施設については、方向性が利用者管理に転換しており、次期計画策定以前にも、実情に合った方向性への転換を速やかに実施できる仕組み作りが望まれる。

(意見-共通④) 廃止が決まっているものではなくとも、施設の利用が著しく低下した場合も、担当部署以外の部署により、維持管理が適切か、検討される仕組みとすることが望まれる。

また、用途廃止するにしても、施設の撤去費の予算化が難しいとのことである。

(意見-共通③) 用途廃止される施設については、リストアップされている。このうち、廃止・取り壊しが必要であるものについてのリストを作成し、優先順位とその理由について記載し、何らかの形で公表することが望まれる。

20 集会施設一人権啓発課

(1) 概要

1) 設置目的等

人権啓発課の管理する集会施設は 6 施設であり、社会福祉法に基づく施設であることから、根拠法のない、他の集会施設とは性格が異なる。

それぞれ、隣保館として建設されたものであり、平成 24 年度に文化センターという名称に変更された。6 施設のうち、4 施設は児童館を併設し、市営住宅に隣接又は近接して設置されている。

2) 諸計画 大規模修繕と合わせて児童館との施設統合をする計画を策定している。

3) 条例 高松市隣保館等条例及びその施行規則

4) 新型コロナウイルスの影響

三密回避として、人が集まることを控えるように呼びかけられ、事業を一部中止する等したため、利用は低下している。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

旧市町ごとの施設数等は次のとおりであり、全ての施設が昭和に建設されている。

項目	施設数	取得価額	期末価額	土地	土地面積	建物面積
単位		千円			㎡	
高松	4	641,819	352,403	238,738	14,583	2,212
国分寺	1	241,583	208,259	17,947	1,041	297
香南	1	84,603	64,268	0	0	85
合計	6	968,005	624,930	256,686	15,623	2,594

※金額データは、固定資産台帳 30 年度末の数値から監査人が集計。面積データは、高松市公共施設再編整備計画の施設カルテより。

平成 30 年度末の固定資産台帳より、各年度 1 億円以上の取得をしている施設のうち、集会施設に関するものは次のとおりである。文化センターについて、数億円の改修工事が実施されている。建設から相当の年数が経過したため、大規模修繕を計画的に実施したためである。

施設名	取得額 (千円)	年度
林コミュニティセンター	315,471	H27
東植田コミュニティセンター	239,307	H28
国分寺文化センター 大規模改修	164,328	H28
田村文化センター大規模改修工事 (建築)	119,696	H29

木太コミュニティセンター改築工事	108,648	H29
中原文化センター大規模改修（建築）	106,154	H29
木太コミュニティセンター改築	321,024	H30
川岡コミュニティセンター改築工事	107,740	H30

2) 利用状況

それぞれの利用状況は次の通りである。

（単位：人）

	H27	H28	H29	H30	R1
吉光文化センター	9,244	8,556	9,005	8,265	7,872
国分寺文化センター	6,105	3,356	4,601	2,963	2,650
上天神文化センター	8,935	9,534	10,267	9,154	8,631
田村文化センター	30,468	30,468	25,831	34,630	41,815
中川文化センター	14,236	14,797	13,256	14,779	12,275
中原文化センター	10,046	4,707	7,567	6,835	7,239

※高松市担当部署より入手。児童館利用者との合計数。

大規模修繕をした年以外では、国分寺文化センターの利用者数が減少している。

3) 運営方法

直営で運営されている。

4) 歳入、歳出

高松市歳入歳出決算事項別明細書では、区分して計上されていなかったため、推移は作成していない。

(3) 現状及び課題

全て、昭和に建設された古い施設である。福祉施設として、維持管理することとされ、順次大規模修繕を行ってきたことから、平成26年度からの施設投資額が多額に発生しているが、長寿命化の流れに沿ったものである。また、大規模修繕にあわせ、別棟で運営されていた児童館を取り込むことにより、運営の合理化を図っている。

国分寺文化センターの利用者が減少しているが、他の施設についても、利用状況を把握して、利用が減少するようであれば、その要因を調査し、以降の施設運営の方針や方法を検討することが望まれる。

21 集会施設－総合センター

(1) 概要

1) 設置目的等

旧町が設置した施設については、総合センターが管理している。

高松市公共施設再編整備計画によると、これらのうち、多くの施設が、維持管理はするが、地元への譲渡を検討すること、とされている。

2) 諸計画 特になし。

3) 条例 公の施設として設置条例を設けているものもあるが、大半はなし。

4) 新型コロナウイルスの影響

3密回避として、人が集まることを控えるように呼びかけられたため、利用は低下している。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

総合センターが管理する集会場は、次の通りであり、旧香川町が14の集会場を設置していたため、香川総合センターの管理施設数が多くなっている。なお、香川総合センター管理施設のうち、最も規模が大きい香川町グリーンセンターを固定資産台帳上で発見できなかったため、金額データにこの施設は含まれていない。

表中、うち昭和と記載された欄は、昭和以前に建設されたもので、香川・牟礼総合センター管理施設は、古いものが多い。

項目 単位	施設数	うち 昭和	取得価額	期末価額	土地	土地面積	建物面積
			千円			㎡	
国分寺	3	0	291,067	170,242	32,625	2,156	1,382
香川	19	13	558,419	113,368	93,644	9,542	3,419
牟礼	3	2	185,631	89,072	34,884	4,746	997
合計	25	15	1,035,117	372,682	161,153	16,443	5,799

※金額データは、固定資産台帳30年度末から監査人が集計。面積データは、高松市公共施設再編整備計画の施設カルテより。

2) 利用状況・運営方法

① 国分寺総合センター

当センターの管理する集会場のうち、国分寺会館は、センターに隣接しており、大会議室備えた規模が大きい会館である。

新居会館は、体育館のような板張の室が1室あり、ほぼ毎日、卓球や社交ダンスなどに利用されている。福家会館は、コミュニティーセンターに類似し、ヨーガ、パソコン教室、音楽同好会がほぼ毎日利用されている。

3つの施設は、直営で管理されている。



国分寺会館会議室入口



国分寺会館近隣の国分寺ホール内部※

※国分寺ホールはセンター管理施設ではない。

(単位：件)

	H27	H28	H29	H30	R1
国分寺会館	767	901	1,006	951	905
新居会館	793	727	648	666	638
福家会館	227	223	223	232	216

② 香川総合センター

当センターは、管理数が19と最も多くなっている。規模の大きい香川町グリーンセンターほか2施設は、それぞれ、空港、葬祭場、ごみ焼却施設を建設する際に設置されたもので、塩江町の5施設のうち3施設は地元が管理しているが、あとの16施設は、直営で管理している。

グリーンセンターは、体育館機能を持っており、令和元年度末をもって廃止された、川東体育館の受け皿施設になっているため、利用は今後も増えていくと予想される。

旧香川町の設置した13の文化センターは、旧香川町内にくまなく設置され、地域の活動に密着して使用されている。

塩江町の施設は、地元で管理されており、センターでは利用状況を把握していない。5施設のうち1施設は、建設年が明治41年とされており、古い木造住宅である。

(単位：回)

	H27	H28	H29	H30	R1
香川町グリーンセンター	746	750	773	788	816
川東西部文化センター	25	8	16	15	16
川内原東部文化センター※	38	21	20	19	22
日生NT文化センター	108	185	98	58	59
浅野二号文化センター	75	77	71	78	74

大野東部文化センター	128	109	90	98	81
川東上文化センター	158	126	102	98	67
浅野四号文化センター	139	114	126	99	81
大野下文化センター	75	88	81	112	70
川東下文化センター※	82	82	126	121	107
大野北部文化センター	142	159	82	138	146
大野南部文化センター※	69	103	96	152	119
上部会館	142	128	144	152	103
浅野一号文化センター※	194	217	212	188	187
関集会所	3	3	3	3	3
知恵の輪会館	27	26	21	18	15
西山ふれあいセンター	8	10	9	10	10
一ッ内集会施設	12	58	57	12	12
塩江町東地集会所	7	7	7	7	7

※屯所を併設

③ 牟礼総合センター

当センターは、3つの集会場を管理する。

牟礼南会館は、元は地区公民館だった施設であり、ほぼ毎日利用者がいる。

3施設の中では、規模が大きい庵治やすらぎ会館は、利用者がほぼ固定されている。

深間ふれあいセンターは、地元住民が利用している。

3) 歳入、歳出

高松市歳入歳出決算事項別明細書では、区分して計上されていなかったため、推移は作成していない。

(3) 現状及び課題

総合センターで管理する施設の多くが、高松市公共施設再編整備計画によると、地元譲渡を検討する、とされている。各センターでは、これを受けて、地元と協議を行っているが、引き受ける意思を表明する、あるいは前向きに検討する、という姿勢は示されていないようである。その要因として、センターでは、次のようなことを挙げている。

- ・維持管理の経費をどのように負担するのか、検討が難しい。
- ・古い施設については、撤去費の負担が想像されるため、譲受は難しい。
- ・譲渡時の条件が明確でないので判断できない。

また、香川総合センターでは、旧香川町の13の集会場は、消防の屯所と併設されているなど、防災拠点の機能を持つものもあることから、一概に廃止なども検討しにくいとのことである。

また、用途廃止するにしても、施設の撤去費の予算化が難しいとのことである。

(意見-共通⑤) 地元譲渡とされていた施設については、方向性が利用者管理に転換しており、次期計画策定以前にも、実情に合った方向性への転換を速やかに実施できる仕組み作りが望まれる。

(意見-共通③) 用途廃止される施設については、リストアップされている。このうち、廃止・取り壊しが必要であるものについてのリストを作成し、優先順位とその理由について記載し、何らかの形で公表することが望まれる。

維持管理とされている国分寺会館については、一般的に維持管理のために、15年、30年ごとなどに行われる大規模修繕について、予算化することが難しいとのことであった。

学校のように、複数の施設を長期間使用する担当部署では、組織的に長寿命化を検討する仕組みが作られているが、総合センターなどで管理する施設については、長寿命化を独自で検討することが難しい。

日常的な維持管理をする部署と、市の施設の長寿命化を検討する部署を区分することについて、検討が望まれる。

維持管理する、とした施設については、漏れなく長寿命化の検討を実施できる体制とすることが望まれる。

22 老人いこいの家

(1) 概要

1) 設置目的等

高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的として設置されている。昭和 40 年 4 月 5 日社老第 88 号各都道府県知事あて厚生省社会局長通知に基づく補助事業として実施されたと
思われ、高松市では、主として公園敷地内に、昭和 50 年から 60 年にかけて 11 か所に設置
されている。平屋建ての小規模な建物であり、集会所などの用途に使われてきた。

2) 諸計画

施設に固有の計画はない。

3) 条例 なし

4) 新型コロナウイルスの影響

運営自体を地区老人いこいの家運営委員会に委託しているが、利用については、高松市の
管理規程等に沿って行うよう要請している。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

(単位：千円、㎡)

	施設数	※取得	※帳簿価額	うち土地	建物面積	土地面積
合計	11	70,993	32,008	23,474	585.5	189.4
旧高松市	9	40,708	10,777	10,777	378.8	0.0
庵治町	1	5,047	3,393	0	74.0	74.0
牟礼町	1	25,237	17,838	12,697	132.7	115.4
旧町小計	2	30,285	21,231	12,697	206.7	189.4

※平成 30 年度末固定資産台帳データより監査人が集計したもの。建物・土地の面積は、高松市
公共施設再編整備計画の施設カルテを集計している。

なお、土地については、公園用地に含まれている施設が多いと思われ、11 の施設のうち、土
地の取得費が計上されているものは 3 施設のみである。

多くは、建物の帳簿価格が 1 円であるため、期末帳簿価格とそれに占める土地の金額が近似
している。

2) 維持費

運営は、光熱費負担も含めて使用者が行うため、市が負担する通常の維持費は極めて少額
である。

しかし、建物の老朽化や、災害の影響により、修繕が必要となるケースもあり、その場合
には、高額のコストがかかることもある。

3) 利用状況

11 施設の利用状況は次のとおりである。

(単位:人)

施設名	設置年	旧	H27	H28	H29	H30	H31
新北荘	S55	旧高松	1,456	1,614	1,779	1,479	1,031
二番丁荘	S53	旧高松	1,980	1,662	1,626	1,474	1,241
西二番丁荘	S54	旧高松	977	1,018	1,290	1,114	64
花畑荘	S53	旧高松	651	582	775	988	3,016
栗林藤塚荘	S55	旧高松	876	576	1,045	1,115	1,057
白梅荘	S50	旧高松	913	828	813	788	361
亀阜荘	S50	旧高松	2,097	2,127	2,491	2,141	1,627
楠上荘	S51	旧高松	1,514	1,253	1,334	1,040	988
披雲荘	S52	旧高松	0	0	0	0	0
庵治朝日児童公園いこいの家	S55	旧庵治	54	90	36	42	0
牟礼いこいの家	S60	旧牟礼	2,863	2,437	2,120	1,742	840
合計			13,381	12,187	13,309	11,923	10,225

(3) 現状及び課題

1) 現状

旧高松市に偏在する施設である。

11 施設のうち 8 施設では、市の高齢者福祉施策である補助事業が実施されているが、他の 3 施設については、次のような問題がある。

披雲荘は、台風による浸水被害のために長期間使用停止されている。解体するためには隣接する土地に足場を組む必要があるが、土地の利用者との協議が整っていないとのことである。

西二番丁荘は、高齢化や病気等の理由で、令和 2 年 7 月中旬に老人いこいの家西二番丁荘運営委員会から、運営委員会解散の申し出があったとのことである。

庵治朝日児童公園いこいの家は、地元住民から、施設の用途廃止及び解体の要望を受けたことから、高松市公有財産事務取扱規則第 24 条の規定に基づき、施設の用途を廃止した。

2) 課題

老人いこいの家は、高松市公共施設再編整備計画の施設カルテでは、施設の維持管理は利用者が行っているため、市の負担は小さいが、大規模な修繕を行わなければ施設が維持できないような場合には、機能移転や統廃合の検討が必要とされている施設である。

集会施設等、地元の市民が利用する施設に共通する課題であるが、適正配置の基準が明確でないなどの理由で、統廃合も行われにくい。

当施設においては、敷地が公園であることから、譲渡にも適さないものが多いと思われる。施設を廃止する基準が明確でないことから、利用度が低くなっても、利用者がいる限り維持される。

高松市は、用途廃止、転用あるいは除却の手続きを迅速に行えるような仕組みを作ることが望まれる。披雲荘のように、諸事情で解体や売却が難しい施設もある。

(意見-共通①) 用途廃止され、倉庫として使用されている施設も多く見られる。また、一部のスペースが長期間利用されないまま、維持管理することとされる施設もある。現状、倉庫として利用されている施設と、倉庫として利用可能なスペースをリストアップしたうえで、倉庫機能を集約することについても、検討することが望まれる。

(意見-共通④) 廃止が決まっているものではなくとも、施設の利用が著しく低下した場合も、担当部署以外の部署により、維持管理が適切か、検討される仕組みとすることが望まれる。

(意見-共通⑩) 長期間保有している土地や、当面利用しない施設について、地元住民、市役所職員及び広く市民からの利用案を公募することが望まれる。

(意見) 利用の少ない3施設については、用途廃止及び転用を検討することが望まれる。



西二番丁荘 2021.1月



庵治朝日児童公園いこいの家 2020.12月

23 たかまつミライエ（こども未来館）

(1) 概要

1) 設置目的等

たかまつミライエは、高松市の最近建設した施設の中でも建設費の大きな施設である。市民文化センターの後継施設として、市民の意見を取り入れながら跡地に建設された。

こども未来館、平和記念館、夢みらい図書館、男女共同参画センターの4つの施設が入った複合施設であり、子どもたち主体ではあるが、幅広い世代を対象としている。児童福祉法上の児童館ではない。



全景（高松市 HP より）

2) 諸計画

特別な計画はない。子ども関連の施設については、広くは子ども・子育て支援推進計画に関係し、事業の実施拠点になっている。

3) 条例 高松市こども未来館条例及びその施行規則

4) 新型コロナウイルスの影響

市の方針に合わせて休館等行ってきた。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

総工事費は、解体工事費 6.5 億円を合わせて約 56 億円とされている。財源のうち、合併特例債の発行額は、約 50 億円である。

(単位:千円、m²)

土地	取得価額	期末価額	土地面積	総延床面積
0	4,044,351	3,728,388	3,111.8	6,845.7

※平成 30 年度の固定資産台帳より監査人が集計。面積は、高松市公共施設整備再編計画の施設カルテ及び高松市市政概要より。

2) 利用状況

たかまつミライエは複合施設であるが、そのうち、こども未来館の推移は次のとおりであ

る。

項目	単位	H29	H30	R1
利用者数	人	121,930	132,322	123,257
みんなのひろば・プレイルーム		76,597	80,443	73,871
プラネタリウム		20,951	20,880	18,370
こども未来館学習		4,558	4,821	4,861
運営費	千円	109,929	104,553	99,696
子ども・子育て支援事業費		29,975	21,488	19,981
学習体験事業費		35,327	36,119	32,013
光熱費・電話料		11,750	12,262	11,435

前身の市民文化センターから、存続を求める声が多かったプラネタリウム・図書館機能を併せ持ち、小学生等への校外学習も継続されている。多額の整備費をかけた事業であるが、利用者も多い。

(3) 現状及び課題

1) 現状

子ども関連でも体験学習コーナー、みんなのひろば、プレイルーム、ファミリー・サポート・センター、科学展示室、昆虫標本展示室、科学体験ひろば、プラネタリウムという多様な施設が含まれており、それに加えて、男女共同参画センター、図書館、平和記念館、中西太コーナーなど、多様な機能を含む施設である。男女共同参画センター以外は、それぞれ、直営で運営されている。

2) 課題

高松市は、原則的に全ての施設で、指定管理者制度の導入を前提として検討することとしているが、たかまつミライエのような複合施設は、他に例がないということであり、直営で運営されてきた。

今後は、指定管理者制度の導入も検討してゆくとの事であり、指定管理者の業務の範囲など、現状を踏まえて判断してゆくものと思われる。

24 夜間診療所及び駐車場

(1) 概要

高松市は、夜間の1次救急医療を行うことを目的とし、高松市夜間急病診療所を設置している。内科、小児科を毎日夜19時半から23時半まで診療しており、耳鼻科、眼科はそれぞれ週に1日診療している。外科関係の診療は実施していない。従来は、高松市保健センターに併設されていたが、受診者数が増加し、施設及び駐車場が狭隘となったことから、高松市医師会館の新設に併せて、会館内に移転された。診療業務は、建物の所有者である高松市医師会が指定管理者として運営している。

平成30、31年度の高松市公の施設指定管理者導入施設に対する評価はAと高評価である。

また、隣接した駐車場は、市が建設したものであり、旧文化センターの敷地内に建設された当施設と、複合施設ミライエの利用者は、それぞれ3時間、1時間が無料とされている。このため、夜間診療所の利用者は、ほぼ無料で利用できる時間設定になっている。



救急は、病状の緊急度合などから、1次から3次までに区分されており、1次救急は、自分で来院できる状態の症状の軽い者を対象とする救急である。緊急性が高い場合、2次救急に転送する。医療機関が当番で夜間診療するシステム(輪番制)による夜間救急と併用される。2次救急は、入院を必要とする救急医療であり、24時間受け入れ態勢を整えるなど、一定の基準を充たす医療機関から指定される。3次救急は、さらに高度な救命救急と位置付けられる。香川県の3次救急には4施設が指定されており、うち2施設は、高松市の属する2次医療圏に置かれている。

(2) 投資額及び利用状況

1) 投資額

診療所の建物は、指定管理者である高松市医師会が建設した高松市医師会館の中にあり、市は無償で借りている。一方、敷地は旧文化センターの土地であり、市の規定に基づき計算された使用料で貸し付けている。(令和2年度は2,315千円)

土地については、令和6年8月までに高松市医師会が購入する予定とのことである。

	分類	取得	帳簿価額	土地	土地面積	総延床面積
単位	-	千円※1		㎡※2		
診療所	普通財産	0	0	106,300	2,244.7	649.4
駐車場※	行政財産	326,848	283,704	0	2,524.0	-
合計	-	326,848	283,704	106,300	4,768.7	649

※1 平成30年度固定資産台帳から監査人が集計。帳簿価額は平成30年度末のもの。駐車場の土地は、他施設に含まれているものと思われる。

※2 高松市より入手。

駐車場は自走式3階建て、駐車台数は合計112台。1台あたり整備費は、2,918千円。

2) 利用状況

① 夜間急病診療所

公の施設指定管理者導入施設に対する評価及び市から入手した資料によると、利用及び指定管理料の推移は次の通りであり、近年、利用が減少している。夜間1次救急は、夜間に発症して困った時に受診するものであり、仕事があるから夜間に受診したい、というような利用は不適切とされる。施設の目的に沿った適正受診を呼びかけるべき施設であり、患者数が減少しても、施設の設置目的が失われるものではない。

年度	単位	H27	H28	H29	H30	R1
内科	人	6,455	7,131	7,134	6,637	6,063
小児科		8,863	8,447	8,466	7,427	7,028
耳鼻咽喉科		210	231	217	178	144
眼科		169	217	203	179	160
合計		15,697	16,026	16,020	14,421	13,395
一日平均		42.9	43.9	43.9	39.5	36.6
2次転送者数		500	455	426	392	397
収入	千円	168,610	171,766	172,506	154,934	145,058
支出		171,404	167,499	167,236	168,776	173,773
差額		△ 2,794	4,267	5,270	△ 13,842	△ 28,715

※市担当部署より入手

② 駐車場

駐車台数は112台であり、夜間診療所の一日の平均利用者数は37名である。新型コロナウイルス発生後は、受診者も減少しているが、それ以前には、インフルエンザの流行時期などには、内科の受診者数が1日に100名を超えることがあったとのことである。全員が自家用車で来るわけではないが、併設の駐車場として見ても、過大な規模ではないと考えられる。

概ね1日当たり1区画2台が利用しており、利用度は高い。駐車場収入も経費を毎年1千万円程度上回っており、投資額を回収できる施設であるといえる。

年度		単位	H29	H30	R1
駐車 場利 用者	夜間急病診療所 ①	台	15,673	14,241	13,502
	たかまつミライエ②		62,500	72,349	69,604
	一般		13,124	12,500	12,512
	合計⑤		91,297	99,090	95,618
⑤÷365÷112 1区画1日当り利用数		-	2.2	2.4	2.3
夜間急病診療所利用者数 ③		人	16,020	14,421	13,395
こども未来館利用者数 ④			121,930	132,322	123,257
①÷③		人	0.978	0.988	1.008
②÷④			0.513	0.547	0.565

※高松市担当部署より入手。こども未来館はたかまつミライエ内の主要施設。

(単位：千円)

年度	H29	H30	R 元	R2 予算
駐車場使用料収入	14,444	14,927	14,395	18,612
委託料	2,981	2,981	3,008	3,036
光熱水費	606	565	442	586
消耗品費	222	216	216	220
修繕費	35	65	0	0
支出総額	3,844	3,827	3,666	3,842
収支差額	10,600	11,100	10,729	14,770

※高松市担当部署より入手

3) 他市等の状況

高松市立のみんなの病院は2次救急を行う。

近隣中核市を見ると、松山市では、高松市と同様に市が診療所を設置しており、高知市では、医師会が設置している。また、歯科については、高松市歯科医師会が設置している。

必ずしも市が置かなくてはいけない機能ではないが、中核市の多くは、同様の施設を設置しているとのことである。

(3) 現状及び課題

1) 現状

① 夜間救急診療所

新しい施設であり、設置目的に沿って運営されている。新型コロナウイルスの流行により、利用状況は当面低い水準で移行すると思われる。

運営については、定期的に指定管理者と協議しながら進められており、市の担当部署も現状を十分把握している状態である。設置する備品や薬品などについても協議されている。

夜間診療所の備品は、市が設置し、比較的高価な医療機器や、持ち運べるものも含まれる。

令和2年備品台帳によると、取得価格の合計は、73,820円である。

(指摘事項) 市が設置した備品について、現物と台帳の照合が行われていない。定期的に照合する必要がある。

② 駐車場

駐車場の利用状況は良好であると言える。夜間急病診療所の利用者の移動手段は車が主になると思われる。夜間割引を使用した駐車台数と、診療所の利用者数はほぼ一致しており、整合している。ミライエは複合施設であり、そのうちこども未来館の利用者数と駐車場利用

者数を比べると、半分程度になる。こども未来館の利用者は、学校からバスで来たり、家族の車で来たり、公共交通機関や徒歩、自転車で来たりと必ずしも自家用車を利用するとは思われないため、それぞれの利用者数は整合していると思われる。

3) 課題

① 夜間診療所

高松市医師会を指定管理者としているが、通常に勤務する会員が交代で勤務している。小児科については、医師数が減少しており、今後は、毎日運営することが難しくなる可能性もあるとのことである。新型コロナウイルスの影響により、医療機関の受診が減っているが、中でも小児科は大きく減少しているとみられている。今後の小児夜間救急を継続するためにも、高松市は何らかの手立てを考える必要がある。

高松市では、夜間に開院する医療機関は少ないが、大都市では、夜間や休日に開院する医療機関も見られる。最近の利用者は減少しており、何らかの事情で利用が大幅に少なくなった場合、その原因を検討し、施設の規模について、検討が必要であると思われる。利用状況を注視しながら、市が設置する診療所として、継続するべきか、また、利用料金制へ移行するべきではないかなど、施設の位置づけや運営方法等の検討をする必要はあると思われる。現在のところ、インフルエンザなどの流行の状況により、診療報酬の額が大きく影響されることから、安定した運営をするためには、利用料金制への移行は困難であるとの事である。

指定管理者と定期的に意見交換を行い、施設の運営方法について、協議されている状況にある。状況が著しく変化した場合には、施設の運営方針についても、協議が行われるものと思われる。

② 駐車場

近隣に用があつて来た人が、当駐車場を利用し、ちょっとミライエに寄って1時間無料にする、ということはあると思われる。本来の目的からすると不正利用にはなるが、それを防ぐために、コストをかけて何らかの手段を講じることも適当ではないと思われる。

25 公園

(1) 概要

1) 設置目的等

公園は、その成り立ちから、都市計画上の公園と、その他の公園に区分できる。高松市には、令和2年8月時点で、305の都市公園・緑地等がある。この中には、玉藻公園のような歴史公園や、橘ノ丘総合運動公園のように、体育館やグラウンドを備えた運動公園もあり、それぞれ、文化財課、スポーツ振興課など、その性質に応じた部署で管理されている。

高松市の市民1人当たりの都市公園面積は、中核市平均より小さいことから、整備水準が低いと認識されている。

公園には、都市公園以外のものもある。道路整備に合わせて作られることの多い、面積の小さいポケットパークから、公園区域の広い自然公園や森林公園までさまざまである。

2) 諸計画 都市公園については、都市計画に基づき、利用エリアの小さい街区公園から、広域公園まで整備される。

公園内の市有の建築物については、高松市公共施設再編整備計画において、総量、配置等の適正化の検討がなされているが、便所等の便益施設は、必要性の観点から、全て継続使用とされている。一方、運動公園内の体育館等は、スポーツ施設の分類で検討されている。

3) 条例 高松市都市公園条例及び施行規則ほか

4) 新型コロナウイルスの影響

運動公園など、公園内の施設は、高松市の定める基準に沿って閉館等行った。公園内遊具も、駐車場を備えた大型遊具のある公園を一時使用停止とした。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費・分布

都市公園とそれ以外の公園について、合併前の地域ごとに集計すると、次のようになる。

都市公園以外の公園としては、公園緑地課が作成している、都市公園のリストには入っていないもので、他の課で管理している公園と、固定資産台帳の名称が「公園」と明記されているものを入れている。栗林公園など、県の設置する都市公園については、金額データはないが、施設数、開設面積には含まれる。旧香川町、香南町では、数の上では、都市公園が少なく、農村公園の比率が高い。

項目	施設	取得価額	期末価額	土地	開設面積
単位	数	千円			m ²
都市公園	195	8,840,223	1,850,308	17,036,355	2,783,562
それ以外の公園	2	16,535	4,602	379,046	0
旧高松市計	197	8,856,758	1,854,910	17,415,402	2,783,562
都市公園	23	1,810,486	1,035,214	970,688	197,073

それ以外の公園	1	325,774	56,033	21,335	7,400
旧国分寺町計	24	2,136,261	1,091,247	992,023	204,473
都市公園	22	79,789	42,448	96,373	7,900
それ以外の公園	9	550,152	125,286	83,213	14,355
旧香川町計	31	629,941	167,733	179,586	22,255
都市公園	5	241,070	128,612	944,268	470,621
それ以外の公園	5	329,346	68,942	20,891	13,146
旧香南町計	10	570,416	197,554	965,158	483,767
都市公園	6	6,050	3,219	9,723	605
それ以外の公園	2	212,569	106,024	101,990	10,166
旧塩江町計	8	218,619	109,242	111,713	10,771
都市公園	46	1,386,693	395,187	1,102,613	127,901
それ以外の公園	2	33,882	18,025	46,950	0
旧牟礼町計	48	1,420,575	413,212	1,149,563	127,901
都市公園	9	2,525,790	2,165,540	1,742,579	242,068
それ以外の公園	2	21,977	8,366	5,560	0
旧庵治町計	11	2,547,768	2,173,906	1,748,139	242,068
都市公園計	306	14,890,102	5,620,527	21,902,600	3,829,729
それ以外計	23	1,490,235	387,277	658,984	45,067
合計	329	30,190,928	9,833,338	43,369,468	7,507,524

※金額データは、固定資産台帳 30 年度末から監査人が集計。面積データは、公園緑地課及び農林水産課より入手。都市公園以外の公園のうち、開設面積が不明のものは「開設面積」欄の合計に入っていない。なお、土地改良課の管理する農村公園は、建設費が 3 億円以上かかっているが、固定資産台帳には数千万円の計上であった。名称から名寄せして集計したため、漏れているものもある。概ねの目安と考えていただきたい。以下この項の表出典は同じ。

令和 2 年 4 月の登録人口（高松市のホームページより入手）を用いて、地区別の整備状況を比較すると、次のようになる。

香南町には、高松空港とともに開設された香川県の空港公園と、新しく開設されたりんくうスポーツ公園の 2 施設があるため、住民 1 人当たりの都市公園面積は広がっている。

旧庵治町は、新しく設置されたあじ竜王山公園が投資額、面積ともに大きい。さらに、庵治町の創造の森、御殿山園地は森林公園であり、面積データはないが、広い範囲が公園とされている。

項目	施設数	人口※	取得価額		開設面積	
			千円	千円/人	m ²	m ² /人
旧高松市	195	342,761	25,876,578	75	2,783,562	8.1
旧国分寺町	23	25,053	2,781,175	111	197,073	7.9
旧香川町	22	24,324	176,162	7	7,900	0.3
旧香南町	5	7,747	1,185,338	153	470,621	60.7
旧塩江町	6	3,026	15,773	5	605	0.2
旧牟礼町	46	18,101	2,489,306	138	127,901	7.1
旧庵治町	9	5,695	4,268,369	749	242,068	42.5
合計	306	426,707	38,914,382	91	3,874,796	9.1

平成 30 年度末の固定資産台帳より、平成 26 年度以降の各年度の取得合計が 1 億円以上の施設のうち、公園に関するものは次のとおりである。(運動公園を除く)

あじ竜王山公園は、平成 18 年の合併時の建設計画に基づき、設置されたものである。

施設名	取得額 (千円)	年度
あじ竜王山公園	2,303,618	H29
太田南皿井公園	118,332	H29

※あじ竜王山公園の固定資産台帳記載の取得額は、市固定資産税の平均値で算出されており、実際の取得額は 160,005 千円であるとのことである。

このほか、スポーツ施設として開設されたものは次の通りであり、このうち、りんくうスポーツ公園も、合併時の建設計画に基づき設置されたものである。

施設名	取得額 (千円)	年度
高松市立東部運動公園	203,700	H26
りんくうスポーツ公園	112,358	H26
りんくうスポーツ公園	512,415	H27
りんくうスポーツ公園	392,000	H29
りんくうスポーツ公園	136,758	H30

なお、都市公園のうち、固定資産台帳に計上されている取得価額が 10 億円を超えるものは次の 6 件である。東部運動公園、平和公園は、それぞれ体育施設、墓地施設を含む。

(単位：千円、㎡)

公園名	取得価額	期末価額	うち土地	開設面積
高松市東部運動公園	5,518,859	5,468,840	5,110,477	472,000
峰山公園	4,091,727	2,489,913	2,424,074	152,818
あじ竜王山公園	3,766,286	3,519,826	1,469,364	221,780
平和公園	2,786,702	1,580,506	1,523,452	118,600
玉藻公園	2,250,458	2,246,858	2,240,458	84,097
中央公園	1,079,597	570,966	495,818	35,196

2) 利用状況

公園内の施設については、指定管理者などが利用状況を把握しているものもあるが、通常の都市公園について、公園自体の利用者数はカウントしていない。

3) 運営方法

公園緑地課が所管する公園のうち、街区公園等の小規模な公園の多くは、地元住民で構成された公園愛護会等が清掃等の日常的な管理を行っている。大規模な公園は、指定管理者制度を導入しており、全て、香川県造園事業協同組合が指定管理者となっている。公園緑地課が所管する公園のほか、運動公園については外郭団体である公益法人高松市スポーツ協会が指定管理者であり、玉藻公園については、公園緑地課と同じ指定管理者である。

平成30年度の、公募された公園に関する高松市公の施設指定管理者導入施設の評価を見ると、次表の通りである。

(単位：千円、人)

施設	指定管理者	評価	H30 指定管理料	収入	H30 利用者
中央公園ほか25園	香川県造園事業協同組合	B	26,675	1,347	-
あじ竜王山公園		B	8,139	79	21,000
高松市峰山公園		B	22,300	779	163,338
牟礼中央公園ほか4園		B	18,450	173	21,485
仏生山公園ほか3園		B	34,415	2,076	-
公園緑地課小計			109,979	4,454	205,823
玉藻公園	香川県造園事業協同組合	A	52,644	28,368	202,161
14農村公園	有)溝渕造園	B	5,280	0	-
東部運動公園	公財)高松市	A	26,594	21,556	274,783
りんくうスポーツ公園	スポーツ協会	A	2,571	3,063	28,844

※H31.4から、あじ竜王山公園は、牟礼中央公園外4公園に加えて管理されている。農林水産課の管理する14の農村公園のみ、個別事業者が指定管理者となっている。

大規模な事業者のみ、応募可能である状態が、競争性を低くし、同一の事業者が応募している可能性がある。公園のエリアをまとめた方が、効率的に管理できるとの判断と思われるが、大規模な公園は仕方がないにしても、指定管理に出す施設のまとめ方を見直し、公募による応募者が同一者のみとならないよう、競争性を高める工夫が必要であるように思われる。

また、運動公園について、公財) 高松市スポーツ協会が管理する部分と、香川県造園事業協同組合が管理する部分に分かれている施設もある。



橘ノ丘総合運動公園遊具



同園全景

これについて、業務については打合せして実施されている、と記載されているが、主として管理する団体から、他団体へ、必要な部分を委託することにより、指揮命令系統がすっきりするような施設はないか、検討が必要と思われる。この場合、同一施設を管理する他の部署とも協議が必要となる。

(意見) 指定管理者を公募する際の業務の内容について、競争性を高くするよう、見直すことが望まれる。

4) 歳入・歳出

高松市歳入歳出決算事項別明細書から、公園費を抜き出すと、次のようになる。

(単位：千円)

	H27	H28	H29	H30	R1
公園費 ①	1,151,435	1,597,667	621,142	487,419	545,286
※うち委託料 ②	214,896	187,967	167,074	163,183	162,802
※うち請負費 ③	272,484	334,516	289,109	248,886	306,491
※うち公有財産購入費 ④	583,275	996,597	86,070	0	0
①-③-④=⑤	295,676	266,554	245,964	238,532	238,794
⑤-②	80,780	78,587	78,889	75,349	75,993

※高松市歳入歳出決算事項別明細書より。

委託料には、指定管理者等に支払う管理費のほか、公園の設計委託等に係るものも含まれ

る。このため、建設の多い年の委託料は増えているが、通常の管理費は、委託料にその他の費用が8千万円弱で大きな変動なく推移している。

5) 他市比較

中核市市長会の公表する各種数値のうち、都市公園関連のものを比較してみた。令和元年度の60の中核市のうち、県庁所在地である27の市と高松市を比べると、高松市は、一人当たり公園面積、公園数ともにやや少ないことがわかる。

一方、行政面積当たりの整備水準は、やや高い部類に入る。都市公園面積は、行政面積の1.03%を占めており、27市平均、60市平均ともに上回っている。

1公園当たりの面積は、順位を見ると、中程度であるが、27市平均、60市平均を上回っており、やや大型公園が多い部類に入る。

項目	単位	順位	高松市	60市平均	27市平均	最高値		最低値	
1人当たり都市公園面積	㎡/人	20	9.1	10.7	12.0	宮崎	23.6	那覇	5.7
都市公園数	-	15	296	405	405	富山	1,121	甲府	58
1公園あたり行政面積	km ²	13	1.269	0.984	1.271	那覇	0.242	青森	5.726
公園面積が行政面積に占める比率	%	13	1.03	0.95	0.84	那覇	4.59	鳥取	0.32
1公園当たり平均公園面積	m ²	14	13,095	9,317	10,639	甲府	43,404	高知	3,852

(3) 現状及び課題

公園は、利用する市民から見ると、例えば街区公園と小規模な農村公園は同じ機能であるように見えるが、市の担当部署では明確に都市公園なり、農村公園なり、運動公園なりの設置根拠や目的の違い等を認識し、それぞれに管理している。

公園緑地課所管の公園では、小さな公園の多くは、地元住民で構成された公園愛護会等が清掃等の日常的な管理を行っているが、農林水産課では、小さな公園もまとめて、指定管理者が管理している。

固定資産台帳を見ると、交通公園や児童公園、海浜公園や緑地帯など、都市公園に類似すると思われる施設が多数みられる。

農村公園の中には、小規模なものも含まれる。また、遊具の点検業務などは、エリアごとに取りまとめて実施されている。管理方法等について、情報交換を行うことが望まれる。



比較的小規模な伽羅土農村公園

なお、最近建設されたあじ竜王山公園は、地元の特産である庵治石のモニュメントがちらりばめられたアート空間になっている。

固定資産台帳を見ると、アート作品としては、瀬戸内国際芸術祭の参加作品である陸橋「ウォッチタワー」5千4百51万円、モニュメントとして約260万円などが計上されている。多額の投資をした公園であり、公園からの眺望も素晴らしいが、やや認知度低いように思われる。自家用車がなければ個人では行きにくい場所であり、コロナ禍が収まったのちには、観光振興と併せて広報することが望まれる。



あじ竜王山公園 全景



あじ竜王山公園 モニュメント

26 道路

(1) 概要

1) 設置目的等

道路のうち、国土交通省系の予算で市道として整備されたものは、道路管理課が管理する。県や国が整備した道路は含まれない。ただし、市に移管された道路については、市が管理を行う。このほか、市の管理する道路の主なものとしては、土地改良課所管の農道、農林水産課所管の林道などがあり、港湾区域内の市道認定を受けていない臨港道路は河港課が管理する。

農道についても、都市計画区域の用途地域が定められている区域内の農道は、主に道路管理課で管理されているとのことである。

2) 諸計画 建設について、都市計画など。維持管理について、長寿命化計画など。

3) 条例 多数

4) 新型コロナウイルスの影響

特になし。

(2) 投資額及び利用状況

1) 建設費

① 既存施設

固定資産台帳から用途が道であるものを抽出した表が、次のとおりである。台帳を見ると、取得費が1円とされているものも多いが、道路に関する土地の取得費も含めると、市のインフラ施設の中でも、最も金額が大きなものと思われる。ただし、譲渡等の処分ができる性質のものではない。換金性のない、維持費のみかかる資産であるが、生活に必要なインフラである。

(単位:千円)

	道路	道路整備用地	公衆用道路	農道	林道
取得費	330,593,964	32,655	67,865	2,811,189	7,157,222
30年度末帳簿価額	149,156,853	32,655	67,865	1,567,688	2,486,656
固定資産台帳行数	53,676	86	31	1,346	431

※平成30年度末固定資産台帳データより監査人が集計したもの。

② 新設及び更新と維持費

平成27年度から5年間の取得費、維持管理費等は次のように推移している。建設費の一部が、国及び県により負担されるものもある。なお、次に示す維持費は、農道、林道は含まれないものである。

(単位:千円)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
建設費	1,648,522	1,801,365	2,145,661	1,271,178	1,603,925
維持管理費	1,625,107	1,797,870	2,005,291	2,022,796	1,930,895
合計	3,273,629	3,599,235	4,150,952	3,293,974	3,534,820
H27 を 100 とする数字	H27	H28	H29	H30	R1
建設費	100	109.3	130.2	77.1	97.3
維持管理費	100	110.6	123.4	124.5	118.8
合計	100	109.9	126.8	100.6	108.0

平成 30 年度末の固定資産台帳から、取得日が平成 25 年度から 29 年度に属するものを集計すると次のようになる。平成 26 年度は、取得費等少額であるが、個別に見ると、前述のとおり取得費が 1 円とされているものが多いと思われる。これは、国の統一的基準による固定資産台帳の整備が平成 28 年度決算から開始された際、27 年度以前に取得した固定資産の開始時簿価について、総務省の手引きに「原則として、事業用資産とインフラ資産の開始時簿価については、取得原価が判明しているものは、その取得原価とし、取得原価が不明なものは、再調達原価とするが、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、備忘価額 1 円とし、開始後については、その取得原価とすること」と定められているためである。

(単位:千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	合計
取得費	297,650	5,009,698	2,406,812	2,880,048	1,682,057	12,276,264
H26 を 100 とする数字	5.9	100	48.0	57.5	33.6	245.0
30 年度末帳簿価格	274,103	5,004,332	2,283,651	2,800,067	1,682,057	12,044,209
固定資産台帳行数	442	335	305	267	221	1,570

※平成 30 年度末固定資産台帳データより監査人が集計したもの。

同データより、年度ごとの取得価格合計が 1 億円を超えるものは、次のようになる。毎年、相当の道路投資が行われている。

H27		H28		H29		H30	
増加合計①	21,305,297	増加合計①	22,479,765	増加合計①	29,522,785	増加合計①	11,141,783
街路 木太鬼無線	2,433,238	木太鬼無線	591,657	木太鬼無線	520,859	屋島 3 8 号線	51,273
街路 高松海岸線	1,019,201	下川原北線 道路用地	292,135	屋島 3 8 号線	327,845	尾池丸田線道路改良	139,861
街路 郷東檀紙	241,345	朝日町仏生山線	141,620	朝日町仏生山線用	274,920	朝日町仏生山線用地	122,177
仏生山円座線	119,369	高松海岸線 (屋島工区)	135,610	明神永之谷線用地	119,696	池田 1 号橋架替	116,038
小計②	3,813,152	仏生山円座線	133,695	下川原北線橋梁上	117,422	屋島大橋	105,150
		小計②	1,294,717	城渡吉光線用地	103,876	小計②	534,498
				小計②	1,464,616		
②÷①%	17.9	②÷①%	5.8	②÷①%	5.0	②÷①%	4.8

合併特例債を財源とする道路投資は、令和元年までに発行された合併特例債の 10%を占め、合併時の投資計画の中でも一定のウエイトを占める事業である。

項目	単位	数値
市町合併支援道路整備事業（市施行）	千円	2,670,600
市道整備事業		2,461,000
小計①		5,131,600
合併特例債②		49,291,000
①÷②%	%	10.4

2) 利用状況

道路の拡幅事業は、毎年おおむね 40 から 50 か所で開催されている。

実施箇所は、平成 28 年度以前については要望に基づく路線（旧要望路線）のほか、28 年度以降については、高松市生活道路整備事業事務処理要綱に基づき採択となった路線のうち、優先度判定の高い短期整備路線で、いずれも地元の合意形成が固められた区間である。

逆に、利用が少ない道路でも、必要とする市民がいる場合、維持する必要があることもあり、道路の廃止、という視点で見ることはない。これまでに、公共事業の施行に伴い、公益上の他の目的のために市道を廃止した事例などがある。橋梁については、長寿命化計画を策定するとともに、新しい道路が設置されたなどの理由で、利用が減少している路線の橋梁については、維持管理を行わず、撤去することも検討している。

3) 他市比較

中核市市長会の公表する各種数値のうち、関連の道路関係の数値を比較してみた。

令和元年度の 60 の中核市のうち、県庁所在地である 27 の市と高松市を比べると、高松市の道路総延長に占める市道の割合は、84%で、27 市の中で大きい方から 16 番目と、市道の比率は低く、60 市、27 市の平均を共に下回っているが、一方で国道・県道等の幹線道路の整備率が高いことが分かる。

また、市民 1 人当たりの市道の長さを比べると、16 位であり、道路総延長も 15 位と、高松市は市民 1 人当たりで見ると、市道の整備率は高い方ではない。

一方、市道の延長を行政面積で除した数字を比べると、高松市は 7 位と上位に入り、60 市、27 市の平均を共に上回っており、市の行政面積当りで見ると、市道の整備率は高い部類に入る。

道路総延長に占める市道の割合									
単位	順位	高松市	60 市平均	27 市平均	最高値		最低値		
%	16	84.06	86.66	85.18	前橋	92.68	鳥取	72.08	

市民1人当り市道延長								
単位	順位	高松市	60市平均	27市平均	最高値		最低値	
m	16	5.6	5.3	6.2	前橋	12.1	那覇	1.3
市民1人当り道路総延長								
単位	順位	高松市	60市平均	27市平均	最高値		最低値	
m	15	6.7	6.1	7.3	長野	13.3	那覇	1.5
市道延長km÷行政面積km ²								
単位	順位	高松市	60市平均	27市平均	最高値		最低値	
km/km ²	7	6.3	4.9	4.3	前橋	13.0	秋田	2.2

(3) 現状及び課題

1) 現状

計画に基づき、順次用地取得されている。取得したものの供用されていない道路用地のうち、20年以上前に取得したものは1路線3,248㎡であり、10年以上20年未満のものは近接した2路線で、それぞれ5,445.91㎡と140.06㎡である。

20年以上保有している道路用地3,248㎡の取得価額は、合計で745,967千円と多額であり、㎡単価も当時は約23万円と高額なものであるが、現在も同工区の用地取得を順次進めており、道路予定地の一部として継続して保有している。なお、この部分は、工区総延長約670mの東端部分であるものの、高架区間に接続する箇所であることから、先行して一部供用できない状況にある。

2) 課題

道路は、インフラとしてのウエイトも高く。また、安全面からも適切な維持管理が必要であることから、長寿命化計画を策定しているが、市の財政は厳しい状態である。この点、市全体を対象とする公共施設再編整備計画の次期計画には、インフラも含めて検討される予定とのことである。

都市計画道路の中には、整備時から、通行量などの利用状況が大きく変わっているものもあると思われる。

市道のうち、島しょ部や山間部など、道路であっても草が繁茂し、維持管理が出来ていないと感じる道路も見られる。

道路は、つながって初めて有効な施設であり、また、建築を行う際の条件にも関係するため、一部分の通行量が少なくなっても、廃止されることは考えにくい施設である。利用度に応じて維持管理される。

一方、更新経費が多額にかかる橋梁については、使用状況を調査する中で、代替橋梁が近くにあるものについては、集約化・撤去の手法も検討するとのことである。

市道にかかる横断歩道橋については、小学校が統廃合により移転したことなどにより、撤去されたものもある。